

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

46

2 0 0 6

金 光 教 学 研 究 所

金光教学

—金光教教学研究紀要—

2006

No. 46

金光大神における超越の視座

……竹部 弘…… 1

「覚帳」「覚書」の神語り世界

—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—

……大林 浩治…… 42

戦争と靈^{みたま}

—戦没者慰霊から問われる信仰の意味—

……秦 修一…… 115

第44回教学研究会講演記録

霊場の形成と変遷

……梅澤ふみ子…… 170

第44回教学研究会基調講演記録

遭遇としての解釈 —教学研究の展開を求めて—

……竹部 弘…… 199

資料紹介

戦没者慰霊に関する資料…………… 217

平成17年度研究論文概要…………… 298

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 306

彙報—平成17.4.1～平成18.3.31— …… 311
(第45号正誤表P325)

金光大神における超越の視座

竹 部 弘

はじめに

今日、神的なりアリティが保たれる場合は、科学的解明が極度に困難な領域か、個人の心の領域に押し込められつつあることが、哲学・宗教学・神学などの諸面にわたって指摘されている^①。そうした中で、教学が、旧来の伝統を固守して再肯定する立場でもなく、信仰価値を現代に適合可能なように修正・翻訳し直す立場でもなく、宗教的経験を通して感じ取られる「無限」なるものの実在性へ向けて、どのように信仰の次元を求め語り得るかが問題となる^②。

かつて空の彼方に想定されていた「天」は宇宙の秩序であり、この世の規範を支えていたが、宇宙にまで到達した人間は「天」を喪失し、却って宇宙飛行士が視線を逆にして見返した地上こそが美しく、神の存在を信じさせるものであったという^③。有限な自己を超えたものは「天」の觀念のように自己の外に求められていたが、代わって自己の内につながった神性・靈性としても見出されており、本教においても、今日、「神はいのちのもと、たましいのもと」という規定がある^⑤。そうした命・心という間口から、どのように／どのような「無限」の実在

性へという問い求めが、まずは成り立つと思われる。^⑥

右に述べた命・心という間口から無限への探究は、自己から連続的・肯定的に無限へと向かう言わば順接的な志向と言えようが、人為を超えた自然災害や予期せぬ変事などのような形で、隔絶された有限性に直面させられることもある。それは、自らの光で世界を眺めていた人間が、生命力の発する光を失って、逆光を浴びる状態に遭遇させられることであると言える。^⑦ 例えばそれは、先の宇宙飛行士が、平常の安穩な生とは異なる緊張状態で、またその居り場所自体が暗黒の宇宙という生命を感じさせない状態の中でこそ、弱々しくとも生命ある地上の美しさを感じ取ったように、あるいはいつ最期の日が訪れるかもしれない強制収容所のユダヤ人が、ある日の夕焼けの光景に「世界ってどうしてこう綺麗なんだらう」と感動の言葉を漏らしたように、^⑧ 生命の儂さや生の空しさに出会うという事態であった。果たして、ごく当たり前の光景を、当たり前でない恵みに満ちた世界として経験し得るには、そうした虚無に晒されるような状態に陥らねばならないのかという思いが湧いてくる。しかしまたそれらの出来事は、平常の生を前提とした価値の喪失が、必ずしもニヒリズムに陥るのでなく、それまでの価値の剥落によって、却って世界本来の地金のようなものに触れる経験があることを伝えている。

そのような人間の有限性の極まりにあつて無限から照らされるという逆対応的な関係と、^⑨ そこでの時空の経験を通して、内的生の更新と共に世界の現前化でもある天地との出合いを探究したい。^⑩ 以下、一章では、天地の間における人間の歴史を超越的な視座から捉えた明治六年旧八月十九日のお知らせを基に、苦難の由来が語られている「前々の巡り合わせ」について、今日における解釈の幅（可能性・不可能性）と問題性を検討する。それを受けて二章では、人間があらゆるものに対して無礼しているとお知らせを基に、神の超越的な視界に映された

ものと、人間の肌合いを伴って経験される世界からの照り返しについて考察する。また三章では、「何事も巡り合い」と告げるお知らせを基に、この世の偶然と必然との二重性及びそれらが反転する動態について、お知らせにおける金光大神の自覚と、実在的な顕現との両面から論及し、金光大神の生涯の意味にも投げかけつつ考察する。

なお、『金光教教典』（以下「教典」と略記）からの引用箇所については、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」（以下「覚書」「覚帳」と略記）は章・節・項番号を、また「金光大神御理解集」（以下「理解」と略記）は類・伝承者名（または略号）・節・項番号を以て示し、日付は「覚帳」に従って旧暦を用いた。また、その他の資料について、旧字・旧仮名・送り仮名を改めた場合もある。

一、心の世界と不可視の連鎖

天地金乃神と申すことは、天地の間におつておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合せて難を受け。氏子の信心でおかげ受け。今般、天地乃神より生神金光大神を差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申し聞かせ、末々繁盛いたすこと、氏子あつての神、神あつての氏子、上下立つようにいたし候。（覚帳17―25―3―7）

3
このお知らせでは、「天地の間」における人間の生の様相、とりわけ神への無礼と難儀の状態へ向けて、氏子へ信心の要請がなされると共に、生神金光大神による救済と神人関係の標榜が、過去から将来へ亘る歴史的な視

圈を伴ってなされている。その点で、金光大神の生涯を超えた範囲に及ぶ内容を含むものでありながら、またそのお知らせによつて金光大神の存在の意義が喚起されるという、超越的な視界と金光大神へ焦点化される視界を併せ持つお知らせである。

これまでの研究でも、天地金乃神の神名・神性開頭の意義や、生神金光大神差し向けの意義への注目などから、主題的な追究や付随的な言及も含め、幅広く様々な論及がなされてきた。⑩但し、「前々の巡り合わせで難を受け」という、苦難の来処とも言うべきものを含む一句に関しては、踏み込んだ論述がなされることは少ない。⑪元よりそれは各研究の問題関心によると言えるであろうが、逆に言えばそれ程に研究関心にかかりにくい、あるいは後述するように論及を避けさせる何かを含んでもいることを示すであろう。そうした点の問題性を含めて、本章では、神伝全体の解釈というよりも、この論題の掘り下げを旨指して考察する。

I 苦難の由来

これまで、このお知らせの「前々の巡り合わせ」は、「『無礼致し』の因が『難を受け居る』の果となるまでの推移の過程を示せるもの」であつて、「巡り合わせ」自体には罪悪・罪業の意味はないとの説もあるが、幅広く受け止められてきた感覚としては、元々の言葉がもつ、いつとは知れず訪れる不可避の宿命的影を宿しているであろう。⑫また言葉の語感や意味という以上に、金光大神自身の経験に照らしてみても、「方角日柄ばかり見て無礼いたし」は、安政二年の大患（覚書3―4―8）時に承服させられた内容に相当し、自身の行為として確認でき身に覚えのある事柄であるが、「前々の巡り合わせで難を受け」は安政五年十二月二十四日のお知らせ（覚書6―

9) で示されたように、自身では知りようもなく責任を負いようもない、個人の生を超えた繋がりを含んでいるであろう。この「巡り合わせ」に相当するものとして、「理解」で「めぐり」と呼ばれてきた因果の連鎖があり、その中には「わが身のめぐり」というように自己の生の範囲内に収まるものもあるが、多くは家・先祖・子孫という時間系列の中で生起するとされ、自己以外の他から蒙るものであると共に、他へ代わって蒙らせるものともなる。

その様は、自身に心当たりのないことでありながら降りかかる必然性と、いつ・どこで・どのように出来るか知れぬ偶然性が、縄目のように絡み合うという両義的な様相を見せる。明治六年のお知らせのみで見れば、方角日柄の無礼があり、その無礼が「前々の巡り合わせで」難へ結果するという、無礼―巡り合わせ―難が直列的に繋がる見解となる。この見解では、全ての難儀の元に無礼があり、それが難儀となる過程で「巡り合わせ」と呼ばれるものが介在することになる。但し、このお知らせで語られたことと金光大神の体験を照応させてみると、前述のような相似的な関係と共に、相違する関係もある。「方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせで難を受け」という流れは、金光大神が安政二年と同五年の時点で体験され自覚化された順序と合致するが、その場合、金光大神にとっては安政二年の無礼が根本的なものであったというわけではなく、「四つ足埋もり」という先祖以来の基底的な無礼の上に、安政二年の大患も起こり得ていたのであった¹⁵⁾。もちろん安政五年のお知らせにおいても、無礼に発することは変わらないのであるが、それでも明治六年のお知らせの「方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせで難を受け」という脈絡に、無礼から難へと至る過程というのみならず「巡り合わせ」自体の不分明な規定性を認める余地がある。仏教でいう「業」は、「因」と「縁」とからなり、因果的

関係(因)と相互的關係(縁)との働き合いとされているが、このお知らせで言われる無礼と難儀の關係において、「巡り合わせ」という働き合いを考える上で、このことは示唆的である。

この他、諸難の由来がどう観念されていたかを窺うについて、金光大神が祈念の際に唱えたと伝えられるもの(理1大喜6)がある。その前半部では、不時の災難・盗難・火難、厄年の難、病難、悪霊との接触・死霊の恨みによる難など、様々な難から逃れることの祈願が連ねられ、それらが一段落した後で、後半部になって普請・商売・旅行・農業など、諸々の事柄が成就するように祈願される。つまり、諸願成就を願う前に、降りかかる諸々の難儀の消除(祈念詞の言葉通りでは難儀がなくなるわけではなく、逃れる・避ける)が祈念されている。前半部の内容を細かく見ると、不時の難については「お逃しくだされ」(2項)、厄年の難については「厄晴らしくだされ」(2項)、病難については「おまつりかえくだされ」(3項)、「七難八苦の憂いをお逃しくだされ」(3項)、諸霊による難については「お道立てをおやりくだされ」(3項)とあって、最後に方角を初めとする無礼を「おさし許しくだされ」(4項)と結ばれる。このような祈念の言葉の諸相には、それぞれに対応する諸難の由来が観念されていることが窺えるが、神への無礼による難儀を詫げる祈念はその一部を占めるに過ぎない^⑩。取り分け「神々の無礼粗末、行き合い(祟り)見参(同上)故障、人のほのお(恨み)ほむら(同上)恨み、生き霊死霊の訪ねがござりましょうとも、あなた(神)のお手続きにて精霊はお道立てをおやりくだされ」(3項)に見られる、「行き合い見参」などは、個人の生き方や心の在り方の問題、またそれらが神への無礼になっているという問題に帰せられず、偶々出くわしてしまう外在的な要因とも言うべきものである。そのように、神への無礼から難儀へという関係には入り切らず漏れ落ちていくかもしれない混沌たるものが予想されている。先の伝えは、

そうした苦難の来処に対する構えを含んで祈念がなされていたことを伝えるものである。

沖繩の伝統的宗教者による救済行為においては、災因を個人の外側に転嫁する「外在化」の特質が見られ、それによって当人を徹底的に追いつめない意義があるとされる。^⑧ そうした在り方と右の祈念詞の諸相には共通するものがあるが、そのような金光大神の構えと共に、他面、教学研究においては、これまで主として「覚書」に基づき金光大神の体験に「自覚」という形で内面化された信仰を探究してきた。^⑨

教学のみでなく、広く本教の信心において「一心」「和賀心」「実意」を初め、心の在り方が重要であるとされ、どこまでも心の問題として求められると言える。様々な事態に直面して心でどう受け止め、生きていくかということに、信心の成否があるとして教示されているが、但し、心の世界と言っても、次の金光大神「理解」には、心の在り方についての教示の先にある、底知れなさを窺わせるものもある。

Ⅱ「めぐり」の外在性

「あなたは、腹が立つてもこらえてこらえて、それを腹の中へおさえこんでおられる。それではわが体をこわす。もう一つ進んで、腹の立つことを知らないということになるがよい。それには、悪いことがきても、『これは自分が犯した罪のめぐりか、先祖が犯した罪のめぐりであろう。これで、一つめぐりを取り払ってもらうのだ』と思うがよい。また、それに相違ないのであるから」と言われた。(理解Ⅱ津川治雄20—2)

「理解」の最後に「また、それに相違ないのであるから」と付け加えて、念を押すように言われているが、この一言で金光大神は何を見、何を示そうとしていたのか。この一言の前に言われているのは「めぐり」と思って受け

止めていきなさい」という意味で心の問題であるが、更にそれに加えての「また、それに相違ない」という言葉は、心で受け止めること以上の、その先にある実在的な世界を暗示するものであろう。この一言が、聴く者を説得するための方便と考えられるかも知れないが、しかし聴く者の存在が想定されないお知らせでも「前々の巡り合わせで難を受け」といると告げられているのであるから、言葉の綾以上に見据えられたものがあると考ええる方がよい。この伝えで「めぐり」と言われたり、仏教で「業」と呼ばれるものは、固定化され、現状肯定や責任転嫁の論理ともなりかねない問題を抱えているが、我々の通常の生活と関係しつつ違ふところに見えない連鎖があつて、そういう前提の上で受けるとか背負うとかいうような信仰感覚を成り立たせる世界があるということを示す「理解」である。

このように「めぐり」は、起こつた難儀の「なぜ」に答えようとするものであるが、それは余りにも大きく個人の手になんか負えぬもののために、危害を蒙らなくてもよかつた者が蒙つたという意味付与以外には、具体的に指示する対象がなく、出来事の深層を暗示するしかない。^②

ところで、先に引いた津川への「理解」では、「めぐり」を受け容れることに、「これで、一つめぐりを取り払つてもらふのだ」と思うがよい」という教示が伴っている。これによれば「めぐり」は、それまで積み重ねられたものの現れであり、突発的なことであるが、その現れにより「めぐり」は取り払われていくという関係にある。また同じく津川は、金光大神の長男浅吉に金を貸したと名乗る人間が広前へ取り立てに来た際、真偽を問ひ質そうとする津川を金光大神が止めて、借金を払つたという出来事をも伝えている。^② この伝えでは、「めぐり」は自身がそれを受け容れることで他者へ転嫁されるという形で表現されており、形は違ふがやはり前の例と同じ

関係が見出せる。それは、潜在的な罪が難儀として顕在化することであるが、その顕在化は同時に、その受容と自覚に伴って、充ちてきたものが溢れ出す臨界点で欠けていく方向に転じる始まりでもあることを示している。

右に述べた金光大神の「理解」もそうであるように、たとえ耐え難い事態に出合っても、生きて行かねばならない人にとっては、何らかの意味を与えるべく、事の由来から行く末に至る物語が生まれねばならないが、その物語がどのように超越的な光背に支えられているかが問題である。そこに自覚と実在の関係をめぐる問題があり、自覚に余る実在の余韻が求められねばならないであろう。²⁷⁾

Ⅲ 今日の信仰へ反照するもの

そのことは、社会の世俗化が進むにつれて、「宗教的な〈諸現実〉が個人意識の外にある事実性を判断する枠組みから、それらを意識の内に位置づけるための枠組みにだんだんと〈翻訳されて〉いく」と言われるように、当事者がどうかということと共に、あるいはそれ以上に、受け止める我々の側の問題を照射する。

「めぐり」という言葉は、かつての布教者の信仰表現においてしばしば表出されており、また教団刊行か個人の著作かを問わず、教義的観点からも論及されてきた²⁸⁾。しかし今日では、かつてのようなものとしては通用しがたくなってきたという布教現場からの声が出されており、また教義的な位置づけも低下して、教団刊行のレベルでは個人の生を超えた連鎖の要素よりも、むしろ個人が生きる現世の生の内ですべて完結するものと捉える見方が強まっているように思われる。²⁹⁾

9 確かに、「めぐり」という観念は、合理的思考にとつて否定されると共に、ヒューマニズムからも生理的に遠

ざけられるものを持つているであろう。そのことは仏教の「業」も同じように宗教をめぐる潮流とも言うべきものであり、人間の生と世界の意味が、合理的に説明可能な「生」と了解され、信仰の理解もその制約を蒙っていることの証かも知れない。仏教哲学の立場から「業や輪廻に基づく人生・世界観には、論理に解消し尽くされぬ、ある神話的精神がその底にある。そうしてそれは理論以前のものであるとともに、また理論以上のものである」との発言がなされるのも、そうした現状の反照であろう。キリスト教神学でも、「デモーニッシュ（魔的）」という不可避な力を示す概念が時代遅れのものどされ、「意識的な人間の自由な決断に依存しているところの悪の個々の行為しか見ないようになってしまった」というが、それはまた裏返せば人間個々の決断によって解決可能な悪としか見ないということである。しかし本来は循環・邂逅の語義であつて罪悪罪業の意味を持たない「巡り合わせ」や「めぐり」が悪因悪果の必然的関係を意味するものとされたように、人間の自覚と信心による他はなくとも、またそれに余る不可思議なものとして表出されてきたのであつた。²⁸⁾

教学研究においても、明治六年のお知らせに関する研究では、人間中心主義による神との乖離が問題とされ、「前々の巡り合わせ」への言及がなされることもあつたが、総じて主題的な論究は人間中心の「無礼」な在り方へと向けられてきた。²⁹⁾ 今日教団においても、そうした人間中心・自己中心の在り方になつていくことへの批判を梃子に信仰の意義と責務が語られているが、右のような精神の位相に我々もまた深く巻き込まれているとすれば、そうした人間中心主義への批判が、どのような基盤の上に成り立ち得るのかを省みると、それはあたかも自らの足下を穿つようなものでなければならぬであらう。³⁰⁾

前述のように、そこには今日の人間的な理解（ヒューマニズム）との相克を伴うが、しかし神の眼を借りた説

明に終始して、人間の肌に染み入る了得がなされなければ、相克が相克になることもないであろう。また、自覚に余る实在性の確保と言つても、それが客観的な法則のように言い得るならば、それはむしろ客体化というべき事態であり、第三者的な視点で裁断する立場になつてしまふ。³³ 次章では、こうした問題点に留意しつつ、お知らせに示された神の視界と、それに触発された自己と世界の経験について考察していく。

二、人の眼・鳥の眼・神の眼

前章で取り上げた明治六年のお知らせと同じく、人間世界の有り様を超越的な視座から捉えたものに、次に示す明治十三年六月二十五日のお知らせがある。

総氏子のこと、素人、玄人と申すことなし、大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たりいたし。同じく氏子から断り申すこと天地乃神が教えてやる。取次が生神金光大神、教えそむく人はしようもなし。教導職ではいけん。教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。

内で説論とも理解とも話をして聞かせ。末を樂しみ。(寛帳24—5—3—6)

人間の無礼を問題指摘する点では共通しつつ、そのような問題状況に対して明治六年のお知らせでは「氏子の信心でおかげ受け」「願う氏子におかげを授け」と志向されるが、このお知らせでは「氏子から断り申すこと」が焦点化されている。以下、前章末で述べた神の視界と、そこから促される「断り」との関わりにおいて経験される自己と世界の深まりについて考察する。

I 総氏子と人間―解読上の問題

このお知らせで、最初の一文は、主語・述語関係が文脈的に錯綜し読みにくい箇所であり、解釈が分かれる。教祖伝『金光大神』では「すべての人間は、素人、玄人と申すことなく、大人、子供の区別なく、天地に無礼をしている。その人間の無礼な行為によつて、天地の一切のものが、鳥や獣に至るまで差し障りを受け、それがまた人に当たり返している」と訳されている^④。この解釈では、「総氏子のこと」とは「素人・玄人」「大人・子供」を総合した人間全体を指すことになり、それは「人間が無礼いたす」の「人間」と同じものとして「無礼」の主語とされ、「総氏子」と「人間」は繰り返しと見なされる。これに対して、次のような解釈もある。「総氏子のことをお願いするのに素人、玄人ということはない。人間は自分以外のもの（大人や子供から鳥や獣に至るまで）に自分勝手をして困らせたり、無礼をしておる^⑤」。この解釈では、該当箇所は二文に分けられ、願われる対象としての「総氏子」は、「人間が無礼いたす」の主語である「人間」とは文脈的に区別される。また「素人、玄人」、「大人、子供」の全てが「無礼」の主語となるのではなく、「素人、玄人」は氏子のことを願う上での職能・資格の別となるし、「大人、子供」はむしろ同じ人間の無礼のため危害を蒙る側での強弱の別となる。この場合、「大人、子供、鳥畜類に至るまで」とは、そのような順で本来なら蒙らなくてもよい筈であるのという理不尽さの程度が甚だしくなるということを含意するであろう。

教团的には前の解釈が公式見解となるが、本稿では以下に述べるように、後の解釈の意義に注目して論述したい。まず文章上のつながりからして、後の解釈の方が原文の流れに従っており、これに対して前の解釈は、「大

人、子供、鳥畜類にいたるまで」と並列に述べられたものを、無礼する人間（大人、子供）の側と無礼を蒙る「鳥畜類」の側に分けたり、「素人・玄人」「大人・子供」をつなぎ合わせて「総氏子」と見なした上で、後の「人間」と等置するなど、文章の切断・結合・繰り返しを重ねた切り張りの合成という印象が拭えない。また、文章上のつながりのみならず、人間が「総氏子」「素人、玄人」「大人、子供」と、全体的にあるいは区分けされて表現されているが、人間全てが無礼しているとの趣意ならば、そうした様々な表現に必然性がないことになり、殊に「素人、玄人」の別は、その専門分野が示されねば区別の意味がない。むしろ後の解釈には、この時参拝していた土肥弥吉（覚帳24―5―1―2）が当時、自宅で祈念をし参拝者も多かったとの伝えからして、お知らせ後半部の教導職や説教云々のことと共に、「総氏子のこと」を願う上での布教資格の有無や専門性を問う必要がない、というよりもそのような問題にかかずらう暇はないとの教示として、整合性があると考えられる。そして、その暇なきことの理由が、お知らせ前半部の「大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす」以下の状況によって伝えられることになるであろう。

尤も、このような構文上の問題は、最終的な決め手にはならないかも知れない。また「総氏子のこと、素人、玄人と申すことなし」が、願われねばならぬ氏子の問題であろうと、逆に無礼している人間の問題であろうと、神の眼から大きく捉えられた実態には差がないかも知れない。しかし、土肥弥吉ら参拝者に対し「理解」を伝えただ後のお知らせであるから、彼らが届け出た問題と何らかの対応関係をもってなされたとしても不思議ではない。もちろん、人間の無礼に関する全てが弥吉らの参拝と対応するかと言えそうではないけれども、実際「覚帳」には、個別具体的な状況に発しつつ、その状況に収まらない内容をもつお知らせや、金光大神周辺の問題と普遍

的問題が接続され同居しているお知らせが、しばしば見られる^⑦。そのように個別と全体との間を行き来していく眼で、問題が照らされ語られていくところからは、弥吉らの参拝と彼らの問題でもある「総氏子のこと」を願うことから、人間全体の状況を経て、金光大神がなす信仰営為の問題に戻り、またそれは弥吉らへの心得ともなる往還関係が成り立っているとも捉えられるであろう。そこに個別の間口から全体の問題が呼び覚まされ、そこからまた具体的な在り方の教示に返されていくというお知らせの構造が読み取れる。

Ⅱ 神からの俯瞰と世界からの照り返し

こうした幾度も繰り返される人間の無礼への指摘について、それを基に、神の眼を借りて社会や文明の在り方を批判することは容易でさえあるが、しかしそこには、その批判をなす者がどこに立っているのかという危うさが孕まれる。あたかも世間に対する優越を示すかのような社会批判の論拠を「所有」という発想ではなく、その批判を、神の前で、人間として真つ先に受けた者の立場に眼を向けねばならない。

このお知らせでは、人間による、同じ人間を含めた生き物に対する無礼が問題となっている。そして、こうした「責めあるもの」としての規定は、人間におけるばかりでなく、「鳥畜類」に対しても向けられている。この「鳥畜類」については、明治十四年九月三日のお知らせ中にも、「金光大神は、氏子の家内、鳥畜類までの目、諸病、身上のこと、なんでも諸事のことかなえてやり」（覚帳25—27—5）という一節があり、氏子と鳥畜類との、それぞれの諸病・身上のことを、金光大神は叶えてやれるとの言明がなされている。ここで注目されるのは、明治十三年六月のお知らせと同じく、人間と鳥畜類とが並列の関係で語られていることであり、それは例えば慶応四

年十一月二十四日のお知らせで、牛馬についてなされた言辭と比べてみると対照的である。すなわち慶応四年のお知らせで「身上安全の願い、家業出精、五穀成就、牛馬にいたるまで、氏子身上のこと、なんなりとも実意をもつて願い」(覚帳11-7-2)と言われる時の牛馬は、家業出精・五穀成就などと並んで、「氏子身上のこと」が安泰に成り立つための要件に含まれる一内容をなすものであり、端的に農耕労働の上に働きが求められるものとして願われる牛馬である。それに対して、先のお知らせでは、氏子の目・諸病と同様に、鳥畜類の目・諸病とが等価に置かれて述べられている。同じく生き物に言及されるお知らせでありながら、人間の生活営為に付属した牛馬と、人間とその他の生き物として並置される鳥畜類との相違が認められ、そこに、天地の間の生き物に、人間と同等のレベルでの救済の意志が向けられており、位置づけの振幅が窺えるのである。「理解」でも「牛は人間とは違い、寒い時でも寒い用意もせず、毛があるだけで、冬の寒中、かぜもせず。なにほど寒い時、子を産んでも、かぜもせず。これは飼うておる人間の力におよばん」(理1山定4-1)と語られるように、動物は文明の恩恵を受けず、それだけ神の恵みをストレートに反映する存在であり、一面で人間に勝る要素を見出されてもいる。そうした位置づけにおいて、先の明治十三年六月二十五日のお知らせでの「無礼」についても、人間が「大人、子供、鳥畜類」に対してというように、人間へも生き物へも同様にとりう文脈に導かれ、中でも「鳥畜類に至るまで」と、甚だしい極点が示されるのであるが、そのことによつて顕著になるのは、それが人間社会の問題にとどまらず、天地の間の生き物全体に関わる問題だということである。そこに社会の問題としてでなく天地のレベルの問題とする天地の側からの眼差しが看取されるであろう。^⑧

殊に、このお知らせの場合、明治六年の「方角日柄ばかり見て」というような無礼の具体的様相が示されてい

ない。「方角日柄を見る」ということは、諸種の「理解」において神の留守を狙う行為であると説かれていたが、それは神への無礼とはなつても、他の人間に迷惑をかけるとか危害を加えるということではなく、慣習的・倫理的な規範の遵守と認められるものであつた。それがここでは、人間その他の生き物に害悪をなしているとして、心の改まりでは済まない問題であり、また神への無礼より更に個別具体性を予想させながらも言及に値しないかのような扱いであり、しかもそれに対する「当たり」が生じていることに力点が置かれるのである。「当たり」は「理解」では返報・叱りの意味で用いられており、この箇所でもそのように解して妥当であろう。但し、「理解」の場合、普請の際に方角日柄を見て「明き」を狙つたことが、巡り廻つて「ふさがり」の時に「当たり」を招来すると、明確な因果関係を伴つて説かれることが多いが、地震・早魃など自然現象の「当たり」については、そうした言及はなく、人間の行為を前提せずに正に自然に起こることのように説かれる。この箇所では、具体的な言及がないが、個々の難儀のみならず全体的な「当たり」を暗示しているであろう。それは、罪性の甚だしき以上に、無礼と「当たり」との不分明な関係、「当たり」が何の返報かすらも分からぬ混沌たる様相を印象づけるものである。

これは、神の眼から俯瞰された途方もない言葉である。お知らせは、人間が人間に無礼するという具体的場面を予測しつつ、また「鳥畜類に至るまで」という踏み越えをも抱えつつ、高い眼から見た時、誰のものでもある人間の無礼を照射する。それは人間誰もがあらゆるものに対して責めがあることを語っているが、裏返せば、誰のものでもあり誰のものでもない無礼への責めという可能性において、被害と加害の立場の反転あるいは消失という事態も生じ得る。それは人間の主体的・倫理的なものの無効性を示すかのようにもあがるが、果たして、それ

を見させるものは何であろうか。

このようなお知らせの語りに対して、人間の皮膚感覚で感じ得るものとして、近世の農民が飢饉で生き残った際に抱いた「原罪意識」がある。高取正男によれば、盆の日に家の先祖とは別に餓鬼棚を設けて無縁仏を供養する風習は、家を永続させるための生存競争に落伍した者への「原罪意識」に基づくものであるという。村を訪れる物乞いへの施しも「喜捨」であって、「それによって自らの罪障の少しでも消滅するのを願わないではいられない」^④なかつたような、生き残ったものの宗教的な負い目があった。これは東北地方の農村における事例であるが、飢饉になれば誰かが倒れ犠牲となることが半ば常態化していたから、そうした犠牲の上に成り立っている生であるとの負い目が、時代を生きる人々の感覚としてあり、逆にその負い目に立って自らの罪障を滅するための思いや行動が催されたことの指摘である。そうした心性の前提となるのは、誰もが相互になる可能性のある関係への念慮であつた。^④

そうした人間の経験レベルで感じられることと共に、神の眼から見た無礼とそこからの「断り」が求められるが、それは、ちょうど安政二年の大患の際に、金光大神自ら神への無礼を詫びたことの反芻でもあつた。そして、安政二年の断りが、古川八百蔵に代表される人間として当然の判断を否定するものであつたように、神が教える「断り」は、やはり人間として当然の責めに釣り合うとは限らぬものに及ぶであろう。

その「断り」にも、報罰の予感を伴うような恐怖する「断り」もあれば、ひたすら自己の内面を厳しく凝視することによって至るような単独者の発見としての「断り」もあり、また前稿で安政五年の事蹟について考察したように、神の労苦を感じ赦されたところからの感恩を伴って承服される「断り」もあるであろう。^④特に三つ目の

意味での「断り」は、通常の生が、どれだけ稀有な僥倖かということの感恩と、支えられているものへの申し訳なさを催させた経験語るものである。その意味で、超越的な意志に遭遇することが、卑小な自己を包む世界の開示ともなるような、自己が世界から受け容れられていることの経験を語るものでもある。^④先のお知らせの意味するところについても、「断り」の諸相が予想され、その解釈も勢い神の眼から見た弾劾に傾斜しがちであるが、「人間が」と指弾しつつ、その無礼が他ならぬ人間に及ぼされているとの憂いを含んだ指摘である。そして「大人、子供、鳥畜類にいたるまで」と、より弱い者が甚だしさを増しつつ蒙るとすれば、そこには受苦的であることにおいて神に近いという眼差しと、人間と命運を共にしようとする意志が含蓄されていると言えようか。そのような意味で、人間への弾劾を導き「断り」を要求する状況認識よりも、それが「氏子から」生まれる心の真正さと、そのことを必然化するだけの世界の地肌からの照り返しに注意が向けられるべきである^④と考える。

Ⅲ 生神金光大神の使命と姿勢

「氏子からの断り」は、そうした境地が開かれる世界との出会いと共になされるが、そのための教えを伝えることの教示が以下に続けられる。但し、明治六年のお知らせでは、人間の無礼の扱って来たる基に「天地の間のおかげを知らず」「金神の地所、そのわけ知らず」という「不知」があり、それに対して「理解申して聞かせ」ることが生神金光大神を差し向ける意義であった。それに対して、このお知らせでは、「教えそむく人」の存在が指摘されている。道理を知らぬ者を教え導くという生神金光大神の使命であったが、教えをしても、教えを知つてそれに背くという問題状況に直面しているということである。そのことは同年十一月二十四日のお知らせで

も、幾分恩着せがましいまでに「神が知らしてやること」が背かれるという隔絶感として示されている。

二十四日早々、一つ、お知らせ。人代と申し、わが力で何事もやり。今般、神が知らしてやること、そむく者あり。神の教えどおりをする者は神になり。昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、安心になるもわが心。(寛帳24—25)

言葉通りの意味では、「神が知らしてやること、そむく者」と「神の教えどおりをする者」とが対比されて、二種類の人間がいるかのようであり、そうした対比的な配置は「昔は神代」「今は人代」という形でもなされる。しかし、「今」の世にも神の教えに従う者と背く者とがいるのであるから、そうした対比のみが成り立つのではなく、最後の一句にあるように、いずれも「わが心」からどちらへ転ぶとも知れず生まれる在り方である。そこには昔はそうであったのに今は失われてしまったという、一抹の郷愁・慨嘆が漂っているが、そこで問題とされたのは以下のように、人間の意識の問題、社会の問題に留まるものではなかった。

神代の時は、おしめりは、決まりてありました。百姓が池を掘りまして、先練りましたゆえ、雨が昼ふうたり、晩ふうたりしますわいな。(福岡儀兵衛伝「教祖遺訓」、菅長家資料27—18—53)

見られる通り、「神代の時」には人間の農耕に具合よく天候が推移していたが、人間が気を回して疑い、策を講じたために、その調和的な運行が崩れたということ伝えており、郷愁以上の神話的な趣を湛えている。これは、右のお知らせの「神の教えどおりをする者は神になり」、あるいは「人が人を助けて居る所だけは神国」(「研究資料金光大神言行録5」二八五二、光谷要次郎伝)と言われるような人間の行為・在り方を基準とした「神代・神国」とは趣を異にし、「神代」は理想の社会と言ったものでは足りないものを含んでいる。人間社会の在り方を問題にし

ているように見えて、人間の意識によつて操作しうる範圍を脱しており、実は人の世が社会という形をとる前の段階からの問題、すなわち天地の運行を中心とした上で天地と人間生活との呼応關係を主題とするものである。天地乃神から教えられるべき「氏子からの断り」も、そのようなレベルの場に向けられていることは言うまでもない。^④

しかしながら、そうした状況で、「取次が生神金光大神」と名指された金光大神がなすべきことは、お知らせ後半部にあるように教導職がなす説教などではなく、最も身近で最低限とも言える説論と理解であると指示された。ここで「教導・説教」と「説論・理解」とが対比されているが、この時期の金光大神広前は、次男である金光萩雄が氏神社の祠掌になつてその属社と位置づけられることにより、宮建築運動や守り札の配布も進められるなど、明治六年の神勤差し止め前後や同九・十年頃の警察官吏による取り締まりの時期に比べれば、遙かに自由な活動が行える状態にあつた。そのように広前をめぐる束縛は比較的緩やかであり、他面で「教えそむく人」が指摘され強く打開の道が開かれねばならない時に、にも拘わらず「説論・理解」への自己限定がなされるのである。それは、できるからするという在り方を峻拒し、できる・できないよりも大切なものがあるという姿勢であり、状況に流されることのない姿勢として示されていると言えよう。しかし、更に注目されることは、そうした変わらぬ姿勢を支えるものが、却つて状況の中で時の流れによつて試され、時の流れと共に萌していったことである。

かつて明治九年に「敬神教育之儀ニ付御願」を提出した時には、その認可と同時に「教導職ニ紛敷所業ハ不成候事」との指令がなされており、^④教導職のようにすることは、したくても出来ない事柄であつたが、それが時

を経て、この時には「教導職ではいけん」と見なされている。「説論」もまた、明治十年三月二日に萩雄が玉島の区務所や警察署に向いて、「人を拜むことすな、説論でよし」（覚帳21—3—2）との指図を携えて帰ったことに始まり、翌日から「説論だけいたし候」（覚帳21—4—1）となったものである。このように「説論」も初めは祈念ができて天地書附も出せないなど、次々に削ぎ落とされて「ししかできない」状態で辛うじて残されたものであった。それが今では、他の諸々の行為にも増して「ささえればよい」ものとしてあり、かつて取り締まられて制約として課された「説論だけ」が、同じ言葉でも意味合いは全く違うことになった。このことは、時の流れに伴う自然の変化や人為の社会的・歴史的变化の中で、信仰的な意味が芽生え育ち熟し行く様であり、変わり行く生の中に変わらぬ姿勢が絶えず生まれてくるという逆説を示唆するであろう。そのような逆説を生む天地の相貌について、次章では時間的な面から考察する。

三、「巡り合い」の時

一つ、金光大神、子供、孫のこと願ひ。何事も巡り合ひ。病氣は時々にてきても、治ること願ひ。何事ありてもびつくりすな。日天四がおる間は苦世話にすな。親のよななもの。子供が、親がおればよからうが。天地金乃神がおらぬようになつたら闇。日天四が死ぬることはあるまい。万劫末代、代々子孫繁盛願ひ、とお知らせ。（明治十五年二月四日、覚帳26—3）

このお知らせについては、これまでに幾度か論及してきたが、ここでは特に「巡り合い」に注目し、明治六年

のお知らせの「前々の巡り合わせ」との対照を含めて考察する。

右のお知らせの「巡り合い」は、明治六年のような無礼から難への繋がりて記述がなされていることに比べれば、曖昧とも言える程に、正負両様の出来事の生起を予想し得る言葉である。尤も、お知らせの後の部分で実際に語られるのは、病氣・びつくりするようなこと・苦世話にするようなことなど、難儀な事柄が想定されている。そのことからすれば「巡り合い」は「難」へと向かう過程ということになるが、「理解」では「親先祖からの罪が消えねば、めぐり在る中は、神は充分に守りてやりたくても、思ふ様に守れず。万事罪が消えて無くなれば、思ふ仮に出世するなり。夫が時節が来たのじゃはいなあ」(『研究資料金光大神言行録4』二二九二、楠粥範伝)、「何一つ不自由を知らぬ者とても、先祖のめぐり、その身の罪、時節到来するならば、かなわぬ」^④と語られる如く、「めぐり」の消去は神といえども時節を待つしかないとの一方で、「めぐり」で難を受けるのも、反対に「めぐり」が取り払われるのも、すべてが時節によるとの、より大きな運行の一環とされている。これらの「理解」からすれば、「巡り合い」の時には、病氣ができて治るといつかの時の熟しが含まれると受けとれる。そうした両義性と共に、お知らせの文脈において「何事も巡り合い」であるとの一句が、明治六年のお知らせのように病氣を初めとする難儀の由来を語るものなのか、もつと広くお知らせ全体に通底する世界感覚を反映しているのかという点には吟味を要するであろう。その位置づけ如何をお知らせに沿って考察していく。

I 「願ご」の射程

まず、このお知らせは、「子供、孫のこと」の願いに始まり「代々子孫繁盛」の願いに終わるといふように、

一貫して金光大神の一身・一家の問題が取り上げられ、それに終始しているように見える。そのことは、例えば「天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き」(帳21―27―6)、「万国まで残りなく金光大神でき、おかげ知らせいたしてやる」(帳26―22―3)などのお知らせに比べて、空間的広がりや社会的視野が欠如しているとの印象を与えるかもしれない。しかし、子供・一家とは、人間の生や生活・関係がそこから始まる原初のものであり、むしろそこから始まらない場として、問題を蔵していると言えよう。このお知らせがなされた背景にどのような状況があつたかを示す記述はなく、むしろ特別な事件のない平生の状態を予想させるが、子供や孫のことに関して言えば、前年には菟雄の長男桜丸の死(覚帳25―22)と、金光大神の三男宅吉に娘ひぶの誕生(覚帳25―35)があり、このお知らせの数日前には菟雄の長女式子が生まれていた(覚帳26―2)。そして更に十月には、金光大神の次女ここのが長女逸恵を出産することになる(覚帳26―23)。そうした事態を抱えつつの言明は、子供・孫の誕生と死が繰り返されていく命の連続性の場として、家から地域・社会と広がり行く場よりも、むしろ天地という基底的な場の感受を要請するであろう。神もまた、「日天四」という宇宙的な側面を表しつつ、「親のようなもの」であるとして表れ、人間の親子関係から神・人の関係性へと敷衍されて、人々や出来事が凝縮された天地の視野へと導かれるのである。

また、お知らせの最後にある「代々子孫繁盛」という願いは、安政六年の「立教神伝」以来、しばしば掲げられる願いである。安政六年の「末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり」(覚書9―3―7)との教示は、父親が家業を退くという事態から必然的に懸念される問題に対してなされたものであろうが、明治六年のお知らせでは「末々繁盛いたすこと」は具体的な範囲の予想されぬ先の長い約束である。そして取り分け、このお知らせでは

「万劫末代」と、家の単位としては神話的で非現実的とも言える長さが表出されており、そこに込められた情念の深さが醸し出される。

以上のように、また前章で考察した明治十三年のお知らせがそうであったように、間口は個別具体的事柄でありつつ、問題の奥行きは、神と人との関係と行く末をめぐって、目前の具体的な生活上の問題と、天地の中での命の運びという問題の間を行き来しながら広がり展開されていく。

前述のようにお知らせは、金光大神に向かつて「子供、孫のこと」を願えと始まり、「何事も巡り合い」と続けられる。「病気は時々にてきても、治ること願い」とあるが、「覚帳」の直前の記述には、この年正月早々に金光大神と一家の体調が優れなかったことが記されており（覚帳26―1）、そうしたことを踏まえての教示とも言える。子供や孫に関しては、この二週間後に宅吉の長男撰胤が病気に罹り一ヶ月に亘り一進一退を繰り返すという出来事があった。その経過は正にお知らせ通りに快癒する結果となったが、一方で前年には二月にこの出産（死産）があったり（覚帳25―2）、閏七月には萩雄の長男桜丸の死もあった（覚帳25―22）。金吉・萩雄・宅吉・くら・このら子女の境遇も気がかりであったろう。更に「覚帳」に金光大神の健康状態を窺うと、明治十年八月に下痢症状のあったことが記され（覚帳21―16）、この時は一時的なものであったが、同十二年にも一月二十六日から二月十日まで（覚帳23―3）、続けて三月十五日まで（覚帳23―4）、更に閏三月、四月、及び六月から七月二十日にかけて、断続的に下痢と便秘が繰り返されている（覚帳23―6）。尤も、この頃までは神から「日々手水へ行かぬように・・・三日四日ぶりに行くようにしてやる」（覚帳21―17）、「毒の取りさばきいたしてやる」（覚帳23―8―4）とのお知らせがなされており、そのような確認で金光大神も御礼の気持ちを表していた（覚帳21―17、23―5）。

しかし明治十三年七月六日から十五日にかけての同様の病状を経て（覚帳24―9）、翌年八月には「大神虫入りた」（覚帳25―24―1）とのお知らせがあり、既に明治九年頃から予告的に語られていた金光大神の生死の境（理Ⅱ伍慶21）は、更に現実化したものとなる。このように金光大神自身に関しては、病気ができて治るといふサイクルは、現実との齟齬を抱えており、既に死に向けた歩みの次なる段階に入っていることが自覚されていたと考えられる。そのような中で、そのような状態に向けての「何事も巡り合い」といってお知らせは、病気の由来に留まらず生存・生活万般に亘る様々な出来事に寄り添うように語られているであろう。

Ⅱ 天地の感得と示現

続けて「何事ありてもびつくりすな。日天四がおる間は苦世話にすな」は、前の句とは異なる段階を求めている。「びつくりすな」「苦世話にすな」という教示は、それまでのお知らせで言われる病気ができて治ることを願うという事態にも対応する指示であるが、前年の桜丸の死のような、それ以上の事態をも予想させるし、金光大神自身の生死の段階とも対応する深刻さを孕むものである。

そのような中で、神が「親のようなもの」であるとして示され、以後のお知らせは、そのような神がいなくなることではないと語り続けられるが、ここで、先に述べた金光大神の生死をめぐって、語られることと語られぬことが重なり合いつつ反転する。即ち、自らも親である金光大神、子供や孫のことを願う金光大神は死への歩みを進めている一方で、同じく親のようなものである神が死ぬことはないと繰り返されることにより、親である金光大神と、親のようなものである神とが、生死（在と不在）の対照的な形で交錯する。

そこでは「巡り合い」は、変転しつつ続いていく大きなものを予感させる。「日天四」が昇つては沈む毎日の繰り返しから四季が移り年月が流れる中で、親から子へ・子から孫へと命が受けつがれる。また、一人一人が病気ができて治ることを繰り返しながら、人が生まれ、生き、死ぬということをも繰り返していく。そうした大きな運行からすれば、人間の生死に関わる万が一の非常の事柄すらも、平常のこととして受け止められるかのようであり、人間を見下したり貶めたりするような響きはないが、そうした抗いがたい天地に、人間として出合わされているという情景が窺える^⑤。

そして、時は巡り人は変わり、天地が循環し続いていくその中に、お知らせの主調音として「神はいる」、「神に願え」と繰り返され、変わりつつ変わらぬものが示される。そしてまた、子供・孫のことを願えという呼びかけは、金光大神が親として子供・孫のことを願う関係から、「親のようなもの」である神を通じて、いつの間にか神が人間を願う関係へと移行するかのようであり、願う本人たる金光大神の生死を超えて願われるべきことのお知らせである。そのような意味で、「願え」と繰り返すお知らせは、人間の願いの源が神からの呼びかけであること、また願いを促すお知らせが祈りそのものの発露であるような表現であることを示している。

以上のように、天地は時間・空間的な広がりばかりでなく意味の宇宙でもあり、「巡り合い」は、そのような天地の中で現象として起こる出来事の因果関係のみならず、そうした天地の実相を開示すべく語られていると位置づけられるであろう。

筆者は先に、この「巡り合い」を「差し向け」と対照しつつ、偶然と見える事柄も神の意志によると意味づけられていく「差し向け」に対して、大きな循環の中で時として突発的な偶然性をもつ「巡り合い」には、神の関

与が後退した趣があることを指摘した。「差し向け」もまた、偶然と思えることを神の意志と受容するところに成り立つものであり、言葉は違っても「巡り合い」と同様に偶然性を受容するという事態の意味構造を持っている。但し、「差し向け」は偶然から必然への一方向での反転であるが、「巡り合い」には、一章で津川治雄の伝えに窺えたように、偶然と見えたことが自身の受け容れねばならない必然と自覚されると共に、受け容れられることで、必然の結果と見えたことが如何様にも開かれていく偶然として展開していくという、双方向での反転が抱えられていると言える。

そのように偶然と必然という反対に見えるものが、受容において通じ合わされ、反転していくことになるが、そうした双方向での反転可能性は、偶然と必然とが「巡り合い」において交錯し遭遇する一点でもあることを示している。前述のように、このお知らせにおいて「巡り合い」が諸難や万象の生起する由来のみならず、そのような万象が生起する世界の真相を物語るとすれば、「巡り合い」はどのようなにもあり得た偶然性をまといつつ、そうでなければならなかった運命とも言うべき「出合い」の現成を意味しよう。その場合、金光大神の生涯自体が神との出合いの場として浮かび上がる。それは第一に金光大神が求めた神との出合いであり、このお知らせで「天地金乃神」と共に二度現れる「日天四」という神名にも、安政二年の大患で初めて神との応答が叶った際に「日天四が、戌の年、頭の上を、昼の九つには日々舞うて通つてやりおるぞ」(覚書3-7-6)と告げられた痕跡が残されている。第二には、先に「神はいる」という繰り返しに金光大神の死が影絵のように伴うことを述べたが、その死によって区切られる金光大神の一度限りの生によって、「神はいる」ということが世界に現れ得たという意味での出合いがある。それは、神からすれば、他に何人もの人を求めても叶わなかった末の出合いである

との伝え（理Ⅱ大喜³）ともなっており、神と金光大神との我と汝との間における出会いというのみならず、ある意味で神の意図をも超えた、神と世界にとつての出会いというべき意味をもつ。ここには、お知らせにおいて「巡り合い」という世界の理法が感得されることと、「巡り合い」が世界に実現し、その実現の証として金光大神が存在することが、同時に成り立っているであろう。

Ⅲ 教祖像に寄せて

こうした出合いの意義を晩年の教祖像との関わりで若干敷衍しておく、^⑤「覚帳」公刊後、一章で取り上げた明治六年のお知らせに依拠して、神から差し向けられた救済者としての金光大神が求め描かれてきた。「差し向け」存在としての金光大神は、「神と人間との間のひき裂かれた両極に対する使いとして、さらにいえば、神の贖罪的な身代わりとして、その働きをなすことになる」^⑥存在とみなされ、自らの死の覚悟を内包する程に人間全体の責めを担い、神の負託に応えねばならないとする、余人をもつては代え難い悲壮とも言うべき使命感に塗り込められている。そして、金光大神がその後の生を「差し向け」の自覚をもつて生き切ったとして、晩年に至って肉体としての命は残り少なくなりながら、なお残された広大な世界救済に向かつて身も心も傾けていく姿が提起され、^⑦そこでは例えば明治十五年の「万国まで残りなく金光大神でき、おかげ知らせいたしてやる」（覚帳26—3）というお知らせも、使命の確認に立って、果たさねばならぬ課題に駆り立てられる様相として捉えられている。

これに対して、高橋富枝が最後に金光大神に見えた時の様子についての、次のような伝えがある。

『「ようもようもこう言ふ事が出来ましたのう。」今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しやる。』
 『よう、これ迄勤めてくれたのう』と仰りますのじゃ。』とて、ほろほろ涙を落とし給へり。〔研究資料金光大神事蹟集2〕六六三、高橋富枝伝

これは、よくもこれだけのことができたという、神から金光大神への感謝とも労いとも言える思いが吐露され、それを受けた金光大神も感慨に浸っている場面であり、「覚書」に安政二年の大患の事蹟を執筆する際、神と金光大神とに共有された「どうしてこういうことができたじゃろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりの」(覚書3—6—3)という感慨を思い起こさせる。先の「差し向け」存在としての解釈では、使命遂行のために将来が塗り込められたかのようにであり、また事実、問題状況としてはどこまでも使命の止むことはないであろう。それでも、「差し向け」は神の意志や差配を表す言葉として、そこには使命感の他に、あるいは使命感の前に、偶然と思えることを受容するという、より基底的な意味があり、「差し向け」られた存在とは、そのような偶然を受容し、それを必然の意義に昇華し得たことの堆積された謂いでもであろう。高橋の伝えは、そうした金光大神の生涯が果たし得た意義を語っているのであり、先のお知らせでも、その意義を持って神と出合つて以後の過去からの凝集を湛えつつ、亡き後の将来に亘つて「神に願う」ことが遠望されているであろう。

終 わ り に

今日の本教人間観は、「難儀な氏子」から「神のいとし子」へと重心を移して説かれるようになっており、そ⁵⁶⁾

れは教義的な表明として、負の側面である人間の難儀性よりも、神となる可能性・神への連続性が重視されているということである。また、人間はみな共に、神から分け御霊を与えられた者同士であるから、互いに繋がれており、また神徳の漏れるところのない天地に、互いに無関係でありえないということが、神性の明るさの側から捉えられている。しかし、本稿で考察してきた「巡り合わせ」という見えない連鎖も、同じく互いに無関係でありえないということにおいて、正の価値をもつ相互関係とも表裏の関係にあるのかも知れない。このような関係性については、神性と人性の連続性に基づく人間「神の子」観を認めつつも、本来それは人間「罪の子」観を媒介にして初めて成り立つものであって、後者（「罪の子」観）の軽視は、前者（「神の子」観）の理解を浅薄なものにするとの問題指摘があるように、心しなければならぬことである。信心に培われる人間の生の厚みは、本来言葉が尽きるところで開かれるような、その生が根差す世界の厚みと釣り合うものであろうから。

（教学研究所長）

（注）

① 社会学者・神学者であるピーター・バーガーは、宗教が現代の価値観に対して持ちうる三つの態度を挙げている。第一に伝統への回帰としての演繹論は、宗教的伝統・権威を守り、再肯定するもので、神は人間の理解を超えたものとして受け容れられるのみとされる。第二に、伝統の現代化としての還元論は、現代の世俗性に合致するように伝統を翻訳し再解釈

するもので、現代性との取引とも言われる。「非神話化」と言われるように、例えば「復活」は神話的・宇宙的出来事ではなく、個々人の心の中の信仰の決断の出来事となり、人々に受け容れ易い反面、人々を繋ぎ止めるための技巧に終わる危険性もあるとされる。第三に帰納論は、宗教経験は人間の経験であるが、しかし、「その本性上それは人間ならざるものを志向する」として、「宗教現象のもつ人間的リアリティ

とそこにある人間ならざるものへの志向性の両方を認識する」ことを目指すとされる。『異端の時代』（新曜社、一九八七年）。また、島蘭進は、金光教学における人間教祖論の展開に神の非神話化と理念化の過程を見出し、そこに信仰の内心理化が反映しているとの問題指摘を行った（『金光教学と人間教祖論—金光教の発生序説』、『筑波大学哲学・思想学系論集』第四号、一九七九年）。内心倫理化とは「信仰を、従来一般信徒に受け容れられていた象徴体系や救済観念から分離し、個人の倫理的決断や意識状態の問題として捉え直す」とする傾向」（二七頁）と規定される。こうした個人の決断や意識状態という点で宗教が私的な事柄と見なされるといふ現状を問い直そうとする、氣多雅子「宗教は私的な事柄であるか」（『哲学研究』第五七六号、二〇〇三年）も、本稿と同様の問題意識に立っている。

② ここで、「無限」というのは、人間の生が運ばれていく在処を、家、地域、国、社会、歴史へと広げていったとして、どこまで広げてもおなほ、更にそれ自体の置かれている在処が感得されねばならないとの思いに発している。金光大神は「人間はどうして生まれ、どうして生きているかということを知らねばなりません」（理Ⅱ山定と）と語り、またティリッヒは「人間はどこから来てどこへ行くのか」を問わねばならないという（ティリッヒ『失われた次元』『ティリッヒ著作集

第四卷』、白水社、一九七九年、五八頁）が、その「何処から何処へ」は社会や歴史の中にある訳ではないからである。そうした深き在処からの照り返しとして「無限」の経験が求められるであろう。

③ 「天」は、近世社会の身分制秩序を自然の秩序になぞらえて正統化する支柱であったと共に、明治に入って逆に、人間が平等であることを主張する際にも、「天は人の上に人を造らず。人の下に人を造らずといへり」と掲げ所にされた。平石直昭『天』（三省堂、一九九六年）六〇七頁。また宇宙飛行士の体験については、立花隆『宇宙からの帰還』（中央公論社、一九八三年）一一〇頁。

④ 前川理子「近代の生命主義—自然主義への応答と宗教—」（『岩波講座宗教7 生命生老病死の宇宙』、岩波書店、二〇〇四年）は、十九世紀末から二十世紀にかけての「生命」の思想について分析し、その宗教的な核心の位置を〈天〉から〈生命〉への移行として捉えている。また島蘭進によれば、近年の新霊性運動／文化に広く見られる共通点の内に、「神と人、他界と現世、精神と身体、主観と客観の間の断絶よりも連続性を強調すること、したがって、三元論よりは二元論に近いこと」があるという。「現代日本と『宗教』」（『岩波講座宗教10 宗教のゆくえ』、岩波書店、二〇〇四年）二五九―二六〇頁。

- ⑤ 『神と人共に生きる―金光教教義の概要―』（金光教本部教庁、平成五年）。
- ⑥ 筆者は以前、『天地と心の構造』（紀要『金光教学』第三六号）において、こうした観点から考察したことがある。
- ⑦ 中村雄二郎『宗教とはなにかとくに日本人にとつて』（岩波書店、二〇〇三年）一三三―一四四頁。
- ⑧ フランクル『夜と霧』（みすず書房、一九七一年）一二六―一二七頁。
- ⑨ 「逆対応」については、「修行を積んでそれに応じて悟りに近づくとか、功德を積んでそれに応じて救われるとか、そういうこととは違って、逆に悪の自覚、どうにもならないという自覚の方向から、『対応』的には自分がそれに値しないような救いが与えられるという関係」（上田閑照『西田幾多郎とは誰か』、岩波書店、二〇〇二年、二五〇頁）を参照した。
- ⑩ 天地については、福嶋義次「神としての『天地』―金光大神理解研究ノート―」（紀要『金光教学』第二五号）において、金光大神の「理解」を基にした天地の諸特質が定義的に論究されている。本稿では、「無限」に触れる経験の様相として論究していく。
- ⑪ 沢田重信「金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの「解釈」―」（紀要『金光教学』第二二号）、
- 福嶋義次「金神、その神性開示について―金光大神理解研究ノート―」（紀要『金光教学』第一七号）、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手―明治六年十月十日の神伝をめぐって―」（紀要『金光教学』第一七号）、岩本徳雄「日天四と金光大神」（紀要『金光教学』第一八号）、渡辺順一「天地の規範と生神の道伝え―覚帳」の向明神、白神についての記述内容をめぐって―」（紀要『金光教学』第三三号）、竹部弘「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神」（紀要『金光教学』第三四号）、小坂真弓「生神金光大神」の自覚とその意味について」（紀要『金光教学』第四一号）、竹部弘「『お知らせ事覚帳』に見られる『神という経験』」（紀要『金光教学』第四二号）、小坂真弓「祈りの言葉としての『生神金光大神』―『生神』という実在の動態論的把握のための視座―」（紀要『金光教学』第四四号）など。
- ⑫ 沢田重信（前掲「金光大神における出社の意義」）による「自己中心的な生き方が幾代もつみ重ねられてきて、そこに罪のかたまりというものを生みだしてきている」（九一〇頁）、「罪は人間が死んでのちも残り、ある日突然当の人間にかかわりなくふき出てくるのである」（二〇頁）との論述が最も踏み込んだものである。その他、福嶋義次（前掲「金神、その神性開示について」）による「無礼の歴史的な継承と積み重ねが一人一人の生へと集約され担われていく相」（二二頁）と

いう規定がある。瀬戸美喜雄の場合は、前掲「神の怒りと負け手」には「巡り合わせ」についての言及はなく、『金光教祖の生涯』（金光教学研究、昭和五年）でも「人間の『難儀』も、そうした無礼のめぐり合わせにより生じるとされた」（二七頁）という語訳に留まっている。

⑬ 白石匡「金光教序説―御理解第三節に拠りて―」（学院研究部編『金光教学』第一集）二六頁。

⑭ その関係は、「罪という罪は、車の輪が回って来るようなものである」（理角佐²）という譬えて語られている。

⑮ 竹部弘「神と人との間―への問い―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって―」（紀要『金光教学』第四四号）。

⑯ 佐々木現順「業と運命」（清水弘文堂、一九七六年）によれば、「業思想は基本的には二要素を構成要素とする。因と縁である。因は因果律となつて現われ、我々に運命論的諦念を迫る。縁は相互的關係性となつて働き、我々に明日への希望と勇気を恵与する。また因は因果律として人間存在を時間的に限定する。・・・これに対して、縁は事物の相互的作用的關係であつて、人間存在を空間的に規定したものである」（二五四頁）とあつて、異なる因果系列間での相互關係を含意する。

⑰ 大喜田以外の伝承者による祈念詞が幾つかある（『金光大神 総索引 註釈 人物誌 年表』、金光教本部教庁、昭和

三〇年所収）が、構成・表現とも基本的に同様である。

⑱ 池上良正「悪霊と聖霊の舞台沖繩の民衆キリスト教に見る救済世界」（どうぶつ社、一九九一年）九〇頁。

⑲ 教学史において、「自覚」という言葉を使うか否かは別として、そのような内容と助かりがしばしば結びつけられてきた。例えば、

・「何分人間のことであるから、どれほど心のかぎり、力のかぎりをつくしても、決して万全であるとはいえない、というのである。そこに、明確な、人間の有限性の自覚がある。しかも、有限性を自覚すればこそ、いかに心身のかぎりをつくしても、なお『それですんでおるとは、おもいませぬ』というのである。そこにいたれば、もはや人間能力の限界をつきやぶつて、まさに神の世界にならうとするはたらきである」（大淵千仞「教祖の信心について（中）―四十二才の体験をめぐって―」紀要『金光教学』第二号七一頁）

・「天地金乃神のおかげとは、実に人間が難儀（人間性）を自覚することにあり、この自覚の成立するところ、そこに神あり、神の救いがある」（内田守昌「取次の原理」紀要『金光教学』第四号一三三頁）

・「随所に、本教の信仰のもつある一つの顕著な特性がみられた。則ち恐れと尊敬の同時並存、難儀性の極点に立つことがそのまま神意にかなうとされる構造、人間のある動きがその

まま神の働きの現れである性格などである」(瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大事蹟について」(二)紀要『金光教学』第一二号一一二頁)

・「要するに、神との関わりによる人間の助かりは、人間が神への無礼に心から気付く以外にはないということなのである」(竹部教雄「実意丁寧神信心」考」紀要『金光教学』第一五号一六頁)

・「人々の恐れ避けようとしている金神のさし示す世界に深く関わりをもつことこそが、金光大神の説く新たな人間の生き道である。そうした逆説が成り立つのは、人間が無礼とされることが、金神のうちですでに包摂されているという、そこでの金神と人間との関係によるものである」(前掲瀬戸「神の怒りと負け手」四八頁)など。

このような傾向は、高橋正雄の教祖観・信仰観の影響を色濃く受けた、ある時期の教学研究の特性という面があるかも知れず、また前述のように社会の変化に伴う「内心倫理化」の傾向が指摘されることにもなる。しかし、そうした解釈の傾向が生まれるのも、「覚書」に基づく教祖探究としては、故なしとしないであろう。本文で述べた「外在化」との対照的な関係もそうであるが、金光大神以前の金神信仰者との関係を追究した真鍋司郎「民衆救済の論理—金神信仰の系譜とその深化—」(紀要『金光教学』第一三号)において、小野

は、^②がとった神との開き直りの直談判の姿を見ると、系譜の連続性を強調しようとする同論文の意図とは逆に、「覚書」に見る金光大神の姿は正反対と思える程である。

② 吉原良三は、妻とその母親の死に際して金光大神から「不幸中の幸い」と思い、あなたの身代わりに家内が立たれたと思つてはどうか」と諭されたことを伝えているが、この「理解」でも吉原に対して「思う」ことの勧めが繰り返され、更に最後に「このうえは、あなたの思いしだいである」(理Ⅱ吉良³—8)と告げる言葉で終わっている。それは、信じるか信じないかは、最終的にはその人の心に委ねられるしかないということであるが、「赤い顔に筋を浮かべて」(理Ⅱ吉良³—5)という態度で臨んだ金光大神にとって、「身代わり」になつたとは思えない存在が視界に収められていたであろう。とはいへ、では吉原の家族が「身代わり」にならねばならないどのような問題があつたのかは不分明なままである。

③ 「こう言っているうちに、金光様が、『ちよつと部屋に来てくれ』と言われ、『もつともですが、やりましょう。借りているものを、返さないとも言えないでしょう。うそであっても、これは私の家のめぐりです。もし、うそであつたら、私の家のめぐりを負つて帰つてくれるのです。やりましょう』と仰せられて、とうとうやられた」(理解Ⅱ津川治雄²¹—5)

④ かつて本教において、大正五年の『金光教徒』紙上で、和

泉乙三と高橋正雄が「めぐり」についての論争を繰り広げることがある。まず和泉は、「この生き通しであるべき生命を傷け損ひ終には之を破滅に帰せしめるものが即ちめぐりである」(『東京より』(三三)『金光教徒』第一一七号、大正五年四月一日)と捉える。これに対して高橋は、「私に云はせるとめぐりとは生きて居る自分の生命を神の光に照らして見た時の実感につけた名である。名であるから同一のものものを神性と云ふことも出来ればめぐりと云ふことも出来る」(『私の手帳』(四)『金光教徒』第一一六号、大正五年三月二二日)と述べる。

和泉にあつては、「めぐり」はおかげと正反対のもの、従つて「めぐり」とおかげとの間には、一方が増せば一方が減り、あるいはその逆も成り立つという「消長的関係」が成り立つ(『東京より』(三三)『金光教徒』第一一七号、大正五年四月一日)。一方、高橋には「めぐり」とは人間の生に伴う必然的な存在の影ともいふべきものであり、「メグリの塊」と実感される自身の状態は、脱することが可能なものでもなければ脱すべきものでもなく、却つてそれを機にして信心を求めると表裏の関係にあるものである。和泉は、高橋の「皆メグリであつて皆おかげである」(『私の手帳』(六)『金光教徒』第一一八号、大正五年四月一〇日)との考えは、主観的にはそうだとすても、客観的には正負の弁別をなすべき

だという批判を繰り返すが、高橋は実感こそ事実であると反論する(同右)。

和泉からすれば、実感の問題としてでなく世界の實在的な構成として探求されねばならず、高橋にとつては真に生きられるものとして求められねばならないという主張であるが、それぞれがすれ違いの俣に進められているように思われる。「理解」では、「めぐりは、ひなたに氷のごとくお取り払い、ださるぞ」(理Ⅰ近藤26)、「どのような大きなめぐりがあつても、信心によつて取り払つてもらえる」(理Ⅱ金森2)、「若い者が信心すれば、四十までに家のめぐり、身のめぐりを取り払つてやる」(理Ⅱ桂松1)など、信心によつて取り払われるものと説かれており、しかも「信心する人は、めぐりを取り払つてもらつていたのであるが、信心せず、うかうかと暮らす人は、めぐりを積んでいるのである」(理Ⅱ近藤25)のように信心との関係で増減するとして、和泉の言う「消長的関係」に妥当するものもあるが、逆に高橋からすれば、そのようにあたかも計量可能なことであるかのように言うのは、説明的な了解に過ぎないということになる。しかし、ここで論争された問題は、二律背反する関係とも思えないものがある。高橋のように自身が「メグリの塊」であるとの実感が成り立つても、逆に「メグリ」は自己そのものであると言い終えてしまえぬ自己を超えた実在的なものも感じられるであらう。

② ピーター・バーガー『聖なる天蓋 神聖世界の社会学』（新曜社、一九七九年）二五三頁。

③ 教団刊行物としては、『金光教大要』（金光教本部、昭和八年）に「教祖は一心の信心によりて、天地の大祖神の大愛に接せられ、心身共に救われて、所謂メグリは取り払われ、神徳の中に生かさるる『おかげ』の世界、歡喜感謝の世界に進み入れ・・・」（六三頁）とあり、和泉乙三『金光教觀』（宗徳書院、大正四年）では、「金光教祖の理想とし給ふ所は、前述の如く、天地一新の大業を成就するにあつて、之が根本をなすものは、即ち『氏子ありての神、神ありての氏子』の理想である。従つて金光教は主觀的には人間の解脱を教へ、客觀的には神の救済を説く。而してこの両者の枢軸をなすものは、彼の『めぐり』の思想である」（九五頁）と焦点化して位置づけられている。

④ 山根清志『金光教豆辞典』（玄潮社、昭和六十三年）の「めぐり（一）」の項（二七—二九頁）。

⑤ 『教典』付録の用語解説には「めぐり」の項目で「先祖以来、代々にわたつて神への無礼を重ねること、および、それが原因となる難儀」との解説があるが、前掲『神と人共に生きる』のキーワード解説には「めぐり」の項目はない。

⑥ 前掲『神と人共に生きる』中、「人間の難儀」（第二章第一節）について、明治六年の神伝（口語訳）を引用しつつ、

「無礼あるいは背理が根本にあつて、それが種々の状況や要因と結びついて人間の難儀を生み出している」（二〇六頁）と論述されている。

⑦ 『武内義範著作集第二巻 親鸞の思想と歴史』（法蔵館、一九九九年）八〇頁。

⑧ 『ティリッヒ著作集第五巻 プロテスタント時代の終焉 文化批判と形成』（白水社、一九七八年）一三三頁。

⑨ 北田九三『めぐり』の意義と本質』（学院研究部編『金光教学』第一〇集）では、「一代限りに非ずして、代々巡り伝わるに於いては、全く個人たる人間の意志、人間の信心以上の事である。己れ自身の意志に出ずる信心では決して救い助け得られない。ここに神の救いと救世主の出現を必要とするのである。」（五三頁）という。

⑩ 「人間はすべてを自己のための手段とし自己中心的に生きるようになる」（前掲沢田『金光大神における出社の意義』九頁）、「人間の土地にかかわる自己中心的判断、とりわけ策を弄して金神を避けようとする人間の意識や所業」「方角日柄に象徴される自己中心的な生活の営為の無礼さ」（前掲瀬戸『神の怒りと負け手』四二—四六頁）など、神に対する人間の自己中心的在り方を「無礼」とする。

⑪ かつてのような「めぐり」の実感、あるいは実在感というものが希薄化したとしても、先に祈念詞で見た諸難の由来の

ように外在化されたものの他、自己の存在の根底に意志や理性で如何ともし難いものがあることのリアリティは、失われ切ることがないであろう。また失われたのだから仕方がないと言うよりも、失われたという感覚を持ち続けることによつて、「ない」ことに接するという形で求め方があるのではないかと思われる。

③ 氣多雅子「罪と報い」(今野達・佐竹昭広・上田閑照編『岩波講座日本文学と仏教第二巻 因果』、岩波書店、一九九四年)では、因果応報思想の通俗的理解が「当人にとつてそのような不幸を諦め、受け容れてゆく論拠となり、他方で、他者のそのような不幸を当然のことと見做し、差別を正当化する思想となつた」(二三五頁)とされ、それ故「因果応報の思想が宗教的な力をもちうるのは、罪業が自己の罪業として内面的に自覚される場合のみである」(二六二頁)と言われるが、そこに自覚と無縁な外在化の類落した存在に陥る問題もある。

④ 『金光大神』(金光教本部教庁、平成一五年)四七〇頁。この訳は、基本的に『金光教教典お知らせ事覚帳注釈』(金光教本部教庁、平成元年)補説の解説を採用したものである。

⑤ 佐藤賀鶴雄「金光教祖様『お知らせ事覚帳』にある土肥弥吉に関わる記事の解説(解説)」(昭和五十九年二月四日付書面)。「お知らせ事覚帳」明治十三年旧六月二十五日のお知

らせの見解二例」(金光大神に関する資料八六八)所収。なお、この箇所に関して同様の趣旨と解する奥山巖雄の訳文(平成一八年一月七日付)もある。「教典解説・解釈上の意見」(金光大神に関する資料一一五八)所収。

⑥ 「土肥家(舛屋)に関する調査付佐藤磯五郎墓地調査」(金光大神に関する資料八四九)。また、この時弥吉と共に、弥吉の「兄卯生まれ(土肥文之助)」と「未生まれ」なる人物が参拝している。この「未生まれ」について、前掲『金光教典お知らせ事覚帳注釈』でも『金光教教典人物誌』(金光教本部教庁、平成六年)でも文之助の娘「佐多」(当時十歳)と解しているが、この日の教祖御祈念帳を見ると、「卯生まれ」と「未生まれ」はそれぞれ一打書きで記され、共に「家内安全」を祈願していることから、親子説には留保が必要で、むしろ別に一家を構えた人物と解する方が妥当であろう。更に、瀬戸廉蔵(入田広前)の御祈念帳で明治十年七月十八日の条に「一、未年、三拾彦才男、高屋、神掌、職之儀御繰合」を願う記事があり、それがこの「未生まれ」であると断定はできぬものの、同じ高屋地区にそうした願いを持つ同年の人間がいたことがわかる。

⑦ 例えば、「唐 天然」日本 くぼい所へ寄り、同行水の寄るごとし」と「子供のこと神に任せ、義理を言うな。義理を言う者は親類たりともおかけなし」が併記されたお知らせ

〔明治八年六月十三日、寛帳19―7〕や、広前におけるみくじ・札・初穂に関するお知らせの後、「生神金光大神、天地乃神は、お上、神ほとけ、人民、上下立ち行くように理解申して聞かせ」と教示されたお知らせ（明治十一年九月二十四日、寛帳23―5）など。

㉞ ある水俣病患者が、その闘病・保障闘争の過程で、人間社会のレベルで考えれば、自身は被害者であり企業や国は加害者であるという関係にあるが、そのどちらの立場も、生き物の側（海にすむ魚、それを食べた猫など）から見れば、加害者であるという思いに至ったという体験がある。緒方正人・栗原彬「祈りの語り」（栗原他編『越境する知と語り・つむぎだす』、東京大学出版会、二〇〇〇年）。ここには批判する側／される側の眼の逆転があり、このお知らせを解釈するには、そういう眼を想定しなければならぬであろう。また、石牟礼道子『潮の呼ぶ声』（毎日新聞社、二〇〇〇年）三六―三七頁参照。

㉟ 方角日柄に関するものは「何事にも暦を見て明いた時にしたことは、ふさがりの来た年に当たりがつくぞ。逃げても逃がられんことがあるぞ」（理Ⅰ市一39）の他、理Ⅰ市三二―3、5など。また自然現象に関しては、「氏子、天道、人を殺さずというておる。天、当たりをつける。大雨を見よ。人を殺してある」（理Ⅰ市二4―5）の他、理Ⅲ教理47。

㊱ 『高取正男著作集1 宗教民俗学』（法蔵館、一九八二年）一五頁。

㊲ 作家瀬戸内寂聴の幼時の経験によれば、出身地である四国では様々な遍路、中にはハンセン病患者が訪ねて来ることもあった。そうした際に家で応対するのは、子供であった瀬戸内の役目だった。母親は、布施を渡す時には手を合わせて拝むように教え、また「わたしたちの代わりに、辛い病気になるって苦労してくれているから」と言ったという（毎日新聞平成十三年五月二十七日付「時代の風」欄）。この言葉から思われるのは、微妙な問題であるが、こうした場面では、心身を含めて色々な態度のとり方があるであろう。「同じ人間なのに苦しんでいるんだから、大切にしてあげなければ」というのは、良心的な方だろうが、それは、どこまでも同じ人間同士だからというヒューマニズムの立場に立っている。しかし、「わたしたちの代わりに辛い病気をなさっている」と言われる場合には、普通の世界における人間の関係以外のところでの関わり、いわく言い難い実在的な関わりを予感しつつ、それとの関係で、目の前の相手の更に向こう側にある神仏への畏敬とか負い目の実感から催されているのではないであろうか。おそらくは見も知らぬ人々との間で生じた事柄だけに、思いの出所の深さを思わせる。

㊳ 瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の事蹟について―金神・

神々と教祖との関わり―」（紀要『金光教学』第一〇号）や前掲竹部教雄「『実意丁寧神信心』考」には、そのような内観的な無礼の自覚に至る教祖像が色濃い。

④③ 前掲竹部「神と人との間」への問い。

④④ 文学作品に結晶化した、「本当に人間はだれでも、あらゆる人あらゆるものに対して、すべての人の前に罪があるんです。どう説明したらいいのか、わからないけれど、僕は苦しいほどそれを感ずるんだ。」という言葉がある（ドストエフスキ―『カラマゾフの兄弟（中）』新潮文庫、一九七八年、六八頁）。これは、かつて激しく神を否定し今死を前にした登場人物が語ったものであるが、それは自身を取り巻く世界が打って変わって恩寵に満ちたものとして経験されていることの裏返しで語られており、ここでは恩寵の感受と罪の自覚に後先のつけがたいものがある。また、そのような状態にあつて、この人物は小鳥にも赦しを乞うていたという（二四三頁）。本教の先人にも、天の恩に加えて地の恩を教えられ、「これまで天に向かつては拝礼していたが、地の大恩に対しては一言の御礼をいうたこともない。その上『飛脚ばり』というて、歩きながら大地に放尿したり、その他、お土地にいろいろなご無礼をして来ている。よく罰が当たらずに、今日まで無事に生かして下されたものである」と感得した体験（『安武松太郎師』、金光教甘木教会親厚会、昭和三十九年、一二

一三頁）や、神の計らいを受け切ることを修行として取り組む中で、神の恵みに満ちた世界を感じた時、雑草をも命あるものとして、踏みつけることを詫びながら裸足で歩いたという体験（『天地日月の心』、金光教合衆教会、平成二六年、八四頁）がある。

④⑤ 先述の誰のものでもあり得た犠牲の意味や、被害と加害の立場の逆転・消失ということも、神の眼から見て初めて言えることではあるが、人間にとつて説明不可能で理由不明な苦難の由来を、実在的なものと感じつつ、自らの内に収め得るのも、そうした世界からの催しによるであろう。いかに切実であれ、誰のものでもあり得たという蓋然性の認識からは、自己の断りは可能性に留まるが、他ならぬ自己のものと引き受けることによつて、その責めを他に代わらせたという真実さも増すであろう。

④⑥ 人間社会の殻を破る天地の次元での問題というところ、花鳥風月に親しむのみで社会的な能動性・実践性が低下するかのように受けとられる向きがあるかも知れないが、そうではない。もちろん、社会を無視するわけではなく、またそのようなことはできないが、社会に完結せずに、底を抜いてみれば、天地に対して受動的であることと、社会に対して能動的であることとは両立しうるのではないだろうか。

④⑦ 佐藤範雄「教祖立教と制度の沿革史要」。

④ 「親のようなもの」と語られる神が、天地の無名性と対照的な人格的相貌で示される問題として（「金光大神晩年の『世界』像と『天地』観」紀要『金光教学』第三号第三章）、あるいは願いを要する状況の中で神の「無為」と共に「神はある」という存在の言明されたものとして（前掲『お知らせ事覚帳』に見られる「神という経験」第三章）考察した。以下では一々の注記はしないが、必要に応じ兩論文を踏まえ、て論述する。

⑤ 理解Ⅰ松田敬寛7（『教典追補』）。また、「親のごうよくが其子へ廻りの時節が来た」という伝えもある。『研究資料金光大神言行録4』二一五〇、岡本駒之助伝。

⑥ 当時、金光大神の子女の内、金吉は度々神からの教示を受けながらも生活が安定せず（岡成敏正『覚帳』に見られる親子関係についての一考察「金光大神とその長男浅吉の生活史を中心として」紀要『金光教学』第三号）、大谷に戻って来て落ち着くのは明治十九年、金光大神没後のことであった。萩雄と宅吉は金光大神の許にいたが、萩雄は氏神社の祠掌であり、広前世話方や村の有力者らが入り交じる宮建築の渦中にあつた。宅吉は生活上の種々の作業と共に、明治十三年末から「金光大神直筆」を書き貯める（覚帳24―30）など、金光大神の取次の助けをしていた。また川へかにを捕りに行くなどし（覚帳21―26）、しばしば海へ漁に出ていたとの伝えも

ある。長女くらは藤井恒治郎と結婚したが、姑きよのとの折り合いが悪く（覚帳25―16―2）、夫婦で連島の鶴新田へ開墾生活に出て、このお知らせの前年に大谷村に戻り金光大神の勧めで宿屋を営み始めていた（『研究資料金光大神事蹟集3』一〇八八・一一二七）。末子このは明治七年古川才吉に嫁いだが、その直後の里帰りから実家に留まっており（覚帳18―24）、一旦離縁して明治十二年三月十六日に復縁していた（覚帳23―9）。

⑦ 「理解」でも次のように、天地が生きて巡り行くことに伴うものとして、人間の営為に調和的に呼応する面と、不都合な現れをする面との正負両様が語られている。「昔は池もなし笠もなし。三日ぶりには必ず雨降り、その雨も夜に降りて、笠いらす。また、昔は曆と世と合いておりて、田植よしには、田が植えられ、田刈りよしには、田が刈られ。今ははやり病ができ、薬も合わぬようになり。それゆえ、これを心に入れて信心するがよいぞ」（理解Ⅰ尾崎光20、追補、「病は地から起るものである。四百四病のものは冷えである。時として変更して、コレラ、赤痢ともなる。天地の四季が巡ってくる。季節が変わつて病が出るのである。節句というのは、その四季の変わり目のことである。それをお上は廃止するなどと言う」

（理解Ⅱ市村光五郎12）。

⑧ 前掲竹部Ⅱ「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」

二一～二五頁。

㉔ 偶然性の受容という点に関しては、前掲竹部「天地と心の構造」第三章参照。なお、「差し向け」の『教典』全体に亘る用例分析については竹部「金光大神における『差し向け』の意味」(平成十一年度研究報告)第二章、また「差し向け」解釈における使命の必然性と存在の偶然性の関わりについては同「差し向け」における神と金光大神」(平成十二年度研究報告)序章、参照。

㉕ 前掲瀬戸「神の怒りと負け手」五一頁。

㉖ 福嶋義次「死を前にした金光大神―『身代わり』考―」(紀要『金光教学』第二八号)。

㉗ 前掲「神と人共に生きる」では、「難儀な人間」とは、助かって欲しいのに難儀で苦しんでいる存在、あくまで「神のいとし子」という人間観に照らして位置づけられる像であるという点で、「神のいとし子」という「絶対的な捉え方」に基づく相対的な捉え方であるという(六七頁)。また「難儀な人間」観に立つと、「信心が個別的になり、内向的になる、という落とし穴」があると指摘され(六八頁)、逆に「神のいとし子」という見方に立つことで「重い難儀を乗り越えることとなる」(六九頁)とも述べられている。こうした見解は、主として「理解」に立脚した編纂方針ということもあるが、神から示されて至り着いた「神のいとし子」という答えの側

から見た演繹論的立場であり、難儀に出遇って信心を開いていった金光大神の経験とも、またそれに基づく諸研究の解釈とも異なる局面を示している。

㉘ 小沢浩「民衆宗教の深層」(朝尾直弘他編『日本の社会史第8巻 生活感覚と社会』、岩波書店、一九八七年)三三三～三三六頁。筆者も前掲「神と人との間」への問いで、近年の神と人との連続性を強調する教義理解について、むしろその「間」の検討を試みた。同様に「分霊」の教えは神と人間の直接交流を強調することになり、「取次を忘却するということ、あるいは形骸化してしまうことが、もしあったならば、大きな問題だ」との懸念も示されている(高橋行地郎『いのちの立ち行き』、金光教北海道教務センター、平成一八年、七〇頁)。

「覚帳」「覚書」の神語り世界

—金光教の始源的創造力を探る方法的試論—

大 林 浩 治

I 神語りの世界とは何か

1 「覚帳」「覚書」の解釈視座

「お知らせ事覚帳」「金光大神御覚書」（※以下「覚帳」「覚書」と略記）に向かうとき、何ともいえない不思議な感を抱くのは私だけではないだろう。それは、「覚帳」「覚書」を読む際に感じられる記述そのものの不思議さのこゝと。「覚帳」「覚書」には、何が表されており、またなぜ書きとめられたのか。それを読むとは何を読むことなのか。これら一連の問いの底に、この不思議さが横たわっている。おそらくこの不思議さは、筆記者像（「教祖」と呼ばれる人物像、作者像）と表現との関わりが容易に読み取れないことから生じていると思われる。

普段われわれは、「覚帳」「覚書」を読むという行為を、それらの背後にある筆記者の意識主体のありようを窺うものだと決めてかかっている。人間像から結ばれる感性や感情といった奥行きを与えているものを通じて、「覚帳」「覚書」がどう纏められているか、それを理解する行為と思っている。記述された内容と筆記者本人の周

囲の出来事とを相即的に見、無意識に「周囲の出来事は、彼が実感的に捉えているものなのだ」と前置きして読んでいるのである。

しかし、この想定自体、見直してよいかもしれない。というのも、その想定では、「覚帳」「覚書」を成り立たせている不思議さの理由に説得性を与えず、その問題を跨ぎ超した読み方になるほかないからである。^①

こう考えると納得がいくかもしれない。そもそも本人にしてみれば、意識主体を立てるのは異なるありようで実世界が見られたのだ、と。あの不思議さが生じる理由を理解するには、自己や世界に向きあう本人の実感はず人間が抱く通常のそれとは異なっている、と考える方が妥当だろう。つまり、通常の間とは異なる実感のうちに実世界を受け止めていた人間が、神から促されて「覚帳」「覚書」を記述した。それによって本人は、自己と実世界へ光を投げかけることができ、そうすることでかろうじて自己を生きることができたのである、と。そうすると、「覚帳」「覚書」には、あらかじめ教祖像なり、教祖であることを本人の自覚内容として示すような筋道、プロットが記述されているわけではなからう。読む側が無自覚に教祖として実質化し、受け止めているような社会関係は、本人にとっては意識の死角なのであって、両書こそ、その死角のありかを示していたことになる。

一般に、地方文書や伝承資料に加え、「覚帳」「覚書」も典拠にして、筆者の全体像が確かめられていくのだが、しかしその確認の仕方は、本人は実世界を実感的に生きていたとする、こちら側の都合である場合が多くないか。けれどそこで筆者は、その理解にふさわしい、実感的な相貌を見せてくれただろうか。そんな読み方をすればするほど、逆に「覚帳」「覚書」に記述された世界が醸し出す不思議さとの不均衡は深まるばかりだ、というのが実際だろう。

ともあれ、問題の本筋は、筆記者の人物像が容易に読み取れないこと、また記述に抱く不思議さは何かであった。「それこそ神語りの世界だからだ」と人はいうだろう。では、その神語り、お知らせの世界とは何なのか。まずは、この点に見定めが必要となる。

神語りの世界。それを一言でいえば、神と人との関係への問いの世界である。そしてその問いが持続された（だからこそ「覚帳」「覚書」を生んだ）という問題は、一義的には、それを書きとめる本人がこの世と呼ばれる実世界とは別の世界にたたまねばならなかったことを意味する。ということは、実世界はこの人物をそのように現象させていたのであつて、この世の現実には、当人の実感を常に根拠づけてくれるものではなかったことになる。福嶋義次が、本人は帰幽に至るまで、与えられ、出合わしめられた煩いの事態を神の知らせのままに生きた（「時節考」紀要『金光教学』第一九号一九七九、三四頁）と述べるように、当人にとってこの世の現実には、それほど慣れ親しめず、幻惑に充ちて映っていたことになる。「覚帳」「覚書」の世界の不思議さは、そこに根をもっている。だからこそ、神という名状しがたい何かに促されるような心的状態に生き、また生きねばならなかった。

「覚帳」「覚書」の筆記は、幻惑に充ちたこの世にあつて本人の実感を根拠づけようとした営みだった。そう思い至ると、意識主体を立てた人物像を「覚帳」「覚書」に読み取るうとするのも、どだい無理な話だということがわかるだろう。当の本人が、実世界で共有される抒情に自身を見いだせないのであり、実感的な相貌、意識主体を立てた世界理解に立脚していないからである。この問題は、古来、そのような仕方での世界と人間の根源を導きだす、神語りの世界へ導く。「覚帳」「覚書」への考察は、神語り世界の歴史的位相の問題として位置づけることも可能になるだろう。

前言がいささか長くなったかもしれない。しかし「覚帳」「覚書」に向けてきた解釈視座の問題をとりあげなければ、以下の論述は困難になると考えたからである。

すなわち、「覚帳」「覚書」の神語りの世界（金光教が金光教としてあるという、「存在」の意味を根源的視座から証す世界）を、歴史との関わりでどのように考えるか。違和感に充ちた実世界にそれは何を投げかけているのか、という問題である。

金神という古くて新しい神が、様々な転換を伴いつつ根源的世界から登場する。それを証すのが「覚帳」「覚書」の神語りである。神語りによって、歴史的時間を超えた時空から、時間を持った実世界が照射され、捉え直された。つまり、実世界の不確かさに立脚し、根源の座から見渡しを与える神話的構造に支えられての金光教の発生である。「覚帳」「覚書」はその由来を告げているであろう。

繰り返すようだが、このことは、筆記者の自己の生存の時点が、実社会や歴史上の現在（たとえば共同体や、生活の基幹部分）との連続性なり、一体感を伴って感受されるものではなかったことを意味する。それこそ、通常想定されているような、実世界の延長として、現状に相応しく「覚帳」「覚書」の世界があるのではない。むしろ存在そのものの位置価の見極めは、実社会の基盤に走った亀裂を仲立ちにしていたのであって、自らの信仰に対する歴史（歴史意識）は、その亀裂の上に成り立っているのである。

ところで、この神語り世界にある亀裂の問題は、何も「覚帳」「覚書」を記す当人のところにとどまらないだろう。今に生きる人間が当面している問題に通じ、金光教が存在していること、金光教が「ある」という根源的理解にとっても不可避な問題となっていないだろうか。何の前ぶれや理由もわからず生命の危機に晒される現実。

手触りすら与えられず、幻のように現象し、儂く散っていく「生」の置かれた状況。それは「覚帳」「覚書」を記す当人の置かれた現実でもあろうが、今に生きる問題にも通じていると思われるからである。

とかく「ある」ことを自明にして金光教（教団といつてもよい）は実体的に観念されてきた。しかし、人間の置かれた現実を前景に、次のような問いかけに改めて出逢わされてはいないか。はたして金光教がそれとして実世界に「存在している」という事実が、どれだけ明確なことだといえるのだろうか、と。慣れ親しめず、幻惑に満ちた実世界に向かつて、存在の意味を再び蘇らせるほどの磁場、始源性を証すような磁場を見据えて、それをいうことになっているだろうか。金光教なり、その共同的あり方に向けて始源的創造力を探る本稿の試みは、この問いかけに通じていくものか。としたい。

本稿では、神と人とが結ばれた根源的世界へ誘う縁起的な視界を想定し、「覚帳」「覚書」の神語りの世界を捉え、金光教の歴史へと橋を架けることとする。具体的には、宮建築の動きなど、実世界に投げ入れられるかたちで存在の位置価を得ようという試みに、神語りの世界はどのようなにはじまりの認識を成立させているか。この問題を試論的に論じていく。いわゆる時間を前提にしたにはじまりではなく、時間がはじまる始源の問題である。

2 新たな神示現の歴史的意味

ウイトゲンシュタインは、「論理哲学論考」(一九三二)で「存在」に関わる謎めいたテーゼをこう述べている。
神秘的なのは世界がいかにあるかではなく、世界があると、いう、ことなのである。

〔ウイトゲンシュタイン全集 一〕大修館書店一九七五、一一八頁※傍点ママ

奇をてらった引用と思われるかもしれない。しかしこの世界があることに對する驚きに注目したいからである。いかなる働きによつて存在が存在として意味を与えられているかという、この問いかけには、まだ一步奥がある。問いかけは、そこから放たれている。人がなす判断に先立って「すでに世界がある」という厳然たる事実、その気づきからである。人は「すでにある」というこの事実に気づくとき身震いせざるをえない。この神秘さは、「言語」を考えた彼ひとりのものだろうか。「すでにある」という根源の座は何か。その気づきに働いた力は何か。存在への問いは、自分の力を超えた何かの働き、また、それに対する畏敬の念とを介して、存在すること自体が驚きに充ちた了解だったことを告げる。普通、「ある」というのは、自明で分かりきったことのように思えよう。しかしこの問いかけにかかると、「ある」としてきたことがらさえ恣意的な虚偽意識の産物にすらなる。自明性が不問にしていた「ある」ことの謎、その迫真性にこの問いの核心がある。この問いは、実世界が何ら自明でなく、自明なものとして了得されるためにも構えられている。問いが根源的な様相を呈さざるをえないのも、そうした構えによつていよう。おそらく、この問いを構えた当事者には、実世界は恐ろしいほどの混乱なり、亀裂した現実そのものとして迫っている。それが見逃されると、問いは陳腐なものではない。

このことは「覚帳」「覚書」に認められる世界、つまり神の側から促され、神仏の世界に媒介され、享受された世界を考える際にも示唆的である。神や仏という、この世ならぬものが、この世の人や事物に働きかける。神仏は、社会的、精神的秩序が動揺し、混乱を激しくする状況にあつて、世界の根源の座から言葉を介して形象される。つまり、新たな神仏の出現は、世界がある謎とその了解の根底的磁場へ誘うものであつたことを意味するのである。

ところで、このように神と人との間に取り持たれていく関係は、時間を伴ったこの世の歴史に向けて、どういふ景観を呈していたのか。新たな神が示現、変貌しながらこの世の歴史を背後で支える。そんな歴史に働いた意味を、ごく簡単に押さえておこう。神が人間と交感する、その交感の側から見取り図を与えてみたい。

まず、神々との言葉を介した交感、その世界にさかのぼるとすれば、草木や石が言葉を発していた神代観念を持つ上古の人々の生活を想起させるだろう。天孫降臨の出来事の前、草木はよく喋っていたという。

それは火瓊瓊杵尊の葦原中国平定前の場面。

…彼の地に多に、螢火の光く神、及び蠅声す邪しき神有り。復草木咸に能く言語有り。

しかし平定によって、神々との交感世界は途絶。「語問いし磐根樹根立草の片葉をも語止めて」（「大祓詞」）草木は緘黙を強いられる。この神話上の事件は、王権が神々の放埒で自由な交渉を独占し、支配秩序の安定化を図っていくことを象徴的に語る。記紀神話が示すのは、政治、法などの世俗的な力ばかりが統治に有効なのではなく、その統治に神話的な力を要請しなければならなかったという問題である。現神による国土の君臨、いわゆる

律令支配は、国家の核心に世界の根源たる神があるという神話的構造、神祇の力を不可欠としていたのである。神祇とは、天神・地祇（地神）の略で神々の総称のこと。その諸力に支えられなければ支配維持は能わなかった。衆庶の側からそれを見ると、神々との自由な交流が失われる事態は、生活維持、繁栄をもたらす（そう自称する）「国家」という社会関係を受け止めていくことを意味した。そこに神話的な強制力が働いたのである。しかしながら、その事態が社会全体を覆っていたとは考えがたい。草木が黙らせられたほどに歪み、裂け目があるう。そ

れゆえ、押し込められた神や異類はその軋みから再び語り始めるのである。^②

律令支配には歪みがある。あるからこそ、神話の強制力が衰退するとき、その裂け目から新たな神があらわれる。それは、現実を捉え返そうという視座が、国家や共同体に優越、先行する始源の場としてかたちづくられていることの証左である。その根源の座に対する抑圧を介して国家形成が成し遂げられていたこともわかる。たとえば皇極三(六四四)年に、常世の虫を神として崇める信仰がはやったが、それを煽った大生部多おおふべのおほは秦河勝に滅ぼされている。^③「賊盜律」第七〔律令〕日本思想体系³岩波書店一九七四、九九頁)でも「凡そ妖書及び妖言を造れば、遠流」とあり、「鬼神の言」を説いて民衆を惑わすことを禁じていた。^④神と人間との交感は、国家による独占であり、民間で原則禁止されたのも、新たな存在原理としての神世界の示現が国家秩序を相対化してしまうからである。

しかしここからわかるのは、神が人間世界の根源の座に位置するという観念が、民間にあつては、必ずしも現神、天皇に連なる神々の秩序に即応していなかったということ。実際、実社会の動揺は、荒魂、崇り神、御霊など、荒ぶる神々の働きを原因に見られている。既成の秩序に溶け合えない実感や思念が根強く存在し、それによる神話的思考は、ウイトゲンシュタインのテーゼのように、実世界が存在することを気づかせ、その世界で働く既成秩序を照らしだす。やがて秩序克服の試みを随伴させよう。神仏世界から見れば、神祇地平に新たな神々が登場する事態は、社会の動揺に直結していたのである。

49
やがて律令体制は、超越的権威をもった現神やその権威に結びついた官寺仏教の神仏の示威をもつては維持できなくなる。しかしそれこそ古代から中世への歴史的移行期の印。そのとき秩序の安定に、衆生擁護の力を持つ

た新たな神の到来を見ることになる。桜井好朗は、国家支配そのものを正当と見なす観念の働きの衰退は、既存の国家理念の神仏秩序、神祇地平からはみ出した民間信仰圏からの神仏によつて、現神を中心とする神々の秩序に編み込まれない新たな意味づけを呼ぶとしている（『中世日本の精神的景観』塙書房一九七四、他）^⑤。山本ひろ子も、新たな神々が発出し、神自ら本地を語ったり、前世を語るような「中世神話」と呼べる神話的思考が神祇地平の再編をもたらししている、と指摘する（『中世神話』岩波書店一九九八）。

これら指摘の通り、中世社会では、おびただしい神道書や社寺縁起、本地物語が編まれる。神々は、記紀神話の範疇を超え、変貌を見せる。例えば天照大神は、観音の化現、大日如来の垂迹とされる。このような神仏の交渉、習合について、山本は、「神々が、古代そのままの様態では、もはや人々の信仰的要請に答えられないことの表明であった」（前掲六一七頁）という。それは何も中世に限らない。歴史にあまねくセットされていよう。さまざまに変貌して信仰的要請に応える、新たな神発出に見られる問題に違いない。

神を本地仏として比べ、たとえたり、それまで認識の彼方に埋没し、忘れられていた神が召還、復位していく動きは、混乱した世界に再び生氣が吹き込まれる事態となる。既存の神統譜とは別の次元から差し込む光は、歴史的現実を根源から問い、その現実を変革性の場として照らし出す作用をもっていた。

退けられてきた金神が示現してくる信仰世界も、近世末期、近代初頭の過渡期の歴史的相貌として見渡せるに違いない。「覚帳」「覚書」の神語り世界は、始源に思いを寄せ、実世界を意味づける歴史的相貌を帯びる。現実の歴史と自己を再確認、変革させる磁場であり、神人の心的境位をあらわすものとして。

ところで神仏の縁起・由来は、それが文芸ジャンルでいわれる「縁起物」にもなり、草子化していく様相も見

せる。このことは、参詣者に向けた靈験利益のあらたかさの弁証だといえるが、そうした動きになるのも、救い助ける力がなぜこの神仏に由来するのか、その根源的問いに関わった神仏からの応答を受け止め、人々に示そうとした想念の所在とひろがり背景にしていよう。

こうした問題の捉え方は、「覚帳」「覚書」を理解するための有効な補助線を与えてくれないか。つまり、神仏と人間との言葉を介した世界がもった歴史的関係上に、「覚帳」「覚書」も位置づけることができるということ。「覚帳」「覚書」を、いわば神人の縁起的視界圏に組み入れて光をあててみよう。

3 縁起の視界から

もともと仏教に基づく「縁起」は、人の住む現実世界が、相互に関連しあつて生起していることを意味する。そこから派生して、杜寺の創建の他、ひろく沿革や創建に関わる始祖譚、祀っている祭神や本尊の靈験譚や利生譚等をさす。もつとも縁起（縁起物）は、杜寺ばかりが対象ではない。職能を証したり、在地住民の由来を記す由緒書も含めることができる。自分たちがなぜ、いまここにあるのかを神仏の本縁に照らし根拠づけるのである。そう見ると、さしづめ「覚書」は、靈験譚、始祖譚。「覚帳」は、託宣記といえるかもしれない。もつとも、縁起の多くが杜寺にとつての聖地性主張を意図した「創作」であり、両書もそうだと認定することは出来ないし、またそれがここでの目的ではない。提起したいのは、縁起（創作物）との関係で直接どうこういうことではなく、縁起的視界という方法意識である。昨今「人間に普遍的な営み」として提唱された「縁起学」も唱えるように、「由来を尋ねて『今』を基礎づける」という世界認識のあり方」（橋本章彦「新しい縁起研究に向けて」堤邦彦、徳田和夫編

『寺社縁起の文化学』森話社二〇〇五、一七頁）という方法意識によって、どういふ視野が広がってくるか。そういう提起である。

さて、中世にこれら縁起が多く登場し始めるのは、社寺が国家や権門の庇護を要請する必要に迫られていくからだとも考えられている。転じてそのことは、これら庇護を当然としない新たな状況の到来を意味する。既存の立場にとどまるのではなく、自らの存立の意味が、縁起で「縁起」というかたちをとって）促され、神仏の来由の意味、靈験の著しさの実証を激しく希求させる。それがさらに近世にあつては、参詣者への勸化の目的でもあらわされていった。社寺参詣が盛んになり、社寺それぞれの由緒、靈験が簡略化された「略縁起」が多い。略縁起は、靈験のあらたかさを唱え流行神化する民間の信仰運動の活発化にも深い関わりをもっている。いわばそれは各地社寺の案内パンフレットである。在地の伝承を包摂して社寺の本源を語っているものもある。在地の神々に人々を結びつける歴史認識の展開、またそのひろがり物語つていよう。

その意味で、初代白神新一郎の「御道案内」は、社寺の本源と道開きの始祖像や靈験の威徳を讃える略縁起に位置づけることが出来よう。明治四年に起筆される「御道案内」は、周知の通り、「神儒仏いづれにおろかはないけれども、ここに金乃御神様の、そのあらたかなることを聞けり」の序文で始まる。「そもそも、備中の国浅口郡玉島港より一里北西に大谷村大御本生神金光大神様と申し奉り候は、ご壮年のころは歴々のお百姓にて農業あそばされしが、ゆえありて常にお金神様へご信仰なさせられて、日増しにおかげをこうむらせたまうにしたい、ますますご修行あらせられ候ことは、言語筆紙に尽くしがたし……」という語りは、たとえば「野島山地蔵尊略縁起」（安政二年、越谷市浄山寺）の「抑、^{そもそも}武蔵国埼玉郡野島山の本尊、延命地藏大菩薩は慈覚大師一刀三礼の御

作にて、靈驗新にまします生身の薩埵也。されば末世の闇路を照し愚痴の衆生を度せんが為……^⑥と同じ口調、話型を感じさせるだろう。扱いと携帯の便からの小冊子の形態、また版行が重ねられ、読み物として頒布されていることからしても、「御道案内」は略縁起といえそうである。「御道案内」は、「大谷村大御本社」という靈地の形成と関連している。久野俊彦は、近世の略縁起に触れて「名所に神秘性を認めて霊場とするには、その縁起が必要だったのである」〔略縁起の流行〕『国文学 解釈と鑑賞』第八一―号至文堂一九九八、八五頁〕という。この指摘は、参詣が盛んになるにつれ、靈驗やそれがあらわれる場所の意味を明確にしようとする考定作業が要請されたことを意味しており、「御道案内」を成り立たせる背景にもそれはあてはまる。

「御道案内」は「大御本社」の縁起を介して「出社」や衆庶を結びつけ、靈地という場のコンテクストを編み上げていくには違いないのだが、しかし後に触れるように、それが執筆され始める明治四年頃の状況といえは、「大御本社」の宮創建に関わって、在地の信仰理解とは溶けあわない問題が生起している。信仰理解の混乱からして、「御道案内」は、「近代」へ移行する混乱期に位置した「近世」的な信仰表出といえるかもしれない。

一般に、縁起、由緒は、それを必要とさせる社会的紐帯の変容に起因し、過去（所与の現実を補充すると目している過去）といったん切り離れて、新たな未来の指向と共に始源を求めさせる働きをもつ。また、社寺の唱導宣布を目的とする略縁起は、やがて読者を顧慮して神仏の靈驗譚を脚色し、文芸的興趣を著しくしていくという。とはいえ、神仏の効力の実証に与ろうとする人々にとって、いかに靈驗を希求する心意が多くあつたかである。神と人とが交錯する世界の希求は、近世幕藩制における仏教諸本山、神道本所といった宗教制度、また儒学理論（神儒一致論など）や近代に架橋されていく国学的思惟など、それらの裏付けをもつ縁辺も含めて広がっていた

神祇地平を、地の底深くから震動させるにあまりある別個の水脈を掘り当てていくことになったといえないか。

その意味で、「御道案内」にしる、「覚帳」「覚書」にしる、いずれもこの時期の信仰状況に神示現の立体的な時空を切り拓くものだったといえる。「御道案内」が、あらたかな靈験を喧伝し、信仰を広めていくという、外部に向かう眼差しに支えられたものであったとすれば、そうした働きを背景にした「覚帳」「覚書」は、改めて神人の「本縁」を激しく求めていく逆過程を見せるように、信仰の源泉に向かう内部志向性を有していよう。

近世末以降の神祇地平の解体・再編は、国土統治、支配体制の側から見れば、伊勢の神々に求心力を見る神々の変革ではある。むろんこうした確認は、支配統治がいかん神話的構造を通じて自らの正統性を確保していくのか、という視角からのこと。衆庶の側から捉えるとその意味は反転する。そうした方向性から自らの正統性を確保しなければならぬほどに混乱した事態であり、新たな神は、その変動を感じ取る人々の前に登場したといえるからである。神々の登場は、結果的には抑制、疎外され、統治神話に包摂される場合がありながらも、既成の神祇世界の枠組みとは異なり、それを超えたところで成り立つ世界の所在を人々に意識させるものであったに違いない。「御道案内」や「覚帳」「覚書」は、まさにその世界の現前性に裏打ちされて、一方は説話的文脈を共有し、他方は神からさらにその世界の次元を明瞭にすべく促されたものだとはいえる。

とはいえ、考えてみれば、新たな神の登場は、既存の神祇地平を超える問題、いつてみれば既存の地平を超えることに落ち着く問題か、あるいはその地平の方で見えるべき問題、たとえば破棄したり、異化される地平の彼方を重視させる問題か、で議論は分かれよう。先走るかもしれないが、「覚帳」「覚書」に関していえば、神祇地平の流動化、替わるべき別の地平が明確なかたちをとっていない移行期の状況にあつて、地平そのものの破棄に触

れ、その地平をこえて存在する世界を気づかせているものではなからうか。こうした想定を予示しておきたい。以上が「覚帳」「覚書」の神語り世界の展望にあたっての簡単な交通整理である。さて、そうとしていま述べた想定は、「覚帳」「覚書」の神語り世界にどう確認できるだろうか。

Ⅱ 金神から投げかけられる光

1 「覚帳」「覚書」の構成

これまで、「覚帳」は「神の出現史の側から記述」され、「覚書」は「生神の出現史の側から捉え直す」ものとされてきた。早川公明は、それぞれ神—教祖の関係史の過程、さらに神—人の関係史を包摂していく視点で執筆されたとしている（『覚書』『覚帳』の執筆当初における視点の相違について）『金光教学』第二九号一九八九、二二頁。このように「覚帳」「覚書」という作品がたたえる世界に執筆の動機、視点が見られるのであるが、しかし作品自体に自律性が認められなければならないと主張するテキスト読解の方法からしても、執筆にかかる視点が設定されているとすること自体、その意に反することになってはいないか。^⑦ その視点はあくまで作品がもっているものだとするならば、何もそこで執筆動機を見ることもないだろう。いずれにしても視点は、構想上のそれか、構成上のそれかは、曖昧な感を抱かせられるのは否めない。

55 一般に、構想論（主題は何か）と構成論（何が書かれたか）は、密接な関係があるとはいえ別のものである。しかし執筆動機を立てた作品と見ることで、構想と構成を密着させて受け止めることになっていよう。さて、当

の「覚帳」「覚書」はどうか。

一瞥してわかるとおり、両書は、構想と構成の有機的結合を容易にさせていない。筆記する当人は、作品に先立つような安定した関係に立つてもない。むしろ、綴られた内容、そして綴る体験を通じて、結果として実世界の意味が知らされてゆくこととなっており、その逆ではない。またそこで知らされてゆくことがらは、その意味の深まりへ向かう場合もあれば、意味の一変、予想すらしえない世界への出逢いにもなっている。そこで出逢うのは、通常、想起される主知主義的イメージ、発展段階的な成長イメージで受け止める世界とは異なり、間歇性の発作のような体感なり、現実感を喪失したままの遊離感の恐怖の中で世界が一新する出逢いであったりしたと考えられる。ことがらの多くは、そういう存在の仕方に沿って綴られたものと考えた方が妥当だろう。だから書くことがらの目安、つまり構成的必然は、そういう体験の質を通過させて導く要がある。書く手前のあてこみではない。出来事に関わって届けられるお知らせが何だったのかといえ、当人にも不明瞭である。またそれを書いた途端、ただちにどういうお知らせが届けられるかわからない以上、一寸先は不透明である。よって構成的必然、執筆されることからは、筆者をとりまく現実の事態（歴史事態と神）の方にあるのであって、筆者個人の内的必然性は、それを受け止める限りでしかないことになる。

それについて竹部弘の言（『お知らせせ事覚帳』に見られる『お知らせ』の考察）『金光教学』第三〇号一九九〇）を見てみたい。

「お知らせ」には言葉として理解される以前の、現実的な出来事を通じて現れる象徴的な「力」の顕示を伴っていた。これらの場合、「お知らせ」は出来事に導かれ、出来事の意味を解きあかすような形で伝えられ

たものであり、神は「お知らせ」に先立つ出来事の原動者として表象される。(八四頁)

竹部の言を受け、こういっておこう。「覚帳」「覚書」は、およそ人である限りの行為、生活営為につきものの目的指定性、合目的性のくいちがいのの中で記されている。人や事物が現前することに沿いつつも、それらは当初予期されている意図や目的とは異質な何かから裏打ちされるべく書かれている。およそ人というものは、人間のはからいを超えた、不可測の働きに与つて人間の必然、人間の生が生である原質を感じ取っていくものである。明瞭な意味で決して充たされていないからこそ、この世に生を受けた意味、その奥深さがわかるというものだ。この不思議な実在の領域が神—人の出会いの場、縁起に呼び起こされたといえる。ことがらは、その働きに照らし出されるべく綴られた何かなのである。

そのことは「覚帳」「覚書」にどう確かめることが出来るだろうか。

例えば「覚帳」は、金光大神の弟繁右衛門の普請費用に対する「神のたのみはじめ」(安政四年十月十三日)から記され始める。その場合、神を「従来の金神祈禱者達にとつての金神とは区別された新しい神」(前掲早川五頁)と最初から見るには留保が必要である。神のお知らせを受け止める世界は、お知らせを告げる神を新しい神だという意味づけ得るような客観的な立場をもつことが出来ない世界だからである。「覚帳」は、神の新しいさなどを提示する作品ではない。そうである以上、あらかじめそんな認識があるかのような意味付与は事後的解釈の事前的適応になってしまう。もし新しい神だと判断可能ならば、それこそ作者である筆記者が主張する内容だろう。しかし事実はその主張をなすべく記されてはいない。そういう意識や意志すら超えて発動し、そこで人間を動かすのがお知らせなのであり、また実はその世界を生きているのが筆記者その人なのである。

執筆の開始は、「神の頼みはじめから十一年」になったと記される慶応三年十一月二十四日のお知らせとの関わりで注目されている（藤井潔『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する「考察」『金光教学』第二四号一九八四）。「十一年」という年数をさかのぼると弟繁右衛門の普請に関わるお知らせに符合するからである。弟の普請転宅、神の広前の普請が符合しているのだが、そのことからして「覚帳」は宮社の創建を背景に記されたものであり、普請に関わる人びとのありよう、「大本社―出社」など、人々を結びつける結衆のあり方、いわば「教団」の始源の様態の問題を浮かべてこよう。「覚帳」は、宮社の建築をめざす結衆上に、当人の置かれた現実が照らし返されるといふ社会関係が前景となっている。神からのメッセージは、そこに届けられているといえよう。

しかし何度も繰り返すように、確認しておきたいのは、宮を介してうかがう結衆の現実と神のお知らせを受け止める世界とは軋みがあるということである。実際、元治元年に神から依頼される宮建築の頓挫には、その問題が被さつていよう。神と人との関係を起縁として宮の由緒を語る一般的な縁起の視界を背景にとどめながらも、現実事態と背馳する中でお知らせが綴られた格好になっているからである。

一般に縁起は、杜寺の淵源を確定し、その権威性を称揚する働きをもつ。とはいえ、「覚帳」は、宮建築の動きに呼応した記述になっているものの、それら鎮座縁起一般とは異なり、別個な軌道上に鎮座縁起の視界が設けられていることになるだろう。「神の頼みはじめ」が「覚帳」の中で記述されたこと自体、その行方が問題になっていることを示唆するといえなくもない。

つまり――、宮建築を期に記される「覚帳」には、鎮座縁起の視界がくり広げられているといえる。だが同時に、宮建築の現実、その視界に化学反応を起こすことになった。おそらく、そこで神祇信心の地平、超克の様

相が焦点化され、記述内容にも反映しているのではなからうか。

明治五年以降、「覚帳」には「未来」を展望する「予知型」の記述も増えるという（前掲藤井八一頁、竹部九〇頁）。それは安定した未来像ではない。建築の停滞、頓挫にあわせて考えるとき、それは、在地と結びついていた鎮座縁起解体の状況を前にあらわされたことになる。しかしそれこそ既存の神祇地平を超えていく世界感情へ誘われる現実的契機になる。筆記者は、記述しながらその世界に触れあつていくことになるのではないか。あらかじめ「覚帳」について、こういう視界の性格と、論述の展望を述べておこう。

一方、「覚書」の方はどうか。冒頭、神より「生神金光大神、生まれ所、なにか古いこと、前後とも書きだし、と仰せつけられ」（覚書1—1）たと記されている。それがどういふお知らせだったかは、「覚書」が書き進められる中で確認できる。明治七年十一月二十三日（旧十月十五日）のお知らせである。

一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだし。金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと。（覚書22—10）

「覚書」の殆ど結末部で明確にされるのだが、本人の出生を発端とした人生の筋道、展開で知らされていくのは神の「本縁」だろう。筆記者にそのことを気づかせる舞台設定が神から告げられている。それが、「金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと」だといえる。

金神に対して方角を恐れ、無礼断りを申したことなど金神への接し方、神祇信心したことが、重大なことがらとして当人に告げられ、そしてその出来事が人生の筋道を辿りながら綴られる。それによって、既成の見方に埋没し、いわば「諸縁」に縛られていた世界の刷新を当人に確認させるであろう。刷新したこととしてそれらが綴

られたのではない。綴られて知らされていくのであって、筆記者本人にとって、「一般的な通念に拘束された神祇信心、その既成的な構造をいかにくぐり抜けるか」の問題が告げられる過程となっていたということである。

改めて、「覚帳」「覚書」内の記述にある「(生神) 金光大神社」という名称が明治三年から明治七年までの出来事で記されているという事実と、その間の建築の頓挫、神職刺奪など現実事態との暗合に注目される。さらにそれは「金光大神社」と記されなくなった明治七年に「覚書」を記すよう促す神の要請にもながしか関わるものではなからうか。

ともあれ「覚書」は、神祇信心の既成的なあり方を視野に納める必要を生じさせた実世界(との異和)を仲立ちにし、自己に観念的基点(「此方一場立て」)を定めて記すよう神から要請されたものだった。このことは、「覚書」が記されたことによつて、「覚帳」の縁起的な基調に変改をもたせられることにも何らかの関わりがあることを想像するに興味深いものではなからうか。これらのことは次章で触れよう。

2 金神という神表象

さて、前節で見たように金神の宮創建に関わつて「覚帳」「覚書」は、神と人の縁起(金光教という存在の觀念地平)を証す。またそれを光源として、実世界に向けて始源世界の光を投げかけたことになる。しかし縁起が証されようとすること自体、広く庶民の心的衝動を背景に、宮の創建を企図するまでに展開した信仰事実に呼応したものである。その意味でも、神と人の縁起—金光教発生の問題を捉えるには、近世末の時人の觀念の土壌や、既成の觀念を揺るがす「何ものか」としての金神のあらわれを確認しておく必要がある。

これまで金光教の成立は、教祖と目される本人が神勤に専従する出来事に定めたり、あるいは、彼を中心とした集団性を見出す局面に実体的根拠を確認してきた。例えば、安政六年、神から神勤に専従せよとの命を受ける神伝（「立教神伝」）に。あるいは、安政七（万延元）年一月に調えられた「願主（歳書）覚帳」（同年五月一日「歳書」と書き添えられる）に裏つけられる参拝者や講社、出社の存在に。しかしそれら確認が、ただちに金光教の成立だといってよいわけではない。というのも「立教神伝」が下り、農業をやめて神勤に専従するという転換点、取次専従の起点が、いかなる意味でほかならぬ金光教の「成立」だといえるのかは、また別の問題を導き出すからである。つまり、あの神伝に「立教」を見い出す視座を構えている問題が別に浮上するのである。⑧となると、その視座も「いつ、どういう事情で構えられたのか」が、安政六年と異なる年を刻む問題としてこれまた問題になるだろう。

また、実体的な把握といった場合、立教神伝中に示されるような参拝者の存在にその根拠を見ることがある。「立教」以前の実体が指摘でき、また資料的には「願主覚帳」などで「講」も確認できるのだが、しかしそれだけでは、地域、血縁秩序を介した既存の民間信仰基盤に包摂されているともいえ、いかなる意味で金光教であるかを示すことにはなっていない。したがって勢力の伸張を見るからといって、またそれがいかに集団的結束力の強さを見せているにしても、そのみでは何ら金光教たる理由を証すものにはならないのである。金神信仰者といっても、長尾の楠木屋、連島の文十郎、「堅磐谷の金神」（小野うた）や「亀山の金神」（香取繁右衛門）、また「赤壁の金神」（難波なみ）「中井の金神」（大森うめ）「鍛冶屋金神」（金光喜玉）等、これら人々と「大谷の金神」とをおしなべて金神信仰の世界と見ることすら可能だからである。だから、その要件のみでは、「大谷の金神」

と呼ばれた当人は、金神信仰者の one of them にすぎない。

とはいえ、その状態にこそ民間信仰と地続きにある金光教の發生論的問題を見る手がかりもある。信仰を成り立たせる母型的基盤が何であり、そこに何が生じたか。そもそも独自の信仰だったのではない。見るべきは、信仰に生じた何かに独自性が見られるという問題である。つまり、金光教たる理由は、信仰を意味づける新しさの方にある。とはいえ、その新しさはそもそも意図したものではなからう。何らかの力が新しさを生みだし、あるいはその力に新しさを見て、結果、信仰の刷新を招いたに違いない。それと同時に、それまでの信仰が、その新しさを定性として見つめなおされしよう。新しさは、その意味で事後的に受け止められるものなのである。

では、そこでいう母型的基盤とは何か。民間の金神信仰と地続きなものとして現れている意味を考えるために、働きかけてきた神が、どういう意味で金神なのかと問うてみる必要がある。こういってもよい。金神という神表象にどういう感性なり、どういう社会意識がその謂いに関わったのか。どういう神かではない。通常、理解可能な対象とばかりに「どういう神か」と問い、「こういう神である」と答える。しかしそのあり方は、ともすれば一知半解、さかした態度になりかねない。

近世社会に「宗教や呪術の世界を克服していく過程」をみる、ひろたまさきは、「また別の形での宗教や呪術の展開をうみだす」という（近世の成立と民衆）『日本の近世 第一六巻 民衆のこころ』中央公論社一九九四。

：平和と安定の秩序が次第に当然であり自然であると観念される十七世紀末ごろからは、人為的世界の領域が明確になっていったと考えられ、定量化された年貢諸役の徴収は年間経済の計画を安定させて、神仏は自然の力や個人の運命（病氣や貧富）の領域で期待されるようになると思われる。（二四頁）

いわば、人間では測り知ることのできない意思を告げるとしてきた神が、実世界に相應しく機能していくといふのである。黒住真によれば、「様々な諸力が縦横かつランダムに跳梁する」不定性を帯びた中世での応報の働き方は、「人間に対して信によつてしか解読できないコードを提示し、人の信仰や祈願に応じ」たものだった。それに比し、近世では「応報的な働き方の恣意性が減少し、『道徳的』なものとして定式化」されるという。そうして近世社会では、人為的世界の明確化、道徳的定式化の傾向を一般化したのが、しかしそのような人間の状況に相應する要請からの神仏否定を媒介にし、神仏秩序が再構成されるという（倫理化の過程）『コスモロジーの「近世」』岩波書店二〇〇一、一〇一頁。

黒住がそこで注目するような言葉、たとえば「慈悲正直なれば、祈らずして神仏の内証（本意）にかなふなり」（『本佐録』『藤原惺窩 林羅山』日本思想体系28岩波書店一九七五、二九四頁）、「道理にさへ叶ひ候へば、祈らずとも神や守らんと、心得たるがよく候や」（『清水物語』『仮名草子集』新日本古典文学大系74岩波書店一九九一、一四三頁）、また白神新一郎の「御道案内」でも触れている、「心だにまことの道に叶ひなば、いのらずとも神や守らん」（『心学五倫書』『藤原惺窩 林羅山』二五九頁）など、これらには、侵しがたい、人間では到達不可能な神仏表象の稀薄化が感じられる。用例からは、心の持ち方次第でよりよく生きることができるといふ社会通念の一般的な広がりや想像されるのだが、それだけに、「御道案内」がその言葉をテコとして「わがことはしぜんおかげをこうむるなり。力を入れて信心いたさるべし」と説いたのも理解できよう。時に奇怪で、倒錯的なあり方が、世の中のありのままの姿であつてみれば、その中で、心の「まこと」を立てるのも並大抵のことではない。生きる上での支障にならざるを得ないのは、社会通念を超えたところの問題が、社会通念なり一般化した信仰感情と頻繁に衝突してし

まう時だといえる。「御道案内」が説くように、その軋みに信仰が受容されていくありようを見ることができよう。

節用集の使用態様を下小口に残る手垢筋で注目した横山俊夫は、近世末期になってとみに宿曜道、陰陽道などの関心が根強くなると指摘する（『文明人』の視覚）『視角の一九世紀』思文閣出版一九九二、「日用百科型節用集の使用態様の計量化分析法について」『人文学報』第六六号京都大学人文科学研究所一九九〇。書物を繙く際、綴じしろの反対の小口底面をめくる。その時につく手垢の汚れ（「手垢筋」）を分析して得たのがこの事実である。節用集は、もとは和漢辞書であったが、後に生活百般の知識を盛りこんだ日用百科になる。手垢筋の分析は、日柄方位の礼を欠く行為が民衆の間で怖れられ、不安を醸し出したことを明らかにしたのである。特定の信心の深淺の問題とは別個に、日常の慣習行為のレベルでこうした「うしろめたさ」「不安」が深刻化していたことになる。それは、心学者などが述べる「道理」を超えた問題である。

いつまで続くやらわからぬ災難の連続、人心の波立ち。松浦静山は林述斎の言として「一種の疾あるを押なめて癩症とすること近世の事なり」（『甲子夜話』文政四、『東洋文庫 甲子夜話』平凡社一九七七、二二五頁）と記していた。病がごとごとくに精神のそれとして捉えられてしまう当時の様子を伝えるが、しかしそれは、そう捉えることがもつともとされるように、精神的動揺が広く蔓延していたことを意味しよう。橘春暉（南谿）も、いつも朝山貞伯が「世の人鬱気の病ひとて、打も臥ねど何となく心地楽しからず。顔の色あしくて、氣力とほしく瘦ゆくが、若き頃、此なやみ無き人は、大かたは愚なりと知べし。此病にて死ぬかんでもまたおろかなり。只危かれど、とかくして生延来たらんこそよけれ」と語るのを「実とぞ思ひし」と述べる（『北窗瑣談』文政八、『日本随筆大成』第二期

一五卷吉川弘文館一九七四、一九八頁。「始終思い暮らし」たとの心中をあらわにするように、「覚帳」「覚書」を記す当人もそうした世界、精神的抑圧（コンプレックス）の問題にたたずんでいたろう。「金光教教典」中の「御理解」を見てもわかるように、理解伝承者に、何か得体の知れない憂鬱を背負い込んで生きていた人間の姿を見出すのは容易なことである。

金神信仰がニューウェイヴとなるこの時期、「天地自然の理に人間が置かれているとしても、この苦悩は何だろう」といった思いが、時代、人間を圍繞していたといえる。通りいつぺんの「天地の道理」、ことがらの普遍性といった理知を圧倒するのが、道理に先行する抑制のきかない人間情念であった。「不安」「気鬱」は崩壊に瀕した近世封建社会に向けた内面からの対応であるが、そうした時人の想念に避けがたい問題は、時に日常生活をおびやかし、もはや既成的観念では律しきれない鬼気そのものとなって人に襲いかかる。やがては物質的な形象をもつ神を招来させましょう。そうした人々の心象の内に相貌をあらわしたのが、悪神たる神表象としての金神だといえる。旺盛なエネルギーを持った金神の跋扈は、記紀伝承から退けられた神であるゆえに、なおさらのこゝと世の転変のさまと強く共振していたに違いない。人が秩序の転換、社会変動の実感に見るのは、そうした心象に直接に届く神々の衝迫力である。その様相を、藤尾節昭は「金神の呪縛とは自分自身の意味世界の呪縛であり、それは何より己の心の疑念なのである」（『布教史試論—金神考—』『金光教学』第一六号一九七六、二二九頁）と、うまく伝えてくれる。

65
とはいえ藤尾は、無名な一農民に働きかけた神によつて導かれる、通説的な金神の被規定性を穿つがごとき決定的な要因が何であったかについては触れていない。しかし金光教の発生を捉えようと試みる上で重要なのは、

3 「四十二歳の大患」―その人を機縁とする神示現の意味

これについては「覚書」に確かめてみよう。九死に一生のところを神に救われる、いわゆる「四十二歳の大患」の事蹟をあげればよいだろう。容赦ない行動性を本質とする悪神の転換が記述されているからである。筆記する本人さえ不明瞭だったこのことが、書くことで知らされていったことがわかる。

後の考察にも関わるので、一連の事蹟の内容に触れよう。

先ず、場面は、安政二年四月二十五日、「のどけ」の発病で始まる。病は悪化。親類が寄りあい祈祷を始める。と、義弟の古川治郎にのりうつつた神から「普請わたましにつき、豹尾、金神へ無礼いたし」と告げられ、それに義父の古川八百蔵が「当家において金神様おさわりはない。方角を見て建てた」と抗弁する。すると神は「そんなら、方角見て建てたら、この家は滅亡になりても、亭主は死んでも大事ないか」と質す。続いて――

私びつくり仕り、なんとこと言われるじゃろうかと思ひ。私ガもの言われだし、寢座にてお断り申しあげ。ただいま氏子の申ししたは、なんにも知らず申し。私戌の年、年回り悪し、ならんところを方角見てもらい、何月何日と申して建てましたから、狭い家を大家に仕り、どの方角へご無礼仕り候、凡夫で相わからず。方角見てすんだとは私は思ひません。以後無礼のところ、お断り申しあげ。

戌の年はよい。よし。ここへ這い這いも出て来い、と。今言うた氏子の心得ちがい、其方は行き届き。正月朔日に、氏神広前まいり来て、どのように手を合わせて頼んだら。氏神はじめ神々は、みなここへ来とるぞ。○

ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。

金光大神、其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。うれしいやら悲しいやら。どうしてこういうことができたじやろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりのたの。また元の書き口を書けい。

神々みな来ておるぞ。戌の年、当年四十二歳、厄年。厄負けいたさずように御願ひ申しあげと願ひ。戌年男は熱病の番てい。熱病では助からんで、のどけに神がまつりかえてやり。心徳をもつて神が助けてやる。

(覚書3—5—7)

ここには、愁嘆場が一転して祝祭の場になったことが記されている。こうした祈禱は、抗弁という対処法を一般にするという。しかしそれで済まされなかつたのも、世界の矛盾ぶりの激しさを示唆しよう。そのような現実を破壊し、本来の秩序が呼び覚まされる意味をもつていたのである。

すでに先行研究が明らかにしているように、四十二歳の出来事は、人間に神そのものの本性と力をもつて、神示現の意味が告げられる事蹟である。古来、国土や秩序を破壊する祟り神など悪神は、根源的な力を持っており、その力は転じて限らない利生の神になりうるものとされてきた。^⑨ 金神の力も、そのように見られたのである。「叱られる力のある神ならば、助ける力のあるものに相違なし」と吉原良三は当人の言葉を伝えている(『研究資料 金光大神言行録』第三卷三五—一頁)。そのような転換は、無頼性、辺境性で受けとめられてきた金神であるがゆえに、いつそうラディカルなものとなる。もともと金神といった神は、既存の神秩序上に安定した表出をし得ない神と見られてきた。したがってそうした神の祟りの転換は、秩序の奥の根源的世界から、実世界の変革性を告げるも

その転換を数多の「神仏」が歓喜したことは注目される。小坂真弓は、「不浄・穢れ」をいう既成化された「神仏」信仰の限界性の打開（「大患経験の意味と『神の助かり』」「金光教学」第三七号一九九七、一六三頁）をそこに見る。小坂は、はっきり示していないが、しかしそこでいわんとしたのは、打開、解放されたのが「不浄・穢れ」レベルで意味するところの神仏信仰の限界性ではないだろう。それでは、旧来の神仏信仰の地平を残存させたまま、ひとり金光教が「不浄・穢れ」の信仰を超えたとしか見ないことになる。むしろ小坂が眺望していたのは、金神も含み込んだそれまでの神々、神仏の観念の方の打開であると思われる。いま見た変革性からしても、もはや説明もつきがたいほどの秩序の動揺、世界の自己撞着からの解放が意味されていたと理解する方が、あらゆる神仏の目の前で生じた歓喜の出来事を窺うにも相応しい。

衆生を擁護、救済する強い力を持った新しい神の登場。その神は既成の神仏観念から、大きくはみ出し、捉えきれない。だから根源的世界からの正体不明な神の登場は、不明ながらにこの世の混乱した出来事や事物関係を意味づける原核となる。人間が信仰の対象と目するに先だったところで、神仏全体を受け止め直す世界が切り拓かれたのであり、そこで受け止め直された神仏が、人々が待ち受ける世界へ呼び返されるのである。

「覚書」を繙けばわかることがある。それは、この一連の記述が、「覚帳」の書き出しに記されていた弟繁右衛門のもとで働きかけてきた金神からの普請入用の頼みの前に配置されているというところである。繁右衛門の伝承を引き受けるがごとく、大患の事蹟から確認させる感がある。それは「覚書」のみのことに限らず、すでに記してきた「覚帳」全体に、「覚書」を介した神示現の意味が被覆されていくことを示唆しよう。

山本ひろ子は「神の鎮座譚は、しばしば、その神の奉斎者の始祖伝承と絡んで語られる」（前掲二三四頁）という。生まれてきた苦しみ、受難の行程を経て神に邂逅、生神としての転生という進み方で「覚書」を捉えると、「覚書」は生神の本地を証す「本地物」といえそうだが、ともあれ、金神はその出来事を機に、従来、悪神と呼ばれてきた既成枠組みからも解放され、実世界の空間に広がっていく。四十二歳の出来事を再び記述するにあたって揺曳しているのが、そうした始源の想起である。

「ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候」とある。明るみに出ることとなった始源は、筆記する本人にとっては、そこから神々との対話性、交感性の刷新を改めて受け止め直させられたことになる。「覚書」に導き出されたのは、大患が繰り広げた場面性で見られるような、あらゆる神仏にも向けられた交感性の刷新である。それは金神信仰の超脱、信仰の一つの形の成立なり、「金光教」として通常想定している「宗教」の個体発生的な視野で捉えるような刷新だろうか。むしろそれとは正反対だろう。「諸縁」でがんじがらめになった神祇信仰をふりほどく、神祇地平の超克こそを意味しているのである。だから、あらゆる神仏との対話を支える原核に触れる出来事として受け止め直され、結果、神仏が歓喜した。この交感性刷新は、単に四十二歳の出来事にとどまらない。そこからの歩み全体に向け、発見されゆく事実としての意味を浴びせられ、始源へ誘う働きの中に置かれたといえる。

ここに、通説的な金神の被規定性を穿つ発生的な意味が確認できるだろう。そしてそれは「覚書」が記述され始める時期にくりひろげられていた神祇世界解体・再編の歴史事実に鋭くくひ込む。当人のもとでの金神の示現は、およそ伝来の神々とは異なる未曾有のあり方だった。だから、神観念の大いなる更新、神語りを現出する

生神觀念の変革をも誘う。鬼門金乃神など神の形姿も変換する。そのことも、その威力ゆえに恐怖された姿をとどめているといえるが、怖ろしさというより威力の方をとどめていることを示す母斑といえよう。一見して安定しない姿も、それを受けいれる理解地平が実世界に成りたっていないことの証左に過ぎない。それゆえに、あらゆる神仏との対話の場面性を確保する神表象として、神の名が変換しつつ告げられていったといえる。

こう捉えると、神祇世界解体・再編の歴史事実にあつて、神変革の事態は、在地神祇の秩序に組み込まれようとする金神の宮建築との拮抗で激しく焦点化される問題となつて見えてくるに違いない。

Ⅲ 神変革と宮建築の頓挫

1 「金光大神社」へ重なる「もらいうけ」

すでに、「覚帳」の記述に対しては、宮創建の縁起・由緒の確認を要請させている「覚帳」の基調に何らかの変改をもたらしているのではないかと指摘しておいた。簡単にまとめ、論述の方向性を確認しておこう。

・「覚帳」は、弟繁右衛門のもとでの広前普請への協力依頼から書き始められているように、当人が金神の宮創建を展望した中で記述されていた。しかし、宮建築が頓挫し、また当人の神職が剥奪されるなど、「覚帳」の前景には、宮社のあり方まで問われる状況が当人の前でくり広げられたことになる。ことに明治期に入つては、宮における神勤を保障する資格、また「神号授与」が禁止される事態になる。在地の神祇觀念につながる宮の所期の意図は現実から裏切られることになつていた。

・その問題が激しく迫る明治三年から明治七年には、「(生神) 金光大神社」という名に関わらせた記述が、「覚帳」「覚書」双方に確かめられる。このことは、「金光大神社」の意味が、「覚帳」のみか「覚書」でも繰り返され、確認を強く求めさせられたことを示す。問題となるのは、普請の対象である宮社と「金光大神社」の関係である。

・しかし明治七年以降の出来事には、「金光大神社」は記されない。そのことは、明治七年から書き始められる「覚書」に関わっていると考えられる。また、「覚帳」の基調にこの問題が何らか影響しているのではないか。

これらの点を、後掲の年譜を手がかりにしながら、究明していこう。

年譜が示すように、「覚帳」は、元治元(文久四)年に神から宮建築の要請を受け、それに着手し始めた時期に執筆されている(「覚帳」執筆開始の箇所から付した破線矢印が、これに対応している)。しかし執筆直後より、建築は中断、また明治四年には、神職資格がなくなるなどの問題がおきている。

これまで宮建築の史実的な解明は、早川公明によつて布教合法化の視点からなされ、さらに「覚帳」「覚書」の記述に関連づけもされている(「金神社建築運動に関する一考察」「金光教学」第一八号一九七八、「金之神社」考)『同』第二三号一九八二及び前掲「覚書」「覚帳」の執筆当初における視点の相違について)。詳細はそちらに譲るが、ここでの試みとの違いに触れておきたい。

71
まずもつて本稿の関心は、直接、建築の推移に向けてはおらず、布教合法化という意図を有した運動展開なり、神からの表明を教祖個人の自覚内容における押さえ直しとは見ない^⑩。そういう意図が立てられるとしても、現実

が招く不測の事態とそこに届けられる神語りが何を喚起しているかである。「覚帳」「覚書」を記述する当人が、神語りの世界を往還している、そこに関心を向けている。そもそも神語りが宮創建にかけられた当人の企図、意識範疇に納められたかどうか。時として現実を圧倒する神語りの世界が切り拓く場面性に関心がある。人間の思惑をはるかに超えた世界が当人の実存的不安の奥底を介し浮き上がり自立していく、その展開過程が宮の建築にどう焦点化されているか。このことを見ていくものである。

人間の意図、思惑を超えたところからメッセージが現れているものに、明治三年から明治七年まで記される「(生神) 金光大神社」の記述が念頭に上る。例えば次のようなものを摘記しておこう。

・明治三年十月二十六日「生神金光大神社、当年で十三年に相成り。辛抱いたし」(覚帳14—3—1—2) …①

・明治四年十二月十日「金光大神社でき、何事も神の理解承り、承服いたせば安心になり、神仏とも喜ばれ」

(覚帳15—12—1) …②

・明治四年十二月十一日「金光大神社の恩知らず。はや一年たち、一礼いたさず」(覚帳15—13—4) …③

・明治五年七月二十八日「天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬぎ、信者氏子に申しつけ」

(覚帳16—19—1) …④

これらは「覚帳」「覚書」共にほぼ同文。簡単に記述内容の前景に触れておこう。

①は、最初の宮建築中断の後、建築が再開されているものの、神号授与が禁止される事態にある。その中で十三年前(安政五年九月二十三日)の天照皇大神から「もらいうけ」がなされていたことを想起させられる記述である。但し、「覚帳」の十三年前の記述には「一乃弟子にもらうと仰せつけられ、家内中申し渡し」(覚帳2—7)とある

のみで、誰からもらわれたのか、それまでの帰属先は明示されてはいない（年譜参照）。このことはすぐ後に触れる。②は、普請の不成就が告げられ、また神職資格を失う中でも（もつともこの時点では神勤はこれまでどおりとされた）、神の理解を承ることになる「金光大神社でき」たという記述。③は、棟梁の寄進勸化や横領などの行為に対して「棟梁はらわたくさり」と問題にされる記述。④は、出社の斎藤重右衛門が取締りをうけた話を当人が聞くに及んでの「生神金光大神社立てぬき」という記述である。

これらは、普請を企図した周辺で、矛盾を抱えることになった場面である。その場面へ神から「辛抱」なり「金光大神社でき」、「立てぬき」など告げられている。宮社普請へかけられた企図と現実事態との衝突を起因とした「金光大神社」に関するお知らせである。ことに「天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬき」は、宮社で当然とされる神勤行為が保障されない中で、「天地乃神の道を教える」との本然的な宮社のあり方に目ざめさせる価値転換に促されているとでもいえようか。印象づけられるのは、村落共同体なり国家の祭祀体系に位置づけられていく宮社のあり方とは距離を取るかのような「金光大神社」が指し示されていることである。

しかも、「金光大神社」が最初に記される①の記述には、金神が天照皇大神より「一乃弟子」にもらいうけられた事蹟が関わることになる。周知の通り、この「もらいうけ」は、「天照皇大神様、戌の年氏子、私にくだされ候（そとづか）。へい、あげましよう…」（覚書6-1-1-1-2）という問答があった事蹟である。既存の祭祀体系と離れての宮社の意味がうかがえて興味深い。というのも記紀を背景にした古伝承なり、正統的な歴史範疇の外への誘い出しがあったことが象徴的に示されているからである。この意味が「金光大神社」に関わることで、「金光大神社」として立てぬかれるべき信仰世界は既存秩序内では定礎できないことが示唆されていたといえよう。「一乃弟子」

といわれるのも、国家の神祇体系を始源として、その内に自らを位置づけるのではなく、改めて新たな神のもとで階梯的に神祇世界が捕捉されていかねばならないことを示していると思われる。宮社の建築を前にして、神号の授与が禁止される。そこで当人は改めて「もらいうけ」を想起させられていくことになる。

とはいえ、神語りの世界が切り拓く場面性を見ていくにあたって、注意しておきたいのは、この内容は「覚帳」では記されず、「覚書」に書かれているということである。つまり最初から出来事の因果関係が用意されて受け止められるようなまなざしは、「覚帳」の記述レベルでは見受けられない。「覚帳」で見る限り、「金光大神社」に「もらいうけ」の出来事が関わっていたにしても不分明な記述にとどまっているのである。

その後「覚書」が記される中で、再び安政五年の出来事に触れられていく。すでに「覚書」には始源を求めあらわす働きがあると述べたが、その働きの中で「もらいうけ」の問答が浮かび上がってくるようである。この点は、「覚書」に認められる元治元年一月一日に、四日から建築を始めるよう求められる際のお知らせもあわせて考えると示唆的である。ちなみにそれは「こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるという所へやるけに、かまわん」(覚書13—1—4)という記述である。これも「覚帳」の記述の段階では記されていない。何かもともと異なった価値があることが、そこで改めて印象づけられるかたちになっている。

そう考えてみると、「金光大神社」に関わる記述は、それが「覚帳」の記述と同様であっても、ただどうすることもできない力に向かい合うがごとき必然につかまれ、そして今度はその必然をつかもうという働きに促されて記される「覚書」によって、相貌を明らかにしていったことになるだろう。

ひとまずは、そういうかたちで、既存秩序内では定礎できない「金光大神社」に関わる神意が、当人の心景に

向けて確認されようとしたといえる。とはいえそれは神意に触れるという、お知らせの体験レベルの問題であつて、神意が当人（意識主体）の認識内容になつたかは保留されてよい。そもそも神意が人間にとつて認識内容になり得るのかという問題もある。またたとえあり得るとしても、それを成立させ価値づけるほど安定した言葉をもつた当人なり社会であつたかどうかは別問題である。明治初頭のこの時期は、強力な力を有する国家の成立、神祇体系再編期のただ中にある。村落共同体内の規範を支える信仰は、旧来の秩序をいったん離れ、新たに国家レベルの神祇体系へ丸抱えされていくのであり（この問題は後述）、その意味を当人及び地域社会が了知出来るほど、その視野が確保できたかどうか。そこで当人が実存的安定感を有していたかといえれば話は別だろう。ましてや神職資格はぐらついている。現実から問われているのは、その世界の理を支えるかなめは何かである。そのとき当人は神からの知らせを俟つほかない。ことからは単にその時代環境に適應する宮社の位置づけではない。時代や環境に向けてスパークした神示現のそもそもの理に即したあり方とは何かという根源的な様相を帯びる。新たな神として旧来の共同体秩序を離陸し、かといって国家的神祇体系へ組織づけられるのでもない。「金光大神社」の本性は、こうしたかたちで発見を促されていたことになる。「覚帳」に続く「覚書」で促された、混乱の中での縁起は、本性性の確認に促されつつも特定の何かと意味づけられない。実世界の混乱は、神語り世界（の記述）にも反映し歴史の相を刻みつけていたといえる。

ところで、このような縁起の要請は、宮にかかる共同的あり方（「生神金光大神社」や、「大本社―出社」というつながり方）に問われた問題でもあり、金光教の成立なり、教団的意味を考える上で重要なことからである。たとえば「金光大神社」に関わつてみてきたように、明治七年以降に記される「覚書」によつて、さらに詳しい

問答内容で記述されたことからは、共同的あり方が、明治七年以降も問い直されつづけねばならなかったことを物語るものだろう。そこからは、当人の信仰とともに始まる共同性といったような親和的な課題を見いだせない。その意味で、宮創建は、当人に全存在的に迫られつづけていく共同性への問題を喚起していたといえるのである。

「金光大神社」への共同的あり方が問題になる、その様相を以降に見ていこう。

2 「お上」と「神」の変革連動性

「金光大神社」について、石河道明は「金光大神の信仰が究極のところ根づきうる『原拠』」だとし、既存の神社概念に接している金神社とは質的に異なっていると述べている（『天地書附の生成過程に関する一考察―生神金光大神社研究―』『金光教学』第一九号一九七九、六一―七頁）。石河の研究当時は、「覚帳」は公開されていなかった。「覚書」のみの状況下では「揺るぎない信仰基盤」を見ってしまうのも無理からぬことだともいえるが、しかし見てきたように最初から金神の宮と金光大神社はあらかじめ異なっているとし、最初から質的差異があったと受け取れる指摘は改めて検討される必要がある。しかも次に示したように、「覚書」でも「今までとはちがい、お上ご変革に相成り候。神も変革にいたさす」という記述があり、そこからは「お上」と「神」の変革の連動性の方が視野に入ってくる。「金光大神社」との質的な差異を見るにしても、この点が加味される必要があるだろう。

例えば次のような記述に「お上変革」を見ておこう。

・明治五年二月十四日「元より神差し向け。神が指図いたし。今までとはちがい、神が変革にいたさす」

〔*「覚書」では、「元、神の差し向け。今までとはちがい、お上ご変革に相成り候。神も変革にいたさす」
覚書20—5—1…#①〕

・明治五年九月 「お上変わり、何事も義理がとうにはいかん。神も変革にいたす」

〔覚帳16—22—1〕…②
〔*「覚書」には記載なし。しかし九月十二日の条で「今節こと、お上変わり、棟梁おいとまになり」
覚書20—10…#②〕

① (#①) は、神職資格を失った後、棟梁からの普請申し出に際してお知らせ。②は、出社の斎藤重右衛門が取締りにあつて後、普請が首尾よくいかない事態の中でのお知らせである。これらに先の「生神金光大神社立てぬき」といった記述を重ねてみると、どうも「神も変革」の記述は、最初から「揺るぎない信仰基盤」の上に促された「立てぬき」だとするにはなじまない。

「お上」と「神」の変革連動性を含めるならば、たとえすでに質的な違いがあるかのように実世界を穿つお知らせが届けられたとしても、その手前の動的過程を考察する要に迫られる。すなわち、実世界の出来事を介した神のお知らせが「覚帳」さらには「覚書」に記され、その結果、実世界の出来事が穿たれるものとしてその相貌を現す、この動的な過程を組み込む必要がある。

注目したいのは、神からのお知らせが反復(記述)されたという問題である。それはそもそも神のお知らせが質的な違いがある堅固なところでなされたことを示すだろうか。もしそうなら神からの知らせは、現実と接触なしの定言として受け止めるほかないだろう。人間に問われる現実の重さ、問題性の深さも捨象される。問題を神

の言葉に預けて済むからである。そう済まないところに人間の世界へ何度となく届けられる神の言葉の意味があるのではないか。

再び年譜に戻ってみるとわかるように、「覚書」執筆までの「覚帳」では、どちらかといえば事態即応的である。神勤行為が問題にされていく中、既存の神祇地平との差異をもって「神の変革」が記されたと解しても、さほどそれが事由のレベルとなつて示されてはいない。むしろ「はらわたくさり」（明治四年五月二十四日）など棟梁の所業に事由が関連づけられている。所業を問題にした示され方が全般的なのである。

ちなみに記述された順序でいうと――まず、①「覚帳」「今までとはちがい、神が変革にいたさす」。次に②「覚帳」「お上、変わり、何事も義理がとうにはいかん。神も、変革にいたさす」。そして#①「覚書」「今までとはちがい、お上、ご、変革に、相成り、候。神も、変革にいたさす」、さらに#②「覚書」で棟梁解雇の時、九月十二日の条「今節こと、お上、変わり、棟梁おいとまになり」と記されたことになる。

まず、普請不成就に「お上変革」も関わっていたことが「覚帳」に確かめられる（①、②）。とはいえ、①のように、「神が指図いたし」「神が変革にいたさす」とあり、一連の事態の受け止めは神の意思範疇のこととして告げられている。あくまでも普請は神の意思範疇の対象であるとされた中で受け止められ、そこに付随する「お上変革」である。棟梁の問題もそうした範疇でのことである。②も、「何事も義理がとうにはいかん」とあり、「お上変革」、時節の変化は、仕方のないものとして、ある種偶発的な問題として示されているかのようなのである。状況付随的な対応で済ませとばかりの「お上変革」の問題に関しては、あくまでも神の意思が優位な中での意味喚起にとどまっている。

対して「覚書」では、「お上変革」に際して「神も変革にいたさず」とある（#①）。「お上変革」が「神も変革」の問題であると示され、神の意思範疇内のことであつた普請問題は相対化し、わずかながらにも「お上変革」と連動させて示されている。また普請の問題がそれに携わる棟梁の所業であるかのごとき印象もやや薄らいでいる。それが決定的になるのは、普請の不成就の原因であつた棟梁の問題が、彼の所業ゆえのことではなく、改めて世の転変で理由づけられたときである（#②）。棟梁解雇の記述もこれに符合する。「覚帳」では、「神様も、切りと仰せられ」（覚帳16—23、明治五年九月十二日）とあり、神の意思も反映したものだつたのに対し、「覚書」では、解雇の事由に神の意思は現れていない。

このことからわかるのは、一連の事態は、神の意思が十全にあらわせないことを端緒として、お上変革を前景に生じることとなつた神祇地平そのものの問題化（「神変革」）として捉え直されたということである。もちろん、言葉として神祇地平の問題がどう変革を迫られるものなのかは明示されない。しかし、棟梁に対する問題化を離れて、事態が変革の神意として告げられ記述されるのを見ると、不在の中にこの問題が相貌をあらわにしますので確認できよう。

以上から次のことが明らかになる。

「金光大神社」に関して、「覚帳」では普請不成就、神勤行為の制限が神祇地平の変革も関わつて神から告げられていた。しかしそうでありながらも、なお変革問題は現実事態の中での埋没を余儀なくされているかのようである。神は、「もらいうけ」の事蹟を重ね「金光大神社」のよるべきあり方を指し示してはいた。しかし「当年で十三年に相成り。辛抱いたし」と綴られるように、当人は、「もらいうけ」が関わる「金光大神社」への神

意をこれまでの延長上で捉え、「もらいうけ」も関わる問題をなおも払暁の霧の中で受け止めている。そうした中、「覚書」で、一連の事態が「神変革」の問題として改めて浮かぶことになる。「覚書」で、普請不成など周囲の状況が神祇地平の問題として、その相貌を現し出すことになったといえる。村落共同体なり国家の祭祀、神祇に位置づけられていく金神の宮とは距離を取るべくしてある意味は、こうした事態推移との関わりで記され、受け止められていったといえる。

「覚書」は、その意味を明らかにさせるかのようだが、しかし問題が神祇地平の変革射程に置かれる以上、当人にとつては、来し方には何ほどかの理解を得ることになるが、行く末は依然、霧が立ちこめていよう。人間世界の言葉を用いて神の知らせを受け止める当人にとつては、なおさらそれが明瞭な理解となつて自らの認識内に納められるはずのない問題である。そうとしても「覚書」執筆の後、宮建築への神からの視線は激しい感情表出を伴う。あるいは、明瞭な理解内容とならないからこそ、生理の無秩序となつて神と共振し、激しい言語表現になっているのかもしれない。もちろんそれまでも、「棟梁はらわたがくさり」（明治四年五月二十四日）などの罵詈が「覚帳」にある。しかしそれは神の意思範疇内にとどまる普請不成就の示唆にとどまるのであり、神自身の不条理な感情内容、またそれを人として受け止めるような、意思の連動した言語表出ではない。

ところで、このような言語表出（いわば、神が知らせる言葉と、その言葉の受け止めの間―含意―にある関係）は、建てられようとする宮と建てるべき宮に明瞭な一線があることをうかがわせていく。その問題を次に見ていきたい。

3 神の語り―金光大神社から「口」を構えるその人へ

・明治九年八月十三日（旧六月二十四日）

「天地の道つぶれとる…日天四 月天四 金神をどうなりともしてみい」
（覚帳 20―16―2―3）…①

・明治十年十一月四日（旧九月二十九日）

「此方の宮のこしらえたの建てると言え、石までも、くれと言えばやれ」
（覚帳 21―27―7）…②

・明治十二年十一月八日（旧九月二十四日）

「札の、守りの代、初穂、益を取るのという神とは、此方は神がちがう」
（覚帳 23―23―4）…③

・明治十三年十二月八日（旧十一月七日）

「神の指図すること、氏子同士のこと、五寸五寸に負けいと申し、大ふらちのこと申し、氣ざわり」
（覚帳 24―21―8）…④

ここで試みにいくつか摘記してみたのは、宮のあり方に対して激しい感情表出を伴った神からの視線がわかるものである。

- ①は、神勤が認められない中、天照皇大神の崇敬教育を願い出る動き（後章）を背景にしてのものといえる。
②は、村方が宮の建築を再開するよう要請したことに關して（これも後章で）。③は、富くじなどを勧める周囲の状況に「此方は神がちがう」と告げるもの。④は、宮を木綿崎山に建てることを勧められ「大ふらちのこと申し、氣ざわり」と告げるものである。いずれも「覚書」で記される出来事以降の、世話方、村方をはじめとする

建築要請や宮のあり方に対して「覚帳」にうかがえるお知らせである。

当人の個人的特殊性を通じているからではあろう、「大ふらちのこと申し」などと噴出する言葉は、激しく抒情をたたえている。ということとは、別面では、神の言葉が人間の源泉的感情を介して発せられるようになったこと、またそれによつて、実世界の問題状況に一定のトーンを与えることが可能になったことを示す。そのトーンの内において、本人がその都度自己を確かめていくかのようである。そのとき人は、自分で言葉を発するのでない。言葉によつて自身を発せられていることにもなるだろう。宮のあり方に関わる激しい感情表出は、普請や当人の家庭の経済的自立に向けられた、衷情でありながら狡猾な知恵でもある周囲の声に向けられている。しかも丸ごと否定せんとばかりにである。

神の語りにおける感情的な意思表出は、神が神自身のいる世界から疎外されていることを意味する。当然、それを受け止めようとする本人も自身から、つまり自身が身を置く抒情世界から疎外されている。この世界に共有される抒情に自身を見出してはいない。神の意思表出は、そういう当人の世界感情に降り注がれた言葉の数々である。有元正雄『近世日本の宗教社会史』吉川弘文館二〇〇二は、次のように論じている。

：天地金乃神の喜怒哀楽に満ちた人格的性格をみるとともに、三千世界を支配する偉大な力を持つ神として現れつつも、かつて悪神・邪神といわれてきた神の心の中に、深いコンプレックスのあるのを見てとることができるよう思われる。そしてこれが他の創唱宗教と異なる生き神の地位をきわめて大きくかつ特異なものとし、さらに氏子との相互依存関係を深めている理由とも思われる。(二二二頁)

神の精神事態（「深いコンプレックス」）を見る指摘は、興味深いものである。人の生命的な実感、そこに救い

が届けられる信仰にとって、重要なのは、たとえそれが知的な理解としてであろうと、究極においては、その受け止めが生身の感覚で了得できるものとなっているかどうか、であろう。その意味で、感情なり精神事態の領域が信仰に深く関わっており、「こころ」「おもい」の露頭の場面に神の精神事態が見られることも、あながち不相応ではない。

繰り返すが神は自らの感情を直接的に味わうことができない。しかしそれゆえに、感性の次元のこととして神自らその理を激しく切り拓くことがなされねばならない。「覚書」は、その志向性を強くして記述されたということも出来よう。筆記する者からすれば、人を仲立ちにして神自らの感性的表出の次元を手に入れていく神の要請を確かめさせるのである。これに關しては、四十二歳の大患時のお知らせを採録する際、同時に筆記するリアルタイムでのお知らせを挿入していることが思い出される。

「神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし」と神は告げていた。感性的次元というとき、中でもそこでいわれる「口」に注目させられる。四十二歳の大患は、宮建築の停頓が眼前の光景となつているタイミングで筆記されている。宮の創建縁起を尋ねられる中、存在の新しいあり方の求めは、「口」を通じて「こころ」なり「おもい」の働きの通じて確認されていったことになる。「歌人なら歌なりとも詠むに」とされる歌も、紀貫之「古今和歌集」（仮名序）の「力をも入れずして、天地を動かし、目に見えぬ鬼神をも哀れと思はせ、男女の仲をも和らげ、猛き武人の心をも慰むる」（『古今和歌集』新日本古典文学大系5 岩波書店 一九八九、四頁）という歌の力を想うことができる。心と言葉の「心詞相應」を可能にする「口」によって、神は神として生動していくのだといえようか。

「口」は筆記する当人の精神の所屬物ではない。神仏が心のままに生動する世界の開口部と見ることになる。大患の事蹟で神仏が歡喜したのも、そのことに通じているに違いない。「天地あめつちの権輿はじめ、草木言語くさきことばひし時」(常陸國風土記「風土記」日本古典文学大系2岩波書店一九五八、四三頁)のように、草木や石どもの言問う太古の心性にも通じて、神々との對話性の復権なり刷新を意味するのであるうか。それは、人間にのみ言葉が占有された状況を問題にさせるといえるかもしれない。

そして、もの言う「口」こそ宮社の問題でもあった。先引、「覚帳」明治三年十月二十六日の「生神金光大神社、当年で十三年に相成り」には、それに続けて「天地のしんと同根」だと告げられ、「金光大神社口で天地乃神御礼申し」(「覚書」では「社の口」と記されている。もの言うことは、「金光大神社」にも直結した問題として、次の明治四年十二月十一日のお知らせにも示されている(※「覚帳」「覚書」共にほぼ同文であるが、「覚書」には、「金光大神はじめ神をたばかり」の一文はない)。

棟梁はらわたがくさりたとは、橋本同様、人に催促受け、うそ申し。棟梁様と人に言われて、夫婦とも実意がなし、神のひれいがなし。金光煮だしにいたし、氏子だまし、何百両の金子借り。金光大神はじめ神をたばかり。

神は氏子かわいさゆえ、神も立ち行きと思つて、ひれいもたせ。わが力と思つて、しさいらしゅう方々歩き。金光大神社の恩知らず。はや一年たち、一礼いたさず。

神は承知。金光と申しても生神じゃ、目先でもの言わねばなんにも知らぬ。金光あつての神、神が知らせねば知らず。天地金乃神も氣ざわり、金光大神社に知らせ。(覚帳15―13)

見ての通り、棟梁の所業は「金光大神社」の問題として、「天地金乃神も気ざわり」であることが、神から告げられる。「目先でも言わねばなんにも知らぬ」の前後の箇所からは、目先で「もの言う」ことで神のメッセージを知ることができると思われる。つまり、もの言う「口」は、直接、人に属しているのではなく、神靈のくしびを充ちわたらせる開口部といえる。もともとそれは「社」（金光大神社）の働きに求められたものであつたろう。記述も、棟梁の問題事実が突きつけられるとともに、それを告げる働きによつてはじめて「金光大神社」のこととして筆記者―生神の理解へ促されるよう示されている。

棟梁の「わが力と申うて」「方々歩く」ありかたは、その横領の振る舞いもさりながら、それも許容してしまふ旧来の宮建築の勸進・勸化に属していたものだった。しかしその募縁活動は「金光煮だし」にすると告げられる。「金光大神社の恩」をわきまえるものではないとされるのだが、それも旧来の共同体秩序の方に「口」を位置づけるほかないからであろう。「気ざわり」とされることも、棟梁の問題でありつつ、そのわきまえの不十分さに問題があるかのようなのである。感情的表出となるのも、単なる指摘では何ともならないもどかしさを伴っているがゆえだろう。

このお知らせは、「覚帳」から「覚書」へ反復された。すでに「覚帳」で「天地金乃神も気ざわり」とされたことが、明治七年以降「覚書」で再び問題になったことになる。前に述べたように、神仏世界の交感性の刷新を記す四十二歳以降の出来事を通じ、「金光大神社」のこととしてそれが問題化されたことになる。そしてその「金光大神社」の問題が「覚書」の中で再配置された。ということとは、「お上」と「神」変革の連動性もそこに重ね、「覚書」が「金光大神社」の「口」の働きそのものの行方をも問題にさせたといえよう。

こう考えると、「覚書」が、「金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと」を綴り、その結果、超克すべき問題の必然性が「社」における「口」の問題として、現実の宮建築上にいつそう焦点化されていくことも頷ける。「覚書」の後の「覚帳」の箇所に、神からの感情的意思表出が頻繁に届けられることも、このことに深く関わっていようし、明治七年以降（生神）金光大神社」という記述は示されない一方で、宮建築の实景に時としてそれを圧倒するかのごとき時空圏が、「此方一場立て」て神の語りを筆記する、「口」を構えたその人に設けられていくように見えるのも何かしらそのことを考えさせられる。

この時空圏で捉え返されゆくのは、それまでの「大本社―出社」の「社」の結衆様態へも及んでいよう。渡辺順一（天地の規範と生神の道伝え―『覚帳』の向明神、白神についての記述内容をめぐって―）『金光教学』第三三号一九九三^①が、息子の萩雄、藤井きよの等に論じていたように、当人の家族の意識を始め、各地布教者の「出社」の意識は、依然、旧来の村落秩序に管掌されるべき宮社基盤に立った神威の発揚を目指したものだ。しかしそれは、後に述べる「社」のもとでの結衆のあり方、共同的な現動のあり方（したがって「教団」のあり方）で問われることがらだろう。

ともあれ、ひとまず次のようにいえようか。

建築が求められた宮社は、それを「宮」として呼ばれる被規定性からも超え出るものとして受け止められていく。しかし「覚帳」に表れていたように、実際は、棟梁の問題が「お上変革」とともに生起するように、不分明な表出にとどまっている。やがて、これら宮建築が滞る事態を背景に、筆記する当人に「此方一場立て」、その観念的基点のもとに「覚書」が記され、神―人の縁起が証されることになる。そのことで、「口」を通じての神

の感情的表出という内在的な規定性を構えることが、「社」から当人へと約束づけられている。それはまた神が「宮」なり「社」として呼ばれるこれまでの被規定性の軛から放れることを決定づけることにも連動していたのである。

IV 神祇地平の超克

1 「宮」の被規定性

「覚帳」の明治十年十一月四日（旧九月二十九日）、「宮」をそれとして観念している被規定性は、神から次のように問題にされる。

一つ、ばん刻に川手直蔵様此方へおいで、私に理解あり。大谷村の金神社と申して氏子中願い。祠掌神田豊に取次ぎ願い。なんでも神とあれば豊の構い。また村方氏子が帰依すればどうでもなること、まあ任しておかれと申され。

私、どこへも出ませんから、いぶりを申し。さようなことでござりますればお任せ申し。よろしゅうお願い申しあげ。若い衆へ任しておかれと申され。

あとで、神様お知らせ。氏子は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おおい開き。右のとおりに説諭いたし。

村中の氏子が此方の宮のこしらえたの建てると言えば、石までも、くれと言えばやれ、とお知らせ。（覚帳 21

明治十年以降、宮建築は、大谷村の有力者川手直藏、与次郎父子を中心にとり進められていた。その当初で「大谷村の金神社」に向けられたこのお知らせは、在地の共同体内の管掌に預けられては、新しく創造されねばならない信仰地平の生成を促し得ないと告げている。この問題に近代天皇制国家の神祇再編の動向が影響しているよう。「金神社」にどう関わっているのか。

近代天皇制国家の神祇再編は、国家理念の水準に「神」を呼び出し、体制の観念的な位置づけを記紀神話に裏づけていくものだった。それをもって明治立憲体制を支える根源の力にしていく。一般に在地の共同体にとって、宮社の機能、村落の祭祀は、在地の共同体秩序の内部にありつつ、それとは異なる非日常的な小宇宙を現出させ、それによって共同体秩序を浄化させる働きを有しているといえる。しかし、この時期の再編は、共同体秩序の外部を現出させる「口」の働きを担った祭祀なり宮社のコスモロジカルな自立性が、国家の神祇体系に丸抱えにされ再編されていくことを意味した。それこそ本来人間が住み着く以前にこの地に存在し、この地を守護する土着神を在地世界の観念的基点とする、その意味の収奪だった。それは精神的土壌解体の危機として迫る。と同時に、その危機は激しく土地の由緒の再獲得・確認を求めさせることになった。久留島浩「村が『由緒』を語るとき」「村の由緒」についての研究ノート」久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団―由緒と言説―』山川出版社一九九五）は、近世において、村の危機的状況が由緒を強く自覚させるとし、「ほとんど由緒らしいものを持たない村でも、自村の歴史や地誌への関心が高まって、自村への自己認識が深まり、いわば『自画像』を描くことができるようになっていく」という事態が進行している（三三三頁）問題を見ている。この動きは、「近代」への転換期に激しくなっていた

といえる。「金神社」の希求にもこうした背景が考えられる。

ところでこの時期の宮建築は、明治五年までの宮建築とは性格が異なっていると指摘されてきた。早川公明は、それまでは、公認の社殿建築を通し、同信的金神布教者達が大本社―出社の関係を結び、これまでの個別的次元での布教活動の保障を集团的次元にまで広げようとした動きであったが、明治十年以降の動きは、社号を「素盞鳴神社」「金之神社」へと変更するなど、性格を異にするとしている（前掲「金之神社」考）一頁。もとより性格を異にするような問題と見ることも出来るのだが、しかし、時にその違いさえあやふやなままに取られる対応からすれば、本人の認識内容として明確な違いがあったと見るよりも、違いを感じこそすれ、それが透過的に見えてこないのが実情であったに違いない。そして、むしろその方が重要になってくる。お知らせはその状況に届けられるからこそ、矛盾に充ちた様相を見せ、その実、それが現実の方の矛盾に対応していることを理解させる。お知らせは、現実の矛盾に届けられるゆえのより深い謎、そして創造的な世界を人間に感じさせるだろう。それこそお知らせのライブな問題である。

引用にあるように、本人の村方への対応は、「大谷村の金神社」とは一線を画そうとする基本姿勢としての様相を見せてはいない。「さようなことでござりますればお任せ申し。よろしゅうお願い申しあげ」るなど、川手らの申し出を「不承知」としつつも、宮を建築する前提で村方らの意向を受け入れてもいるのである。建築する意向それ自体で見ると、本人も村方へ同調していることになる。このことからして、神語りからすれば、村方氏子も本人も置かれた現実と同じ位相にあったことになる。本人を通じ神の知らせが向けられる先は、村方、本人をも含みつつ、それぞれの意識を媒介にして信仰の磁場をかたちづくるうとする、その現実に対してだとい

村方らは、木綿崎山へ「金神の宮」を建てようとする。それはかつて当人が神主職を願い、その許可を得た理由が関わっている。その理由とは、元來社殿は存在しないものの当人所有の山へ勧請されていたというものである。牽強付会の感もある宮建立の理由だが、それほどに在地世界の意味変容が激しい危機意識をもたらししていたことを示す。たとえそれが国家の神祇体系に接続される「素盞鳴神社」であつたにしても、またそうまでする觀念的虚構にすぎぬ神の奉斎であつたとしても。彼らはもはや村落の在地伝承とは異なる自覺のもとに新たな地平を希求しているのであり、宮社を基点として、新たな觀念の地平から村落の「今」を照射しようとしたのだといえる。その問題は当人をも圍繞していたに違いない。伝承が語るような事実、たとえば神前に白川資訓の天照皇大神の掛軸や、「素盞鳴神社」の木札を当人が広前に供えていた（佐藤範雄「教祖立教と制度の沿革史要」一九三三）ことなどは、そのことを裏づける。

ところが、「金神の宮」と「此方の宮」とに、やはり意味の懸隔が示されてきたのも事実である。その際、神はあとで知らせている。「氏は大谷村の金神社と申し」と。それこそ、当人の認識内容なり基本姿勢にうかがう問題ではなく、その懸隔の背後に横たわっている「お上変革」「在地神祇の解体」なり、さらには「覚帳」「覚書」の記述を通して告げられる「在地縁起の解体」から問われる問題の浮上を意味しよう。神からのお知らせは、この問題を照らし出しながら、筆記する当人の意識の死角にある神祇地平超克の課題を指し示していたことになる。

2 在地生活の解体と「神話」の変質

ここで「在地縁起の解体」といったが、南九州の神話、縁起に着目した野中哲昭（『南九州の〈神話〉と縁起』『国文学 解釈と鑑賞』第二一九号至文堂一九九八）の言葉を参考に、さらにこのことを考えてみよう。

野中は、「もともと記紀〈神話〉は神社縁起とか由来譚などといったものとは溶け合えない性格をもっていたのではなからうか。そしてまた、それを無視して別種の縁起・由来を持ちうるほどには、記紀〈神話〉の存在は軽くなかった」（六六頁）と述べる。記紀と溶け合えない、しかし無視されるのでもない、という指摘は、すぐまた述べる金神と天照皇大神との交渉にも見て取れよう。ともあれその指摘の後、野中は次のように縁起と歴史の相関を概括している。

おそらく、〈神話〉の世界を人々が初めから現実的な土地に結びつけようとしないう時代が、まずあった。これを、象徴的に「古代」と呼んでみよう。そして次に、〈神話〉を土地に結びつけようとしてもそれを分節化しえずに丸ごと受容した結果、聖地の乱立した時代があった。「中・近世」である。その次に、〈神話〉を解体して〈歴史〉として受容する時代が訪れた。これが「近代」である。（六六頁）

この言葉は、金神がなぜ近世から近代へというこのタイミングで登場したのかを窺うに興味深い指摘である。金神は、いつてみれば神話を土地に結びつける「中・近世」から、それが解体しだす「近代」移行期に、人々に届く神としての形姿をあらわしだす。神話は、合理化され「歴史」に転化させられる。つまり歴史実態の背後でそれを支えるのではなく、天皇制国家の歴史実態そのものとなり（つまり、そのものと観念され）、歴史の表面上昇してくる。それこそ「お上変革」を機にした神話の解体、変質を意味するのだが、そのとき、縁起を必要

とした土地の方も、すでに歴史に浮上した神話を介して変質を迫られている。縁起の解体は、神話の解体であったと同時に、土地からの遊離をも帰結したのである。

そういう事態を迎えているからか、金神がその国土に優越する根源的な土地世界の表象に直結した神であることを告げているのは注目される。沢田重信が社寺領国有化の時代趨勢との関わりで論じたように（金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの「解釈」『金光教学』第二号一九七二）、「天地金乃神と申すことは、天地の間におつておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし」（明治六年十月十日、旧八月十九日）という神伝（「覚帳」「覚書」ともほぼ同内容）に照らして、このことは明らかである。

根源的な土地世界の表象に直結した神の表出の契機には、国家形成、再編を随伴した新たな社会秩序への移行に際しての土地解体、在地生活の解体が深く刻み込まれている。あるいは土地解体ゆえに根源的な問題として指し示されたかのようにもある。先に、神が神自身から疎外されており、そこに「コンプレックス」があると指摘した。がんじがらめの神祇地平、それが軋みを見せ始める。またこのことが人々の生活の崩れをも同時に意味した中、古くて新しい神は地の底深くから示現した。さまざまな「諸縁」や有限性が金神を取り巻く神祇觀念にからみついていたということ、またそれが緩みをみせる過渡期にあつて、深い抑圧から、神々、神仏の解放を喚起させるべく、神自らの根源的超越性を人々に告げたことになる。

人がそれを知るには、既存の秩序であれ、再編されゆく秩序であれ、それに囲い込まれゆく状況に対して、「おかげを知らず」「そのわけ知らず」という否定性を介して知るほかなかったといつてよい。人間の側からすれ

ば、「あれでもない、これでもない」というような否定性そのものを固有の定性として神の根源的超越性を見るほかなく、神の根源的超越性に実在を求めるといふような合目的、思弁的アプローチでは決して探り当てることのできないようなものだろう。実際、「そのわけ知らず」とあるのみで、だから何なのかは告げられない。そういうアプローチには、すでに神の根源的超越性以外のところに何らかの価値なり秩序、条理を想定してしか理解しようとしぬ態度がある。せつかく開示された根源的超越性を、またぞろ条理に押しとどめて感得する結果になる。神の根源的超越性は、むしろそれ以前の原質的な何か、超越が超越たらしめられている、言語以前のところでそれ自身におのずと備わっている何かとして見なければならぬようなことがらなのであろう。

その意味でも土地の解体、在地神祇の解体は、否定性を介して神の根源的超越性を触手することになった、歴史的に稀有な事態だったのかもしれない。そこで人が神祇地平を超えた世界に誘われている。根源的超越性。それは旧来の地平であれ、新たに再編されゆく地平であれ、神祇の観念地平がもたらすドグマティズムやナシヨリズムに際しても価値の相対性、否定性を指し示すなど、その発現に異化の力を随伴させていよう。

「歴史となった神話」における信念体系の受容を免れない中に、その力はどうのように発動されていくのだろうか。すでに「もらいうけ」の事蹟でも触れたが、さらに時は下って明治十年。当人が天照皇大神の崇敬教育を施すことを村の世話方達が願ひ（「敬神教育願」）、それが許可された中、天照皇大神から依頼があったことが神から告げられている（九月六日、旧七月二十九日）。

天照皇大神様よりお頼みに相成り。天地金乃神様ご同様に、忌み、服（服喪）、不浄、汚れ申さず、諸事のこと氏子へ広め。金光大神お頼みに相成り。（覚帳21―14―2―3）

この時期、宮建築は事実上停頓、神職勤めも禁止されている。神勤は、それまで戸長川手堰の内済によつて可能であつたが、明治九年七月一日に荒木耕四郎が戸長になつて再度、禁止された。その頃、神は「人が小便放りかけてもこらえておれい。神が洗うてやる。人がなんと申してもこらえておれい。天地の道つぶれとる。道を開き、難渋な氏子助かること教え。日天四 月天四 金神をどうなりともしてみいと申しておれい」(覚帳20—16、八月十三日、旧六月二十四日)と告げている。その状況下で、小野慎一郎など村方らが県庁に願ひ出たのが「敬神教育願」である。「敬神教育願」は、「大神宮をまつる」と願ひ出て許可されるが、それに対して神から「氏子はよいと思ひ、神の喜ばんこと」(覚帳20—23—2、十月二十八日、旧九月十二日)と知らされてもいた。引用は、その状況下で、天地金乃神と同様の教導を天照皇大神から依頼されたと告げている。

これまで「天照皇大神という神は、金光大神の信仰世界の中で、日本という国の立ち行きに関わつて重要な位置を占めた」(坂口光正「金光大神晩年の信仰と天照皇大神」『金光教学』第三号一九九三、一〇八頁)とされている。しかし、天照皇大神の依頼がひかえめであることに目を止めておきたい。体制支配上には天照皇大神に強力な神威を見て位置づけられていても、こと「覚帳」の神語りに見る限り、秩序安寧の神として神が根ざすべき働き、その意味をなす土台が浸食されているようである。

神話が神話であることの終焉、すなわち神話の解体を見てきたことからすれば、天照皇大神がそれまでの時代に有してきた歴史的役割は閉じられようとし、新たに人間の側に即して国家の守護神であることを位置づけ直されていく時代が始まりつつある。ひたすら現実政治レベルで想起され秩序づけられるほかない時代を前にした天照皇大神からの依頼だといえようか。国家の守護神さえも、根源たる地位を歴史の背後世界から証さない。証す

にも、古学、国学の精神に則った「実証性」「合理性」（それ自体、主観なり恣意性を免れない）という人間の恣意、作為にさらされている。したがってこの依頼は、「国の立ち行き」のレベルというよりも、神発出の機能不全に直結したものであろう。神がこの世の生成と不可分で、人間からは到底達し得なかつた世界と縁を切るような神祇地平の出現にあつて、神はその世界に内在するほか余地がなくなる。だから天照皇大神は、その地平の出現に向き合いつつ、なおそこに異化の力を切り拓くプロセスを孕んで名を証している天地金乃神に依頼した。依頼の内容は「天地金乃神様と同様に、忌み、服（服喪）、不浄、汚れ申さず」とあり、その道の妙機をたどるかのようである。

さて、神発出の機能不全の事態は、建てられようとする宮にどういう意味を投げかけるだろうか。

3 「宮」の本源性

明治十五年十一月二十日（旧十月十日）に神は、次のように告げる。

宮地こしらえ。親神天照皇大神宮の宮も地中へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同行に。（寛帳26―20）

ここには、「天地の道つぶれとる」中での道の妙機、神祇觀念の地平を凌駕し異化する力に付託される「宮」が見て取れよう。しかしそれは機能を喪失しようとする神（天照皇大神）の宮なり、先祖、直信白神、信者達など、遠くはるかな存在となつている（なりかねない）神々を鎮める（とどめる）かのような内容だといえる。信仰的発揚を頓挫、抑制させられ、その現実を宿命として負う神々への鎮魂を意味するような内容だといえる。

かつて在地に求められる縁起は、記紀に多くゆかりを求める。あらゆる土地が在地固有の神と記紀神話との習合をも遂げつつ意味づけられた。神と人とのあらゆる起縁に土地からの反照作用が不可欠だったともいえる。土地はそれほどに神と人との結節のメディアとして自明だったといえるかもしれない。しかし、定住を基本とする村落共同体秩序自体、揺らいでいる。もはや土地というメディアが神と人との起縁を約束づける時代は過ぎ去りつつある。

「宮地こしらえ」る、その土地は「此方地内」。神からたびたび「此方地内」と促される。しかし、村方、世話方らは、宮を木綿崎山に建てようとする。たとえば明治十四年六月十七日(旧五月二十一日)、宮地について、「金を借りてはすな。神より普請は断り申して延べおけ」と、世話方の川手家へ断るように神は促している。当人は神の意向を聞き、息子の萩雄にも「世話すなと申し。宮できんでもかまわん。氏が助かるがよし。助けてやる」と論している。

：世話方、川手両家断りにやり。宮のことだんだんご親切くだされ、ありがたし。御礼申しあげ。金子までご心配。金を借りてはすな。神より普請は断り申して延べおけ、とお知らせ。

夜に萩(※萩雄)へ申しつけ。宅(※宅吉)もそばで聞きおる。萩は、やめるつもりと申し。宅は、やめると言い切りと申し。神様、言い切りてしまえい。先こと心配すな。祠掌せいでもなんにも世話すなと申し。宮できんでもかまわん。氏が助かるがよし。助けてやる。(覚帳25—8)

宮建築と金銭の問題については、兎山陽子が勧進、勧化の質的転換を、貨幣経済の進展に関わらせて論じ、「神観の相克」を論じている(「貨幣経済進展下における金光大神の信心—明治二年九月二四日のお知らせをめぐって—」『金

光教学』第四二号二〇〇二。資本主義の進行は、交換されることに意味を有し、その仮象に過ぎない金銭が、あたかも価値、それ自体のように物神化する事態なのだが、その事態に筆記者の家族ら周囲もざわついている。兎山は、その状況下に告げられる「此方は神がちがう」（覚帳23—23—4、明治十二年十一月八日、旧九月二十四日）に、歴史状況を串刺しにする神の拒絶の意味を論じたのであった。兎山が促した問題は、ここでいえば、貨幣の資本への転化の問題が土地なり宮建築に問われたということになるうか。またそこに見る勸化、勸進の問題は、共同体から〈無縁〉の磁場を見出しつつ歴史的に挫折する赤坂憲雄の「結社の挫折論」（『結社と王権』作品社一九九三）なり、それを受けて東島誠が「勸進」に論じたような「宗教的集材としての〈意味性〉の剥奪」「商業的集材のシステム」への転化の問題として、「結社の可能態」に見る「公共圏の創出」の課題に横付けすることも可能である（『公共圏の歴史的創造—江湖の思想へ』東京大学出版会二〇〇〇）。

ところで、「此方地内」に「宮地こしらえ」とされ、かの地に建てられようとする宮には「建たいでも大事な」い「できんでもかまわん」とされる。もちろん、それは建てる場所の違いによるといえそうだが、そこから生じた問題は、「建てること」をめぐる対抗図を描く。そこには宮の性格の違いというよりも、世界原理の崩壊に際し、それに抗する意識の錯謬、交錯が深く根を下ろしているだろう。その交錯した意識に「宮できんでもかまわん」と告げられるのであってみれば、そもそもそれが宮を建てる場所をめぐる問題でありつつ、それとも離れ、「建てる」——「建てない」の二項対立を超えた宮への問題として相貌をあらわすものとなる。それは、建築と建物の違い、あるいは「建てる行為」と「建てられる構築物」の異なりに促される問題であるかのようである。「建てる行為」と「建築物」との間に向かって、最後（あるいは最初）の一撃を加え、切り離しを求められてい

た問題といえそうである。

この問題は、たとえば「アンビルト（建てられざる）」の建築理論が主張する、「建てられたもの」にのみ信憑性を置き、「眼の前に見せられないものなど信じていることができないという眼の叫び」からの解放にも通じよう。建てられる建築物を優先させて建築を見る意識は、結果として建築可能性を物理的要因と経済的要因に還元してみるに至る。その問題を脱却し、建てることに関わった本来の創造性を発揮するにも、建築は物質的形態の座から離れなければならない（浜田邦裕『アンビルトの理論』INAX出版一九九五）。そのようにお知らせは、「建てる」「建てない」を超えた問題で宮を照らし出す。宮の理解は、建築物として建てられる宮という想定、物理空間にそれとして位置し、実体化されるべきものとしての想定から離れたところへ誘うかのである。その意味でお知らせは、建てられるべきものとしての宮が、信仰に本然的に有している運動性（すなわち、既存の神祇地平を凌駕し、人と神の本源の邂逅を可能にする創造的運動性）を喪失する問題へまっすぐ振り向けられている。だから、もちろんのこと「建てること」、またそれがもたらす創造的営為それ自体の否定ではない。

明治十四年八月二十九日（旧閏七月五日）、川手与次郎に宮建築のことが次のように伝えられるのも、そういったことがらで理解される。

氏神のように思えばどこへなりとも宮建て。神と思えば此方地内建て下され候。よそへ建てても此方には行かんぞと申しおき。（覚帳25—21）

「此方地内」とは、つまり「覚帳」を書きとどめる、宮のない当人の立つ地面である。村方、世話方の想到する「金神の宮」では、もはや神と人を起縁にして世界像を生み出す力をもち得ない。だからこそ、根源的な土地

世界を表象し、またそこで天地金乃神という名を告げ得ることになった「此方地内」にとどまることを神は促す。宮の不在をも凌駕する問題に起因した「此方地内」が見据えられねばならないかのようなのである。そうして「此方地内」から宮が照らし出される。既存の神祇地平の場に宮が依存するのではなく、宮が新たな神祇地平の生成を促していくために。その反転は、もはや宮の不在という負性を超えていよう。「此方地内」に浮上する宮は、縁起をかたちづくる實際の土地を離れて、土地そのものを（あるいは何が土地なのかを）根源から表象させる場（「此方地内」）から、縁起を結節させようとするかのような反転と凝縮性を見せる。その凝縮力に発動を得、人間を救う力の作動にかかわる縁起の新たな可能性がかけられているかのようなのである。「神と思えば」とある。そういう神、宮を思う問題が、人間に問われていたのである。

こうして「覚帳」は、筆記する当人の寿命を引き寄せて幕を告げる。最後にこう記されていた（明治十六年九月二十一日、旧八月二十一日）。

人民のため、大願の氏子助けるため、身代わりに神がさする、金光大神ひれいのため。

書きとめ（覚帳27—15—2）

遠い存在となっていく神々への鎮魂も自らのこととしつつ、「身代わり」は、当人に付与された名、「金光大神」が、その後も始源の力を体現するように求められたことを指す。人がもはや諸々の神の発出を受け止めることが出来ないでいる時代に際会した中での求めである。「身代わり」は、なお神々が生きていることを指し示し、人が救われるという、当人から無限にひろがる縁の起りを証す。またそれとともに、「人民のため、大願の氏子助けるため」に、あらゆる神と人とが結びあう縁起そのものの可能性を、人間の全歴史に投げかけているかのよ

V その当人を「教祖」とする時空——「教団」

ここまで縁起という視界を設け「覚帳」「覚書」の神話の世界を見てきたのだが、最後にそこから裏づけられていく共同性の意味に関心を向けてみたい。

日次ひなみで記される「覚帳」「覚書」は、歴史の背後世界での神話から時間を持った世界へ、金光教の発生を印づける。とはいえそれは、当人のみならず、宮としての神と人との交感する始源の問題なのでもあり、「大本社——出社」という結節のあり方として、共同的なレベルへ問われていく問題でもある（レベルへであって、レベルの問題ではない）。「大本社——出社」という互いの拠つてたつあり方に対し、その磁場の認識の共有が重要な要件になつていたことを指摘しておかねばならない。

いま一度、見てきたことがらを振り返つてみよう。

まず、元治元年神から依頼された宮建築にいえるのは、それが立つ現実の基盤は在地の生活体系に編入、再編されるあり方であつた。旧来の共同体の内なる秩序に包含されたままの神発出を志向したにとどまるのが、「覚帳」が記されはじめる状況下での「大本社——出社」であつたといえる。

もともと大本社も各地出社も在地の生活体系に基盤を置くものであつた。だから在地で、つまりは共同体秩序の内部にあつて、秩序外部への「口」を現出させ、既存の秩序に活性を与えるという存立のあり方であつた。そ

れぞれ各地出社に「金光大神」といった神号が授与されるなど自立性が喚起されているのも、在地との結びつきを強固にしているがゆえにである。しかしそうでありながら、大本社がなぜ出社からそう呼ばれているかといえ、大本社こそ在地の共同体秩序の外側の実在を想起させ、秩序の枠を越えて神々の世界、生神（としての当人）の現前する世界へと誘うからである。したがって当初の「大本社―出社」の結節の論理は、在地の生活世界を担保に、またその秩序に管掌されることを前提にしつつ、秩序の内にあつて秩序外部を拓いていく、その「口」、通底口でつながっていく方だった。

しかしそれ自体、旧来の共同体の自立性を前提にしたあり方であり、共同体そのものが変容し解体していく状況では、神が示現したその理に結縁する安定したかたちをとらないのはいうまでもない。「覚帳」の記す「大本社―出社」の始源的共同性は、それゆえ歴史の出発点における単なる必然性であつて、絶対的なものではなかったといふべきかもしれない。「覚帳」「覚書」を縁起的視界で見、そこで与えられた観念的基点からすれば、こうした共同性こそ、まさに乗り越えられねばならない地平として、始源を求める働きの中で問われたからである。

「覚帳」が記され、そこで現実の諸問題が照らし返される。さらにそこへ「覚書」がくひ込んで、「覚帳」の基調が変わらされていく。それによつて、変容、解体しつつかある共同体秩序の規範とは異質な結縁の論理を気づかせていくことになったのは否定できない。そのとき、在地をくまなく覆う立憲国家を補完する神祇体系に接続され、再編されていく中で求められる共同性のあり方の問題が、大きく関わったことになる。

「覚書」の四十二歳の大患時の神示現の出来事に対し神がその意味を告げるように、既存の神祇信心の内破はそれですまなかつた。神祇信心の受容のあり方、その観念地平も内破の対象とされていたことが告げられる。そ

れはまた「此方地内」で神祇地平を超えた世界への出逢いに促されるあり方にも一貫していたことになる。神祇地平に宮が従属するのではなく、宮によって既存のあり方を内破し、新たな神祇地平の生成を促すべく求められていたように。

当然それは、その宮を現実的に働かせる「大本社―出社」など共同的あり方に基礎づけられねばならなかった問題である。神祇地平の移り行く過程とともに、その地平それ自体を脱却、破棄して、新たな生成世界を育むような信仰の本然的あり方から、神々の息づく新しい世界を開示するべく存在認識の確認を求められていたといえよう。

さてこうした検討を経て、さらにここからどのような論理を、現下の金光教（教団）に向けて導くことになるだろうか。

天地金乃神が顔を出すことによって、実世界の既成観念にさいなまれる多くの人々が、当人のもとでその観念を内側からはぎとられ、人としての真実な姿を現させられ、また実世界を息吹かせることになって救われる。教団の歴史的事実的な存立は、その救いの意味をこの世界に立ち上げることによってあり得、また既成観念とそれによる社会の編制のあり方を同時に問い崩す現動性を始源としていくことであり得たということになるだろうか。

もはや金光教は一つの共同体（教団）に帰属しているという指摘が奇異に聞こえさしやう。肝要なのは、歴史的事実の教団は、単なる経過的な歴史の必然性ではないということである。その都度、問い崩す現動性において乗り超えが求められるべき出発点の限りで必然であり、不可避な条件だというわけである。教団にとって「存在」の核をなすのは、そうした実体的な機制を問い崩す現動性の方であり、生成そのものとして認められる

ものといえよう。見てきたように「覚帳」「覚書」の神語り世界は、そうした確認をもたらししている。教団の歴史自体、つねに金光教の「前史」でもあるような歴史像を与える世界が、この神語り世界だからである。

さらに注意を要するのは、こうした「存在」としての教団の確認は、個的(軍独的)に促される限りでしか得られないことである。共同的な実在から、あるいは、「われわれ」という前提価値からは、それは決して問えない。つまりそれでは、どこまでいっても「覚帳」「覚書」を記述することになった当人は、すでに／つねに教祖であり、教団もすでに／つねに共同的な存在だというトートロジーに足下をすくわれていくからである。しかし当人こそ、まさしく「存在」としての共同性(教団)を問わされることとなった人物だということに目を向けよう。彼を「教祖」とするのも、神と人との縁起に照らされゆく、まさに単独的なその働きに、信仰の始源的創造力なり、その絶対的な潜勢力を見るからではなからうか。「存在」としての教団は、神語り世界に照らされるその意義を始源としたあり方、それを分かち有して認められるといえないか。

(教学研究所所員)

(注)

① もちろん、筆者像(「教祖」としてのイメージ)を、あらかじめ読む前、あるいは読む過程で持ち込むことに対する疑いは、これまでも掲げられた。教祖・教義研究分野が、テキスト読解を進めてきたのも、この問題を察知していたからだといえる。たとえば早川公明は、「作品には、それ自体

の自律性が認められなければならない」という、テキスト読解の方法を提起した(『金光大神御覚書』『お知らせ事覚帳』とレトリック)『金光教学』第二七号一九八七)。それは、「覚書」「覚帳」を「作品」として捉え、「作者」(筆者)から離し、「作品」の自律性を重視した上で、「作品」から帰納される「作者」像を受け取るという方法である。しかしテキ

スト読解の方法も、「作品」の自律性へと一挙にジャンプした感がある。「作品」の自律性をいう手前の謎こそが問題であるならば、その謎へと進まねばならないのではないか。

② 徳田和夫は「鳥獣草木の活躍する物語が王朝の世をとり越えて室町期に頻出するのも、異類がなべて言問うとされた神代のなごり、その昔語りによる郷愁があつたはずである」〔中世神話〕『国文学 解釈と鑑賞』第五八六号至文堂一九八〇、一三二頁）とし、中世の説話、室町期の物語や能に、その問題を見ている。

③ 『日本書紀』下は、大生部多が「常世の神を祭らば、貧しき人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」という「神語に託せて」常世の虫信仰を煽つたとしている（日本古典文学大系68岩波書店一九六五、二五八頁）。

④ 「賊盜律」の問題については、佐藤弘夫『アマテラスの変貌—中世神仏交渉史の視座—』法蔵館二〇〇〇参照。佐藤は、律令国家が「私的な託宣を禁止」しつつ、「その一方で、崇りを通じての神々との交渉を王権へと独占的に取り込むことによつて、それを支配秩序の安定化に積極的に利用しようとした」（二七頁）と述べる。

⑤ その他桜井好朗『神々の変貌—社寺縁起の世界から—』東京大学出版会一九七六、『空より参らむ—中世論のために—』人文書院一九八三等。本稿での縁起世界の視野も、これらの

研究に示唆を受けている。

⑥ 「夫前仏は已に去り、後仏は未だ来たり給わず。像末に生るる輩は仏教にあらずんば、争ひ仏果を得ん。しかし仏は不生也不滅也。愚痴無智の衆生も信心の一念により仏にまみへん。抑、武蔵国埼玉郡野島山の本尊、延命地藏大菩薩は慈覚大師一刀三礼の御作にて、靈験新にまします生身の薩埵也。されば末世の闇路を照し愚痴の衆生を度せんが為、或は仏縁を結び、仏身を変じて種々の方便を現じ国土に遊び、其人に随つて得度をなさしめ給ふ（以下、略）。なお「野島山地蔵尊略縁起」は、稲垣泰一『寺社略縁起類聚』勉誠社一九九八所収。

⑦ なお、この解釈視座、及びそれが提示されて以降の問題について、竹部弘は、「神と人との間」への問い—安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって—（『金光教学』第四四号二〇〇四）の注記⑤で、「覚書」「覚帳」のテキストの違いが課題化され、また、体験を執筆する執筆者金光大神の信仰段階との照応で論じることが可能になった（三三三頁）としつつ、「金光大神の信仰段階という観点から離別したはずのテキスト論に、執筆段階という新たな信仰史の観点の混入」（三三四頁）を指摘している。

⑧ 宗教教団の祖としての人物の歩んだ過程に教団成立の起点が求められ、職能的自立が促された転換点が探られる。そこ

で、ある特定の神伝が取り上げられ、「立教神伝」と呼ばれることになっていくのだが、その意識の奥に何があり、それによってなぜあの神伝が注目され、「立教神伝」と呼ばれるに至ったのか、は別個に明らかにされる必要がある。そこには、「取次」という形態を教団の基とする志向性が「立教神伝」を選ばせる過程がある。それは、「取次」という神への奉仕の形態が定まって金光教が展開した、という主導的見方、認識方法とは逆かもしれない。しかしその見方こそ、「取次」の形態を基にした歴史的遡行がもたらしたもののなのである。もしそれがごく自然に思えると思えば、それこそ、その遡行に始源的創造力が有効に働いている証拠であろう。本稿では、今現在「立教」に働いている始源的創造力なり、その内容には論及しないが、重要なのは、たとえば安政六年を「立教」と見るならば、その視座の内につねに始源的創造力を介した内容確認がなされておかねばならないことだろう。そうでないと今現在の金光教にとつての成立の意味を証すことにならず、安政六年は単なる出来事になってしまうからである。その意味で、教団の成立に重要なのは、出来事の方ではなく、教団成立の座を証す視座の根拠の方だといつてもよい。

⑨ たとえば、「北野天神縁起」。「みな人は賀茂・八幡とのみいひて、われをばなんともせざめり。我をたのまん人をばまぼらんと思心ふかし。いづれの神なり共、われをばえをしふ

せ給はじ」(「神社縁起」日本思想体系20岩波書店一九七五、一六三頁)と猛威をふるう菅原道真の怨霊は、祀られた後、守護する神に転じている。

⑩ たとえば、ほぼ同じ対象を扱っている早川の「『覚書』『覚帳』の執筆当初における視点の相違について」では、神からの表明は教祖個人の自覚内容における押さえ直しとして見られている。それによって、社会の推移が関わっている神社の変質も、「生神金光大神社」と名のることによる「信仰の内なる結束の理念」も、教祖の主體的把握の問題で論じられている。

⑪ 渡辺論文は、明治の社会動向の中で、「覚帳」を記述する当人・金光大神と「出社」達の道伝えが、天地乃神を基軸とした信仰規範をどう確認していくことになっていたか、で論じている。同信集団全体の再生、変革の課題としてそれを実存的に問うているのであるが、本稿との違いは、本稿ではそこで自明としている集団性なり、実存の手前を問題にしていることである。渡辺の解釈では、神の示現は、集団という何かだったり、誰かの(ための)現前となっている。しかし、本文に明らかのように、そもそも神の示現は、それとは異なるのではないか。神は、実存するというレベルとは異なる別の経験であろう。というのも、実存へと振り向けられ、橋渡しされる経験であるとしても、神示現の主要因は、実存に発

するきのではないからである。

<p>安政2・4・29 42歳の大病</p>	<p>覚帳</p>	<p>覚書</p>
<p>4・10・13 繁右衛門を通じ神から 宮建築の依頼</p>	<p>「戊年、よう来た。金神が頼む。此方未年、雌儀につき、屋敷宅がえいたすに銭なし。たつた十匁も借る先もなし。其方、普請成就いたすように頼む。聞いてくれるか、と言われ。委細承知仕り、私根にかなうだけのこといたしましよと申し。」</p>	<p>「戊年の年はよい。よし。ここへ這い這いも出て来い、と。今言うた氏子の心得ちがい、其方は行き届き。正月朔日に、氏神広前まいり来て、どのように手を合わせて頼んだら（頼んだか）。氏神はじめ神々は、みなここへ来てとぞ。○ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。金光大神、其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。うれしいやら悲しいやら。どうしてこういうことができたじやろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりたの。」</p>
<p>5・1・1 繁右衛門を通じ「金乃 神下葉の氏子」に</p>	<p>「金神下葉の氏子と申して、日本の神々へ届けいたしてやる。神が受け返答いたすようにしてやる」</p>	<p>「金乃神下葉の氏子と申して、日本神々へ届けいたしてやるから、神が受け返答いたすようにしてやる。」</p>
<p>9・23 天照皇大神よりもらい つけ</p>	<p>「乃弟子にもらうと仰せつけられ、家内中申し渡し。」</p>	<p>「天照皇大神様、戊の年氏子、私にくだされ候。へい、あげましよう、と申され。戊年、金神が其方もろうたから、金神の一乃弟子にもらうぞと仰せられ。金神様、戊年あげましようとは申したれども、えい（よう）あげません。戊年のような氏子は、ほかにござりませぬ。それでも、いったんやろうと言うてから、やらんとは、いつわり。せひもらいます。おしければ、戊年の代わりに、せがれ巳年（浅吉）成長仕り、お広前まいらせますから、くだされ。さよう仰せられますれば、あげましよう。くだされ</p>

<p>6・10・21 立教神伝、取次専徒</p>	<p>「この幣を切り境に肥灰（農業、さしとめに相成り候。おいおい家業やめと仰せつけられ候。」</p>	<p>れば安心仕り候。」</p>
<p>元治1・1・1 神から宮建築の依頼 (文久4)</p>	<p>「金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい、と仰せつけられ候。」</p>	<p>「金子大明神、この幣切り境に肥灰（農業、さしとめるから、その分に承知してくれ。外家業はいたし、農業へ出、人が願ひ出、呼びに来、もどり。願ひがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する間もなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成り。なんと家業やめてくれんか。其方四十二歳の年には、病気で医師も手を放し、心配いたし、神仏願ひ、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になつたと思うてくれ。後家よりまし、もの言われ相談もなかり。子供連れてぼとぼと農業しおつてくれ。此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次き助けてやつてくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかけ、あいよかけよで立ち行き」</p>
<p>4 建築開始</p>	<p></p>	<p>「天地金乃神には、日本に宮社なし、まわり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。氏子安全守りてやる。」</p>
<p>慶応3・2・22 神拝式許状取得</p>	<p></p>	<p>「こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるという所へやるけに、かまわん。こしらえいたせい。お上がかのうて建てば、其方の宮。天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり。」</p>
<p>4 金神社神主資格取得</p>	<p></p>	<p></p>
<p>6 藩に金神社建築願ひ出</p>	<p></p>	<p></p>
<p>8 普請小屋建築</p>	<p></p>	<p></p>
<p>11・24 棟梁考えて宮社普請成就せん」</p>	<p>「棟梁考えて宮社普請成就せん。」</p>	<p>「棟梁考えて宮社普請成就せん。」</p>
<p>明治1・4・3 この頃「覚帳」執筆開始 棟梁解雇、建築中断</p>	<p>「氏子の難なし、安心の道を教え、いよいよ当年までで神の頼みはじめから十一か年に相成り候。」</p>	<p>「氏子の難なし、安心の道教え、いよいよ当年までで神の頼みはじめから十一か年に相成り候。」</p>
<p>棟梁、神の恩知らずゆえ、神がいとまを出し。」</p>	<p>棟梁、神の恩知らずゆえ、神がいとまを出し。」</p>	

	<p>ち行きと思うて、ひれいもたせ。わが力と想うて、しさいらしゅう(もつともらしく)方々歩き。金光大神社の恩知らず。はや一年たち、一礼いたさず。神は承知。金光と申しても生神じゃ、目先でもの言わねばなんにも知らぬ。金光あつての神、神が知らせねば知らず。天地金乃神も氣ざわり、金光大神社に知らせ。」</p>	<p>もたせ。わが力と想うて、しさいらしゅうに(もつともらしく)方々歩き。金光大神社の恩知らず。はや一年たち、一礼もいたさず。神は承知。金光と申しても生神じゃ、目先でもの言わねばなんにも知らぬ。金光あつての神、神が知らせねば知らず。天地金乃神も氣ざわり、金光大神社に知らせおき。」</p>
<p>24 普請地形の相談を受ける</p>	<p>「世話方より申し出、地所開きのことは、此方より指図するまで待て。」</p> <p>「元より神差し向け。神が指図いたし。今までとはちがい、神が変革にいたさず。棟梁頼むにおよばず。甲戌(明治七)十月二十二日、三年ぶりにお指図あり、縁談すむ。棟梁、普請棟上げすることなし。此方の普請でなし、正真、まぎらかしにさせ。心改めたら成就しようか。お上がご変革に相成り候」</p>	<p>「まず、世話方を頼み、地所開くことは、此方より指図するまで待てい。」</p> <p>「棟梁頼むにおよばず、元、神の差し向け。今までとはちがい、お上ご変革に相成り候。神も変革にいたさず。棟梁棟上げすることなし。此方普請でなし、正真、まぎらかしにさせ。心改めたら成就しようか。」</p>
<p>7・27 斎藤重右衛門、取締の話が伝えられる</p>	<p>「天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬぎ、信者氏子に申しつけ。金光大神社願ひ、一心に。拜むと言ふな、願ひ届けいたしてあげましようと申してよし。頼む氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかけはあり。」</p>	<p>「天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬぎ、信者氏子に申しつけ。金光大神、拜むと言ふな、お願ひ届けいたしてあげましようと申してよし。頼む氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかけはあり。」</p>
<p>8・18</p>	<p>「海川変わり、船着き場所ともなり。世は変わりも。宮建て屋敷は、此方へ決まり。金光、氏子、先をせくな。おどろきから治まりになり。」</p>	<p>「海川変わり、船着き場所ともなり。世は変わりも。宮建て屋敷は、此方へ決まり。金光、氏子、先をせくな。おどろきから治まりになり。」</p>
<p>9</p>	<p>「棟梁、職ごとお伺いを願ひ。今時節のことお上変わり、何事も義理がとうにはいかん。神も変革にいたす。此方には神の指図どおり。不行き届きあればこらえてやらねらん。世話方の言うことおりにませにやならん。何事もひきうけてしてくる。人が頼めは行こうし、此方に頼めば来てくりようし、どちらもありよかけよでやりてくれい、と仰せつけられ候。」</p>	

<p>9・8・13 11・23 覚書執筆開始</p>	<p>11 23 覚書執筆開始</p>	<p>一金光大神、人が小便放りかけてもこらえておれい。神が洗うてやる。人がなんと言ってもこらえておれい。天地の道つぶれとる。道を開き、難渋な氏子助かること教え。日天四月天四金神をどうなりともしてみいと申し候。</p>
<p>8・9</p>	<p>8 9</p>	<p>「普請小屋そのほかの屋根がえのこと、三年待て。人がすすめても、神様へお願い申してましよう」と申しおきよし。たとえ、めけてもくさりても大事なし。何事も神に伺いと申し候。」</p>
<p>7・1・10</p>	<p>7 1 10</p>	<p>「子供五人、五か所宮建て、それぞれの役さする。夫婦、子供夫婦、十二の干支組み合わせ、神守り役、氏子願うこと。」</p>
<p>10・10</p>	<p>10 10</p>	<p>「出社神号ご地頭よりとめられ。今般、地頭変わり、出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみな一乃弟子。天地金乃神と申すことは、天地の間におつておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせて難を受け。氏子の信心でおかげ受け。今般、天地乃神より生神金光大神を差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申し聞かせ、末々繁盛いたすこと、氏子あつての神、神あつての氏子、上下立つよういたし候。」</p>
<p>11・26 17 18</p>	<p>11 26 17 18</p>	<p>「今節こと、お上変わり、棟梁おいとまになり。」</p>
<p>棟梁解雇 神職勤め廃止命令 伝えら れる</p>	<p>「神職立たん」と申し、家内中心配任り候。天地乃神とは、日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神のこと。家内中、神のこと忘れな。何事あつても人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせし。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんよういたし。も言いで、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。」</p>	<p>「神職立たん」と申し、家内中心配任り候。天地乃神とは、日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神のこと。家内中、神のこと忘れな。何事あつても人を頼むことすな。良し悪ししことも、神任せにいたせし。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんよういたし。も言いで、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。」</p>
<p>戸長から神前撤去命令 (3・22)</p>	<p>「二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様、力落とさず、私に、休息いたせ、と仰せつけられ。」</p>	<p>「二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様より、力落とさず、私に、休息いたせ、と仰せつけられ。」</p>

10・28 「敬神教育願」県より許可	「おれい。」 「岡山願い書付下がり。氏はよいと思ひ、神の喜ばんことと仰せられ。大神宮まつると申して願ひ、下がり。」 「天照皇大神様より頼みに相成り。天地金乃神様と同様に、忌み、服(服喪) 不浄、汚れ申さず、諸事のことと氏子へ広め。金光大神お頼みに相成り。」
11・4 川手直蔵父子、建築再開要請	「宮のこと、お上へ神田豊の手続きで願えはらくと言われ。人様ごやつかいにならず、今のとおりに説論できればよし。お上より説論もできんと申されれば、いたしかたなし。金光大神、仰のけだま取りて(仰臥して)休みあり、とお知らせ。」 「あとで神様お知らせ。氏は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き。右のとおりに説論いたし。村中の氏が此方の宮のこしらえたの建てると言えは、石までも、くれと言えはやれ、とお知らせ。」
11・2・25 11・1・21 11・8 12・1・21 8・30 6・24 秋雄、賀茂神社祠掌に金神社、素戔嗚神社として認可	「お宮のこと地内建て。村氏子どこへ宮建てても、其方が行かねば空宮。はじめ巳の年より先二十五年ぶりまで待てい。今のとおりでよし。」 「宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさせる。金銀のこと何千何万でも思うな。恒戌年、四十五十借りても利だけ働き。払うてやる。五人子供につき安心に思ひ。」 「みくじ、富などして神の益になるかと人が申し。けつして、みくじの益一文いらす。もとより、むしん、勸化申さず。神の理解どおり願いて、願いどおりおかげを受けて、ありがたしと申してお礼にあげます物は、神も喜ぶ。末の繁盛守り。札の、守りの代、初穂、益を取るのという神とは、此方は神がちがう。生神金光大神、天地乃神は、お上、神ほとけ、人民、上下立ち行くように理解申して聞かせ、お知らせあり。」 「総氏子のこと、素人、女人と申すことなし、大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たりいたし。同じく氏子から断り申すこと天地乃神が教えてやる。取次が生神金光大神、教えそむく人はしようもなし。教導職ではないけん。教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。内で説論とも理解とも話をし聞かせ。末を楽しきみ。」
10・1 12・8 秋雄、社号の件、伺い 藤井きよの、木綿崎山へ建築意向伝える	「社号のこと伺ひ。なんでもよし、若葉に任せ、祭りの間にかなうように戸長相談いたして願ひ、とお知らせ。」 「きよの、元より宮が建てれば下の田まで地形つきと、だれにも負せんと言われたことありと申して来ました。お宮はどこへ建てなさるか、おたずね申し。はじめより此方地内へ建てると申し。氏は山へ建てると申し。氏子の言うことも神様もこらえて聞いてくだされ、一尺の物は五寸五寸にと申し。おつて伺ひくだされと申して、きよの、瀬戸田の人まいる、連れのうて帰る。あとで伺ひ申しあげ。氏は何事も負けてやる。神の指図すること、氏子同士のこと、五寸五寸に負けいと申し、大ふらちのこと申し、気ざわり。無理に氏がほかへ建てると言えは、どこへなりとも建てない。しかけたの、まるでやつてしまえい、とお知らせ。」
11 藤井駒次郎、宮地伺い	「駒次郎、宮地ことたずね。此方地内と申しおき。」

26	16・2・25 藤井恒治郎、普請小屋 移設申し出	「石築きすんだら地なるめおき、普請小屋いろな。とうじ(当分の間)普請休み、とお知らせ。」
27	15・9・29 建築地造成開始	「宮地こしらえ、親神天照皇大神宮の宮も地中(境内)へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同行(同様)に。」
28	11・9 川手与次郎、萩雄らに 図面提出指示	「社地の決まりいたし、絵図面をいたして出しと申しつけられ。お上願いあげねば、はや延引(中止)になりと申されど、私へ申しして来。川手こ両家ご相談のうえ、元、屋敷の望みなれども、できませねば辻畑へと申し、萩雄へ申し渡し。」
29	8・29 川手与次郎に宮建築の 件伝えられる	「神様より北川手へ、萩に申し。氏神のように思えばどこへなりとも宮建て。神と思えば此方地内建てくださる候。よそへ建てても此方には行かんぞと申しおき。」
19	建築地購入決定	「普請のこと、どういふこと、やめるといふ箇条(理由)を聞かせいと、才吉もてたすね。凡夫のこと、箇条申し、あの時にすつとやめとくがよかつたにと言は先のこと。」
7・13	藤井駒次郎、普請申入れ	「むかい未生まれ男(藤井駒次郎)、麦初穂あげまいり。普請ことにつきだんだん心配いたし、ご理解。引別のこと、骨おり損のくたびれもうけ、湯をわかつて水にしたということあり。人の喜ばんことして、かえりて身心配することばかり、末の難儀をするぞ、とお知らせ。」
24	川手与次郎、建築続行 を申入れ	「戸長、普請やめてはわしらが顔が立たんと申し。私神様へお伺い申しあげ。神様、戸長、顔が立たんと申ししては、すまん。村の司の人。顔立つようにおぼしめしになされいと申しとおき、兩人父子へ言葉を返しおき、とお知らせ、神がくり合はしてやる。」
28	川手与次郎、古川才吉 通じ普請中止理由伺い	「金を借りてはすな。神より普請は断り申して延べおけ、とお知らせ。」
17	地所の件、世話方、川 手家へ中止申入れ	「夜に萩(萩雄)へ申しつけ。宅(宅吉)もそばで聞きおる。萩は、やめるつもりと申し。宅は、やめると言い切りと申し。神様、言い切りてしまえい。先こと心配すな。祠掌せいでもなんにも世話すなと申し。宮できんでもかまわん。氏子が助かるがよし。助けてやる。」
6・6	古川参作、地所の件申 入れ	「金がのうてはできん。借つてすな。宮は建たいでも大事な。金を借つてはどうならん。」
14・3	素盞鳴神社、社号改称 願却下	「神の道を勤め、神を知らず、ふらちを申し。子供飯の種こしらえてやるのと申し。みな目先のこと申し、先のため知らず。此方のは、先のため、おかげを受ける氏子のためになること、末々まで繁盛すること。」
26	藤井きよの、地所への 川手家意向伝える	「宮地こと申し。此方地内と申し。駒次郎殿へも申し。また、氏子ができんと言うならどこへなりともと申し。川手両家、思惑にさせねば断り申し、手ひきと申されたと、きよの申し。此方子供の飯の種こしらえてやるのじやと、きよの申し。此方に頼まんこと、はじめだし申し。」

23	17 5 14	再度却下	6 29
金之神社社殿建築	社号改称 金之神社に		素盞鳴神社社号改称願

戦争と霊 みたま

—戦没者慰霊から問われる信仰の意味—

はじめに

秦 修 一

近年、戦没者慰霊の議論がかまびすしくなってきた。しかし、この問題を正面から取り上げるといのはなかなか困難な様相を呈しているといえよう。

たとえば、靖国神社問題がそうであるように、そこには感情問題が深く刻み込まれている。戦没者慰霊の問題を浮上させている状況には、論理的な裁断を許さない、この感情問題が関わっているが、それは逆に感情問題を無視する論理先行への反発によるものなのかもしれない。A級戦犯合祀問題、首相の公式参拝の是非をめぐる靖国問題を例にあげてみると、様々な要素が入り組みながら問題がかたちづくられていっていることがわかる。しかも入り組んだ問題はどれも大きい。とりあえず三つだけでもあげてみたい。まず第一に、この問題には戦没者（「英霊」）を生んだ戦争への価値観が関わっている。戦争は、アジアの解放を目指したのか、植民地化目的だったのか。戦争観は、日本のアジア外交にも深く影響する。第二に、A級戦犯合祀に象徴されるように、戦争へ突

き進ませた政治的加害と進ませられた被害の同一視である。戦争責任問題を棚上げにした戦没者との共生感へこの問題は向けられる。第三に、政教分離原則の問題。国家権力からの個人の思想・良心の自由を守るための原則なのに、国家機関である内閣総理大臣の靖国神社への参拝は、それを逆手に取っていないかという指摘である。一方では、国のための犠牲だからこそ、国政指導者の参拝行為は是認されるべきだという意見もある。

本教では、この問題は、一九六九（昭和四四）年の第一回「政治・社会問題等に関する研究会」（一九六九年から七四年まで一四回開催）の議論に見ることができるといえる。ここでは靖国神社を国家が維持管理するため、宗教法人から特殊法人とすることを掲げて自民党が国会に提出（一九六九年から七四年まで五回提出、同年廃案となった）していた、いわゆる靖国神社国家護持法案に対する本教の態度が討議され、それを受けて一九七一年（第三回法案提出後）と七四年（衆議院内閣委員会において自民党による同法案単独強行採決後）に本教としての見解が『教報』において表明されている。「霊をお慰めすることは、われわれ本教者としても怠ってはならないことであり、それを何らかのかたちであらわしたいという心情は、もつともなことであるといわざるをえない。／＼しかし、その心情から、すぐに国家による慰霊でなければならないことには、問題があると思われる（＊／は改行引用者）^①」。靖国神社国家護持には、慎重な姿勢を取る要を示し、慰霊への主体的な受け止めを要請するというこの見解に、本教の戦没者慰霊に対する基本認識が示されているといえる。

とはいえ、それも靖国神社問題を契機にした戦没者慰霊の問題化なのであり、戦没者慰霊への注目の大半は、政治領域に抵触して誘発されているといえるかもしれない。政治という、ことに明快な論旨をモットーとする領域から、戦争によって生涯に終止符を打たれたことへの遺族の割り切れない感情が脅かされ続け、結果、注目さ

れることになった。戦没者慰霊の関心は、その方向づけのなかで表面化してきたといえる。そうなると、その関心は、割り切れなさを抱え込む戦没者慰霊に対して、何らかの政治的な割り切りを求め、またその仕組みの上で見られるばかりの議論になっていないだろうか。一度、慰霊の割り切れなさそのものを中心に置いた論及があるのではないだろうか。

たとえば、その割り切れなさに関わる最たるものに死の不可知性の問題がある。意識、言葉を失った死者が誕生したというその時に、当人も含め誰も自覚的に臨むことはできない。しかし、できないからこそ、みたま霊（以下、「霊」と単独で用いる場合は、「みたま」と読む）の問題が人間を捉え続けてきたに違ひなからう。慰霊の中心的な意味は、霊を介して、その解きがたい問題への糸口に触れようとすることにあると考えられる。霊を慰めるということも、誰そのの生前の生き方や考えに思いを寄せ、その生き方や考え方との関係を探ることから、死そのものの解きがたい問題へ臨むことを意味するからである。そしてそれは一人の人間がいかに死んだか、ではなく、いかにその死を前に生きたか、という心持ちで、一人の人間としての生のあかしへ思いを寄せていくことにほかならない。そのことが死そのものというより、死をめぐっての何かを示すに過ぎないとしても。慰霊とは、それを承知の上での営みであり、人間の切なさが染みこんだ手探りの営みなのである。信仰は、その思いをくみ取って、慰霊に深い関わりをもってきたのではなからうか。

ある確かな情調や意志、あるいは展望のなかに、自分のそれまでが豊かに含まれてこの世を去ることができるとしたら、これほど幸せな死に方はないだろう。ところが戦没者の多くは、この問題の対極に位置しているといつてよいかもしれない。たとえば、「必ず勝つ」と死んでいった兵隊には、平和でのんびりとした生活風景が眼

に焼きつけられているとはいえず、その風景は内地の現実とかけ離れたものとなっていたらう。たとえ戦死の犠牲の上に勝ち得た平和があったとしても、もはやその平和に自身の存在を見出すことはない。息子や父親としての親愛の情で応えることで、平和の内実をかたちづくるべき当事者を抜きにした平和であるほかないのである。そうである以上、その死に、残された親近者は、無念や嘆声の暗い色調を見せようとするのである。それは戦没者と戦争との関係秩序の取りがたさを有していることの何よりの証左であらう。

このような割り切れなさ、そのかたちづくられ方を通り過ぎるようなことにならないためにも、本教で見ている戦没者慰霊の実際によって、戦争による人の死が、どのようにあぶりだされているのか、本稿で見たいと思う。むしろ本教で見える実際といつても、国家といった共同体の言説に内在させられ、その政治性に包摂されるなかでの意味づけを帯びるほかない様相も指摘できる。否、ほとんどそうだといつても過言ではない。しかし、そうでありつつ、戦争のなかで突然突きつけられる、割り切れない死に際しての信仰営為として、慰霊の取り組みや霊への思いがかげろうのように浮かぶのも事実である。それは政治的な議論とはまた別の意味で浮かび上がるのである。そうなるのも、慰霊には、一義的には、霊、死といった人間の背後世界への思いを介して、生の価値がどのように凝縮され、現実世界への眼差しを支えていくか、の関係性が認められるからであらう。

資料としては、教内紙誌（『大教新報』『金光教徒』『金光教報』など）、教務資料を中心にし、一章では、日清戦争より始まる本教の戦時局対応の一環としての戦没者慰霊の取り組みを戦後まで概観する。二章では、教団対応として圧倒的に取り組みの数を増やしていく満州事変以降から日中戦時期に用いられた祭詞や弔辞^④、戦闘に巻き込まれた民間人や敵兵の死といった事柄の上に、時局のイデオロギーが慰霊に及ぼした問題状況を捉える。

最後に、三章では、本教が戦場に死んでいった者たち一人一人の生の意味にどう関わったのかを考察すべく、あの遺族に注目しつつ、日中戦時下の慰霊儀式の教監挨拶における戦没者の霊に対する意味づけの転換を取り上げ、その転換がもたらされた意味を論究していきたい。

*引用資料については、適宜、片仮名は平仮名に、必要に応じてルビを付し（原典のルビも必要に応じて再現）、適宜旧漢字及び旧仮名遣いなどは現代的用字に改めた。引用文中「…」は中略を、／は改行を示す。また、引用資料には、人権の視点から見て、差別的、あるいは差別を助長する表現、明らかに不適切な用語が使用されているものもあるが、歴史的資料と見て、原典のまま引用した。

本稿では、戦争に関わって亡くなった戦死・戦傷死・戦病死者および戦災者、戦闘に巻き込まれた民間人（「殉難者」）などを含めて「戦没者」と総称して用いている（ただし、引用文中の用語は、資料のまま）。また、「招魂祭」「慰霊祭」「弔慰祭」など戦没者に対する儀式・祭典名称はいくつも見られるが、慰霊の営みとしてそれらを延長線上にあるものと考えている。

なお、本稿で引用した資料で、本号所収の資料紹介「戦没者慰霊に関する資料」に収載してあるものは、典拠を示した箇所に【別掲「資料紹介」（項目―番号）】と記した。

一 本教戦没者慰霊の歴史的展開

1 日清・日露戦争における招魂祭の執行

本教における戦没者慰霊は、一八九四（明治二七）年の日清戦争における死者への招魂祭として始まったことが

資料的に確認できる。隣県の広島に大本宮が置かれ、岡山からも多くの兵が出兵していた。

ちょうどこの時期、神道金光教会は、一八八五(明治一八)年の神道備中分局所轄の普通教会として設立認可を受け、一八八八(明治二二)年直轄教会へ昇格しており、組織としての制度的基盤を整え神道本局からの独立へ向けた実態形成を行っていた。神道金光教会では、開戦に伴い、「国威振張武運隆昌の祈願」「朝鮮事変に対する武運隆昌祈願祭」「在韓兵健康祈念」を行うよう教長名による論達を出すなどの対応をとっている。

一八九四(明治二七)年一月一日には、神道金光教会本部で備中一一の郡と合同で「中備出身韓地戦死者招魂祭」を執行している。当日の様子を取り纏めて配布した冊子(『中備出身韓地戦死者招魂祭記事』^⑤)からその内容を確認してみよう。招魂祭当日、明治二七年六月から出兵した備中地方一一郡の出身者のうち、戦没者五〇名を祭神として祀り、県知事、警察署長、収税長、浅口郡長をはじめ各郡長、安仁神社宮司など優待参拝者約二九〇人、招待遺族七〇人、一般参拝者約二万人が集っている^⑥。

同冊子で教長金光秋雄は、「戦役に於て吾忠烈なる軍人は義に勇み忠に仆れたる者幾何ぞや誰か其忠魂を慰めんことを欲せざる者あらんや」と戦没者の霊を慰める必要性、意義を述べているが、祭神は神道金光教会が管轄する備中一一郡の出身兵士であるように、郷土への奉仕を通じて国に貢献していく上で意味づけられたものであったことが窺える。同冊子の配布(遺族及び有志者)や祭典など開戦直後の戦時対応からは、神道本局からの別派独立を国に認可させる上で、神道金光教会の認知度を上昇させる意図すら読み取ることが出来るものの、慰霊自体は、地域の共同体秩序、地縁を基盤として成り立ったものであったといえる。

一九〇〇(明治三三)年に、神道本局からの別派独立を経た本教は、改めて前回の招魂祭以後に確認された郷土

の「戦病死者と共に忠士の英魂を集め熱誠の孝心を以て之を万世に伝え」^⑦るとの主旨を示し、木綿崎山に旌忠碑^⑧を建て、同年一二月四日、建碑式と併せて招魂祭を執行した。その後、招魂祭は、春の本部大祭の翌日（四月一日）に恒例儀式として木綿崎山の旌忠碑前で執行することを決め、それは一九四五（昭和二〇）年まで続けられた（別表「金光教本部における戦没者慰霊祭執行一覧表」参照）。

日清戦争から一〇年後の日露戦争（一九〇四―一九〇五年）における慰霊の取り組みは、本部主催による大招魂祭（春秋の大祭毎に実施、計五回）、東京出張所を含めた連合会単位（東京出張所、静岡県、名古屋市、大阪市）や、教会単位（袋井、豊橋、一宮、伏見、餘部、難波、佐世保、黒忠）による招魂祭、地域有志者主催の招魂祭（姫路、舞鶴）を執行するほか、凱旋した師団主催の招魂祭へは管長代理を派遣（参拝・玉串奉奠）^⑨している。

日露戦争における慰霊の儀式執行は、日清戦時に比べて、執行主体を多様化させるとともに、祭典の規模も拡大し、ことに本部大招魂祭の合祀対象を、地域の戦没者から全戦没者へと拡大していることがわかる。^⑩このことは、救済範囲・対象の拡張を示すものであるが、こうした変化の背景には、神道本局からの独立を果たし、神道界を牽引していくと共に、仏教キリスト教などと比肩し得る社会的立場の向上を目指していた動向とも連動している。^⑪また本教は、国家社会に奉仕する公益性を高めるべく、国民教化の観点から教育を重視していることなどからも、国家の宗教に対する役割期待への対応が慰霊というかたちで展開されていたことになる。

では、こうした招魂祭を通して、戦没者はいかに意味づけられていたのだろうか。参拝遺族等に配布された冊子（『出征軍人家族戦病死者遺族慰安』^⑫）から窺うと、「国家の犠牲^{みがかわり}に立ちて」という表現に見られるように、共同体の犠牲者としての意味づけがある。こうした表現は当時一般的に見られた表現であると思われるが、続く文

章には、「国家の犠牲に立ちて二つともない命を捨てて死んで呉れるのであるとおもえば、実に一兵士の戦死も惜しいものである一輪卒の病没も可愛相なものである」といった、遺族への同情が見られるのである。^⑧さらに続く文章で、その同情は、戦争の評価を介して、次のような意味づけの問題を窺わせている。

何事もアキラメが第一にて、此御国の安危存亡の岐るる所、言換えれば言うも忌まわしき事ながら、もしこの戦争に我が軍が敗けて国家が滅亡ほろびするような事があらば、我が同胞五千万人は男女老若を問わず、一人も残らず討死するまで戦わねばならぬ所であるから、老人たちは我が子が総国民一同の犠牲に立ちて御役をつとめたものと思ひ、妻子も兄弟も国難に代りて命を陛下に捧げたのだとおもえば、是れ程大なる名誉はありません。これ程偉功えいこうはありません（*傍点—引用者）。

見られるように、死者たちは、共同体の運命を賭けた戦争に臨み、国難を救う功績を挙げた者として評価されることになっている。その一方で注目したいのは、「国難に代りて命を陛下に捧げたのだとおもえば」という表現である。命を陛下に捧げた功績との思ひなしへ促すことで遺族を慰めようとしているのだが、そのように表現せねばならなかったのは、そうではない遺族の現実が眼前に広がっていたからであろう。遺族が、肉親の戦死を命を陛下に捧げた功績と思ひなすことが、かえって功績とは別次元の苦しみと憂慮を浮かび上がらせることになっていないか。慰霊に関わつて、かすかにではあるが窺われるのは、こうした憂慮の存在である。

この憂慮は、ことに日露戦後、国家的命運、社会生活の意義を介して顕著に登場してくることになる。

2 日露戦後経営と戦没者慰霊

先に日露戦中の本部・連合会・教会での招魂祭に触れたが、改めて慰霊の様子を窺わせる一例として参拝者が教内紙に寄せた感想を紹介しておきたい。

……私はこれまでかかる悲惨の光影ありさまに接した事はありませんでした。数多き遺族の方々には未だ知らぬ人見ぬ人のみでありますけれども、戦時画報や戦争実記や諸新聞に、曾て見し写真すがたの容貌すがたにソックリのが大部分、その経歴談なども新聞や雑誌で伝えられてあるのと、心うちの中で引き比べて、この人はかよう、彼の人はあれと思うて見ていましたら、何とも角かとも言いようのない一種の感あにうたれて、ア彼の人は子に死なれたのだな、この人は親うしを喪うしうたのだな、この婦人は夫に別れてわすれがたみの子を抱かいておるなど思おもいまして、泣いてはきまりが悪いとは思おもいながら、モ一我慢がまんが出来なくなりましたよ、ソコで念おもいましたには、今日けふのあたりに見るは幾百人と雖も只東京市の中のみ、これが全国を通じたならば同じ境遇の人々は幾万人なるも知れず、……この戦争後の始末を充分に都合よく致して死したる人は地下に喜ぶようにせねばならず、生きたる人は永遠に発達するように、お互に力を尽さねばなると、ふこうふこう（*深く深く―引用者）感じましたが、この感慨は恐らくは私一人ではありません⑭と思われました。

寄稿者は、招魂祭で玉串を供える遺族には、父親、息子が不在であるという光景に思いが及び、「かかる悲惨の光影ありさま」と述べている。その光景は、さらに全国の遺族へと広げられている。遺族を目の当たりにした衝撃は、メディアを通して見聞きしてきた全国各地の遺族を実感的に把握させるに十分なものであつたろう。寄稿者は、家族を亡くした遺族の苦悩、今後の生活に思いを致し、我慢できず、咽び泣いてしまったのであつた。参拝に来ている遺族が戦没者遺族全体からすれば、その一部であり、それがかえって犠牲の大きさへの想像を無限に広げ

させたのであろう。その大きさがとり返しのできない生命の重さとなつて迫つてきたことになる。ここには、遺族の心情を介しての慰霊への理解が喚起されていたことが確認できる。招魂祭への参拝を間口として、家族を失つた「同じ境遇の人々」の苦悩を感じ、その回路を経て現実が眼差される事実がある。近親者を亡くして、戦後を生きねばならない人々との共生の問題が、戦没者と生者の交通の場を通じ、生者同士の問題として視野に入つてきていたろうし、戦後復興の課題意識は、そこに関わつてくることにならう。

戦争終結に向けて日本が、ロシアと講和条約を締結（明治三十八年九月）後、本教は、「戦死者の慰霊及遺族の慰安」の指示を出している。これは、「国家風教の根源を培養し社会文明の進歩を企図」し、「国運の発展に応ず」る国家の意図に呼応したものであつた。^⑮そこで慰霊、慰安が指示されるのは、戦争で支払われる犠牲への対処が復興に深く影響するからであり、またそれが宗教問題として広く理解されていたことを示す。それは、教団的な認知としてもあつたろう。そしてそこで浮かび上がるのは、戦後復興の国家的課題を引き受ける背景にある問題である。すなわち、身内の死に処する道を救いとして説くあり方が遺族のみのことではなく、地域共同体のみのことでもなく、その上位に位置する国家を介しての宗教問題としても意識されていたという問題である。

一般に、日露戦後、旅順、大連といった戦地では、納骨堂や表忠塔が建てられたことは知られている。これは、兵士たちの無念を戦地に刻みつけようという思いの表れであろう。一方の国内においては、忠魂碑が市町村単位で相次いで建設され、^⑯そこでは、地域の在郷軍人会や遺族、戦友らの主催により、その建碑式に併せて招魂祭が行われたことが知られている。地域主催が多いのも、亡くなった霊の在処・出自を基礎づける地縁が基礎となつていたことを示す。対国家間の戦争の意味と遺族心情とを結びつける上でも地縁が力を持っていたと解すること

ができる。それは、地縁関係の上に理解される慰霊感情であることを意味しよう。

当時、教内紙『大教新報』にみられる慰霊の実際も、多くは地縁の上に成り立つ慰霊執行であったことが分かる。戦後経営の中身として、戦没者を記念する碑の建設を呼び掛ける投稿や、戦後の社会秩序の刷新が求められるなかで、本教者によつて執行された招魂祭への言及など、戦没者への対応に関わる議論や、具体的な取り組みの紹介にそれが認められる。たとえば、三重県関町の教会長が教会所在地域における西南戦争以後の「殉難者」、日清、日露戦争における戦没者を合祀する忠魂碑建設を發起し、その建碑式を執行しているのも、その一例である。²⁰

その後、第一次世界大戦の際も、戦没者の招魂祭が本部（一九一四年二月）および各地において執行されるほか、忠魂碑などの建設も引き続き行われた。そうした本部や各地での取り組みは、地方改良運動や民力涵養運動など国民に対する官製教化運動と連動して明治末から大正にかけての社会的諸活動の中身としても取り組まれたものと思われる。²¹

ここまで、日清戦争から第一次大戦期まで見てきたが、当初本部のみで執行されていた招魂祭が、連合会、地方教会でも行われるようになった背景には、『みかげ』『大教新報』といった教内紙誌に祭典執行に至るまでの経緯や手続き、実際に用いられた祭詞などが詳細にわたつて報道されたことも関わつていよう。もつとも招魂祭に関わる報道は、教内のみならず、当時一般的に新聞などで盛んに報道されており、戦没者への対応は各地の宗教者たちが取り組むべき布教課題として周知の対象となつていたと考えられる。このことは、戦没者とその対応についての認識が本教の信仰実践として教内に定着していったことを示している。しかもそれは、儀式の場で死者

への哀悼が述べられる一方、余興が盛り込まれるなど、遺族以外の者からすれば、出店で賑わう縁日を思わせる地域的イベントと化している様相もあるなかでのことであった。生者と死者を結ぶ土着的な精霊信仰の要素も介されていた慰霊に、本教の社会的な救済が受容される。そのなかで、本教信仰の実践としての意味が見出されていったのである。それと共にそこには、日露戦後がそうであるように、地縁、土着性を介しての慰霊空間へ、国家を介した意識がかぶさっていく問題がある。戦没者と遺族を救いへ導く本教信仰の意義が問われていたことになる。本教の慰霊は、信仰の重心の置き方にも左右されることになる。

3 満州事変、日中戦争の対応

一九三一（昭和六）年九月一八日、満州事変が勃発。日本の中国東北・内蒙古への武力侵略戦争が開始された。この事変勃発後、二月一七日、本教は「満州事変殉難諸霊慰霊祭」を本部境内地において執行している。ちなみに本部主催の戦没者の儀礼において、「慰霊祭」という名称が使われるのもこの時からである。さらに、教監通牒（六監第四〇―四三号、一九三二年一月二日）【別掲「資料紹介」（II―5）】によって「在満の将士及同胞の慰問犒勞」「戦没者犠牲者の慰霊祭」「遺族の慰問救助」などへの尽力を全国各教区支部（台湾事務所担当を含む）、各教会長に求め、取り組みの結果を各支部が取り纏めて本部に報告するよう指示している。

この報告内容を日露戦時の規模と比較すると、それまでは軍隊師団が在駐する地域の教会あるいは、連合会単位での執行が教務資料、教内紙誌などで確認できる程度であったが、この教監通牒以後、教会単位での慰霊祭執行が全国的に拡大している。事変三周年の記念日にも、教会所属の信奉者から戦病死者が出た教会では、慰霊祭

を執行することが教監通牒で指示されている。本部では、慰霊祭を在郷軍人会と共催で執行、教会では時局講演や慰霊祭などの諸行事に取り組むよう指示を出すなどの対応を取っていた。地縁関係に包摂されるかたちでの執行は、本教の儀礼の方から地域関係を接受する執行の仕方に移行していったことになる。しかも教団は国家意志を受けて教化の任にあたるのであるが、そうした態勢の下に地域住民の感情を眼差していくことになったろう。慰霊に現れる総力戦体制の影響は、そうした地域受容のあり方にあらわれたといえる。

その後、一九三七（昭和一二）年七月七日に勃発した蘆溝橋事件を機に、日本と中国の間では、全面戦争が展開されていく。本教では、この支那事変勃発後の八月二八日に事変対処事務局を設置した。時局活動は、この事変対処事務局の指示の下、従来の各教会や各青年会、婦人会単位で行っていた時局活動を教団的な統轄、指導の下に展開していく。支部部長会議では、「北支事変戦病死者弔慰申合」⁷⁰が決定され、戦病死者の出身地域の教会長が家庭に弔辞・玉串料を持参して弔問し、葬儀においても同申し合せに基づいて対応した。

この時期、慰霊祭の執行回数は昭和一二年に七一八回、同一三年に三、一三五回、同一四年に二、九九七回と満州事変時の七四回を大きく上回っている。本教が慰霊祭を盛んに執行していく背景には、当時の管長金光家邦が、大教会所神前奉仕者金光攝胤を誹謗した、「国粹新報事件」を発端とし、全教の教師、信徒等を巻き込んで、管長罷免要求運動を惹起したいとゆる「九・十年事件」の国家に対する本教の負い目が考えられる。社会を騒がせた負い目と、そこからくる思想警察的観点からの宗教取締や権力発動が教団に及ぼされることへの危機感により、国家の求める鎮めの政治的機能を慰霊・慰問などの戦時時局活動を通して積極的に担おうとしたのかもしれない。

しかし、こうした負い目から慰靈祭執行の推移の背景を理解した上でなお、注目させられるのは、実際の慰靈へ結びつく次のような思念であろう。

蘆溝橋事件後に北京のすぐ東の通州にある冀東防共自治政府（日本の傀儡政権）の保安隊が拳兵し、同地の日本軍人や居留民が襲撃殺害された通州事件（七月二九日）に際して、一九三七（昭和一二）年八月一三日、松山成三（大連教会長）ら慰問使一行が通州遭難者慰靈祭を現地で執行している。この慰靈祭の概要（「北支皇軍慰問・通州慰靈祭報告」）には、次のような内容が紹介されている。

何分現地では、遭難者の死体を埋葬する時、本願寺から来られて読経して貰ってからは、何らそんなことがなかつたので、非常に感激され、祭事中、遺族の方等は嗚咽しておられ、祭典後、機関の長から、全く急場の不準備な祭典であつたにも拘らず「祭壇を設け、莊嚴な御祭を仕えて頂いて感謝に堪えない」と云う鄭重な謝辞を受けて、却て恐縮した次第であつたが、斯様に遺族の方が喜んで下さつただけでも、無告の靈等が享け給うたことであろうと、喜んでゐる。^②

同時期の慰問使派遣についての調査報告（一九三七年八月三日調べ）によると「葬る人なき死者の如何に不幸なるか、慰問使にして、この葬儀を執行せば兵の喜び幾何ぞ」と慰靈祭執行の意義が語られるものの、「陸軍省に於ては慰問使派遣を許可したる場合、万一のことあらば、重大責任となるを以て、許可するは数ヶ月後の戦闘終息後ならん」と現地立ち入りの困難さも伝えられており、この慰靈祭についても、現地で師団と交渉して行ふより選択肢はなかつたようである。松山成三らは、交戦地域のため、危険が伴うとして、現地入りを現地部隊から止められていたにも拘わらず、危険を顧みず現地入りしている。松山のみならず満州事変後に満州へ現地慰問を行

った教師からも、慰霊祭執行の必要性が語られていたように、戦地の実状を見聞し、葬儀もままならない遺族の悲傷哀怨の引き受け方として、慰霊祭執行に駆けつけた一布教者の内的な動機が窺えるのである。

そしてそれは、内地の教会にあつても、同様だったに違いない。遺族の蒙った悲嘆を我がこととして受け入れ、そこからの再生を導き出すことを存在理由とするのが、多くの布教者たちに通じた思いであろうからである。

4 太平洋戦争および戦後の慰霊

一九三九（昭和一四）年「支那事变殉国英霊弔慰祭」という名称での祭典が仕えられて以後、「英霊」という名称が儀式名称の上に頻繁に登場していたが、太平洋戦争突入後、ミッドウェー海戦敗北（一九四二年）、ガダルカナル撤退が決定されるなど戦局が悪化し始める一九四三（昭和一八）年から、本部主催の慰霊祭では、「英霊」から「忠霊」という名称が多用されるなど、その儀式名称における戦没者の名称が時局を映す鏡となっていた。「忠」は、一九四一（昭和一六）年に出された戦陣訓において強調されていた点であり、一九四四（昭和一九）年以降に始まる「特攻」を支える論理でもある。本教においては、第二次大戦期にさかんに用いてきた「信忠孝一本」の教義にも通じていよう。

本部では、戦局が悪化した昭和一八年以後も、毎年恒例の慰霊の儀式を続けた。名称は、決戦下の武威昂揚を意図してか「招魂祭並びに弔慰祭」との名称で本部において執行されたが、とはいえ、主要都市の空襲が本格化していたことや、物資の乏しいなかでの困窮を背景に、県内外の遺族への案内はされず、金光町内のみに限定されるような状況であった。遺族の生存すら危ぶまれるなかでは、慰霊祭の執行は、もはや戦争遂行の本質的な欠

落感、むなしさを帯びていたに違いない。しかしそうであるからこそ、その不毛な現在を回復する必然性が、靈への祈りによって呼び起こされようとしていたともいえる。そうして終戦を迎える。

戦後、本部において慰霊祭が執行されるのは、一九四五（昭和二〇）年一月一七日の「戦災死没教師教信徒慰霊祭」が初めである。これは、例年の布教功勞者報徳祭に併せ、「戦災死没者」を対象に行つたものである。全国からの戦災死没者遺族の参拝には、「実際には種々の困難が伴う」ことから遺族代表として、戦災教会主管者に案内を出している。本部が第二次世界大戦で亡くなった全世界の戦没者（本教関係者については別表「戦争関係死没者数・遺族世帯数（教師・教徒・信徒）一覧表」参照）の慰霊祭を行うのは、一九五二（昭和二七）年にサンフランシスコ講和条約の発効（四月二八日）を受けた後の、同年六月一〇日である^⑩。この慰霊祭に先駆けて、前年の同条約調印（九月八日）後、国会で批准された後に戦没者慰霊祭を執行するよう全国各教会へ指示を出している。一九五二年以後、本部では戦没者慰霊祭を執行していない。教団的規模での戦時、戦災復興対応の終結をそこに確認したからだと考えられる。教団の社会的存在意味、そこに戦争観なども関わり、戦没者慰霊への対応の困難さが浮き彫りになったことも予想される。

各地での取り組みは、死者の有無や被害の程度など、その土地の必然と結びつきつつ、戦災一周年を記念しての復興祈願祭と併せて行われるなどしていた。とりわけ原爆の投下された広島では、「平和大会」「平和集会」と名称を変更しつつ、平和活動に関連する行事を開催し、そのなかで原爆被爆者の慰霊祭が執行され、現在まで継続されてきている。同じく原爆が投下された長崎や、原爆死者が広島に次いで多かった山口、国内で唯一の戦場となった沖繩などにおいても、それぞれ主体的な慰霊の営みが行われてきている。とりわけ、沖繩における慰霊

巡拝や遺骨収集の取り組み^⑧は、本教者以外による参加も受け入れながら、現在まで続けられ、社会的に広がりを持つた活動へと繋がっている。

ここまでは、本教の慰霊の取り組みを、日清・日露戦争、日露戦後から第一次大戦まで、満州事変から日中戦争まで、戦時末期から戦後の各時期に分けて慰霊祭執行を中心に概観してきた。日清戦争期における郷土への地縁的奉仕のあり方としての招魂祭執行から、日露戦争以後の時期を通じて、次第に国家から郷土を捉える視点への移行が見られていく。ここに、戦争毎に宗教の社会的役割の変化に伴って、慰霊のあり方にも変化が見られていった様子が窺われた。この視点の移動は、死者への哀悼と遺族への眼差しのあるあり方の変化を示すものであったとおさえることができるのではないか。

また、祭典執行を本部に残された教務資料から確認するならば、戦争毎にその回数を増加させている傾向も窺えた。^⑨執行回数が増加にもつながって窺えるのは、総力戦の激しさであると共に、その体制へ戦没者慰霊が組み込まれていく激しさでもあり、戦後に一変する教団対応の関わりの喪失も、価値観をも左右せざるを得ない戦争と戦没者の関係秩序成立の困難さを象徴するものだろう。戦前戦後を通じて見受けられるのは、その深刻な動揺である。しかしそれゆえに、残された者たちの悲痛な思いに対して根をおろすべき営みが、割り切れなさの問題のなかで探られていたのではなからうか。

この問題を、総力戦に向かつていく時期のなかで考えていきたい。次章では、この問題が具体的にどういう場面で現れるのか、確認しておきたい。

二 慰霊とイデオロギー

1 祭詞、弔辞の文言に見る敵愾心

まず、戦没者に対する儀式において、霊に対する思いはどのように語られていたのか。戦没者の霊を前に奏上された祭詞（「恒例招魂祭支那事変殉国英霊弔慰祭詞」一九四〇年）の祈願を表す部分を以下に引用してみる。

：斯く仕奉りて告白さくは今回の聖戦の目的とある新しき秩序を亜細亜の東に打ち樹てんとする業も皇が大御謨のまにまに漸次に進みて去にし三月の三十日にしも支那の新しき政府建設けられて今よりは其の基礎も彌広に定まり其の政事も彌遠に布き行われんとす是一向に高き畏き大稜威の下に汝命等の尊き御命を捧げて恪み給い力め給いし御功に依るとなも敬奉り奠奉らくを穴喜し穴快よと所聞食して今も行先も英霊天かけり国かけり幸え給いて皇御国の四方の守備嚴かに堅く今も尚頑なに射向えるこのあたかも残敵共を掃い除くとして南に西に昼夜分かず攻め戦える御軍の上を導き給い守り給いて一日も速けく芳わしき戦功を成し遂げ得しめ給わんは更なり遺族親族等が身健かに心雄々しく慎み務めて誉ある家名を損わん事なく傷けん事なく彌益々に輝かしき光榮あらしめ給えと畏み畏みも白す^③

「頑なに射向える残敵共」とは、中国人兵士のことであり、「彼等を掃い除くこと」＝「敵の死と敵国を制圧すること」へ向けた「平和」の祈りが、戦没者の霊に願われている。日露戦時の祭詞では、「汝命等も呑みし怨みを晴らすは此時ぞと砲にも大刀にも御力を添えまして」（「日露戦役戦病死者第三回招魂祭」一九〇五年^④）とあるように、人間の戦闘行為の上に力を添えることが霊に期待されている。日中戦時下の慰霊祭では、戦闘を後押

しするというより、新たな秩序実現へ向け、それを導く靈観となっている。祭詞が照射するのは、そうした期待に込められた靈への思いの変化である。

次に、戦没者の慰靈祭や葬儀の際に用いられていた弔辞を取り上げてみよう。

まず、一九三二（昭和七）年の管長名で出された弔辞^{③⑥}には、「痛惜奚ぞ勝えん」「殉節空しからず」など人間が戦争で死んでいくことに対する悲痛で感情的な表現が、「皇師に従い遠く異域に出勤し遂に国事に殫る」「今や皇威赫赫として八紘を光し我武維れ揚りて国勢愈々振う」といった公的な行為（公務）との対比で述べられている。この弔辞を、次の日中戦争期に出されたものと比較してみたい。

今次北支の事変起るや君乃ち勇奮（躍）挺身遠く異域に皇師に従い、軼（奮）戰 聿（力）闘以て君国に殉ぜらる 忠勇義烈誰か感憤せざるものあらんや／今や皇威赫赫として八紘を照ゆし、皇軍の士気烈々として、四表に震う、東亜の天地正義の靈氣漲り、平和の光明を仰ぐの日期して待つべし君以て瞑すべきなり／爰に恭しく玉串を奠めて敬弔の意を表す、英靈尚くは饗けよ／年 月 日／金光教本部（*括弧―引用者）^{③⑦}

括弧内は、支部部長会議で訂正後に挿入された文字であろう。教内出版物への規制・検閲は事変勃発直後から開始されており、慰問使に対して、「軍機に触るる事は固よりそれと窺知出来得るような事柄及言葉遣いは特に御注意^{③⑧}」と指示するように、言葉遣いにまで及んで特高警察の検閲を想定した自己規制を働かせなければならなかったことが窺える。

満州事変時のものと比べると、文字数が増加しているのだが、遺族心情への配慮が後景に退き、「忠勇義烈誰か感憤せざるものあらんや」といった敵愾心を高める文言が目立つようになってい^{③⑨}る。

こうした敵愾心を煽るような文言は、戦局が急迫すればするほど、激しさを増すのだが、ことそれが慰霊に關わつて考へるとき、死者と遺族をつなぐ回路が破綻すれすれの社会の延命に向けて徹底されていった、危機的な様相を示すものといえる。いわば、戦争目的の純粹さ、深遠さを確守しようとする心性が、デマゴギーすれすれに行き着くのである。このことは、次の祭詞が見事に示すことになる。

…終に去年こぞの十二月の八日にしも米あめりかのくにまたいりすのくに 国及英 国に大御戦を宣らせ給いて彼の国々伊己が富と力とを待みて年麻なま祢ねく亜細亞の国々を侵し其の民族たみぐさを虐げつつ己が侃に振舞い来し年来の罪を神問わしに問わし神罰かために罰め其の勢力ちからを亜細亞の外に神攘神退しんじやうしんたいけに退けて国々興り人々樂みて安き平たいけき本つ姿に復し給うべき事とし成りて敵あだの国々のさしにも頼みたりし根拠地ねこを次々に屠りしかしも守りたりし要塞とりでを悉に奪いつつ…

〔殉国英霊弔慰祭詞〕一九四二年^⑩

このような祭詞は、それこそ戦前期の軍国主義体制をその根幹で支えたものが、死者と生者（遺族）をつなぐ回路をも規定してしまつたことを意味する。遺族の心情への配慮を欠いた類廢的な気分るいはいの蔓延であるとともに、今度は逆に、その類廢的で激情的な気分るいはいに調和的な言葉のみが、慰霊の場を支配していくことを示唆しよう。

それは、現状の社会體質を問題視し変へることの必然性を許容しない、霊を介した調和・均衡の回復をひたすら願うものにほかならない。敵愾心を巡つて蒙らざるを得なかつた亀裂、破断界が、生活の安寧、安定性から支えられようとしたことを意味する。民族の誇り、国家の精神という概念に救いを求めるべくセットされた慰霊の場であり、そこに遺族の心情をもすくい上げられていたことになる。霊が現実社会の窮状を脱して尊い世界への導きを与えるものと考えられれば考えられるほど、その超越性が窮状を呈する現実世界を一挙に克服させる力を

有すると見られるだろう。しかしそのことが、窮状を招いた社会体質の保全を前提としていたのは間違いない。それほどに戦局の苛烈さと靈観は連動させられていたのである。こうした価値観の圧倒性に際して、あくまでも個体的な死に直結する遺族の心情は、身動きがとれないかのようなものである。しかし、そのことは逆に、強い外部の力を感じ取らせることでもある。遺族にとって身内の死は、あくまで一人の人間の死として生々しく内面深くに響く事件であるに違いないからである。

2 「殉難者」の意味づけ

そうした影響は、次のような例にも現れている。時期的には、満州事変下におけるものであるが、事態をよく表しているので、取り上げたい。

それは、一九三二年（昭和六年）一月に金光教本部において執行された「満州事変殉難諸靈慰霊祭」で祀られた、天津教会信徒岡田静子のことである。この「殉難諸靈慰霊祭」は、教内信奉者を対象に民間人も祀られている。ここでの「殉難諸霊」というのは、満州在留邦人街への襲撃の犠牲者など、軍事行動に参加していない死者のことである。その「殉難者」の一人が岡田静子（天津教会在籍信奉者）である。彼女の死がどのような慰霊の問題を提示していたのか確認していきたい。

同年一月八日夜、岡田静子は、中国軍兵士に狙撃され帰幽する。この事件について、現地の新聞記者による記事^④では、「お気の毒な結果を見たことは何とも遺憾に堪えません」「お国の為に喜んで瞑目し岡田氏も亦それを満足しておられることが切めてもの心遣り」（ともに天津教会長杉本董）などの発言が掲載された。遺族となっ

た夫は、葬儀や弔問での一般からの同情に感激して「静子の死に関し皆様からいろいろ同情の言葉を頂いたり又遠方の方々からも慰めの手紙を多数頂いたりして居りますことは洵に感激に堪えない所であります、妻の死が御国の為めになりますれば私としてこれ程の喜はありません」「私は満足して居ます」と語っていたと報道された。彼女が在籍していた教会の教師であり、葬儀を執行した杉本重の本部宛書簡がある。

「横死とは申せかかる御手厚き同情を蒙ると云う事は一重に大神様教祖生神様の御神徳の外ならず人間の幸不幸其死にぎわに有るとか申しますが実に静子は幸福であります」と感涙を止め得ず大神様へ御礼申上げ其純信の姿を見るに付け一層苦痛を相感じ申し候（*）^④内は、夫の言葉―引用者^④

遺族（夫）は、周囲の同情や丁寧な会葬に、「大神様教祖生神様」の「御神徳」を見出し、神に御礼を申し上げている。何故死んだのか、何故死ななければならなかったのか、への直接的言及はなく、死に際にあつての「幸福」を見出すことで、その断絶感、喪失感を埋めようとしていたと想像される。静子は、教祖大祭の帰りに、狙撃された。おそらく杉本も信奉者を死なせてしまったことに重いものを感じていたであろう。死の悲しみを抑えて、その死から意味を紡ぎだそうと努めている夫の姿に、杉本は「一層苦痛」を自らに刻みつけていたことが手紙から窺える。死者への痛惜の念とともに、突然肉親を失う暴力的な出来事に見舞われた遺族の姿勢、すなわち、その死に悲しみを見せず、そこから良いものを見出そうとしている姿に痛々しさを感じているのである。

一方、教内新聞では、その死は、「軍人の戦死に劣らぬ尊い犠牲」「不慮の災禍を蒙り尊い御国の一犠牲と消えられた」という報道がなされている。また、天津在留邦人や在地の中国人の声として、「ああ、実に好い奥さんを亡くした、尊い婦人であった丈けに、国家国民の犠牲に成られたのであるから、屹度霊神様と生れ我々を守護

3 敵兵の死体

し、此の国難を大神様と共に天翔り国翔りして御済い下さるに違いない」と紹介されている^④。記事は、霊となつてから生者を救い助ける働きへの、周囲の期待も示しながら終わる。戦闘に巻き込まれた「横死」者の死の意味づけも、国家の危機を救い助ける力として見られる。岡田静子の場合、彼女の死に求められていたのは、狙撃による突然の死が、戦争の犠牲者としてあるという意味であつた。それは、家族を失つた悲しみの渦中にある遺族が「犬死にはない」とあえていわなければならなかつたことと対応関係になつているように思われる。地域社会に生きる周囲の者も、突然見舞われた隣人の不幸に、他人事とばかりは思えなかつたであろう。そして杉本を襲つていたのは、悲しみを心の内に押し込める遺族の姿に見てしまふ、「苦痛」と表現せざるを得ないものだけに違いない。

気丈な姿で振る舞う夫の姿には、遺族の安定の支柱に介在した「尊い犠牲」という戦争の論理が見られるだろう。しかもそこに、突然の死によつて生じた精神的均衡の危機を、回復しようとする意識の強さが関係している。戦争論理の介在の仕方によつて、遺族はもとより地域周辺者も精神の安定を確認できるのである。しかし、それは、突然の死に臨み、霊の意味づけも状況追隨的な考えで志向されたことを意味する。戦死という圧倒的な現実が内面的に苦しまれているようなかたちに表面上はならなかつたことになる。妻をも殺してしまう戦争の現実に向けて、苦衷を霊に仮託させる慰霊になるには過酷であつたといえるかもしれない。霊への思い、その精神的な厚みをもつての慰霊から現実を眼差すには、それほど容易ではなかつた問題が横たわつていた。

ところで、戦没者への眼差しは、敵兵の死に際してどう向けられているか。次の資料が、それを見る手がかりを与えてくれる。

：塹壕の一角に、私は敵兵の死体を見付けました。襟章を見ると日本の曹長に当る下士官です。／誠に壮烈な戦死をしているのです。／これが、日本兵ならば、名譽の戦死なのですが、どんなに壮烈な戦死をしても支那兵である限り、抗日の迷夢に操られた憐むべき大死ではその証拠に救国の英雄だと奉られた彼等が、一度その英雄の一生を閉じた時に村人等は誰れ一人として自国の兵士に一片の土くれすらかけてやる者がない有様です。／やがて僕等四五人でこのあやまれる救国の英雄をその英雄的生涯を閉じた塹壕の側に丁寧に葬ってやりました。／銃剣執って戦う間は敵味方、然も一度戦死をすれば、仮令支那兵たりとも既に敵ではなく、そこには一生をあやまつた惜しむべき青年への憐情が残るばかりでした。／君よ、亦安らかに眠れ！／心で合掌した私等は、濛々たる砂塵の中を、又黙々と目的地へ向つて前進して行くのでした。^④

これは、一九三九（昭和一四）年の教内新聞の記事（「あやまれる英雄」）である。ここには実際の戦闘をくぐり抜けた人間ならではの思いが敵兵に注がれているのが分かる。

敵兵の死に出合い、敵味方という国の立場を超えて人間の死、生命への眼差しが向けられた様子が綴られている。「安らかに眠れ！」と死者を葬ったことが述べられるが、おそらくその戦闘では、味方からの被害がほとんど出なかったのだろう。精神的余裕が窺われるからである。そうした点を、勘案しなければならぬが、ここで注目したいのは、「戦死をすれば、仮令支那兵たりとも既に敵ではな」といとし、その死者を弔うにあたって、「一生をあやまつた」問題として、戦争と死との関係を見出していることである。

本章第一節で祭詞に見た文言が、戦争目的の純粹さ、深遠さを強固にしたなかにあって、死者への眼差しをも与えていることを述べたが、それが敵兵にも適用されていることが分かる。兵士たちの倫理的、思想的行動を最も深いところで是認していたのが、戦闘によつて蒙つた敵味方のない死―靈そのものから迫る絶対的規範ではなく、死んで当然という論理をたやすく呼び寄せる戦争目的であつたことになる。

それは、戦争に生じる一切の混乱や無秩序を画一的に正当化する論理であるのはほとんど疑う余地もないだろう。戦闘によつて蒙つた死なり、それが目の前に突きつけられる惨状は、ほとんど無形の混沌といつてよいに違いない。戦争にあるのは、その尖鋭きわまりない意味である。一人一人のそれぞれの死と生の意味が、一瞬にして消失させられ、記号のような出来事として還元されることを強いられる。だからこそ、そうした暴力性とそれに対する無念が、死者への向き合いを慰霊としてかたちづくってきたと考えられるのだが、その慰霊の意味も、こと敵兵には、あらかじめその志向性に促されるものとなつていなかつたようである。

国家の掲げる理念を信じているか否かに価値評価の分かれ目が置かれ、その死が「あやまつた」死として意味づけられたと見るには、むしろそうであるには違いないだろう。しかし、問題なのは、そうしたイデオロギー的概念が、なぜ戦死者への慰霊空間に組み込まれ、またそれがほとんど無自覚なまま翻つて、慰霊空間を規定づけるのかであろう。はたして、混沌たる戦闘の現実を、混沌なままに把握させ、その混沌そのものをもつてする救いの祈りとして、死者への眼差しを、あるいは死者からの眼差しを、慰霊にとつての大きな課題として問題にでき得たのであろうか。

本教信仰にとつて慰霊が問題になるのは、まさにこうした局面における苦しまれ方の有無にあるだろう。それ

は敵兵か味方の兵か、という問題ではない。戦闘が不可避にもたらしてしまった取り返しのない死から見ずえられるべき彼らの生きた事実への洞察力であり、またその洞察力の貧困を克服すべく苦悩したかどうかにある。先に遺族の蒙った苦悩を受け入れ、そこからの再生を導き出すことが多くの布教者たちの思いではないかと述べた。だが、そうとして、その苦悩に穿たれた歪みを均し繕うことで事たれりとする意識が広くあつたのも事実である。おそらくその問いには、戦争目的そのもののイデオロギー性からして、実はその戦争に根拠なり理由が著しく欠けていたことも関わっていると思われる。根拠がないからこそ、「決死」を叫ぶのであり、その言葉が正体を明かすように「死」を根拠にするほかないからである。苦しまれるべき死は、既にかき消されているのであり、そのなかでの個的な死も、その死―生を洞察すべき死として苦しまれるのではなく、逆に苦しみがなく、逆にする跳躍が働くのである。何もそれは弔辞や祭詞から見ると慰霊の實際に限らず、慰霊を取り巻く空間全体の問題であろう。その問題にあらがうように信仰者個々が全身でわたりあつていかなければならなかった問題なのだ、その困難なあり方は、どのように見出すことができるだろうか。

この問題を意識しつつ、次章では、本教が戦場に死んでいった者たちひとりひとりの生の意味にどう関わったのかを、ある遺族に注目することから見ていきたい。

三 慰霊の場において焦点化される「生」

1 遺族の眼差し

一九三九（昭和一四）年九月の第二教区（大阪）布教部講録には、息子を戦死で失った夫婦の話が伝えられている。金光教本部付近に住む赤澤という信奉者遺族の話であり、「高橋（*正雄―引用者）先生」から教師福田一男が伝え聞き、大阪各地で行われる予定の講演内容に添えて紹介したものである。引用は、高橋正雄が見舞に訪れた際に夫婦が語った内容を紹介する部分から始まっている。

「私は今度大変な御かげを頂きました。神様にいつも立派に御用がつとまりますようお願いして居たのに、見事その通り立派な御用がさせて頂き有難いと思つて居ります。そこでいずれまた扶助料が下るらしいですが、私としてはそれを頂かなければやつて行けないと云う事はない。それにそれを頂くとすれば私としては折角の息子の立派な御用を売物にすることになる。これでは息子が頂いたおかげを死なせてしまうことになる。相すまぬことであり、私としては最後までこのおかげを生かすために扶助料を頂いたのを何か御国の御役に立つことに費せて頂きたいと存じます。今年は御蔭で老夫婦が野良仕事をやつていまして、麦の収穫が大変多く、三十四俵約十石ばかり増収があり、二百円も収入が多くあります。神様の有難い御恩召です。一面私の方でも何故自分の息子が死んだのかと云う悲しみも有りますが、このような気持もはつきり判らせて頂いたことを先生に喜んで頂きたいのです。これは大きなおかげと思えます。先生お、かげではないでしょうか？」と申されたようであります。老夫婦の心境の有難さ、戦死者の方に対してお互いは満腔の敬意を持ち御遺族の方々衷心より御同情申し上げますが、この大きな信心のおかげを頂かせて貰いたいものであります。^④

夫（赤澤傳治）が、一九三九（昭和一四）年の弔慰祭に招待遺族として参拝しているので、夫婦の息子（赤澤都岐夫）は、前年度の弔慰祭が執行された一九三八（昭和二三）年四月一日から、翌年四月一日までに戦死が確

認されたと考えられる。赤澤都岐夫は、伝令を終えて帰途に胸部貫通銃創を受けながらも、隊に帰還した後、死亡。死後、一等兵から伍長へ三階級特進した。当時遺族の生活を経済面から支援する制度として用意されていた恩給法（一九二三年公布）では、同一戸籍内の遺族に扶助料として年金、死没者特別賜金・埋葬料（一時金）などが与えられた^④。陸軍上等兵が戦死した場合、遺族二人では、扶助料年額三二四円、死没者特別賜金が一四〇〇円、埋葬料が三七円五〇銭の合計一七六一円五〇銭であり、伍長はこの二階級上であるからさらに高額であった。この金額に比してみれば豊作で得た二〇〇円は少額であったが、夫妻は扶助料の受給を事実上拒否している。そこに見るのは、「扶助料を受け取ることが息子の御用を売物にすることになる」^④「息子が頂いたおかげを死なせてしまうことになる」という理由である。

当時、銃後活動への関心の薄れ、戦没者の増加に伴う戦争呪詛の声の高まり、風紀問題の増加など、出征軍人の士気への影響が憂慮される事態が生じており、そのような風潮のなかにあって、赤澤夫婦の例は模範的国民として語り得る内容を持つものであつたらう。

悲しみを噛みしめ、悲嘆に暮れる様子を見せず、国から与えられる息子の死の意味づけを受け入れる姿には、国民が戦争によつて被る苦難が象徴されていた。切りつめて生活を送ることを余儀なくされるなかにあって、その話を聞かされた者は、信仰ゆえの能動的な意志に共感を抱かせられたらう。そうした美談的な受け止めは、「私の方でも何故自分の息子が死んだのかと云う悲しみも有ります」という遺族ならではの肉親の死への悲嘆がそぎ落とされることもままあつたかもしれない。

また、福田の言からは、赤澤夫婦が、模範的な態度をもっているかのように見えるかもしれない。だが、苦し

いなかにも何とか夫婦で生活していくことが出来ることに對して、「はつきり判らせて頂いたことを先生に喜んで頂きたい」「これは大きなおかげと申します」と述べて、「先生おかげではないでしょうか？」とたたみ掛けするようにして吐露された言葉を見ると、息子の死に出逢つて生じた傷口が、のたうち回らんばかりの苦しみを加えていたことを窺わせよう。

「おかげである」と承服しようとし、「おかげではないでしょうか？」と問うてくる。その姿には、突然襲つた戦死に對する呻吟と糾問の繰り返しがある。生半可な慰めの言葉によつては、埋められないものだろう。とはいえそこから「おかげ」を見出そうとする姿勢には、信仰ゆえの堅固な世界を感じさせるのではなからうか。それというのも、「おかげではないでしょうか？」と問われたとき、「おかげではない」といい得る者はおそらくいないほどに、確かな意志をそこに求めようとする態度が介されているからである。

「普通の人情としては全く悲痛やる方なき所であり亦信心している者として神様の御利益を疑うかも知れぬ」という赤澤夫婦の喪失感、扶助料の受け取りを拒み、その扶助料が国への献金に結びついて、遂に国策の補完を立派に果たすことになるだろう。かたちとしてはそうかもしれない。しかしそうした行為の内的必然性に目を届かせるとき、生活全体の意味連関を再生する努力こそが、息子の死を眞実に受けとめることになるという自覚を結んだといえる。あるいは死者との関係秩序の回復が、そうした行為によって図られていたのだといえる。

たとえそれが国策補完の自転運動に結びつくとはいえ、死者との関係が国家からの扶助料の拒絶という、国家との従属関係を反転させもするような基準値を有していたことは注目に値しよう。絶望感の感傷に内在せず、それを打ち破るかたちに納得していったことが「おかげ」なのであり、死者の生きた価値の重さの体現なのである

う。そうした絶対性を喚起する死者との関係秩序こそ、生者の生きる現実の閉塞性を超え、生の価値を豊かにする根拠を与えうるのかもしれない。

そしてそうした根拠をもって応えるべきは、「おかげではないでしょうか？」との逃げられない問いが向けられる教師たちの方となろう。

2 教師の抱えた問い

死者の意味づけを行おうとする際に抱く教師たちの実感として、ある講演会で語られた内容を参照したい。

戦死者の葬儀に出て拜む時に、本当に拜めるかどうか。そこに遺骨があり、皆がそうして居る。その瞬間は拜む事が出来るかも知れぬ。然しそのあとはどうか。そこに問題があるので御座います。／実は戦後の問題、銃後の問題、あらゆる問題がそこにあると思うのであります。戦死した人が一身を献げたと同様に、全部お国のお役に立てる事が出来たら問題はないのであります。そうなれない所に問題があるので御座います^④

これは、一九三八（昭和一三）年七月一九日の玉島町教育期成会総会で講演した高橋正雄の発言である。戦死者のことについては、「一々一々の上を考えれば、親なり、夫なり、子なりを失う訳でありましてかけがえのない事」であるから、死者を「神と祀るということ以上の礼は御座いません」と押さえ、拜むこととして語り直すのである。

高橋は、生者が戦没者のように一身を献げることにはできないという。「死んだ気になること」でそれぞれの銃後生活を進めていくという心構えを作ることには出来たとしても、現実的には、その不可能を認めたところに生者

の出発点を置いたといえる。

これを読む限りでも本人の葛藤は伝わってこよう。戦下の現実を内面生活の危機として位置づけ、そこから出発しているのである。いわば、そのような内面的危機を転換しうるだけの願い、祈りによって、救われようとしていたといつてよい。我が身を国家に献げる。この目的と信心の本来的なあり方の合一が、およそ生者には不可能な問いとして苦しまれているだろう。いわばこのような苦しみを徹底して体現して見せたこと自体が、あるいは逆説的に救いとなり得るのではなからうか。

信心の本来的なあり方が国家目的をも支える。そう論理的に主張するよう教師たちに求められる時代である。日本国民として戦地、銃後それぞれの持ち場立場で大東亜の新秩序建設の理念の下にお役に立たねばならない、という主張が繰り返されるにしても、死者を目の前にしたときの思いは、一人の人間の卑小性を浮かばせるのではないか。死者に見るのは我が身を国家に献げ尽くして果てた姿というよりも、献げ尽すその徹底性であり、その死者から眼差されるのは、「おまえの心意は自らを否定しきることに徹底できているか」、という問題だったと思われる。もはや、国家共同体に内在する言説の問題ではなく、絶対的に越え難い壁を前にして自らが教えを生きていく上での心意と態度を問題化させられていたのである。

およそそうした問われ方は、高橋のみの問題ではないだろう。戦没者を出してしまった遺族のためらいや違和感に処していくこと自体、論理を超えたところでの現実と救いを直結できるかどうかの問題となる。またそのことが遺族に受け容れられるか、受け容れられないかの分かれ目になったと考えられるからである。遺族の生活指導を行っていた者が、周囲が「護国英霊の神様の奥さんとせり上げて来て泣く訳に行かなくな」り更に「段々強

くなつて今更泣けなくなる」⁴⁹ ような遺族の様子を報告してもいるが、身内の死を名譽の死として受容する「身振り」以上に、遺族たちの悲嘆は、隠蔽・抑圧の深い闇のなかにあつて、気休めの言葉や見やすい論理ではなく、言葉以前の人間の響きに鋭敏に反応していたのである。

したがつて、そうした問題性への気づきが、たとえ銃後全体を問題化するような社会への問題提起として目立った動きに結びつくような事態にはならなかったにしても、個人の間では感覚として把持されていたことは想像に難くない。高橋にしろ、福田にしろ、そこに問題性を感じていた者がいたということは、無意味ではなからう。実際に慰霊の場に臨み、問われていた世界が言語を介しないかたちでそれぞれの内面に湧き起こさせたことを物語る何よりの証拠である。

では、そうした問題を介した言葉はどのように語られていたのか。遺族を前にした挨拶に注目していきたい。

3 宗教教団の社会的位置

見てきたように、銃後において教師たちは、教会での教導や慰問・講演などで信奉者たちの生活の一端に触れていた。赤澤夫婦に代表されるような遺族に接する慰問は、日常的だったろう。その際、働き手を失ったことによる生活苦や肉親を失った悲しみへの対処および指導が教師たちに求められ、慰安を与えるべく対応していた教師たちは、遺族の置かれた立場の複雑さを、何かしら問題に感じさせられている。

既に触れたが、戦没者に対する儀式の場には、役人、軍人、新聞記者、学生、一般参拝者など様々な立場からの参拝があり、そこへ遺族（岡山県下及び教信徒の遺族）を招待し、荘厳な祭典を執行し、丁重に死者を弔い、

その様子は教内外の新聞の報道によって社会的に広く知れ渡ることとなる。儀式では、祭詞、挨拶などを通して死者への弔いの言葉を述べつつ、戦死の原因となった戦争の目的や意義に触れ、本教の公式的な死者と生者の間柄について語ることになる。そして、遺族と関わるなかで、遺族が生活から見出したおかげを實踐談として『金光教徒』などの教内紙誌に投稿したり、日常の会話、教会、講演会、葬儀など様々な機会を通して語ることになっていた。

このように個々の教師たちが感じつつも、言語を介して顕在化され難かった曖昧な問題意識が焦点化されていくのだが、その顕著なあり方として、これも高橋正雄による本部における弔慰祭での教監挨拶を取り上げ、新たな意味づけを獲得していく様相を窺っていくことにしたい。

まず、弔慰祭における教監高橋の挨拶を見ると、一九三七（昭和一二）年、翌三八年はほぼ同内容。「如何にしてその英霊を慰め奉るべきであるか、殊に御遺族の方々の御心情を拝察致しましては何とも申上げる言葉も、為すべき道も見出す事が出来^⑤」ないと述べて死者たちの生命の取り返しのつかなさ^⑤に心を向ける一方、本部では、日々朝夕に英霊遙拝、各教会では、弔慰祭を執行しているといった、戦没者への紋切り型の意味づけの言葉が反復されている。たとえば、一九三八年四月の挨拶は、遺族に対して、次のように言葉を掛けている。

御遺族各位には御大切な御方が御国の為に殉ぜられまして皆様の御心中の程さこそと恐察に堪えませぬ。日を経るに従い又交代の為無事帰還せられる将兵勇士のあるを見聞きせられるに付きましては一入の御事と存じます。吾々日夜思い一度そこに到りますとき何と申上げようもなき心地が致すのでございます。乍然^{しぜん}これは幾等思いましても考えましても尽せぬ事でありまして吾々も亦英霊等の御手本に倣^{なま}ってお国の為に身命

を捧げて尽し奉らんとの覚悟あるのみでございます。^㉔

ちなみに、日中戦争勃発の翌月には、各地から教信徒の「戦死報告」が寄せられ、順次全国各教区での戦没者遺族への慰問も報告されている。金光教本部所在地の金光町では、戦没者が出れば、直ちに遺族へ見舞金を届け、各教区でも同様の対応を取っていた。既に見たように、弔慰祭の執行も増加の一途をたどっている。

引用は、肉親を失った遺族の喪失感に繰り返し苛まれる日々や生還した者のみて僻む気持ちなど、遺族の困苦に心を寄せた後に続くものである。ここでは、戦没者の行動を手本にして、「吾々も」奉公に邁進する覚悟があるのだと述べていた。

しかしそれが一九三九（昭和一四）年になると微妙にはあるが、しかし決定的に異なってくる。「英霊を吾々がお慰め申すのではなく、実に英霊が我々を励まし奨めて下さるのであります」といういい回しになり、翌年も同様に述べられていく。

今や事変は新段階に進み、東亜新秩序の建設と申す全世界を動かすに足るべき有史以来の大業を果さなければならぬ事になったので有りますが、英霊各位が一死以てお示し下されたその御手本に習うて奉公の誠を尽しましたならば、そこに神風も起り神業も顕われて、如何なる事も成就せざるなしとの確信が得らるるのでございます。この点より申しますれば、英霊を我々がお慰め申すのではなく実に英霊が我々を励まして下さるのであります。現世に在っては、大君の御楯となり、幽界に入つては、また国民精神鼓舞作興の原動力となり、生死を超えて護国の神とお立ち遊ばされ、御国の在らん限り、永遠無窮に、畏くも聖上陛下御祭り遊ばされるといふ事、何等の光榮でありましようか。真に尊く畏き極みと申さねばなりません。／＼御遺族各

位におかせられましては、お国の為とは申しながら、大切なる御方を失われました御胸中の程は誠に申上ぐべき言葉も御座いませぬ。月日を経るに従い一人の御思いを致されてある事でございましょう。真に拝察に余りある事でございしますが、この無上の光栄をになわれました御家として、此の上とも、どうぞくれぐれも御大切の上にも御大切になし下さいます。光栄ある皆様の御家そのままが即ち国の力の源であり、非常時局進展の推進力である事に想いを致されまして、君国の為我々国民一同の為、延いては東亜全民衆の為に御自愛なし下さいます様かえすがえすも御願ひ申上げて止みませぬ。^⑤

この挨拶（一九三九年）で、戦没者を語る文脈に変化が訪れていることが窺えよう。前年度までは、死んでしまったことに対しては、何をもつても替えられないことであり、ただただ弔慰の誠を献げるべく、祭典を奉仕するとの確認をしてきていたからである。

長期戦に突入以後、事変開始以後に増加の一途をたどる戦没者数が、ますます戦争の意義確認を取り難いものにしていくなかでのこの発言である。戦争が長引くほど、生計を支える働き手を失った遺族の生活状況の悪化が、国民生活の困難さを象徴するようななかにあつて、当初、霊は慰めの対象としてのみ見られていた。ところが、ここでは、霊が逆に生者を励まし、戦争を押し進める働きが積極的に語られ始めるのである。

このことを解するには、まず宗教教団にまたがる社会的意味づけの問題との関連も考慮しておく必要がある。一九三八年九月には、国民精神総動員宗教教師講習会が開かれ、松尾宗教局長から長期戦突入後の指導的立場の發揮が宗教者に求められ、更に一九三九年九月には、「宗教が過去の遺品であり、あるいは単なる記録に止まりまたは死人取扱所になつてしまつては、先づ第一宗教家としての道に背くだろうと思ひます^⑥」と宗教家の奮起

が求められるのである。同年四月に宗教団体会法（以下、宗団法）が公布されたが宗団法の公布に関わっては、一九〇四年四月の教務打合会で宗教は「宗教団体の觀念につき従来の個人的、私的要素を排して、公的機関としての存立を確認する」ことが宗団法の重大なる点として確認され、宗団法に関する講習を全国の教会長布教所担任者を対象に実施し、全教に伝えることになった。また、同打合会では、「軍事援護に関する件」についても協議している。

本件に就きては去三月一日軍事保護院より荻野理事官本部に出張せられ大様左の如き申入れありたり

一、長期戦に備え戦没勇士、傷痍軍人、出征軍人及其の遺家族に関する銃後活動は、物的施設に於ては完成を見つつあるも、精神的方面よりの協力を最も必要と為す現状にして、此際宗教家の活動に俟つこと大なるものあり、而も、教派神道の代表的教派たる金光教に於ては今後一層の御協力を願う⁵⁵

「軍事救護法」（一九一八年一月一日施行）が、「軍事扶助法」（一九三七年七月一日）へと改正公布、一九三九年（昭和一四）年四月以降には、銃後奉公会が公的団体として設立されていくなど遺族に対する援護が活発化するなかで、「軍事援護」なる言葉が誕生し、「経済的援護」と「精神的援護」に大別され、⁵⁶ 宗教者には、精神的援護が重点的に求められていた。これを受け、「精神的方面よりの協力」を行うべく、軍事援護に関する教師の講習、機関誌パンフレットなどにより軍事援護の精神を教養し、各教会所の所属団体に呼びかけ慰問精神を旺盛にすることなどが具体的な対応として確認された。本部では既に、同年一月には、「戦死者弔慰之徹底」を通牒し、葬儀のみならず、平素においても引き続き慰問を行うよう指導していた。⁵⁷ その背景には、戦没者遺族の家庭の破壊をもたらしかねない扶助料支給に関わる身内の争いや生活不安、性の乱れなど風紀上の問題があり、これらの問

題は内務省警保局保安課によって確認されていた。⁸⁵そのことは、本教当局者や各地の教会で取次にあたる取次者が、十分にその意を介しておかねばならない問題だったのである。

いわば国民道徳に最も従順であり、観念的な倫理観を強く意識するなかで、なおかつ精神の発揚を説くのであり、ともすればその虚構の意識と、内面の精神実感との抜き差しならない同一化が要求されていたのである。とはいえ、宗教が動員され、教団的な対応を盛んにしてもなお、身内の死が理不尽だけに、いっそう浮かんできて、死者の個別な生の意味との繋がりはそこには見られなかったのであった。教監の挨拶が霊の働きを、戦争遂行に直接結びつけて語るようになるのは、教監の挨拶という体面の問題ではない。宗教の社会的な意味づけからすれば、戦死者がしたように命を献げ奉る態度に習うべきあり方を示すことで十分であつたらう。生者の生活の上に死者の霊が働きとして結びつけられていくのは、信仰の内的充実の発露で捉えねばならない問題であつた。その格闘が刻印されているのである。次節でさらに窺つてみたい。

4 霊と生者の出逢い

先の弔慰祭挨拶の文言自体に着目すれば、前節で見たような国家の要請と、現実の遺族の生活上の問題への対処として、ひたすら遺族を納得させること自体が目的化したなかでの死者の意味転換であつたともいえないもない。実際に、弔慰祭における祭詞、挨拶などを通して、時局の推移と対応したかたちで戦争の意義が語られていたことは、既に見てきたとおりである。この弔慰祭の挨拶における霊の語られ方は、戦意発揚へ向けて霊を総力戦体制のなかに組み込むような格好になっている。

だが、高橋は、あの教監挨拶で靈の働きをどう積極的に説くことを意図して語ったのであろうか。

既に何度となく繰り返しているように、死者への公的な意味づけを繰り返し語るなかで、語る者に違和感やためらいが生じていたことを指摘した。それは、かけがえない肉親の生命が奪われる事態に際して、その生命が奪われる事態の重さに直接結びつかない公的な論理による意味づけの反復によつては、何等埋められない溝があつたことを意味する。それは遺族と教師たち、双方にである。遺族においては、なぜなのかがわからないなかで、与えられた意味づけは、自らの悲しみに釣り合うものではあり得ない。そうした外部から与えられた意味は、結局は、人間の生命を戦争の意義との関係で価値評価するものでしかなく、あの子、あの夫、あの父の死というかたちで襲う遺族の悲しみ、喪失感、死者の生の意味をかき消していく、その上での意味づけであつた。

日中戦時下に語られた死生観のなかで登場する戦没者以外の靈の話は、生活を送るなかでの立ち行くあり方など、物事の進み方や解決される動きに靈の働きが認められるとしたものだつた^⑤。あくまでも個別の暮らしのなかで身近な先祖の靈が子孫の生活の上に働いたとの実感を事後的に感得するという私的な様相を帯びたものだつた。その意味では、高橋の教監挨拶は、個別的体験を公的な領域にまで拡大して語るものとなつているといえることもない。しかも靈の働きが戦意発揚に向けられている。「英靈の手本に習つて奉公の誠を尽すと、そこに神風も起り神業も顕われ、どんな事も成就しないことはないとの確信が得られる」とした発言には、靈の働きは人間の行為の背後で人間生活を支え、その意味を事後に感得して理解するほかない靈の不可知性を全く無視しかねないだろう。それこそ人間の側からの靈の自己目的化にもなる。私的な体験に働く靈の意味は事後的に知るほかないのに対して、高橋の挨拶は、人間の確信に先取られていることになるのだが、しかしそれこそ、そういうかた

ちで眼差しを向けるほかなかった現実を超えるあり方なのではあるまいか。「英霊を我々がお慰め申すのではなく実に英霊が我々を励まして下さるの」だという言は、以下に述べるように、苦悩に満ちた現実世界を超えること、その具現への願いであり、「英霊」こそその超え方に内接していると考えられるからである。

意図していたのは、戦没者と遺族の関係が、公的な意味づけによる平板な解釈とは別な、その意味づけの地平線の遙か彼方からやがて現れくることへの確信であり、そこに根ざして生きてほしい遺族への願いである。子孫を失い、失意のなかで未来への意志を失いかねない遺族を支えるべく、現実を超えるあり方として死者と生者の関係性に霊の働きを導いていたのである。

それは、戦争が長期化するなかで遺族の生活や意識に、戦争初期と異なる状況が生じていることにも起因していると思われる。遺族から噴出する不公平感、戦争呪詛の声の高まり、遺族間での紛争や「風紀問題」の増加により、戦争の遂行が不可能になる事態¹¹ 共同体の存立危機の予感のなかで問われ、かろうじて見出したひとつの答えであったろう。換言すれば、共同体の存立のための共同言説（名譽の戦死）内におみ死者の意味を見出すのではなく、それとは別の仕方で共同体以前にある、生命への眼差しから、遺族の痛みを引き受けようとする共同的意志の萌芽ではなかっただろうか。

そしてそのような共同体の論理以前に成りたつ生命への眼差しをもたらしたものが、以下に述べる遺族の悲嘆、痛憤が押し込められた数々の表情との出逢いであったことは見逃してはならない。最後に、日中戦時下の教内紙誌に掲載された、遺族の様子を伝える記事を数例挙げてみたい。

「息子は国家と共に生きて居ります」と力強くその信念を披瀝され、「いよいよこれからおかげ頂くのです」

と輝く眼に不撓ふたうの決意を示された。並居る諸師にはこの崇高なる河野氏の皇国精神と苦難に遭つてますます冴える道の信仰心に自ら畏敬の頭を垂れた。^⑧

これは、息子を失つた悲しみを表面化させることなく、ここからお蔭を受けていこうとする遺族の姿を描いたものである。周囲の者が、畏敬の念を抱き、気持ちを持たないでであろうことが、日中戦開始以降、広く配布された本制作成の出征軍人家族慰問冊子（『御慰問』一九三七年）に掲載されていることから理解されよう。

次のような遺族の苦悩も表白されている。

先生市郎の時は覚悟をきめて居たもののつづいて婿の戦死に逢い今度は娘のことを思い孫の事を思い、つい人間心が出まして一時は気も狂わんばかりに思い悩みました。／然し御神前に御祈念を捧げて居ります時、自分はこれ何とした事だ、有難いお道を信じさして頂く氏子としてこんな事を思うては相済まぬ。^⑨

実は最初俣の戦死の電報を受取りました刹那、私は形容し難い心地がいたしました。椽側えんがわに腰をかけたまま目先が暗くなりました。／嫁が涙声なみごゑで良人が戦死したのでしよう、と云いましたので、左様だ、と答え初めて電報を見せました。私も三四年來お道の御教えを承り信心させて頂いて居た積りでしたし、兼ねて覚悟はして居たものの、いよいよ本当に俣が戦死したとなると、お恥しいことでもございましたが心が闇になりました。／信心して居ても助からぬ、信心を止めて、信心にそむいても助からぬ。とあれば如何にして助かるべきか。助かりたい、救われ度い、願いはあれど助からぬ。嗚呼、何んとすべきか進退まき茲に谷まり、たとえようなき懊悩のどん底に一日を送りました。^⑩

多くの教師が当面したり、自らも近親者を亡くすなかで直面したのは、右に見てきたような、遺族の苦悩ではなかつたらうか。遺族が死んでいった肉親のことを思い、生活を営む事例は、記事以外にも多くあつたであろう。多くの遺族のところ、抱えられた肉親への思いは、むろん発言とは裏腹にいつまでも埋められないままであるほかない。こうした遺族に接するなかで、銃後に生きる一信仰者は、霊と生者の新たな出逢いを慰霊を介して紡ぎ出そうとしていたのである。

おわりに

以上、日清戦争以後に本教が取り組んできた戦没者慰霊の様相を概観し、満州事変から日中戦時下に、戦没者遺族が抱える割り切れなさがどのように現れ、それをどう信仰者が受け止めようとしてきたのかといった点を中心に考察を進めてきた。この結果、肉親の戦死を気丈に受け止めようとする者や、消沈する者、様々であったが、公的な戦死の意味の受け止めを余儀なくせられるなかにあつて、その受け止めとは別な次元で戦没者の死（あるいは生）の意味を模索する遺族の姿が窺われた。そのような遺族に接する教師たちは、戦死を至高の価値とするような銃後空間に置かれていたとはいえず、遺族の苦悩へ思いを寄せるが故に、見習うべき死という意味づけとは別個に戦没者と生者とを直接に結びつけて意味づけることになつたと思われる。そのあり方の一つが、弔慰祭における高橋正雄の教監挨拶にあり、戦没者の霊が生者と共にあつて救い助けるといふ働きが説かれることとなつていたのであつた。肉親を奪われた遺族の悲しみの埋められなさを生みだした国家共同体の論理（公的な戦死

の意味)が後景に退いたかたちで、遺族の喪失感と現実を超える生への意志を支えるべく、霊を介した戦没者との結びつきが語られたのであった。戦没者たちに繰り返し付与される名譽の犠牲という意味は、現実の遺族の生活を支えるにはあまりに空虚なものに違いなからう。しかしそこでは、いわば死者の意味(本来見出されなければならぬ一人一人の生のあかし)と切り離されたところからそれに繋がるうとする苦悩のかたちが、霊を介して現れていたのではなからうか。

こうした歴史とその中身に触れる時、自らが所属する集団や国といった共同体の枠組みに依存する言説で物事を解釈し、意味づけを施し、それでよしとする感覚、いわば割り切れないものを割り切ってしまう自己のあり方こそが問題になるが、この問いが生きられようとしている取り組みとして、現在、沖縄で慰霊巡拝、遺骨収集、慰霊祭を行っている一教師の実践を紹介して稿を閉じたい。

戦後、未だ占領下にあった一九六六(昭和四一)年から、沖縄布教に従事していた本教教師林雅信(現那覇教会長)は、一九七一(昭和四六)年、先輩教師の一言がきっかけで慰霊巡拝を始めた。その一言とは、「沖縄では戦争で多くの人が亡くなっておられる。みたさまが喜ばれることをさせていただいたらよい」というものであった。この言葉に促されて、布教当初より取り組んできていた慰霊塔(沖縄本島南部の糸満市)への毎月の清掃参拝に加えて、翌年より沖縄本島各地の慰霊碑(塔)への慰霊巡拝(清掃と祈念)を開始し、以後毎年継続してきている。

さらに同年(一九七二)、本土復帰を期に厚生省(現厚生労働省)が埋没遺骨収集、日本遺族会が地表遺骨の収集をそれぞれ開始したことによって、戦後二七年の歳月を経て沖縄の地に未だに野ざらしの遺骨があることを知

り「青天のへきれきと言おうか、びっくり仰天した。その土地の上で生活している自分。そしてそこは神様のお身体である。そのままではまことに相済まない」との思いを抱くに至った。この「相済まない」との思いから、一九七四（昭和四九）年、全国の大学生主催の遺骨収集へ参加し、やがて一九七七（昭和五二）年に金光教沖縄遺骨収集奉仕団結成の動きが生まれ、以後、二〇〇二（平成一四）年までに二六回を数え、沖縄県内外及び国外併せてのべ一二、五五一人（うち、金光教外からの参加者、一、七七〇人、外国籍の参加者、一、四四三人）の参加者を集めた。そして同地における遺骨収集奉仕は、組織的な奉仕団活動を終えた後も、継続的に那覇教会及び、有志者によって現在まで継続して取り組まれている。「相済まない」とは、戦争に対する倫理、道徳を越えた次元での受け止めであり、多くの人間が殺し合う戦争を引き起こしてしまう、人間の悲しみを神に詫びる姿である。

本年六月二三日（沖縄の「慰霊の日」）に筆者は林が執行する、沖縄県糸満市摩文仁の丘にある慰霊碑前での慰霊祭に参拝した。その際、林は参拝者に対して、「沖縄では、毎年六月二三日が慰霊の日ですが、霊様が鎮まれる土地の上に私たちは生活していることを忘れてはならないと思います。そういう意味で、毎日が慰霊の日だといえるんです。三六五日を慰霊の日と思つて過ごして頂きたい」という趣旨の祭主挨拶をしている。沖縄戦では、県民の四人に一人が犠牲になったといわれ、沖縄県民、日本兵、アメリカ兵、連行されてきた旧植民地の人たちを含めた勝者敗者のいずれもの血がしみ込み、多くの戦没者の遺骨が眠る土地の上に県民は生活している。戦後六〇年を経た今でも遺骨が戻らず、肉親が死んだと思われている付近の慰霊碑前で執行される慰霊祭へ毎年参拝に訪れる遺族もいるという。戦没者との繋がりを求める遺族の戦後の沖縄での生活を見据えての慰霊は、戦没者の国籍や戦時における行為によりその死を価値評価することなく、一人一人の生前の生きたあかしを汲み上

げべく営まれている。その営みは、地上戦の舞台となった戦時末期、アメリカの占領下に置かれた戦後、そして日本へ復帰を果たした後もなお、在日米軍基地面積の約七五%が集中しているといった重層的な歴史を背景に生じている沖繩の現状に目を向けさせずにはおかないだろう。もともと、そうした想像力の働かせ方は沖繩にのみ固有なものとして位置づけられるべきものではない。地上に生かされる人間同士が殺しあう事実の深刻さに触れるところから生まれる「相済まない」との言葉は、おそらく、戦前から取り組まれてきた慰霊に関わってきた多くの信仰者たちのところでも反芻されていただろう。そのような受け止めの態度が生じるのも、戦没者の霊への祈りの中に、埋められない思いを抱えた遺族の現実を感受していこうとしてきたからではなからうか。その地点から現在のありようを問い直していこうとする向き合い方に、信仰への問いが孕まれているといえるのではなからうか。

(教学研究所助手)

(注)

① いくつか文を挟んだ後に、教祖の教えを引きながら死者

(霊)に関わって以下の認識も示している。

教祖は、「霊をたいせつにせよ」と教えられている。靖国神社へまつられたら、英霊は安心して鎮護の神になるであろうとする確信は、はたしてどこまで死者の霊を大切にしているのか。このように死者への思いをいたすとき、その死者の重みを背おっての靖国法案賛成・反対論でなければ、

葉は、生きている者として、国のため、あるいは戦争のため死んでいかねばならなかった人々に対する負い目を感じ、その負い目を国が背おうて済ませる問題ではなく、私たち、現に生きている者一人一人が背おわねばならぬ負い目であるとの自覚を私たちに呼び掛けられているのではあるまいか。このような死者への思いをいたすとき、その死者の重みを背おっての靖国法案賛成・反対論でなければ、

それは死者に対する冒とくといえよう。このような信仰それ自身の立場から考えていくことが、最も大切なことと思われるのである（再び靖国神社法案について）『金光教徒』第一七〇〇号、一九七四年五月一日）。

② 佐藤杜広の、民間巫者（ユタ）による戦死者儀礼の実践を戦死者を過去のものとし「戦死者の現出の場」と位置づける視点は、政府が公式の追悼式典で示す国家の論理に回収され得ない戦死者の存在や、遺族の声を示すものとして興味深い（佐藤「戦死者の記憶と表象をめぐる試論」方法論懇話会編『日本史の脱領域―多様性へのアプローチ』森話社、二〇〇三年）。

③ 戦没者慰霊を考える時に、戦争との関係が問題になる。既に、戦時下を対象に扱っている先行成果に、渡辺順一「『大東亜』戦時下の教団態勢」（紀要『金光教学』第三五号、一九九五年）、大林浩治「戦下の生活と信心―銃後生活体験談・実践談をもとにして―」（同第四三号、二〇〇三年）がある。渡辺論文は、大東亜戦時下における教団態勢として教政が布教営為に及ぼした問題を中心に、また、大林論文は、戦時下において信仰営為そのものが抱えた問題、すなわち、「戦意発揚をしなければならなかった現実」にあつて信心の営みそれ自体が抱えた問題を信奉者らの銃後生活談、実践談から抽出している。これらは、戦時体制に本教が組み込まれ

ていくなかで抱えられた信仰の問題と、そのなかにあつても、抜き差しならない状況と対峙することになったという側面に光をあて、そこに信仰の可能性をみたものである。なお、戦時下の教政動向・信心の状況に関しては、両論文および、大林浩治「日中戦時下における本教の対支文化事業」（同第三五号、一九九五年）を参照した。

④ 本教では、祭典・儀式で用いる神（霊）に奏上する言葉として、神道でいう「祝詞」や「祭詞」の両方を用いてきているが、戦没者慰霊の儀式の用例としては、祭詞と用いる例が多いことから、本稿では祭詞と表記した。ただし、引用資料中の表現については、この限りではない。

⑤ 『中備出身韓地戦死者招魂祭祀事』神道金光教会、一八九四年【別掲「資料紹介」（一―）】。

⑥ 祭神（戦没者の霊）は、日清戦争における戦死者四一名、病死者九名である。招魂祭の執行にあたり、木綿崎山頂の祭典場に木製の「記念壘」を二本建て、戦死者と、病死者をそれぞれそこに祀った。祭詞においては、戦死者と病死者を「靈忠義乃神」と称え、病死者も「同じ忠烈の英氣に励精勇」んだとして戦死者同様扱った。

ちなみに式次第は、以下の通りである。参拝者着座、祓式行事、招魂式行事、献饌、祭主祝詞（祭詞）、遺族誄詞（死者の生前の徳をたたえる言葉）及参拝員追吊祭文、祭主玉串、

地方長官以下高等官及警察署長・県官・県会議員玉串、備中国各郡書記・徴兵参事員・町村長等玉串、拝礼、吉備舞奉納、祭官退下、参拝者退下。また、祭典後には、遺族と優待参拝者の直会、発火演習、射的会、軍楽奉納、煙火奉納が行われている。こうした形式は、その後も踏襲されていく。

⑦ 神道金光教会長金光大陣「二七、八年役に関する取調書」一八九八年。

⑧ 一八九四年一月一日に執行された慰霊祭では、それぞれ戦死者と戦病死者を分けて、「韓地戦死者招魂祭祀記念壘」「韓地従軍中病死者招魂祭祀記念壘」と記した木標を立てていたが、日清戦争後に、病死した者も併せて碑文に名(階級毎、軍属氏名)を記すことになる。この碑は、神道金光教会本部が費用を負担して建設された。碑文の裏面には備中一郡内の戦死(四七名)、病死者(一四四名)の官職姓名が刻まれている。

⑨ 主な派遣先は次の通り(派遣順)。第一〇師団(姫路)、第一師団(東京)、第二〇旅団(福知山)、第五師団(広島)、近衛師団(東京)。当該地方の宗教者が慰霊の儀式執行を依頼されていたものと思われる。他の地域有志者主催の招魂祭などにも関わることであるが、各宗教が合同して行う場合や、神式仏式で時間・場所を分けて別々に執行することもあったようである(慰問出張復命書(明治三七、八年役)(一))

(二)(三)一九〇四〜一九〇六年、「時局に関する部下よりの諸報告(明治三七、八年)」「一九〇四〜一九〇六年」。

⑩ 「一般の陣亡者も招魂合祀することとなり今回の征露戦役陣亡者をも夫れ夫れ招魂此の際合せて祭事を執行する」「大招魂祭」「令徳」第六巻第四、令徳会本部、一九〇四年四月二二日)というように、日露戦では、郷土出身の戦没者のみならず、出征して亡くなった全戦没者を祀ることにした。また以後発生した戦没者についても、順次祀っていくことになり、「旌忠碑」が合祀する場としての性格も持つようになった。なお、各地の教会については、従来通り、教会所在地の行政単位に沿ったかたち(町内・郡内・県内など)で郷土の出身者を祭神にしている。地方教会であれば町・郡・市内を、連合会・教区単位では県内の戦没者を祭神にしていることから、招魂祭の執行主催者と祭神の関係には、規模や行政単位に対応する傾向が認められる。

⑪ 一九〇五年八月、教義講究所が主催した教会長講習会において、教義講究所所長佐藤範雄が、「戦後の宗教界」と題する講義を行っている。そこで佐藤は、「戦後の宗教界」を「優勝劣敗の決戦場」と位置付け、全国より参集した二二〇人の教会長らに対して精神的態度を訓示した(「教会長講習会筆記」一九〇五年八月一七日〜三〇日)。

⑫ 「人は名譽の戦死とか、尊い病死とか尊敬の語を以て云う

- て呉るるも、親の身にとり妻子の心になりては、只々口に云うと云わぬとの相違があるのみで、皆同様に骨肉を分けたる親子兄弟夫妻の情としては立ちても居てもたえられぬ感がするるのは人情の自然でありて、決して恥でも愚痴でもなく、又無理のない次第である。／＼国家の犠牲に立ちて二つともない命を捨てて死んで呉れるのであるとおもえば、実に一兵士の戦死も惜しいものである一輪卒の病没も可愛なものである。』(『出征軍人家族戦病死者遺族 慰安 完』金光教本部、一九〇五年)【別掲「資料紹介」(Ⅲ—1)】。
- ⑬ こうした意識は、戦没者の葬儀の際に語られた「御名譽の事とは申しながら哀悼痛惜措く能わざる処に候」という表現にも表れている(『戦死病死者葬儀奉仕につき願ひ』金光教本部出張所専掌中教正畑徳三郎発近衛師団長・第一師団長宛、一九〇五年四月五日)。
- ⑭ 紅羅「曾て見し写真の容貌」『みかげ』第六卷第九、令徳会本部、一九〇四年一〇月三日【別掲「資料紹介」(Ⅳ—1)】。
- ⑮ 「三八連第一二号」『みかげ』第七卷第一〇、令徳会本部、一九〇五年一〇月三日【別掲「資料紹介」(Ⅱ—4)】。
- ⑯ 満州地域の「表忠塔」「納骨祠」については、原田敬一「慰霊の政治学」(小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店、二〇〇四年、二二二—二二七頁)参照。因みに、旅順表忠塔の除幕式(一九〇九年一月二八日)には、本教から大連教会長松山成三が参列し、祭詞を奏上している(『旅順表忠塔除幕式』「祭詞」『大教新報』第一九三号、大教新報社、一九〇九年二月三日)ほか、翌年の一九一〇年六月に同地と大連では、教監佐藤範雄が関東州巡回中に「弔慰祭」を執行している(『白玉山弔祭』『大教新報』第二二二号、大教新報社、一九一〇年六月二四日)。
- ⑰ 大原康男「忠魂碑の研究」『暁書房』一九八四年、二三—二五頁。
- ⑱ 「所感漫録」『大教新報』第一七号、大教新報社、一九〇六年二月一〇日。
- ⑲ 齋藤誠逸郎「本教文壇の奮起を促す」『大教新報』第九三号、大教新報社、一九〇八年一月三日。
- ⑳ 「忠魂碑建設 地方未聞の大招魂祭」「煩悶を突き破った忠魂碑」(『大教新報』第三二五号、大教新報社、一九二二年四月二六日)【別掲「資料紹介」(Ⅰ—10)】。その他、「朝鮮だより 平壤忠魂碑の建設」(『金光教徒』第二〇九号、一九一八年一〇月二二日)なども確認できる。
- ㉑ 全国の教会で取り組まれた時局活動結果の一覧表(「時局に対する各種事項取調表(一九一四年二月末日調)」『金光教徒』第七六号、一九一五年二月一〇日)。
- ㉒ この時期の社会的諸活動については、坂本忠次「戊申詔書下の金光教団—地方改良運動との関連を中心に—」(紀要

『金光教学』第二六号、一九八六年。渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動―両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に―」（紀要『金光教学』第二七号、一九八七年）参照。

- ② 日清戦時より既に、式後に、発火演習、射的会、軍樂奉納、煙火奉納などが余興として催されていた。白川哲夫によれば、招魂祭の余興は、以下の四つに分けられるという。①武道や運動（柔剣道・競馬・相撲・馬術・自転車競走）、②芸能的なもの（能狂言・踊り・吹奏楽・唱歌・活動写真の上映）、③各種の装飾（イルミネーション・凱旋門・鳥居・戦闘の様子）の再現模型・花火、④露店や物の提供（茶・菓子・酒類各種飲食物配布・販売）。また白川は、余興の開催要因について師団招魂祭を例に、武道や運動といった競技が、戦闘において役に立つことや招魂祭には地元有力者も多数出席していることから、地域統合の側面など、軍、地元有力者、民衆の思惑が一致していたという点を挙げている（白川「招魂社の役割と構造―『戦没者慰霊』の再検討―」『日本史研究』五〇三号、日本史研究会、二〇〇四年七月、二七頁）。
- ④ 本教の戦没者に対する儀式名称で、「慰霊」という用語自体は、明治期から本部以外での儀式で既に用いられている。ここでは、本部主催の儀式での初出を指している。戦没者以外の死者に対する「慰霊祭」は従来から見られる。また、

「弔慰祭」は、一九三七（昭和一二）年の日中戦争以後用いられている。儀式の式次第などは、ほぼ変更点は見られない。白川哲夫は、「一九二〇年代以降、欧米の『戦没者慰霊』のあり方を日本で紹介することを通じて、日本のそれをも見直そうとする論説が相次いで出されるようになり、一九三〇年代に一齐に始まる招魂社の移転・改築は「新しい『戦没者慰霊』の枠組み構想に伴う秩序再編への対応だった」と述べているが、慰霊という名称を見出すのにも、同様の意識変化があったと考えられる（前掲白川「招魂社の役割と構造―『戦没者慰霊』の再検討―」二八―三〇頁参照）。

⑤ 満州事変勃発後の支部部長会議（一月二九日）の席で決定された戦没者遺族への対応は次の通りである。

- 一、戦死者に対しては一定の玉串料を呈して弔慰をなす。
- 二、右弔慰は凡て本部の名に於て行う。
- 但し實際之に当る者は支部に於て適宜選定のこと。
- 三、右玉串料は本部に於て今回募集の慰問金中より支出しその包紙も一定のものを調製し各支部へ配布す。
- 四、戦傷病者の慰問は本部に於て適宜之を行行う。
- 五、出征将士の家族の慰問はその付近の各教会長に於て適宜之をなすこと。

（支部部長会議録）一九三二年一月二九日。

⑥ 「満州上海事変に関する実行事項報告綴」一九三二年一二

月一八日、「日支事変に関する実行事項報告綴」一九三二年四月一四日。

㉗ 「北支事変戦病死者弔慰申合」は次の通りである。

- 一、教会所の関係地域に於て、戦病死者ありたるときは、教会長は速かに弔問をなすと共に、其の旨を当該支部々長、又は台湾事務所担当、満州布教管理所長（以下、理事者と称す）に通知し、葬儀の際は、本部の名に於て弔慰をなすこと
- 教会長は所属の教師又は信徒をして代理せしむることを得

- 一、前条の弔慰は弔辞並に玉串料を遺族に贈呈して其の意を表すること

玉串料は一封金三円とす

- 一、理事者は、其の管内に戦病死者ありたるときは、之を調査し、名簿に記載すると共に、本部に報告し、贈呈すべき弔辞並に玉串料の交付を受け、之を当該教会長に送達す

- 一、弔辞及び玉串料包紙は、事務局に於て調製し、予め理事者に送付す、理事者は玉串料金を便宜立替え、取纏め、本部に請求することを得

- 一、教会長は葬儀の参列を了したるときは、理事者に之を報告す

- 一、理事者、前条の報告を受けたるときは、之を本部に報告す

- 一、弔慰に関する事務費並に旅費は本部之を支弁す

（支部部長会議議題、協議資料）一九三七年八月一二日。この方針のもとに一九三七年から三九年にかけて実施された弔問の回数と玉串料の合計金額は次の通りである。

一九三七年 回数 二、六三六回 金額 一三、四〇〇円
 （歳出決算総額 二七四、八三二円）

一九三八年 回数 一三、一〇一回 金額 三九、四〇〇円
 （歳出決算総額 一三三、四〇〇円）

一九三九年 回数 二、八七一回 金額 二〇、三三三円
 （歳出予算総額 二〇二、三三二円）

〔事変対処活動状況〕一九四〇年二月二〇日、『第五八回定期議会議事録』一九三九年二月二日～二四日、『第六〇回定期議会議事録』一九四〇年二月二日～二四日。

㉘ 「北支皇軍慰問・通州慰靈祭報告」『教報』第四三五号付録、一九三七年九月一日【別掲「資料紹介」(一―15)】。

㉙ 「満州各地慰問・通州慰靈祭執行につき謝意、事情聴取につき出部依頼」事変対処事務局総務高橋正雄宛満州布教管理所長松山成三宛書簡、一九三七年八月一六日。

㉚ 祭詞においては、既に一八九四（明治二七）年の時点から戦没者葬儀、招魂祭において「英霊（いづのみたま）」という

表記で用いられており、霊に対する敬称として用いられている。教内紙においても、一九〇一（明治三四）年に確認できる。田中丸勝彦によると、「英霊」は、古くは幕末から死者の霊に対する敬称として用いられてきたが、日露戦争後から戦没者の霊の呼称として用いられ始めたことされるように、本教においても、同時期に用法に変化が見られる（『さまよえる英霊たち』柏書房、二〇〇二年、一三―四六頁参照）。

㉓ 同年四月には、真宗大谷派が「戦没者追悼法要」を奉仕（山内小夜子「真宗大谷派における戦死者儀礼の変遷」『教化研究』第一三三号、真宗大谷派教学研究所、二〇〇四年）、その後、五月二日に、日本政府によって「全国戦没者追悼式」が挙行されている。

終戦後、連合国総司令部（GHQ）統治下の日本政府は、昭和二年「公葬等について」（二月二日発宗五一号内務次官文部次官通牒）を出し、戦没者慰霊祭への公人の公的資格による列席などを禁止していた。同通牒によって宗教団体の慰霊祭自体が禁止されている訳ではなかったが、GHQ統治下に置かれていた立場にあって、他国の戦没者をも含めて祀ることが出来難い時代状況に配慮して、本教においては、本部での執行を自粛していたものと推察される。その後、昭和二年、「戦ぼつ者の葬祭などについて」（九月一〇日発宗五一号発総四七六号文部次官引揚援護庁次長通達）により公

人の戦没者慰霊祭列席が許可され、対日講和条約発効後、遺族战友等による慰霊祭が多く執行されていく。本慰霊祭は、こうした動向を背景に、今次大戦の反省を踏まえた全戦没者の慰霊が望まれるなかで執行されたのである。

㉔ 沖縄遺骨収集については、『命どう宝』金光教沖縄遺骨収集運営委員会編発行、二〇〇五年参照。

㉕ 一八九四年から一九三九年までの本教における戦没者招魂祭・慰霊祭の執行回数と教務資料から挙げた。時期、年（回数・典拠資料）で示すと次のようになる。日清戦争（一回・前掲『中備出身韓地戦死者招魂祭記事』）、日露戦争（一回・前掲『慰問出張復命書（明治三七、八年役）』（二）（二）（三））、前掲「時局に関する部下よりの諸報告（明治三七、八年）」、第一次大戦（三一回・前掲「時局に対する各種事項取調表」、満州事変（七四回・前掲「満州上海事変に関する実行事項報告綴」、前掲「日支事変に関する実行事項報告綴」、一九三七年（七一八回・前掲「事変対処活動状況」、一九三八年（三）、一三五回・同）、一九三九年（二）、九九七回・同）。

㉖ 「恒例招魂祭支那事変殉国英霊弔慰祭詞」『金光教週報』第一二二六号付録、一九四〇年五月四日。

㉗ 「招魂祭」『みかげ』第七卷第四、令徳会本部、一九〇五年四月二日。

③⑥ 「故陸(海)軍兵種階級氏名君の英靈に告ぐ／満州(上海)の事起るや君乃ち皇師に従い遠く異域に出動し遂に国事に殞る痛惜奚ぞ勝えん／今や皇威赫赫として八紘を光し我武維れ揚りて国勢愈々振う殉節空しからず尚くは瞑せよ／ 年 月 日／金光教管長 金光家邦」(「戦没者慰霊祭弔辞」一九三二年)。

一九三二年一月の支部部長会議にて、戦没者の遺族への個別の弔問、あるいは葬儀に赴くなどして弔慰金(弔慰金は、各教師が立て替えて手渡し、支部において取り纏めた弔慰報告に対して本部が支払うことになっていた)を手渡す方針が各支部各教会に打ち出されていたが、翌年二月の同会議で、戦没者葬儀等に直接赴く場合には、管長名での弔辞があった方がよいとの意見が出され(「支部部長会議記録」一九三二年二月一八日)、その要望に応じるかたちで右の弔辞が作成された。

③⑦ 前掲「支部部長会議議題、協議資料」。

③⑧ 本教が慰問講演を実施する際にも、予め特高警察に講演要旨の検閲を受けていた。

謹啓／長々現地御慰問の後とて御疲労の御事と存上候扱て過日御送付申上候講演要旨は昨十三日岡山県特高課岡山憲兵隊の検閲を了し候其節該文中終りの処に某兵団長とあるは某將軍と改むべしとの事(兵団長にては兵数窺知の材料

となるため)に御座候それに基づき御講案御立下され度く講案内容に関しては既に御承知の通り軍機に触るる事は固よりそれと窺知出来得るようの事柄及言葉遣いは特に御注意の上講案原稿御取纏め置相成度候就ては三月上旬より下旬迄の期限にて開催希望の地に於て慰問報告講演会挙行致度講演地出張講師は各地の要求に応じ立案可仕候／又二十二日頃慰問使御一行本部に参集の事は諸種の都合上議會終了後に致度期日は追而可申上候

(「慰問講演要旨」につき岡山県特高課岡山憲兵隊検閲内容指示)金光教本部事変対処事務局発中支方面慰問使宛、一九三八年二月一四日)。

③⑨ 国益保守の意義が国民に理解されていた満州事変に比べ、日中戦争は、平和の意義、聖戦、戦争の理由づけに苦勞していた(一ノ瀬俊也「兵士たちの死と『郷土』」『国立歴史民俗博物館研究報告』第九一集、国立歴史民俗博物館、二〇〇一年、一〇四頁)ということと関係していると考えられる。

④⑩ 一九四二年四月一日執行(『金光教徒』第一三二〇号付録、一九四二年五月一日)。

④⑪ 「天津事変犠牲者岡田静子葬儀状況報告並びに軍部慰問要請」金光教天津教会所杉本董発金光教本部宛書簡、一九三二年二月七日。

④⑫ 同右。

- ④③ 「金光教に救われて永久に鎮まりたいと岡田静子さんの最後」『金光教婦人之友』第一号、一九三一年二月六日、「天津事変の犠牲 ああ岡田夫人(上)」『金光教徒』第七九六号、一九三一年二月四日、「天津事変の犠牲 ああ岡田夫人(下)」『金光教徒』第七七七号、一九三一年二月一日。
- ④④ 「あやまれる英雄」『金光教徒』第一一七号、一九三三年四月二日。
- ④⑤ 「第二教区布教部巡教表(九月)」一九三九年九月三日【別掲「資料紹介」(Ⅲ-4)】。
- ④⑥ 青木大吾『軍事援護の理論と実際』南郊社、一九四〇年、三〇一―三四七頁参照。
- ④⑦ 佐賀朝「日中戦争期における軍事援護事業の展開」『日本史研究』三八五号、日本史研究会、一九九四年、四二―四五頁参照。
- ④⑧ 「銃後のまこと」『金光教徒』第一一三八号付録、一九三八年八月七日。
- ④⑨ 友松田諦「遺族と修養」(軍事保護院編『遺族家族指導囑託講習会講義録』一九四三年、一六〇頁)。
- ⑤① 一九三七年一〇月八日の「支那事変戦病死将兵士弔慰祭」では、弔辞を海軍大臣米内光政が寄せている。主な特別参拝者は次の通りである。陸軍大臣(代理) 岡山連隊区司令官 遠藤春山、岡山県知事(代理) 岡山県学務部長 高橋三郎、岡山陸軍病院長 武井良一、日本赤十字社岡山支部長(代理) 岡山市分会長 石原磯、帝国軍人後援会岡山県支会長(代理) 主事 前原喜一郎、玉島警察署長 佐々木孝一、玉島税務署長 石原磯、県会議員、浅口郡内町村長、在郷軍人分会長、中学校長、小学校長、各新聞社長並通信員、金光町各種団体代表者等六二名。ちなみに、一般参拝者は、本部、教義講究所、金光中学校職員、金光町各種団体、講究生、中学生、小学生、青年学校職員並生徒、教信徒、金光町民約三千名であった(「支那事変戦病死将兵士弔慰祭」『教報』第四三八号、一九三七年一〇月一日)。
- ⑤② 一九三七年一〇月八日執行時における挨拶(同右)。
- ⑤③ 「招魂祭並に支那事変戦病死将兵士弔慰祭」(一九三八年四月二一日執行)『教報』第四五〇号、一九三八年四月一日。
- ⑤④ 「恒例招魂祭支那事変殉国英霊弔慰祭」『教報』第四七四号、一九三九年四月一日。
- ⑤⑤ 松尾長造(文部省宗教局長)「宗教家の奮起を望む」『金光教週報』第一一九〇号、一九三九年八月九日。
- ⑤⑥ 「教務打合せ協議要綱通報」金光教本部総務部発金光教各教区支部・金光教各布教管理所宛、一九四〇年四月二二日。
- ⑤⑦ 前掲青木『軍事援護の理論と実際』三六―五二頁参照。

- ⑤⑦ 「戦死者弔慰之徹底ほか」(一四滿第一号) 金光教満州布
教管理所所長松山成三発金光教在滿各教会長宛、一九三九年
一月一八日。
- ⑤⑧ 内務省警保局保安課「無産政党、労働運動、農民運動、銃
後問題に対する対策」(一九三九年三月)『資料日本現代史
一〇 日中戦争期の国民動員①』大月書店、一九八四年、二
八三〜二九三頁参照。
- ⑤⑨ 高橋一郎「本教の死生観について 生きている祖父母」
『金光教週報』第一一九四号、一九三九年九月一六日。
- ⑥① 「息子は国家と共に生きて居ます 『護国の父』 河野隈氏
いよいよこれからおかげ頂くのです」『金光教徒』第一〇九
三号、一九三七年九月一九日。
- ⑥② 下元勝重(須崎教会教師)「長男と女婿の戦死にこの信心」
『金光教徒』第一〇九七号、一九三七年一月一七日【別掲
「資料紹介」(Ⅳ―2)】。
- ⑥③ 樋口寅(福島教会長)「長男の戦死に蘇った一家」『金光教
徒』第一一四一号、一九三八年八月二八日【別掲「資料紹介」
(Ⅳ―4)】。
- ⑥④ 沖縄における本教の遺骨収集の経緯と概略については、前
掲『命どう宝』、金光教平和協議会報告書『平和への道程』
金光教東京センター、二〇〇五年、八三〜八四頁、九三〜九
六頁参照。
- ⑥⑤ 前掲『命どう宝』二頁。
⑥⑥ 同右。

●金光教本部における戦没者慰霊祭執行一覧表

年月日	元号	祭典名称(毎年4月11日は、恒例行事。)	
1894・11・11	M27	「中備出身韓地戦死者招魂祭」(※神道金光教会主催)	
1900・12・4	M33	「建碑式招魂祭」	
1901・4・11	M34	この間、「恒例招魂祭」	
1902・4・11	M35		
1903・4・12	M36		
1904・4・11	M37		「第1回37,8年役戦病死者大招魂祭」
1904・10・11			「第2回37,8年役戦病死者大招魂祭」
1905・4・11	M38	「第3回37,8年役戦病死者大招魂祭」	
1905・10・11		「第4回37,8年役戦病死者大招魂祭」	
1906・4・11	M39	「第5回37,8年役戦病死者大招魂祭」	
1907・4・11	M40	この間、「恒例招魂祭」	
1908・4・11	M41		
1909・4・11	M42		
1910・4・11	M43		
1911・4・11	M44		
1912・4・11	M45		
1913・4・11	T2		
1914・4・11	T3		
1914・12・20			「日独戦役戦病死者招魂祭」
1915・4・11	T4		この間、「恒例招魂祭」
1916・4・11	T5		
1917・4・11	T6		
1918・4・11	T7		
1919・4・11	T8		
1920・4・11	T9		
1921・4・11	T10		
1922・4・11	T11		
1923・4・11	T12		
1924・4・11	T13		
1925・4・11	T14	この間、「恒例招魂祭」	
1926・4・11	T15		
1927・4・11	S2		
1928・4・11	S3		
1929・4・11	S4		
1930・4・11	S5		
1931・4・11	S6		
1931・12・17			「満州事変殉難諸霊慰霊祭」
1932・4・11	S7		「満州及上海事変大招魂祭」
1933・4・11	S8		「恒例招魂祭」
1933・9・18		「満州事変2周年慰霊祭」	
1934・4・11	S9	「恒例招魂祭」	
1934・9・18		「満州事変記念慰霊祭」(昭和6乃至9年事変戦病死者慰霊祭)	
1935・4・11	S10	この間、「恒例招魂祭」	
1936・4・11	S11		
1937・4・11	S12		
1937・10・8			「支那事変戦病死将兵士弔慰祭」
1938・4・11	S13		「支那事変戦病死将兵士弔慰祭」
1938・10・19		「戦没軍人慰霊祭」	
1939・4・11	S14	「支那事変殉国英霊弔慰祭」	
1940・4・11	S15	「支那事変殉国英霊弔慰祭」	
1940・10・6、9、12		「戦没勇士慰霊祭」	
1941・4・11	S16	「支那事変殉国英霊弔慰祭」	
1942・4・11	S17	「殉国英霊弔慰祭」	
1943・4・11	S18	「忠霊弔慰祭」	
1943・10・11		「忠霊弔慰祭」	
1944・4・11	S19	「忠霊弔慰祭」	
1945・4・10	S20	「戦災物故教師教信徒弔慰祭」	
1945・4・11		「忠霊弔慰祭」	
1945・12・17		「戦災死没教師教信徒慰霊祭」	
1952・6・10	S27	「戦争関係死没者慰霊祭」	

※教内紙誌、教務資料等を参考に作成した。

●戦争関係死没者数・遺族世帯数（教師・教徒・信徒）一覧表

(単位・人)

(単位・世帯)

	①戦死・戦病死	②戦災死	①②計	①の遺族世帯	②の遺族世帯	世帯計
北海道	106	6	112	104	7	111
青森	7	-	7	7	-	7
岩手	8	-	8	8	-	8
宮城	18	4	22	17	1	18
秋田	47	-	47	45	-	45
山形	29	-	29	28	-	28
福島	37	1	38	37	1	38
茨城	25	4	29	22	3	25
栃木	23	-	23	23	-	23
群馬	9	-	9	9	-	9
埼玉	11	1	12	10	1	11
千葉	5	2	7	5	2	7
東京	184	104	288	185	69	254
神奈川	80	10	90	78	8	86
新潟	172	8	180	185	6	191
富山	13	4	17	13	1	14
石川	10	-	10	10	-	10
福井	50	2	52	49	2	51
長野	24	1	25	24	1	25
山梨	22	5	27	20	3	23
岐阜	98	6	104	83	4	87
静岡	205	38	243	190	25	215
愛知	272	68	340	247	41	288
三重	268	40	308	232	23	255
滋賀	225	15	240	210	14	224
京都	366	4	370	342	4	346
大阪	1,030	335	1,365	865	253	1,118
奈良	105	4	109	78	1	79
和歌山	201	22	223	184	15	199
兵庫	603	98	701	545	69	614
鳥取	134	4	138	121	4	125
島根	143	5	148	126	5	131
岡山	954	57	1,011	881	40	921
広島	779	432	1,211	716	250	966
山口	560	72	632	529	70	599
徳島	191	19	210	185	10	195
香川	417	24	441	378	18	396
愛媛	933	45	978	872	43	915
高知	116	9	125	107	5	112
福岡	1,129	80	1,209	1,049	37	1,086
佐賀	185	17	202	167	17	184
長崎	185	147	332	161	70	231
熊本	358	12	370	323	8	331
大分	660	11	671	581	11	592
宮崎	198	16	214	182	14	196
鹿児島	103	24	127	97	17	114
合計	11,298	1,756	13,054	10,330	1,173	11,503

※昭和27年4月1日調べ 「戦争関係死没者調査簿」より作成

※日中戦争開始（昭和12年7月）以降から昭和27年4月までに判明した死没者数

※なお、この調査の後、昭和27年6月10日の「戦争関係死没者慰霊祭」では、さらに、戦争関係死没者（祭神）数が増え、13,124人（柱）と発表している。

霊場の形成と変遷

梅 澤 ふ み 子

これは、平成一七年九月一六、一七日に開催された第四四回教学研究会（後掲報参照）における講演記録である。

講師・梅澤ふみ子氏（恵泉女学園大学教授）は、富士講、不二道といった近世の民衆宗教における人間観や世界観、女性観などに関する思想的な論考や、恐山、富士山をはじめとする霊場の歴史の変遷とその意味についての著作など、幅広い分野において成果を発表されている（「近世末の民衆宗教 ―不二道の思想と行動―」『幕末維新論集一一 幕末維新の文化』羽賀祥二編、吉川弘文館、二〇〇二年、「霊場恐山の誕生」『環』第八号、藤原書店、二〇〇二年、「富士山における女人禁制とその終焉」『環』第一二号、藤原書店、二〇〇三年、ほか）。

講演では、日本の霊場を例に取り上げ、利益を求める人々との相互作用により、霊験・儀礼の内容に変化を来した面や、さらには禁忌や結果が実利的な面からも維持・解体されてきた歴史の実態など、人間が信心することの原初的な経験を捉え直す上に示唆深い提言を頂いた。

1. はじめに

大谷という霊地で、霊地や霊場についてお話しさせていただく機会を与えていただき、光栄に存じます。この霊地について金光和道先生、加藤実先生、鈴木一彦先生による「『霊地』という経験——本教における『聖地』論への試み——」という共同研究が『金光教学』第四一号に発表されております。これを拝読して私も非常に啓発されました。その論文で取り上げられているいろいろな場所を自分の目で見ることは、感慨深いものがあります。霊地・霊場、あるいは聖なる場所については宗教学や文化人類学で多くの論考が積み重ねられています。そのような研究を前にしますと、私がこの上に新たに意味のある議論を付け加えることができるかどうか甚だ心もとなく思われます。おそらく私にできることがあるとすれば、霊地や霊場の本質を論ずるよりも、日本の歴史上に実在した霊地・霊場、あるいは現存している霊地・霊場を具体的にとりあげ、それらがどのような特色をもっていたか、その特色はどのように形成されたか、どのように変化したかを明らかにすることではないかと思えます。そこで今日は「霊場の形成と変遷」という題でお話させていただきます。

2. 霊場とは

日本人はどのような場所を霊地、あるいは霊場だと考えてきたのか、まず見ておきたいと思えます。霊場とい

う言い方は、江戸時代以後よく使われる言い方で、それ以前は霊地・霊所・霊験所などというのが一般的でしたが、それらをまとめて扱いたいと思います。日本人はどのような場所を霊地・霊所・霊験所・霊場と見なしていたのでしょうか。日本の霊地・霊場を論じた著作や論文の中では次のように説明されています。

華園聰麿氏によれば、「聖なる出来事もしくは聖なる力の顕現にあずかれる場所。奇跡や霊験の起こる場所。霊験に対する信仰を契機として、そこへ『参る』対象」〔華園 一九九五・四―五〕。東北大学の佐藤弘夫氏によれば「生きた信仰実践の場。神仏の験力の顕現する聖なる空間。あるいは死後の世界への入り口。たくさんの方が足を運ぶ場所」〔佐藤 二〇〇三・七〕。民俗学者の桜井徳太郎氏は「日本の民俗信仰においては、世俗の人が侵してはならない神聖な領域（聖地）に山中や天上などの世界と死後の世界という二種類の他界が両方とも含まれる。ここにおいて他界観と聖地観は融合している。霊山や霊場は他界でもあり聖地でもある死後の世界を具象化したもの」〔桜井 一九八七・二一―一八〕と述べておられます。

これらに共通する霊地・霊場の特徴とは次のようにまとめられます。

- ① 聖なる力が作用して、奇跡や霊験が現れる場所。
- ② この地上にありながらも、神仏の世界や死後の世界などの他界にもつながっている場所。
- ③ 人々が参詣する場所、信仰実践の場所。

聖なる力が顕現する特別な場所と、その聖なる力がもたらす奇跡や霊験を期待して集まる人々の両方が、日本の霊地や霊場には不可欠であったと言えるでしょう。人々の信仰実践が、それまでは別に他と変わらなかったような場所を霊地に成長させるのか、それとも元々特別な霊力が働く場所があつて、そこに新しい宗教が生まれた

り寺院や神社が作られたりするの、私にはそれはわかりません。少なくとも日本の霊地や霊場の成立と存続には、聖なる力が働くことを信じてそこを訪れる人々が必要不可欠の条件でした。逆に参詣者がいなくなれば霊場は消滅し、人々の記憶からも消えてしまいました。そういう例も少なくありません。中野豊任氏の『忘れられた霊場』という本には、記録にも残らなかった場所が発掘などの調査によって実は中世の霊場だったことがわかったという例がいくつも出てきます。

では日本の歴史上にあらわれた霊地や霊場の場合、人々が期待した聖なる力とはどのようなもので、その聖なる力が参詣者を集めるのはどのような場所だったのでしょうか。霊地や霊場が日本で本格的に展開し始めたのは一一世紀以降ですが、本日はそのような中世の霊場の特色をまず取り上げます。次に近世において恐山という霊場の形成と発展についてお話しします。最後に聖なる中心からの距離によって空間を区分し特別の空間を指定する「結界」と、その中で要求される禁忌を取り上げ、結界の位置や禁忌が変化したことについてお話しします。

3. 中世の霊場

聖なる場所というはおそらく人類の歴史と同じくらい古くからあるのでしょう。しかし靈験や奇跡を求めて参詣者が集まる場所というなら、宗教者の布教活動やメディア、コミュニケーション、交通などがある程度発達していることが前提条件として必要なもので、それほど古くからあったわけではないだろうと思います。日本の場合そのような霊地が現れたのは今から約千年くらい前、一一世紀以降、平安時代後期から鎌倉時代にかけてだっ

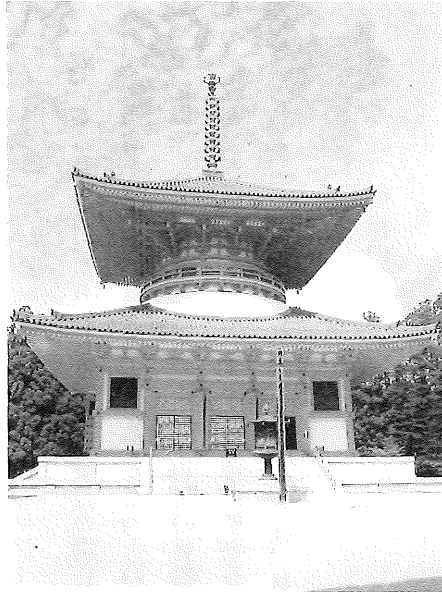


図1. 高野山の根本大塔（『高野山』〈金剛峰寺編集・発行、1998年〉所収）

たと言われています。その有名な例としては高野山、室生寺や東北地方の立石寺などがあります〔佐藤 前掲書・七、真野 一九九一・一一一五〕。霊地・霊場の原型が出来たのがこの時期だとすれば、それはどのようなものだったのか見ておかなければなりません。佐藤弘夫氏の『霊場の思想』は、中世の山岳寺院を中心とする霊場の構造を分析し、そのような霊場の登場を平安時代後半の宗教思想の発展と関連づけて論じている、すぐれた研究書です。それを参考としながら中世の霊地・霊場の構造的な特色をみていきたいと思いません。

中世の霊場の構造にはどのような特徴があったのでしょうか。奈良時代まで、あるいは平安時代の初期の時期までに作られた寺院は平地にあり、その境内の中央の最も神聖な場所には仏舍利が納められた五重塔や三重塔、及び本尊の仏像が安置されている本堂（金堂）がありました。それに対して平安時代中後期以降に作

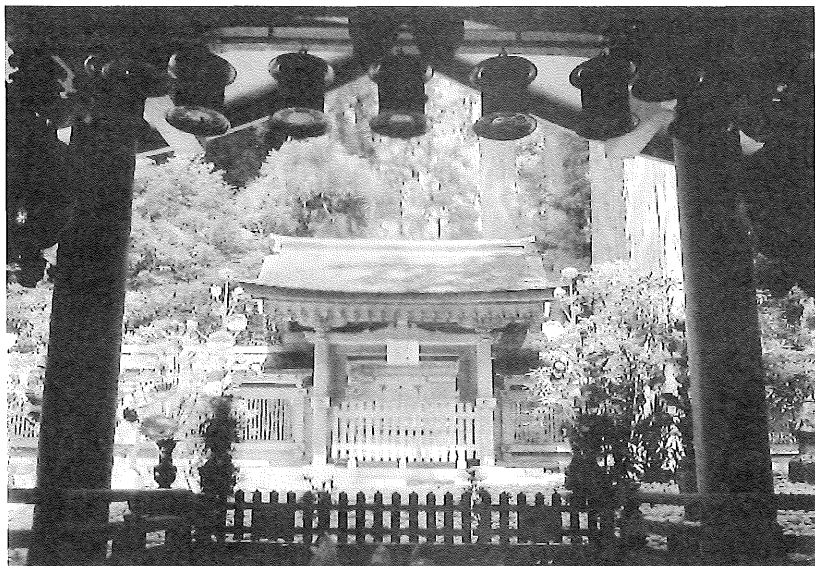


図2. 高野山の弘法大師廟（『高野山』く金剛峰寺編集・発行、1998年）所収）

られ霊場として有名になった高野山、比叡山、室生寺、東北地方の立石寺（通称山寺）などは山の中にあります。それらの山岳寺院には境内の中央にある五重塔や本堂のほか（図1）、もう一つの神聖な場所があります。それは宗派や寺院の開祖（祖師）や聖徳太子などの聖人を祀る場所、墓所である霊廟や肖像や彫刻を祀った御影堂^{みえいどう}、開山堂などです（図2）。これは寺の中央ではなく、境内の一番奥の一番高いところに設けられたので、後に奥の院とも呼ばれるようになります。つまり中世の山岳寺院の霊場では、境内の中央にあつて本尊の仏や仏舎利を祀る本堂や塔と、境内の一番奥の一番高いところにあつて祖師や聖人を祀る奥の院という二つの聖なる中心点を持っていたと言えます（図3）。高野山の奥の院には弘法大師空海、醍醐寺には初代の聖宝、室生寺には弘法大師、立石寺には慈覚大師円仁を祀る奥の院があり、共通の構造を持っています。また四天王寺や法隆寺など奈良時代に創建された寺院で

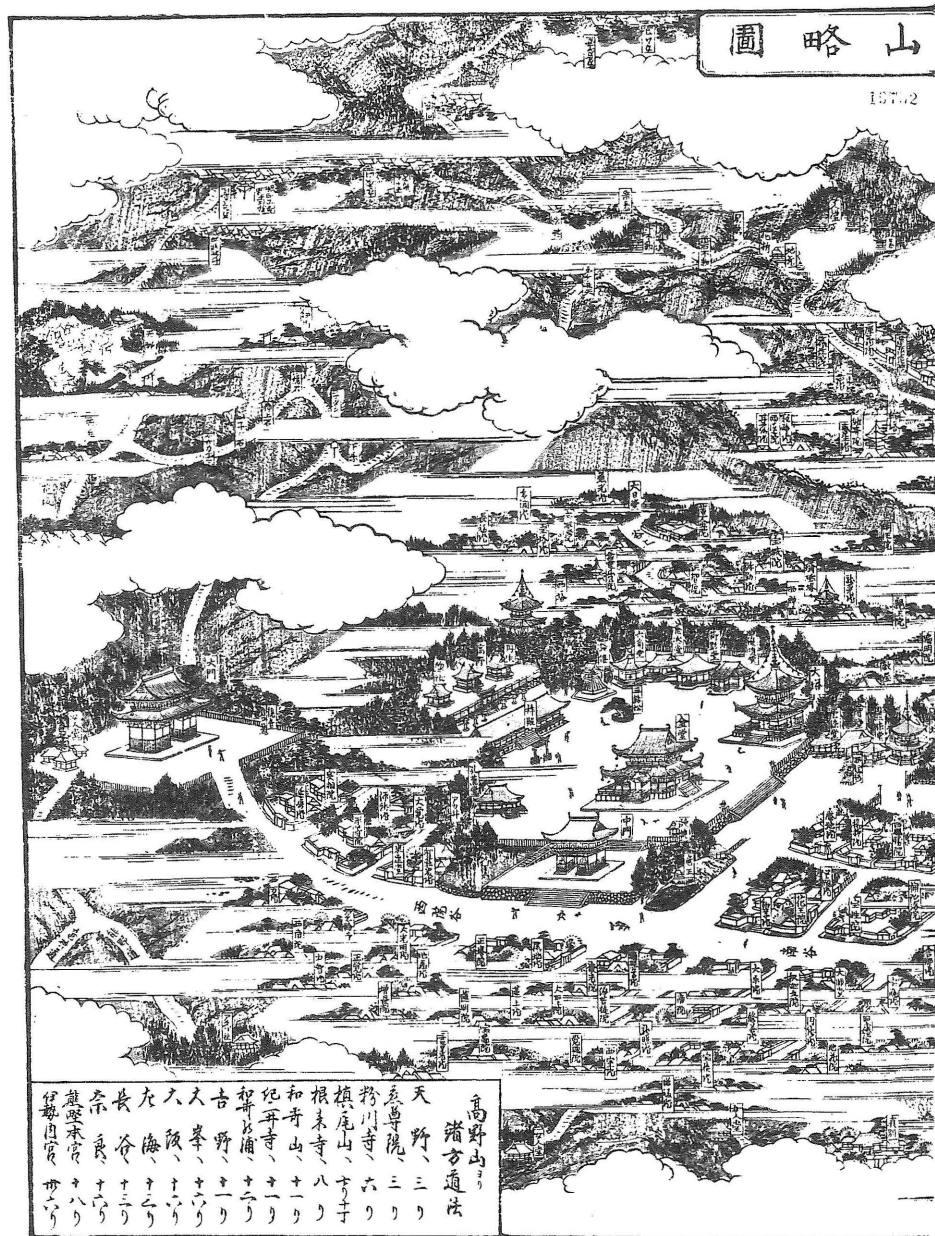


図3.「高野山略図」(高野山大学図書館所蔵 左側中央に金堂を中心とする伽藍、右上方に弘法



大師廟という二つの聖なる中心が描かれている。)

も、平安時代後半には仏教の聖人である聖徳太子を祀る精霊院が建てられ、本尊の仏に対する信仰だけでなく、聖徳太子を崇拜する信仰の中心地へと変貌しました。

このように二つの聖なる中心を持つ寺院が現れる背景として、ちょうどこの時代に聖人や祖師に対する信仰の発展がありました。寺の本尊として祀られているような阿彌陀如来や釈迦如来などは非常に尊いけれども、遠い彼岸の抽象的な存在で近づきがたく、日常生活の中での悩みや願いを訴える相手にはなりにくいのではないのでしょうか。たとえば阿彌陀如来に西方浄土への往生を祈るのは適当なことでしょう。しかし持病を癒してほしいと祈るのは、ちょっと恐れ多い感じがします。それに比べると祖師や聖人は人間世界に現れた具体的な存在だから近づきやすいので、本尊仏にかわって人々の祈りを受け止めてくれそうだと思われたのでしよう。僧侶たちは、祖師が寺の領域を見張って寺の権益が侵犯されないように守ってくれるだろうと期待しました。権益にこだわることとは「煩惱」かもしれませんから、阿彌陀や釈迦には頼みにくいことです。でも祖師ならこういう祈願を受け止めてくれるだろうと思われたのです。

ところで、この時代の人々はなぜ祖師や聖人が祈願を聞き入れる能力を持つていると考えたのでしょうか。この時代には本地垂迹説が発展しており、日本の神々は仏や菩薩がこの世にあらわれた仮の姿、垂迹であるという考え方が広まっていました。この本地垂迹説は神と仏の関係だけでなく、仏像と本物の仏の関係や、祖師や聖人のような優れた人間と仏の関係にも適用されました。つまり祖師や聖人は仏や菩薩がこの世に現れた仮の姿だという解釈が受け入れられました。たとえば弘法大師空海は大日如来の垂迹、天台宗比叡山延暦寺を開いた最澄は薬師如来の垂迹、鎌倉仏教の開祖の法然や日蓮も仏や菩薩の垂迹と考えられていました。だから祖師や聖人は

人々の祈願を受け止めることができると考えられたのではないのでしょうか。

では人々はどうのようにしたら祖師や聖人に願いが届くと考えたのでしょうか。中世の日本人は祖師や聖人の目に見えない靈魂があるというだけでは納得しなかつたようです。靈魂と肉体を分離して考えるような思想はまだ発達していなかったのかもしれない。だから中世の日本人にとっては、祖師や聖人の遺骸や遺骨、あるいは彫像などがぜひとも必要でした。遺骨や彫像があれば、その場所に祖師や聖人がいると考えたのでしょうか。境内の一番奥の高いところに遺骨や彫像が安置されていれば、参詣者は境内全体を見守る祖師や聖人のまなざしを感じることができたのかもしれませんが。だからこそ、その場所にやってくる意味があると考えたのでしょうか。あるいはその場所に納骨すれば、祖師や聖人に極楽往生を手伝ってもらえるだろうと期待したのでしょうか。このようにして人々が祈願や納骨のために訪れる霊場が出現したと、佐藤氏は論じています。

具体例として高野山の例を見てみましょう。ここは標高が八〇〇メートル以上の山の上に一つの町がすっぽり入るくらいのかかなり広い平地が広がっている、ちよつと特異な地形をした場所です。開祖の弘法大師空海はここを特別な場所と見ていました。空海は山々を八枚の蓮華の花弁にみたて、その蓮華の花弁に囲まれた盆地の中央に密教の宇宙觀を凝縮して表現しようとした。別な言い方をすれば、そこに曼荼羅世界を構築しようとした。その中央に作られたのが、根本大塔と金堂を中心にくつものお堂が立ち並ぶ伽藍です。そこは真言密教の修行の根本道場という意味で、真言宗にとって最も重要な場所とされました。しかし空海の死後、高野山にはもう一つ、性格が異なる聖域ができました。それが奥の院の靈廟です。空海は食を断つて入定し、その遺骸は形を保ったまま靈廟にあると信じられています。そこは空海が今も留まっている場所として、根本大塔や金堂と同

等、あるいはそれ以上の聖域とされています。女人禁制があつた明治以前はともかく、今では根本大塔や金堂には誰でも近寄れます。しかし奥の院の周囲は立ち入り禁止になっています。奥の院へ行く途中の橋から先はいろいろな規制があり、霊廟は少し離れた場所から遙拝することしかできません。奥の院に至るうっそうとした森の中には空海の膝元に納骨された数多くの人々の墓所があります。平安時代の古い墓もあれば、阪神淡路大震災の慰霊塔もあり、現代に至るまで墓は増え続けています。女人禁制の時代でも、遺骨になれば女性でもここに埋葬が許されたので、女性の墓もあります〔西口 一九八七・五二〕。生きている者も死んだ者も弘法大師がいるという高野山の奥の院にやつて来て、弘法大師と縁を結んだのです。

4. 近世の霊場

時代が下つて徳川時代になると霊場は数が増えました。霊場に参詣に行く人も格段に増えました。その背景には社会的安定のおかげで旅行が安全で便利になったこと、庶民の間にもある程度の時間的経済的余裕が生まれたこと、幕府や大名が湯治や参詣のためなら旅行を許可したこと、織豊政権や徳川幕府の政策により莊園などの経済的基盤を失つた有力な神社や寺院が一般信者の勧誘に力を入れたことなどの社会経済的理由があります。

近世になって新たに成立した霊場も少なくありません。これからお話する青森県下北半島にある恐山はその代表的な一例です(図4)。恐山は現在ではイタコという一種の巫女が集まつて死者の口寄せをする場所として有名です。七月二〇日から二四日の大祭には観光バスを連ねて非常に多くの参拝者が集まり、それぞれ思い思い



図4. 恐山境内（奥が地蔵堂。撮影・梅澤ふみ子）

の方法で死者の供養をしたり、イタコを通じて死んだ家族のことばを聴いたりします。この本尊は地蔵で現世でも来世でも人々を救ってくれると信じられています。ところが恐山やその周辺地域の古文書などを見ると、恐山が現在のような霊場になるまでには多くの変化があったことがわかります。近世初期の恐山は山岳信仰と関わりがあつたらしいですが、大勢の参詣者が集まる霊場ではありませんでした。ここが地藏信仰の霊場となつたのはおそらく近世の中期、一八世紀の頃です。イタコがここで死者の口寄せをするようになったのはもつと新しく、大正時代か昭和の初めだと言われています。名前も今では恐ろしい山という字を書きますが、本来は宇曾利うそりと言っていました。これはアイヌ語に由来する「入り江」という意味のことばだと言われています。この宇曾利山―恐山が変化する歴史を通じて、この霊場の発展をもたらしたものは何か、何が人々をこの霊場に引き寄せたかについて考えてみた



図5. 恐山の「無間地獄」(撮影・梅澤ふみ子)

いと思います。

恐山が参詣者を集めた要因の中には、確かに特殊な自然条件があります。恐山という名前からここを山だと思う人もいますが、実は昔の火山の噴火口で、高い山々に囲まれた窪地の中央に火口湖がある場所です。その水は強い酸性なので、ここで生きられる生物が少なく、そのため水が透き通っています。湖の周辺ではところどころでガスが噴出したり硫黄が露出したりしています。徳川時代には熱湯や熱い泥の湧き出す穴が何十箇所もありました。このような特殊な景観のために、恐山はこの世にいながらあの世の光景を見ること出来る場所として有名になりました。熱湯や泥が湧き出す穴は地獄と呼ばれました(図5)。岩山は剣の山に見立てられました。また湖とその浜辺はとても美しく、極楽に喩えられました。また火山活動のおかげでここには四箇所源泉があり、それぞれ水質のちがう温泉が今も湧いています。その温泉には眼病、胃腸病、

傷、皮膚病などの治療効果があるそうです。しかし、この近くでさえも八幡平付近の間歇泉のように、恐山よりもっと迫力がある光景が見られる場所はありませんし、東北地方にはよく効く温泉もたくさんあります。だから恐山が霊場になったのは、自然条件だけではなかったのだらうと思います。

ここにはどのような宗教的前提があったのでしょうか。恐山を宗教的な場所として開発したのは慈覚大師円仁だという伝説が、古くからあります。円仁は平安時代初期の天台宗の僧侶で、中国で仏教を学び、最後には天台座主になった人物です。東国を廻って歩いた経歴があるためか、東北地方の霊地・霊場にはこの円仁が開いたという伝承を持つところが多いです。恐山もその一つです。しかし史料から見られる限りでは天台宗との関係はなく、下北の中心にある田名部たなぶの町の円通寺という曹洞宗寺院が一貫してここを管理してきました。江戸時代初期の恐山は釜臥山の神を祀る場所でした。釜臥山というのは下北半島最高峰の山です。太平洋側からも陸奥湾側からもよく見ることができ航海の目当てにも使われた山で、地元住民の信仰の的でした。その山の神を仏教寺院が祀るとするのは現代では奇妙に聞こえますが、神仏習合の時代には当たり前のことでした。円通寺の本尊の釈迦如来と釜臥山の神は本地垂迹の關係にあり、姿は異なっても本質は同じだという説明がされていました。もう一つ注目されるのは、恐山は近世初期の一七世紀から既に死者供養の場となっていたことです。これは文書や記録には現れませんが、境内にこのころの古い供養塔が一〇基以上残っていることからわかります。現在でも下北半島には「死んだら恐山に行く」という信仰があり、一周忌か三周忌に死者の歯骨を納める風習があります。地元の人々は恐山の地藏堂の裏山に死者が集まると言っており、そこに行くとか何か特別なものを感じると言います。そのような死者が恐山に行くという信仰は江戸時代初期から始まっていたのかもしれませんが。しかし一八世紀までそれら

はまだ互いに関連付けられない、バラバラの要素でした。

これらは、一八世紀に地藏をキーワードとして統合されていきました。地藏は天上界、人間界、阿修羅、餓鬼、畜生、地獄という六道のどこにでも現れて苦しむ者を救う菩薩であるため、さまざまな祈願をかける対象として日本では特に人気のある菩薩です。特に江戸時代に人気が高まったようです。今あちこちにある地藏尊像の中にはこの時期に作られたものが多いように思います。江戸時代に地藏信仰は二つの方向で発展しました。一つは、死んだ子どもたちがこの世とあの世の境目にある賽の河原に集まり、その子供たちを地藏が親代わりとなって保護するという信仰です。もう一つは地藏が現世利益をもたらすという信仰です。一七、一八世紀には地藏の現世利益を強調した『延命地藏経』が広まり、この世で危機から救ってくれる延命地藏への信仰が盛んになりました〔楠 一九八四：二一六一―二二〇〕。それに対応するように、一八世紀に恐山では地藏信仰が発展しました。恐山で崇拜されたのは円仁自身が彫刻したという延命地藏の木像でした。この地藏尊像は古い記録には見られませんが、一八世紀中ごろの寺の宝物帳には載っています。たぶん一八世紀になってから祀られるようになったものだろうと思います。参詣者の地藏信仰に応じて、管理者の円通寺がこの地藏尊像を恐山の奥の院にあたる地藏堂に祀ったのではないかと思えます。地藏をキーワードとして恐山信仰のいろいろな要素が関係づけられるようになりました。あの世を連想させる光景は、比喩ではなく地藏が死者を救済するあの世そのものであると考えられ、温泉は人々の病気を癒すという延命地藏の現世利益の顕現と見なされました。

霊場の成立には霊験が不可欠ですが、恐山にはどのような霊験の伝承が蓄積されたのでしょうか。温泉の治療効果ははっきり確認できます。これが地藏信仰と結びつけば、地藏の霊験で病気が治ったことになります。しか

し恐山の延命地藏の靈驗はそれだけではありませんでした。地藏堂に祀られた延命地藏は単なる彫刻ではなく、夜人々が寝静まった後でお堂を抜け出し、恐山境内の地獄をめぐり、そこで苦しんでいる罪人の身代わりになりたりして死者を救済すると信じられていました。そのような不思議な行動を証明する証拠や証人もあるとされてきました。たとえば、延命地藏の木像には僧侶のような衣が着せてありますが、この衣の袖がいつのまにか破れるのは亡者がすりつくだためだとされました。また、延命地藏の木像が持っている錫杖は、朝早く調べると先端が地獄の熱で熱くなっているとも言われていました。恐山に泊まっている湯治客や参詣人の中には、夜中に地藏の錫杖が鳴る音を聞いたという人もいました。つまり恐山の延命地藏は、生きて動く肉体をもった救済者と見なされていたのです。

一九世紀初期、円通寺は靈驗を「奥州南部宇曾利山釜臥山菩提寺地藏大士略縁起」という縁起として印刷して配りました。その中には先に述べた靈驗が描かれていましたが、それだけでなく、円仁による恐山の発見そのものが地藏の靈驗として描かれていました。この縁起によれば、円仁は中国で仏教修行しているときに夢を見たそうです。夢に僧侶の姿をした人が現れ、日本に帰ったら都から東の方角に三〇日あまり旅をして行き、そこにある霊山と温泉を見つけ、そこで地藏の像を作るようにというお告げを残しました。目が覚めた円仁はそれが地藏だったことを悟ります。帰国後円仁はお告げに従って苦労した末に恐山を発見し、そこで夢に現れた地藏の姿を彫刻したそうです。それが恐山に祀られている延命地藏の木像だということです。ここでは単に円仁が恐山を発見して、そこに地藏尊像を作っておいたのではなく、地藏が円仁の力を借りて自らの姿を恐山という特定の場所に現したということになっています。つまり円仁という祖師への崇拜は、地藏の靈驗に対する信仰の中に吸収され

ていたのです。

一九世紀になると恐山の延命地藏の新たな現世利益が有名になり、全国から寄進が集まるようになりました。それは海上安全というご利益です。『延命地藏経』や、その注釈書（延命地藏経鈔）には病氣治しなどのいろいろなご利益が書いてありますが、海上安全もその一つでした。そこには「人が海に落ちたり船が沈みそうになったりしたとき、延命地藏は大地となつて救う」ということが書かれていました。

なぜ延命地藏の数多くのご利益の中で海難事故の救済が特に有名になつたのでしょうか。地元の漁民にとつて海難事故は大きな問題でしたから、延命地藏に安全を祈つたのは当然だつたと思われれます。たとえば地元民の間では最近まで、恐山でもらつたロウソクを燈すとシケがおさまると信じられていました。しかし地元民が信仰しただけなら、恐山は海上安全を祈願する場所として全国的に有名にはならなかつたはずです。実は一九世紀になると海運業者や海路で交易する商人たちが恐山の延命地藏に海上安全を祈願するようになったのです。この時代の海運にとつて下北半島は、日本海沿岸の航路と太平洋沿岸の航路が本州の北端で結びつく重要な場所でした。また一八世紀末から一九世紀にかけて北海道や千島や樺太を結ぶ航路が開拓され、塩鮭や昆布やニシンなどが京阪神地方などに大量に運ばれるような時代になると、下北半島は多くの航路の結節点として海上交通のターミナルのような場所になりました。この航路を行き来する海運業者は厳しい競争をしており、そのため危険を冒して航海する事が多かつたので、神仏の加護を求めました。恐山境内に並んでいる数多くの石灯籠の大部分は一八四〇年代に恐山の開山千年を記念して奉納されたものですが、そこに彫つてある奉納者の名前や居住地をみると、大阪、瀬戸内海地方、日本海岸などの商業や海運業の拠点に奉納者が多かつたことがわかります。このように恐

山の延命地藏信仰は時代の変化に応じて、いろいろな人々の祈願をくみ上げる形で発展しました。

近代になり沿岸航路による海上交通がさびれると、下北半島は再び辺境となりました。参詣が不便な恐山の霊場はさびれる可能性があったのではないかと思います。大正ごろの境内絵図には避暑地として好適だという宣伝が書いてありますが、こういう宣伝をしたところを見ると当時は霊場として維持するのが困難だったのかもしれない。しかし二〇世紀後半から今に至るまでにはあきらかに死者供養の霊場として特化し成長を続けています。地元民の間には、昔ながらに温泉に入り、死者の供養をして、豊作や海上安全などの現世利益も祈る人が多くいます。民俗調査によれば恐山でもらったロウソクや草鞋には、シケを鎮めたり、田畑の害虫を防いだりする現世利益があると信じられています。しかし、遠方から来る参詣者の目的は死者の供養に集中しています。死者の供養のやり方には次々に新しい要素が出現しています。イタコの口寄せは先に申し上げましたが、二〇世紀後半から終わりごろにかけて水子供養、未婚の死者のための花嫁人形供養が始まり、二〇〇一年から灯籠流しも始められました。そのような新しい儀礼はここを管理する寺の教義や儀礼とは関係なく、大概は参詣者の主導によって始まり、寺がそれを受け入れるという形で定着しているようです。その儀礼が一度定着すると、それが恐山での死者供養のやり方と考えられるようになり、それが新たな参詣者を引きよせているようです。

5. 結界と禁忌

霊地・霊場は聖なる中心があるところなので、そこでは聖なる中心との距離が特別に意識されます。霊的な力

の働き方がその距離に応じて異なると考えられるので、信者や参詣者の行動もそれに依じて変わるべきだということになるのでしょう。その特別な領域を空間的に指定したのが結果です。結果の外側は人間の日常生活が行われる空間で、結果の内側はそれとは質的に異なる空間だと考えられます。だからそこでは日常的な行動が制限されます。つまり禁忌が設定されます。

結果と禁忌の意味づけにはいろいろあります。仏教寺院の場合、教団の秩序維持と戒律保持のために結果を設定しています。たとえば比叡山の場合には内地淨刹結果、僧侶が籠山する場合の結果、寺の領主権の範囲を示す結果というレベルの異なる三重の結果があつたようです〔古事類苑 宗教部三、四五―四六〕。内地淨刹結果は魔性などの立ち入りを防ぐ宗教的な力で守られた目に見えない結果だろうと思いますが、私は詳しくありません。僧侶が籠山する場合の結果というのは、ここに籠もつて修行する僧侶の戒律保持のために、牛馬と女性の立ち入りを禁ずる場所です。牛馬と女性を一緒に扱うというのは、女性にとつては気になりますが、これは僧侶が牛馬を飼つたり女性と暮らしたりすることを禁ずるといふ意味のようです。寺の領主権の範囲を示す結果というのは、中世の寺院は大きな土地を支配する領主でもあつたので、武士や地元の有力者がその領地を侵害して材木伐採や狩猟や漁労をしないように禁止するという結果です〔西口 前掲書：一二二―一二九〕。

またこれとは別の意味を持つ民俗信仰の結果があります。山などの特定の地点から先とか、特定の島などには通常の間人世界とは異なる世界があると考えて、結果を設けるというものです。例えば対馬の天道山では男女を問わず入山禁止です。高野山奥の院付近における大声や鳴り物の禁止というのも、仏教の禁忌というより、むしろ民間信仰の禁忌のように見えます〔鈴木 一九九四：三二―三三〕。

このような場所が霊地・霊場として有名になって多数の参詣者が訪れるようになると、禁忌や結界に変化が起ることもありました。富士山の吉田口における禁忌を例にとつてこの問題を見てみたいと思います。

富士山は元来人間世界とは異なる世界と考えられ、それゆえに神霊と交流することを目指す修行者はあえてここを修行の場としました。ここは清浄であるべき場所ですが、その浄・不浄の感覚は日常の場とは異なっていたようです。たとえば富士山八合目から上で人が死んだ場合は死体を動かしてはならないという禁忌がありました。埋葬するために麓に下ろしたりすれば山が荒れ狂い、死者の故郷でも異変があると信じられていたそうです〔青柳 二〇〇二：二〇三〕。一般的な感覚からすれば聖地に死体があつてはならないと考えるのが普通ですが、逆に死体を片付けることを禁じている点で、ここには一般社会における浄・不浄の区別が通用しなかつたことがわかります。

しかし室町時代後期から一般の信者も登山するようになると、登山口と登山道を管理する職業的な宗教者たちは神社の物忌み規定などを参考として、登山者が守るべき禁忌を定めるようになりました〔富士山物忌並内証之覚〕『富士吉田市史 史料編第五卷 近世三』、八〇九―八一二。家族や親族に不幸があつた場合や家族内に出産があつた場合、鹿・猪などの動物や鳥類あるいは葱や蒜を食べた場合は、一定期間入山できませんでした。入山前には百日水垢離をし、七日間家族とは別の清浄な火で煮炊きした食事をつと、女性に近づいてはいけないとされました。女性の夢をみてもいけなかつたそうで、夢をみたら水垢離を千回しなければなりませんでした。女性は立ち入り禁止でした。とはいえ、実際には江戸時代前半には女性の参詣旅行そのものが非常に少なく、またその頃は男性でも登山しないで麓から拝む人もいたので、この女人禁制は江戸時代中ごろまであまり大きな問

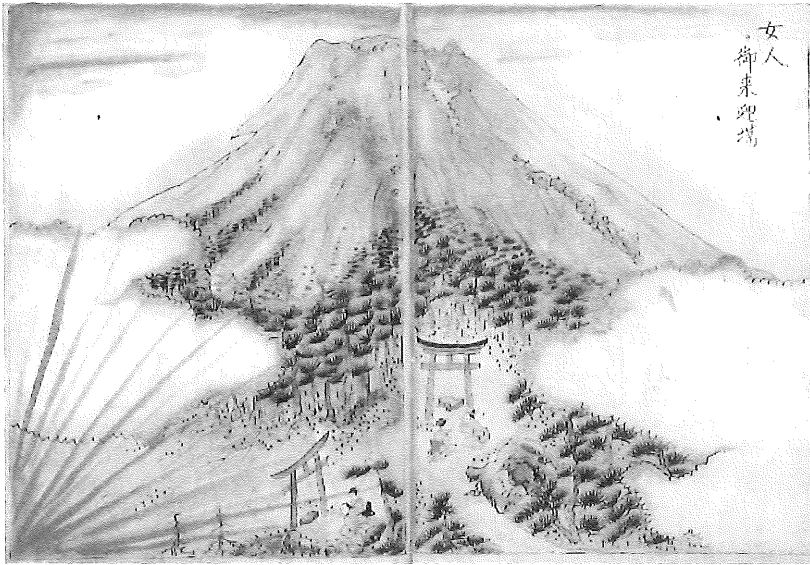
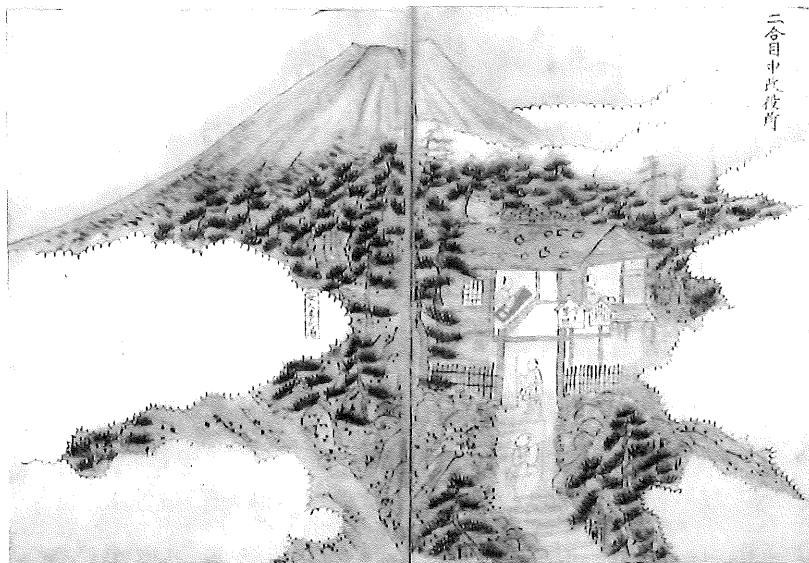


図6. 富士山の「女人御来迎場」図(富士吉田市歴史民俗博物館、企画展図録『富士山明細図』<富士吉田市歴史民俗博物館編、富士吉田市教育委員会発行、1997年>所収)

題とはなりませんでした。

江戸時代後期に富士山が日本を代表する霊地のひとつになり、庶民の間にも富士参詣が流行すると、参詣者にさまざまな禁忌を守らせることがむずかしくなりました。富士山登山口で参詣者を受け入れる神主・御師などの宗教者やその地域の住民にとって、参詣者の数が増えることは富士信仰の普及にも結びつくし、地元経済の発展にも結びついていました。そのために禁忌はしだいに緩和されました。たとえば水垢離は江戸時代中ごろには七日間に短縮され、江戸時代末期には特別に信心深い人は別として登山前日に一度だけやるというのが普通になりました。前に述べた山頂付近で登山者が死んだ場合にも、葬式くらい出さないと気の毒だという一般社会の感覚が優先するようになり、山から下ろすことが多くなりました。

このように他の禁忌が緩められると、女人禁制だけが特別に目立つようになりました。他の禁忌とは異なる



二合目申改役所

図7. 富士山の「二合目中改役所」図(富士吉田市歴史民俗博物館、企画展図録『富士山明細図』<富士吉田市歴史民俗博物館編、富士吉田市教育委員会発行、1997年>所収)

り、女人禁制はなし崩しに緩和されることはありませんでした(図6、図7)。一八世紀後半から女性の参詣者が増えてくると、彼女たちの登山をどこで留めるかが大きな問題となりました。地元の農村山村では女人禁制厳守を主張しました。もしも女性の登山が山の神を怒らせたら、天気が荒れて作物が不作になると考えたからです。しかし女性の登山を完全に禁止すれば、女性だけでなく家族連れや地域ぐるみの団体で来る参詣者が減ることになり、登山口にとっては損失となります。またせっかく登山口まで旅をして来た女性を追い返すのは気の毒だということもあったのでしょう。そこで女性参詣者の希望と女人禁制の原則の妥協を図りました。つまり、二合目から三合目にかけての地域までは女性も登山してよいという解釈がなされました。地元民もそのあたりまでは山仕事で立ち入る場所なので、女性が立ち入ってもかまわないと考えたのでしょう。これは一八世紀後半に出来た規則でしたが、いつ

の間にか昔からのしきたりと考えられるようになりました。

しかし二合目あたりまで登山できるようになっても、女性の参詣者は満足しませんでした。とりわけ一八世紀から一九世紀にかけて勢力を伸ばした富士講や不二道の教えは、女性を不浄として聖地から遠ざけるのは間違いだとして批判していました。その教えを支えとして、富士講や不二道の女性信者たちの中には確信と使命感をもって三合目以上に登ろうとする者がいました。たとえば一八三二年の秋には不二道の女性信者がひそかに頂上まで登っています。このような女人禁制の侵犯は当然地元民の非難的になりました。

地元民と参詣者との板ばさみになった職業的な宗教者の御師は、六〇年に一度めぐってくる富士山の祭礼の年（庚申の年）には例外として女人禁制を緩めるといふ別の方策を考え出しました。それは新しい方策でしたが、御師たちは昔からの習慣だと主張しました。一八〇〇年には女性も四合目半まで登山できると宣伝したのですが、このときには運悪く長雨が続き、これを山の神の怒りだと解釈した地元民の抵抗にあつて取り下げることになりました。しかし一八六〇年には幕府の寺社奉行という政治的権威からあらかじめ許可をとり、それを根拠として女性を無条件に登らせました。このときには吉田登山口以外の登山口でも同調し、女人禁制を緩めました。この時代になると、六〇年に一度めぐってくる庚申の年に女人禁制を緩めるのは古来のしきたりと一般に信じられるようになっていました。この例に見られるように聖域とそれに伴う禁忌は、決して固定されたものではなく、古来の習慣といつても実は時代の状況に応じて変化してきたことがわかります。

ところで女性が登った結果、富士山は聖域ではなくなったのでしょうか。確かに女人禁制が崩れる時代には、観光目的の登山者が増えています。しかしそれは女性が登山した結果ではないと思います。さまざまな禁忌を緩

め、観光目的の者も含めて大勢の参詣者を集めるといふプロセスは以前から進行していました。つまり富士山では日常とは異質な聖域という性格が少しずつ薄まっていたのです。最後まで残った禁忌が女人禁制で、それが緩められたとき、あたかもそれをきっかけに富士登山の俗化が始まったように見えたのではないかと思います。現在の富士登山者の中には信仰のために登る人はごくわずかしはいなくなりました。実際に登れば、人とゴミの多さに驚くとさえ言われます。しかしそれでも富士山はまだ特別な感動を与える力を持っているようです。それが霊地という場所の力なのかもしれないと思いますが、その答えはまだわかりません。

6. おわりに

これまでいくつかの具体例に即して、日本の霊場の変化や発展についてお話してきました。ここで明らかにしたかったのは、霊地・霊場をめぐる参詣者と専門的宗教者の相互作用です。一方では霊験を期待して人々があつる宗教的意味を帯びた場所に集まってくることで、他方ではその場所を管理運営する専門的宗教者の側が人々の期待を汲み上げてそれに対応するという、その相互作用が霊場を形成し発展させてきたのだと思います。

もう一つ明らかにしたかったのは、同じ霊地でも時代によって霊験の内容が変化したり、聖域の範囲や禁忌が変化したりするということです。信者や参詣者の社会経済的立場や霊験や霊力についての宗教的観念は変化するものですし、信者・参詣者と専門的宗教者の関係もいつも同じとは限りません。霊地・霊場として長く存続してきたところというのは、そのような変化に柔軟に対応してきた場所ではないでしょうか。

ところで、きのう木綿崎山に参拝し、教祖様の奥城を拝見したところ、不思議なことに本日お話した古くからの霊地の特徴と合致する部分がありました。他方、先ほどの竹部先生の基調講演（後掲）からは、伝統を超える非常に革新的なものが、教祖様の信仰の中にあると感じられました。恐らく金光教の歴史は、古いパターンを受け継ぎながらも、それを超えていくものを持っているのではないかと思えます。

以上をもちまして、私の話を終わりたいと思います。熱心にお聞きくださいまして、どうもありがとうございます。

参考文献

- 青柳周一『富嶽旅百景——観光地域史の試み』角川書店、二〇〇二年。
- 『富士吉田市史 史料編 第五卷 近世Ⅲ』富士吉田市史編さん委員会、一九九七年。
- 華園聰麿『日本における霊地と霊場——「まいり」の現象学の視点から』『岩波講座 日本文学と仏教 第七卷 霊地』岩波書店、一九九五年。
- 金光和道、加藤実、鈴木一彦『「霊地」という経験——本教における「聖地」論への試み』、『金光教学』第四一号、二〇〇一年。
- 楠正弘『庶民信仰の世界——恐山信仰とオシラサン信仰』未来社、一九八四年。
- 真野俊和『日本遊行宗教論』吉川弘文館、一九九一年。
- 中野豊任『忘れられた霊場——中世心性史の試み』平凡社、一九八八年。
- 西口順子『女の力——古代の女性と仏教』平凡社、一九八七年。

桜井徳太郎「聖地と他界観」『仏教民俗学大系三 聖地と他界観』名著出版、一九八七年。

佐藤弘夫『霊場の思想』吉川弘文館、二〇〇三年。

鈴木正崇「女人禁制の宗教論——山岳信仰と性」『日本の美学』第二二号、ベリかん社、一九九四年。

『古事類苑 宗教部三 吉川弘文館、一九七七年。

質疑応答

Q 講演の始めに、霊地、霊場の特徴として他界観と聖地観が融合しているとお話を頂きましたが、そこには日本人のどのような信仰感情が関係しているのでしょうか。できれば具体的な例もまじえながら、もう少し詳しく教えて下さい。

A 他界観と聖地観が融合しているというのは、特に民俗学の研究者からの指摘です。日本の民俗には神仏の世界がこの地上から隔絶した世界にあるのではなくて、山の上とか海のかなたにあるという考え方があります。また人が死んだらやはり山や海のかなたに行くという考え方があるので、結局神仏の世界も死者の世界も地上と隔絶はしていません。もつとも同じ平面上にあるにしても、こちらから簡単に行けないところですが。このような他界観があるため、民俗学では聖地と死者の世界が融合

していると言うのだと思います。

また私が研究している創唱宗教（富士信仰）後に実行教や扶桑教となる）の場合では、食行身祿みろくという人物の入定した場所が特別な意味を持っています。徳川時代の富士信仰に大きな影響を与えた食行身祿は、富士山の七合目で断食を続けて入定しましたが、彼は死んだのではなくそこで行を続け、我々の世界を見下ろしていると考えられております。頂上は古来よりもちろん聖地ですが、身祿が入定した場所（七合目）もまた信者達にとって信仰上の特別な意味を持つことになったわけです。

Q 霊地や霊場は、それぞれの宗教の死生観に関わる重要な問題を含んでいると考えられます。たとえば金光教の教祖は「死んだら土になるのみ」というように、死後のことを説くよりもむしろ現世での生を重視しているように思いますが、仏教では地

獄や極楽といった死後の世界についての信仰が大きなウェイトを占めているように感じます。各宗教の霊地や霊場は、その宗教の死生観と関連する何らかの特徴を持っているのでしょうか。

A まず、仏教の世界観ではあらゆるものは六道を輪廻するというのが原則だと私は思いますが、日本では普通の仏教の信者は必ずしもそのように意識していないのではないかと感じています。お寺で葬儀をする人々の死生観も、意外に神道系の人と大差がないとも思えます。たとえば仏教の教説によれば、亡くなった人は四十九日たてば何かに転生しているはずですが、実際にそのように考える人は非常に少ないようです。死者の行く末については、お仏壇の中にいる、山にあるお墓からこちらを見ている、あるいは遠く一〇万億土の彼方に行つたが、思い出した時にはこちらに戻ってくるというように、日本にいるほとんどの仏教信者が抱く感覚は、決して仏教の教説どおりでないという気がします。しかも、あまり整合性がありません。そういう意味では、むしろ新しく出来た金光教や黒住教の死生観は、ずっと合理的に思われます。それでも日本の霊地や霊場の基盤となる死生観には、宗教ごとの差異よりも共通点が多く見られるような気がします。

Q 本日の講演は、主に参拝する側からわき起こる願望や、社会

的背景の変化によつて霊場が維持されたり、変化衰退する側面からのお話でした。それに対し、たとえば高野山の仏教者など、本山、寺院側、霊場を管理・運営する側からの自己主張(教義的)はどう関与していたのでしょうか。消極的な参与者に過ぎないとは言えない面もあると思われませんが。

A 消極的な参与者ではないと思います。もちろん高野山もそうですし、私が調べた恐山もそうですが、寺院の側が何もしなかつたら霊場は霊場として育つていかないと思います。ただし、そのときの最初の一步をどちらが踏み出すのか、参拝者達が期待するのか、それとも寺が祖師信仰に向けて誘導するのか、いろいろな場合があると思います。もしかすると、寺が誘導した場合があり、それを真似てほかの霊場では参詣者が同じようなことを期待し、それに応えて寺が動くというような相互作用があるのではないかと思っています。

たとえば高野山には弘法大師の遺骨を納めた大師信仰が成立していますが、弘法大師自身は死んだ後に祀られると予測していなかったと思います。しかしその死から数十年後に弘法大師の肉体が残っていると証言したお坊さん(観賢という僧侶)が現れ、これ以降弘法大師が生きているという信仰が広がります。また醍醐寺の開山が祀られる時にも同じ人物が関与しています。平安時代中期、聖人信仰を定着させるために、この人物が生きている聖人というイメージを作ったのではないかと考

えられます。いったんこのイメージが出来上がるとそれが広がっていききました。佐藤弘夫氏の研究によれば、立石寺という福島のお寺の場合には、慈覚大師円仁をモデルにしたと思しき頭のない遺骨とが祀られています。この寺にはもともと頭のない遺骨があったのですが、頭をそろえておかなければならないということで、木像をつくったようです。頭部が作られた時代が平安後期ですので、高野山や醍醐寺の先例をモデルにしたのかもしれませんが、としますと、いったん奥の院に祖師がいるというパターンができたなら、参詣者が他の霊場に対しても同じことを期待したのではないかと考えられるわけです。そのような寺院側と参詣者の期待の相互作用があるという気がします。恐山もそうで、参詣者の期待に応じて寺が霊場の条件を整えていく。わずかな証拠しかありませんが、そのように考えています。

Q 女性と霊場との関わりについてお聞きします。たとえば女性の富士山への登山は、幕末に外国人の女性が女人禁制に異を唱えたことがきっかけで解禁されたと聞いたことがあります。女人禁制にまつわるどのような歴史の実態があったのでしょうか。

A まず、日本の女性で最初に富士山に登った方は富士信仰の女性で、一八三二年にこつそりと登りました。また一八六〇年に

は、特別なお祭の年（庚申の年）ということ、その一年間だけは女性も登れました。それでは、祭りに関係なく、白昼堂々と登った最初の女性は誰かと申しますと、これはイギリス公使パークスの夫人です。イギリス公使一行は、外交官特権で国内旅行を要求しました。政治的緊張関係にあり、幕府は反対できません。幕府は日光や伊勢神宮など徳川家や天皇家に縁のある霊地には絶対に行ってはいけないとしました。しかし富士山は、民間信仰である富士信仰の霊地で、徳川家や天皇家とは縁がありませんので、幕府はこれならかまわないと思いました。それでパークス一行は、幕府から護衛の武士三〇人と荷物持ち六〇人くらいの、総勢一〇〇人というものすごく大規模な一行で富士山に登ります。ただし、このことは女人禁制に異を唱えたというよりも、イギリス側とすれば単に外交官特権の行使に過ぎません。富士山の女人禁制はイギリス人にはどうでもよく、無視して登ったということです。幕府の方は、富士山が女人禁制だということはわかっているけれども、直接幕府に関わることでなく、民間信仰のタブーだからかまわないと思いました。では日本の一般人は、パークス夫人の富士登山にあたってどのような反応を示したのでしょうか。実は誰も反対していません。富士山の御師や神主などの宗教者も反対していません。これは幕府公認の登山だから諦めたのか、それとも外国人の女性には女人禁制には関係しないのか（つまり男性、女性、外国人

という三つのカテゴリーがあつて、外国人の女性は日本の女性とは別扱いにされたのか、はつきりしません。ちなみに羽黒修験の女人禁制が開放されたのは一九九〇年ですが、羽黒修験の研究をしたカーメン・ブラッカーというイギリスの女性は、それよりずっと前の七〇年代にこれを調査して論文を書いています。それから今でも女人禁制の大峰修験の研究をしたアンヌ・マリー・ブッシイというフランスの女性もいます。つまり外国人の女性に対しては、女人禁制が厳しく適用されないということがあるのかもしれませんが。これらを考えるとパークス夫人も外国人なので登山できたのかもしれませんが。それでもパークス夫人の登山の後富士山を管理する宗教者の中から、この際女人禁制を撤廃しようという動きが出て来ます。つまり外国人の女性が幕府公認のもとに登ったのだから、日本女性も認めて欲しいという要求がその後に出て来ます。この意味では、パークス夫人は、日本女性にとつて良いことをしたのかも知れません。

「遭遇としての解釈」

— 教学研究の展開を求めて —

所長 竹部 弘

はじめに

昨年の設立五〇周年記念式典で、佐藤光俊前所長により、教学研究の今日までの歩みが振り返られ、本教の信心にとつての教学の意義、基本的性格や、機関としての教学研究所の在り方について、意義を確認する講演が行われた。今後、その基本的性格にはなんら変わるところはなく、それらについて繰り返すことは無用と思う。むしろ、現在、教学研究の中に萌し始めている動きにも触れつつ、研究の課題性、可能性について今後の展開に願われる点を述べたい。

「遭遇としての解釈」という題を掲げたが、教学が対象とするのは、人々が難儀からの助かりを求め信心を求める中で、教祖に出会い、神に出会い、信心の世界・道に出会っていった経験ととの記録であり、信心における遭遇の出来事である。それと共に、教学研究が進められれば、教祖や本教の歴史における信心の出来事と、現代の教学研究者との遭遇というものもあり、それは、研

究者自らも巻き込まれた解釈であることを免れない。その意味での「遭遇としての解釈」を掲げるとすれば、元々教学とはそういうものだという指摘もあるだろうし、それは事実そうであると思われる。にも拘わらず掲げるのは、次のような思いに発する。

それは、信心に関して、説明的な理解、説明的言葉をもってよしとする了解が、先行しがちであり、時にはそれに終始するという状況があるのではないかということである。そうした状況に対して一步踏み込む教学の在り方を求めるといふ意味を含めていく。このような思いに立ち、今日の信仰課題と教学について述べていく。

一 今日の信仰課題と教学

周知の通り、昭和五八年、教祖一〇〇年祭時に教典が刊行され、教祖一一〇年祭時にいわゆる布教教義書と呼ばれる『神と人 共に生きる — 金光教 教義の概要 —』（金光教本部教庁、平成五年）が、また一昨年の教祖一二〇年祭時に教祖伝『金光大神』が刊行された。このような現在の教学的環境と、そこでの課題を考えた。

1 教祖像と教義の問題

戦後の本教において、「氏子あつての神、神あつての氏子、あ

いよかけよで立ち行く」ことは、一貫して信仰の中心的な課題とも目標とも見なされてきた。その一方で、「取次」「実意丁寧神信心」等、かつて教祖像としても教義概念としても、信仰実践の指標としても重要な位置を占めていたものが、意味の変化を求したり、相対化されてきている。

例えば「取次」については、布教教義書では、「金光大神の示した信心の一切にかかわるものが、天地金乃神を人間に取次いだ」(二七〇頁) 中身であるとの立場から、「結界取次」と、より広義の「取次」の概念が定義された(二六二頁)。また「実意丁寧神信心」は、昭和五〇年前後、幕末維新期の民衆一般の当為としての価値に含まれるとの教外からの指摘や、教祖前半生に当てはまる倫理的態度であるとの教内の見解を受け、教祖の信仰における独自にして至高の位置から相対化されて、今日に至っている。

先程申したように変わらぬものは「氏子あつての神、神あつての氏子」の関係であるとはいえ、そこには実践契機として様々な要因と結び得る関係があり、この実践契機をどこに求めるかという点で、信仰像も多分に異なったものとなるであろう。具体的に、かつては「氏子あつての神、神あつての氏子」の関係は「実意丁寧神信心」によってのみ成り立つとされた(「概説金光教」金光教本部教庁、昭和四七年、二二六頁)が、これに代わって近年では、神から人間に与えられた「分け御霊」の発動であるとの捉え方がなされている(前掲「神と人 共に生きる」—金光教教義の概要—)一一八—一一九頁。

また、かつて教祖像の中核であった「実意丁寧神信心」が相対化され、それに代わる教祖像の中心がはっきりしていない。「差し向けられた救済者生神金光大神」は、教祖像としては、神と人の間における位置・役割・使命を表現するものであり、信仰内実を表現するものではない。このように、教祖像と教義概念との全体的な関連性が不分明となり、さながら様々な教義概念の離合集散的な組み合わせがなされているとさえ思われる。信心による助かりについて、説明の言葉はいくつも用意されているが、それらが実態として生き生きとした像を結ばないという問題があるのではないかと思われる。しかし、そのような状況であるとして、それは問題状況であると共に、そこから探究を始めよと呼びかけられてもいるのであつて、そこに教学研究が進められる上での、容易ならぬ課題と深い励ましをも感じる。

そうした、信心の具体性という問題を、触れる・感じるという面から考えていくことにするが、その前に、教祖を初めとする信心の出来事に向かう我々の態度を反省的に顧みておく。

2 「教祖を頂く」ということ

本書が、わが教主の、あつきいのりのたまものであることは、もうすもかしこきことである。教内各位の援助と、参与諸氏の助言と、所員一同の努力とによって、いまや、ようやくにして、世にできることになった。まことに感

激にたえぬとともに、身の不徳と非力とを、いまさらに痛感して、ただ、おわびあるのみである。

これは、昭和二八年刊行の教祖伝記『金光大神』に寄せられた、奉修所長和泉乙三師による「まえがき」の、末尾に近い一節である。普通に読み過ぐせば、それで済む挨拶の言葉だが、ある時、この文章を読み返して、いわく言い難い感銘を覚えた。ここには、「もうすもかしこきこと」を申さずにいられない和泉師の胸中が窺えると思われたからである。「あつきのりのたまものである」とは、できるはずのないことができたということであり、しかしまた感謝と共に同時に「おわびあるのみ」という思いの吐露がある。和泉師にとつての教祖伝が、熱烈に求めながらも、仰ぎ見ながらのお手の届き難いものへの、畏敬と緊張を持った取り組みであったことの、心底からの、あるいは腹の底からの思いが窺える言葉である。

和泉師の言葉に感銘を受けたのは、その慎みや手の届き難さへの畏敬という点で、対比的に今日の我々の教祖に向かう態度が、照らし返されているからではないかと思われる。このことについて、教典刊行前後になされた先人の言葉、すなわち教祖の信心を頂く・現すといひながら、実は自分を売り込むことになっていないか、自分を立てるために教典の言葉を利用することになっていないかという戒めの言葉を思い出す。このことは、教祖の言葉をスローガンとして掲げるにしても、反対にその動きを批判するに

しても、いずれについても戒めとして反省的に押さえておきたい。教祖との距離、手の届き難さということについて、「覚帳」が公刊されるにあたって、事前に、「覚帳」の内容が公開されることへの賛否両論があったと聞いている。それは、「覚帳」には、教祖の息子である金吉の借金／むしろの問題、明治一〇年代に始まる宮建築運動の中で、神の思いに沿わない動きがなされたこと、また宮建築が成就しなかったことなど、読む者を当惑させる事柄が出てくることを、信仰的にどう受けとめるのかという脅威があったからだと思う。教祖の信心に、現在の我々の信心ではいよいよよのところは収まらない、はみ出すものが現れるかも知れないという戦きである。今日それがどうなっており、教祖を頂こうとしながら、頂けてしまったものにしてはならないということと思う。

一一 教祖像をめぐる問題

教祖像をめぐることは、これまで取次者・求道者像、あるいは布教者・救済者像などと言われてきたが、ここでは教祖に直接接した人々の印象から窺い、問題について考えたい。

1 相異なる姿

まず、教祖の印象を端的に述べた二つの伝えを紹介する。

ご生質温和にして、威ありて猛からず。うやうやしく、御安く、寛仁大度に、・・・(理Ⅲ御道案内二一九)

教祖様は、きついような優しいような方でありました。之が本当の神様じゃなあと思われ、こういうような御方はどこにもあるまいと思いました。(『研究資料 金光大神事蹟集』)

1 二、秋山中伝

いずれの伝えも、「温和にして、威ありて猛からず」「きついような優しいような」という、一見矛盾する両面を抱えた教祖の姿を伝えている。

これらは、佐藤範雄師が、「教祖は人にして神、神にして人」と語っているところと同じことを指しているであろうが、佐藤師の言葉がより概念的であるのに比べて、取次の場面で各伝承者に実感された、教祖の人間の・神的存在感が窺える伝えであろう。そうした両面性について、他にもいくつかの対比で見えていくと、「覚帳」からは、教祖自身の健康状態と死の迫りの問題、あるいは家族・弟子たちとの間で難儀を抱えている様子が窺える一方で、そうした教祖に対して「宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさせる」(『覚帳』三二―三六―二)、「万国まで残りなく金光大神でき、おかげ知らせいたしてやる」(『覚帳』二六―二二―三)など、神の高らかな宣言とも言うべきお知らせがなされる。またそうしたお知らせを受けて、「此方のは神様が違う」(理Ⅲ内伝七―一三)というような、信仰を曲げずに一筋に貫く厳しさと、

「元、屋敷の望みなれども、できませねば辻畑へ」(『覚帳』二五―二九―四)のように、周囲の思惑に配慮し、時には妥協しているとも見える、融通無碍な姿勢との両面が見られる。

それと共に、「覚帳」から窺えるのは、問題を背負って、ただ独り神と向き合う厳しい孤高の姿とも言うべきものであるが、その一方で「御理解集」には参拝者が伝える「生神様」としての教祖の姿、つまり参拝者に優しくこやかに語りかけながら、天地のおかげを教え諭す姿、またそれによって人間が助けられ、生まれ変わらされていく、そのような関係を生み出し続けた教祖の姿がある。片や神に向かい、片や参拝者に向かう、一八〇度回転した姿ということになる。「理解」の中にも、「ご裁伝の時、身がぶるぶる奮い立ち、言語に尽くせぬ森厳なものであった。ご理解の時はまだことにお静やかで、打てど波も立たぬ御有様であった。」(理Ⅲ内伝五―四)というように、まさに神に向かう時と氏子に向かう時との違いとして伝えるものもある。

「覚帳」から窺える教祖と「理解」が伝える教祖の例として、「覚帳」からは、先に述べた唯一人、神に向かう教祖が求め描かれてきたが、その中には、神から「差し向け」られた存在として生き切ったという解釈もある。晩年に至り、肉体の命は残り少なくなりながら、なお残された世界救済という課題の大きさに向かい、身も心も使命遂行に傾けていく姿である。そこでは例えば、明治一五年の「天地の間のおかげを知った者なし」(『覚帳』二六―二二―三)というお知らせも、使命の確認に立って、まだまだ足

りないと駆り立てられる様相として捉えられる。これに対して、高橋富枝師の「へようもようもこう言う事が出来ましたのう。今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しやる。へよう、これ迄勤めて呉れたのう。」と仰しやりますのじや。」とて、ほろほろ涙を落し給へり。」(「研究資料 金光大神事蹟集 2」六六三、高橋富枝伝、という伝えでは、神から教祖への感謝とも労いとも言えるものが伝えられ、それを受けた教祖も感慨に浸っている。通常の参拝者との応答の場面からすると、やや私事とも言える会話であるが、こうした場面に、使命存在としてみられる教祖の内面を窺うことができる。いわば「差し向けられた救済者」像に肉声を吹きこむとも言えるもので、一面でニュアンスの違いと共に、他面で解釈の厚みを増すことになるのではないかと思われる。

こうした伝承から窺う意義について少し述べると、研究所では数年前から、すでに教典として刊行されたものの、原典資料の検討を進めており、それは教典改定に向けた研究所としての先の長いプロジェクトであるが、個々の研究者にとっても、「教典」として自明視しているものを研究的に捉え直す意識の醸成をねらいつつある。また教内紙誌や資料に目を通すことで、教えや事蹟伝承が類似しつつ変化しているバリエーションに触れ、そのバリエーションの中の傾向について考えたり、その伝播経路について調べてみるなどから、手探りの研究が生まれてくることも期待したいところである。

「覚書」「覚帳」研究の進展はもちろん望まれるとして、それと相俟つて、教説史・伝承史の面でも、正統な歴史「正史」ならぬ教祖・教義解釈の多様な伝統を発掘することも必要であろう。そうした伝承の中には、例えば、教祖の帰幽に関して、徐々に食事を減らしていき、最期は結界に座ったまま死を迎えたというように、教祖事蹟の実証的な研究からすれば、事実ではない、一種の「神話」化された教祖とも言うべきものが示されている場合もある。しかしその中には、かつて教祖に接した人に抱かれた印象が、遺伝子のように埋め込まれた伝承と、信心の歴史の中でその時代時代に生きる人間の探究が働き合って生みだされ、信じられ生きられた教祖があると思われる。

以上に挙げた幾組もの両面の姿は、相反するように見えながら、どこかで通じ合っていると思われる。そして時に、事実ならざる伝承と、「覚帳」の記述との間にある共通性、言い換えれば人々に抱かれた教祖像と、教祖その人と神との問答の所産である「覚帳」との間に、一種謎めいた暗示的な符合が窺えることもある。

2 「救済者」の実質

今日、「神人あいよかけよ」の実現というテーマが、教祖伝でも教義書でも中心位置を占めている。そうした「あいよかけよ」の実現者である教祖の存在を称揚する近藤藤守師の伝え(理Ⅱ近藤藤守三一二)がある。この伝えは、まず神からも氏子からも

「両方からの恩人」である教祖の称揚であると共に、第二に氏子に向けての、教祖に頼みする信心の勧めでもあるが、この内、後半の部分のみが独立して、変容を加えつつ伝播していった。例えば、「当家主人金光大神があればこそ、金乃神も世にあらわれるようになったのじゃ。神も氏子も共に恩義のある金光大神じゃ。いそぐときには天地金乃神と頼むには及ばぬ。生神金光大神と一心に頼め。神は靈験を授けてやるぞ。」（『研究資料 金光大神言行録 5』二五八七、畑徳三郎伝）は、近藤師の伝えの部分的要約であるが、他にも「修行は己に此方に於てなし終つたに依て、爾等は再び之を繰り返すの要はない。只〈生神金光大神の手統を以て〉と願え。靈験は我心に在るからなあ」（『研究資料 金光大神言行録 5』二八八三、八木栄太郎伝）との伝えがある。これらは、近藤師の元々の伝えで「両方からの恩人」と言われる意義の内の、「氏子からの恩人」の意義を伝える方向に傾斜したものである。

そして、それらの伝えは、更にその後の教祖探究の中では、信心する当の「我々」が教祖の信心によって救われることの根拠として問題となり、関係の成就を可能にする、信心の実質を求める解釈がなされていった。「覚書」は明治四二年にその存在が教内に知られるが、それ以前の「覚書」を知らない時代には、教祖前半生の苦難の経験を、氏子を助けるための修行と捉え、教祖が氏子の罪を代わって修行するがゆえに「生神金光大神」の名によって氏子の救いがなされるという解釈が見られた。例えば、和泉乙

三師は、立教に際し神が氏子救済の約束をなす前提に、「教祖の神が『仮令私の家には青草が生へましても、この一身は八つ裂のお仕置に会いましても厭ひませぬ』と神に誓はせ給ひ、『生きて居る間は修行中ぢや』この方も一つ間違へば神様からお暇が出る』と怠らせ給はなかつた其御苦勞其御心行の蹟」（和泉乙三「生神金光大神」『新光』第四五号、明治四二年一月一日）があつたと述べている。和泉師の解釈は、近藤師の伝える「金光大神に頼めばよい」という理由を、こうした教祖の修行の蹟に求めたものである。但し、和泉師も「覚書」に接してからはやや解釈を改め、一方で教祖による修行の徳を説きながら、最終的には、教祖に頼めば神に頼んだと同様となる程に一体となつた教祖と神との関係に、救済の根拠を求める解釈に至る（和泉乙三「純他力の本教を信ず」『新光』第六〇号、明治四四年二月一日）。

このような「氏子あつての神、神あつての氏子」の関係により神・人が共に助かることになるとの理解は、「覚書」に基づく教祖探究として順当なものであり、それはまた今日の教祖像・教義把握の淵源とも言えるものである。但し、それ以前の様々な伝承・著述に見られるような、教祖の苦難を含む修行故に神が氏子救済の約束をしたという理解は、近藤師の伝えで「金光大神あつて天地金乃神のおかげが受けられるようになった」（理Ⅱ近藤藤守三一）と言われる時の、それ程の教祖の信心の実質が如何なるものであるかを、修行という形で想定していたのであり、それが救済が可能となる裏づけと考えられていた。それらと引き比べ

てみると、「氏子あつての神、神あつての氏子」という関係成就が救済の根拠となるというのは、言ってみれば、それ程の関係になつたから可能になつた救済であるという点で、堂々巡りの嫌いがあることは否めない。

3 「救済者」像の符合

ところで、先に述べた、氏子の罪を背負つて修行したが故に救済が可能となつたという教祖像は、「覚帳」の最後のお知らせで告げられた「身代わり」の意味を思い起こさせるものである。考えてみれば、一方は、「覚書」「覚帳」の存在を知らずに、おそらくは直信経由の伝承によりつつ、人々に求められ抱かれた教祖像であり、もう一方は、教祖が生涯の最期を迎えるに際して告げられたお知らせである。それだけに教祖自身にとつても未経験であり最も内密なものであつた「身代わり」の意味との間の符合を示唆するものに思われて、興味深いものがある。

ここで、「覚帳」の「身代わり」解釈がどのように推移したかを振り返ってみると、「覚帳」が教団に提出され解説に着手された当初には、「身代わり」という言葉への素朴な驚きからか、むしろ言葉通りの意味で受けとめられることもあつた。しかし、「覚帳」公表前後から教内には、キリスト教的「贖罪」觀念への違和感を示した解釈が見られ、永世生き通しの生神金光大神という教義的理解を先に立てることににより、「身代わり」の代受苦的

意味への否定的見解が導かれることがあつた。

しかし、先述のように、既に明治末期から、「覚帳」の「身代わり」ということを知らずとも、それに相当する教祖の信仰内実が想定され、教祖像として語られていた。また、教会の取次者の姿から遡つて教祖に「献身犠牲」を見る取次の意義が説かれることもあつた。このような論調は、明治末から大正期にかけての時代精神が投影された面もあろうが、一方で「献身犠牲」に信仰の意義を見出す時代感覚があり、他方で教典刊行時に本教信仰に犠牲はないとした時代感覚があるとすれば、それらとも対比しつつ、また現代社会における「犠牲」の意味を捉え返しつつ、そのことがどのように信心・救済の実質に関係しているか、が問われていく要があろう。

非常に錯綜しているが、以上のように、教祖に接した人々が伝える教祖の神的・人間的両面性ということから出発して、「覚帳」の中に見られる相異なる姿、また教祖自身が神に向かう「覚帳」の場面と人に向かう「理解」の場面の相違、さらには、伝承から窺える「神話」化された教祖の意義、そしてそうした「神話」化された教祖の伝承と「覚帳」との興味ある符合ということについて述べた。こうした多様な側面には、相互の葛藤もあれば互いに補い支え合う関係もあると思われ、どう考えるかは簡単に答えられることではない。しかし、ちょうど「ゆかしい」という言葉があるように、単に知らないわからないということではなく、知りたい求めたいという動きを催させるものをもつたわからなさであ

る。それこそが教祖の存在感であろう。ここで話したのはごく一例であるが、この他にも、伝承の教祖の研究が「覚帳」研究の眼を、また逆に「覚帳」の研究が伝承の教祖研究の眼を、互いに豊かにし合う関係が生まれ、全体的な把握に生かされていくことによって、更に立体的な存在感を持った教祖が探究されることを期待したい。

三二 神の実在性

今日、神のリアリティが保たれる場合は、宇宙や分子生物学などのように科学的解明が極度に困難な領域か、個人の心の領域に押し込められつつあることが、哲学・宗教学・神学などの諸面にわたって指摘されている。ピーター・バーガーという社会学者でもあり神学者でもある人が、宗教が現代の価値観に対して持ちうる三つの態度を挙げている（バーガー『異端の時代―現代における宗教の可能性―』新曜社、一九八七年）。第一に「伝統への回帰としての演繹論」。これは、宗教的伝統・権威を守り、肯定するもので、神は人間の理解を超えたものとして受け入れられるのみとされる。第二に、「伝統の現代化としての還元論」。これは、現代の世俗性に合致するように伝統を翻訳し再解釈するもので、現代性との取引とも言われる。「非神話化」と言われるように、例えば「復活」は神話的・宇宙的出来事でなく、個々人の心の中の信仰の決断の出来事となる。人々に受け入れ易い反面、人々を繋ぎ止めるた

めの技巧に終わる危険性もあるとされる。第三に「帰納論」として、宗教の本質は、無限ないし神の経験（出会い）であるとして、「絶対依存の感情」（シュライエルマッハ）が挙げられる。そして、「宗教経験はたしかに人間の経験であるが、しかし、その本性上それは人間ならざるものを志向するということである。」という定義をしている。そうした中で、教学が、旧来の伝統を固守して再肯定する演繹論的立場でもなく、信仰価値を現代に適合可能なように修正・翻訳し直す還元論的立場でもなく、宗教的経験を通して感じ取られる「無限」なるものの実在性へ向けて、どのように神認識を求め語り得るかが問題となる。今日、「神はいのちのもと、たましいのもと」という規定があるが、そうした命・心という間口から、どのように／どのような「無限」へと問いが成り立つと思われる。

1 宗教経験の理解

まず、ヨアヒム・ヴァッハという宗教学者による宗教経験の定義を見ておくと、その第一の基準に、「究極的実在として経験されるものに対する応答である」（ヴァッハ『宗教の比較研究』法蔵館、一九九九年、七二頁）ことを挙げているように、宗教経験は人間の「応答」であることが述べられている。

また、宗教学で深澤英隆氏が、神秘主義者の記述について、体験記述／存在記述という記述の性格類型を提起している（深澤英

隆「体験」と『伝統』——近年の神秘主義論争に寄せて——『現代宗教学』一 宗教体験への接近」東京大学出版会、一九九二年）。それによれば、体験記述は、主観的な体験を第一次的に指示し決定しようとする言語を意味し、存在記述は、体験外の対象なり実在なり（とりわけ超越的・超自然的存在）を直接に指示し決定する言語を意味するとされる。このような類型を参照してみると、「覚書」、「覚帳」についても、そこに記されているのは、教祖の体験なのか、体験に収まるものとしての体験記述なのか、あるいは、教祖の体験と言っただけでは足りないような体験、神的存在の顕現そのものである存在記述なのかという問題がある。

教学研究の歴史を振り返ると、研究所草創期においては、教祖の信心を究明するには、その形成過程が重要であると、信心展開の連続性を重視するという立場が見られた。その立場は「お知らせ」体験の捉え方にも反映しており、例えば、「神の知らせは、教祖の、それまでの意識内容に即しつつ、その内容をより明確な自覚にたかめるものとしての機能をもっていたと考えることができる」（岡開造「『氏子あつての神、神あつての氏子』理解の論理的立場について」『紀要『金光教学』第三号、一九六〇年、四二頁）と言われるように、お知らせの意味は、それまでの落差をもつて新たな信仰段階に引き上げるものというよりも、それまでの信仰内容を自覚的に整理させるものと理解される傾向があった。そのような「お知らせ」と自覚の関係が、次に問題となる。

2 「自覚」概念再考

これまでの教学研究で、「自覚」は重要なキーワードであり、救いの要件、場合によっては救いの内実そのものであるとも見なされた。では、その「自覚」はどのような概念であったか。反省的に捉えれば、教祖自身の内面の動きを初め、お知らせという形で神の意志や教えを、あるいは神そのものと言つてもよいような内容を、教祖が受けとめることによって自らの信仰内容としたものとして、捉えてきたと言えよう。

教祖は大患の経験を経ることによって、金神にふれまいとする動きの根底に、自己保持なる動きが潜んでいることが目撃することになった。金神にふれてしまっているという確認に立ったとき、問題になったのは外に存在する七殺の金神ではなく、不幸をおそれ自己なるものが崩壊することを避けたいとす自己の内なる自己保持の方であった。恐ろしいものがあるというより恐ろしがっている自分が居ること、それに気づくという形で、恐ろしい七殺神としての金神像は、教祖の中で次第に自己倒壊していくことになる。また、この時の体験によって人間の究極のわからなさがいよいよ鮮明に自覚されてきた。（瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について——金神・神々と教祖との関わり——」『紀要『金光教学』第一〇号、一九七〇年、二二頁）

右の瀬戸論文では、「わからぬもの」に出会った教祖の自覚が中心であり、自覚という事柄自体については、教祖の自問自答のようである。この面での「自覚」は、論文の引用中にもあるように、「気づき」とも言い換えられる。つまり、信心とは究極的には気づきであるという信仰観である。

教祖の場合、四十二才の大患が心身とも直面した絶対的状态であった。この状況を転換軸として漸次ひらかれきたた道の世界なるがゆえに、教祖の自覚の基点はここにあるといわざるをえない。(略) 難儀は天地金乃神によつて明らかとなり、教祖にその自覚がなるのである。(内田守昌「取次の原理」紀要『金光教学』第四号、一九六一年、一三三頁)

それに対して、内田論文では、「難儀は天地金乃神によつて明らかとなり、教祖にその自覚がなるのである」と言われるように、「人間が何かを自覚する」というよりも、出来事が起こってくる(そこでは人間は受け身的である)という捉え方が表われていると思われる。この場合、教祖は自覚の主体というよりも、自覚が生じる場と言った方が適切である。このような表現を生むものは何かということであるが、教学研究所の草創期には、西田哲学や真宗教学の影響が見られ、この内田論文も、それとの類縁性・親和性を示している。次に、そうした発想の基にある、西田哲学の

流れをくむ解釈を見ておきたい。

實在の自覚といった意味は、我々が實在を自覚するということ、及びそれと同時に、その我々の自覚に於て實在自身の自己実現が成り立つということである。逆にいえば、實在の實在的な実現が成り立つという仕方のみ、我々が實在を實在的に体認し得るということである。(『西谷啓治著作集 第一〇巻』創文社、一九八七年、八頁)

普通、「自覚」という言葉には、内面的な認識レベルの意味を伴うが、引用文の「自覚」は、それよりも「生まれる・現れる」という意味が強い概念である。この「自覚」概念を参考にすると、人間が神的なるもの(絶対、お知らせなど)を自覚するというのは、事柄の一面にしか過ぎず、人間が自覚することが神的なものの実現でもあるという二重性を持った構造があり、特に人間の体験・作用という見方に対して、いわば「向こう側」からの実現・顕現ということが考えられている。「自覚」という体験において、現象として人間のものであるが、本質において神が自らを映したものと見解できると言えよう。

3 神体験の二重性

このような見方からすると、教祖が神を体験するという意味で

の神体験というばかりではなくて、神による、神の体験という意味での神体験でもあると考えられるのではないかとということが思われてくる。こうした体験理解に呼応するものとして、かつて「覚書」の性格について、教祖の伝記であると共に神の伝記でもあると捉えられたことがある（高橋正雄「教祖伝を頂くについて—関東教区教師研修会にて—」『金光教報』昭和三年六月一日）。両書に記されているのは、教祖の経験と生涯というに留まらず、神の現れの出来事でもあると捉えられる。

お知らせを人間が受けて把握した内容というような、人間の側に引き受けた「自覚」という理解だけでなく、人間の内面の事柄に留まらない側面を見出すような見方が可能となるのではないかとと思われる。ここでは、信心は確かに心の問題であるが、心に終わらぬものとの関係を求めることになろう。

この章の最後に一つのお知らせを取り上げる。これは私自身の研究で一度ならず考察したお知らせであるが、本日はまた、先程の自覚や体験の二重性ということと重ね合わせて、違った観点から言及したい。

一つ、金光大神、子供、孫のこと願ひ。何事も巡り合ひ。病氣は時々にてきても、治ること願ひ。何事ありてもびつくりすな。日天四がおる間は苦世話にすな。親のようなもの。子供が、親がおればよからうが。天地金乃神がおらぬようになつたら闇。日天四が死ぬることはあるまい。万劫未代、

代々子孫繁盛願ひ、とお知らせ。（覚帳二六—三）

明治一五年二月四日のお知らせである。このお知らせでは、「何事も巡り合ひ」という世界の在り方のようなものが示され、そうした世界の中で教祖に対して「願え」と、「神はいる（いなくならない）」ということが繰り返される。

このお知らせの場面を想像してみると、それは恐らく、教祖が広前で額づく平生の姿であろう。広前にあつて、そして様々なものが渦巻く天地の中で祈念している教祖に、このお知らせがあり、一方で「願え」と繰り返され、他方で「神はいるぞ」と繰り返される。そのような場面が浮かんでくる。

明治一五年二月四日の教祖広前を想像してほしい。近藤藤守師が初参拝の時に、「なんと、このような粗末な小屋に」と驚かれたという広前で、教祖が祈念している。映画のように、照明を暗くしていくと、広前の建物が消えて、自然の景色が、更に宇宙の星々が浮かんでくるとする。言ってみれば、広前の建物があつた、その建物は太谷、岡山、日本の風土の中にあつた、地球、自然の中にあつたというように背景が広がっていくが、それらが順々に薄皮のように世界の表面から剥がれていくと、天地そのままの中に、独り教祖が居る姿となるであろう。

「何事も巡り合ひ」と言われるように、四季は巡り、人が生まれ育ち、死んでまた生まれる。それは教祖に知らされ自覚された内容であると共に、教祖が生きている世界、天地そのものが示現

すること、開示である。そこには、お知らせにおける、神と教祖との、我と汝の関係と共に、世界の地肌が現れた、天地そのものとの感応・呼応の関係が見出されることとなるであろう。

このような観点がどれだけのお知らせに妥当するかという問題はあるが、このようなお知らせ体験がもつ世界感覚や信仰感覚の追究によって、神の实在感が今日的に回復される必要があるであろう。

四 取次の場―「道」との遭遇

以上、教祖の存在感、神の实在感について述べてきたが、次に、そうした感覚を伴って信心の上で大切なことがわかる、わからされるというのはどういう体験なのか、という関心に絞って、幾つかの例を取り上げたい。

1 天地の道理を知ること

はじめてお参りした時、私がまだ何も申しあげないのに、金光様の方から、「人間は、どうして生まれ、どうして生きていくのかということ知らねばなりません」と話しかけられたので、私は、金光様は何を言おうとされるのだろうかと思つた。その時の天地のお恵みについてのみ教えは、一言一言が胸に突きささるやうにこたえて、たいへんに感激した。

(理)山本定次郎二

「御理解集」には、教祖の教えが収められているという通常の了解からすれば、ややユニークな「理解」であると言える。「人間は、どうして生まれ、どうして生きていくかということ知らねばなりません」という教祖の言葉はあるものの、それは伝承者には教えとしては受け取られず、当初は十分に了解されなかった。そして、この時、教えを受けたことは伝えてはいるが、その教え自体は伝えられていない。

この伝えでは、教祖は、初参拝の者に、人として知るべきことを伝えようとして、参拝者が求めてもおらず、突拍子もない場違いなことのように受けとめられる話を始めたという。この世の中には、知らないこと、わからないことが多く、しかも、それを知らず、わからぬまま生きていけることも多くある。果たして本当に知り、わからなくてはならないことがあるのだろうかという思いさえ湧いてくる。

実は、この時山本定次郎師は、母親の病氣のことで参つて来ていた。願いをもつて参つて来た者が、願いを述べる前に投げかけられた問い。それが「人間は、どうして生まれ、どうして生きていくかということ知らねばならぬ」ということであつた。

参つて来た者の願いも聞かずに、と先に言つたが、その願いは教祖に感じ取られていたか、あるいは聞き受けられていたという可能性もある。山本師が抱いた「金光様は何を言おうとされるの

だろうか」という思いは、自分の願いとの関係のつかなさを物語るが、それは初めだけのことで、やがて、「一言一言が胸に突きささるるようにこたえて」いくと言われるほどに、願いを抱えた自分の身につまされる切実さをもつて迫ってくるものとなる。

ここで教祖が語った教えは、「天地のお恵みについてのみ教え」とのみ語られ、その内容は具体的ではないが、おそらく明治六年の神伝で告げられるような、「天地の間」のおかけを知らないとの指摘であり、そこから信心の訳柄を知ることへの促しであったと推測できる。その後、山本師は、教典「御理解集」のⅠ類に六九節、Ⅱ類に九節、合わせて七八節の教えを伝えており、ご承知の通り、まさに天地の恵み、あるいは道理についての教えが多く含まれている。

この伝えには、この時の取次という場で、何が起こったのかということを考えさせるものがある。それは、仮に教祖の教えが、参拝者の願いに応えているとしても、それは同じレベルの応答関係にはないということである。最初に、この人は何を言いつ出すのかと思われたズレが、意味をもつものとして続いている。天地の恵みについて教えられることは、現実の病気が治るか治らないか、どうすれば治るかという対応関係よりも、もつと根本的な問題として伝えられようとした。

例として「信心する者は、木の切り株に腰をおろして休んでも、立つ時には礼を言う心持ちになれよ。」(理Ⅲ金光教祖御理解三二)という「理解」があるが、木の切り株に礼を言うことによつて、

何かが生みだされる訳ではない。何らかの生産物の形でも、またそれを聞く人のないところでは、心理的反応という形でも、生みだされることはない。只、そこに礼を言う一人の人間がいるというところが一番大きなことである。

病気に關してと同様、天地の道理がわかったからといって、現実の様々な問題が解決するのとか、という疑問が湧くであろう。この問いに応えるとしたら、我々の感覚でいえば、解決できるとは言い難いということになるであろう。では、教祖ならばどう答えるか。教祖の「どうして生まれ、どうして生きているかということを知らねばなりません」は、解決できるから知らねばならない、解決できないなら知らなくてもよいという訳柄のものではない。問題が解決できる、できないに拘わらず「知らねばならない」であり、いわばできるできないよりも大切なことがあるとして、語られていると了解されるであろう。

しかしながら、病気であろうとなかろうと「知らねばならない」ことでありながら、逆説的なことに、それは病気の願いを抱えた者に向けて語りかけられ、まさにその願いを抱えた者の胸に刻まれることになった。似たような「理解」の例がある。「お天道様のお照らしなさるのもおかげ、雨の降られるのもおかげ、人間はみな、おかげの中に生かされて生きている。人間は、おかげの中に生まれ、おかげの中で生活をし、おかげの中に死んでいくのである。」(理Ⅱ利守志野一)という「理解」があるが、これも息子の千代吉が病気で、医者も手を放した状態でなされたものであつ

た。

全ての人のとつて、いつでもそうである筈の天地の道理が、「生きる」ことが当たり前でない難儀の中でこそ、聞き受けられるのだとすれば、そしてまた難儀の中でしか真に聞き受けられることは難しいのだとすれば、そこには、やや大層な物言いながら「遭遇の一点」とも言うべき事柄が成立していると言えよう。

一つには、それが一面では、その時、その場での限られた出来事であり、その時に参らなければ、語られることも聞かれることもないのであるという意味で、予定のない突然の出来事、偶然の出来事だということである。しかし、そうでありつつ、前々から語られるべく待機させられていた事柄が、時節をもつて、時の熟しを背景に語られた出来事であり、運命とも言うべき出会いとなるという意味での「遭遇の一点」である。教祖の一回限りの人生における「立教神伝」の受話を、昔からの神である天地金吾神が、多年「待つていた」という意味の伝承や、明治六年の神伝で「生神金光大神差し向け」の前に、人類史的とも言うべき長い歴史があつたとされることなどは、この消息を表すものであろう。

二つには、それが、教祖と参拝者との間の事柄でありながら、決して人間同士の関係における事柄に終始するものではないということである。「道理」が参拝者に向けて語り出される時、教祖という一個の人間から参拝者へ向けられた共苦共感を前提にしなからず、その応答は、ある意味で「道理」の実在性によつて成立する。人間同士の共苦共感から生まれる癒しの希求に止まらない

ものであるからこそ、聞く者の心に切りつけるものともなる。すなわち、そこで語られた教えは、その道理性において了解されるというのみならず、それを聞く者にとつて身を脅かす程の衝撃を伴つて迫るものであつた。そして、その実在性とは、教祖にとつても如何ともし難い程のものではなからうか。人間としての共感や感情を差し挟む余地のない道理の現前性があり、あたかも世界の厚みに触れるような「遭遇の一点」でもあるのではないであろうか。

そうした「道理」が、更に人間をも巻き込んで現前化される時、そこに「道」と呼ばれるものが感じ取られるのであろう。

2 問いと答えの次元

ある日、私参りたる時、他に参詣者のなき時、「金光様、あなたの教えなきる道は唯一神道でありますか、両部神道でありますか」と伺い奉つた。金光様は、「そうじゃのう」と仰せられ、御領辰の年の氏子（佐藤範雄）参詣の旨お届けあり、「御領辰の年の氏子、此方は唯一神道も両部神道も知らぬ。ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」とのご裁伝あり、いたく感じた。ご祈念すみて、ご理解となり、「此方は何も知らないでも、神様はあのように教えてくださる」と仰せられた。このご裁伝の時、身がぶるぶる奮い立ち、言語に尽くせぬ森厳なものであつた。ご理解の時はいまことにお静や

かで、打てど波も立たぬ御有様であった。…このご裁伝、ご理解を拝するまでは、不徳にして、お道の本体についてもいろいろ疑うところがあつた。どこを本体として向かつたらよいかと。ところが、これとともにいっさい万事晴れてしまつて、さつと心中が晴れてしまつた。うれいしともありがたいとも申しようがなかつた。青年として、疑いの晴れた時ほどうれいしものはない。その時の感じ、この道は、まつたく世に伝えのなき天下無類の神の伝えをお開きなされる神聖なる道であるという気がした。それ以来は寸分も迷いが起こらぬようになり、一段階、神の方へと進ませてもらつた。(理Ⅲ 内伝五—二—七)

この伝えを読んで、では「天地の道理とは」と尋ねたくなるが、しかし、それは詳しくは伝えられていない。先の山本師の伝えと同様に、教えの内容の確認・伝達よりも、その場の雰囲気、現前性を受けとめた人の心が際立つ伝えである。「ご裁伝の時、身がぶるぶる奮い立ち、言語に尽くせぬ森厳なものであつた」「これとともにいっさい万事晴れてしまつて、さつと心中が晴れてしまつた。うれいしともありがたいとも申しようがなかつた。」と語られる通りである。

この問答を極端に単純化すれば、「この道はどちらですか」「どちらでもない、ただ天地の道理を説いている」ということになる。どちらなのかという質問に対しては、答えががみ合つてい

ないとも言える。しかしよくよく考えると、そもそも問いの間口と答えの間口が違つている、あるいは問いの次元と答えの次元が違つているが故のかみ合わなさだということが見えてくる。そして、答えの素材だが大きなものに触れて、むしろ質問の方が間違つている、質問する者の考えの小ささがわかるような関係が生まれてくる、そのような答えであつた。

質問は、「唯一神道か、両部神道か」という既成の宗派の枠組みを適用すべく問いかける。問題を広く一般化して捉えるならば、総じて世間的基準・価値を適用しようとする方向であると言える。そのような基準・価値に迫られると、しばしばそれを尺度として計られ、押し込められたようになることもある。そのような基準・価値の迫りからは、「ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」との答えは、「ただ、してゐるに過ぎない」との消極的なニュアンスを含むものとしても響く。我々もまた、往々にして、そうした思いに傾き勝ちになることもあるのではないか。先に、この「ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」との答えによつて、むしろ質問の方が間違つているということが頭わになる応答関係であると述べたが、そのような逆転の鮮やかさを感じるのも、佐藤範雄師の晴れ晴れとした気分にいささかなりとも共感できるのも、我々もまた間違つた質問の立て方をしがちであるという在り方を反射的に感じさせられることによるであらう。

この問答がもたらしたものについて、佐藤師は「一段階、神の方へと進ませてもらつた」と述べる。何の用意も予測もなく出

てくる言葉と、そこに開かれた場によって、人間が動かされると
いうこと、引き上げられることが語られている。

ここで、佐藤師が出会わされた、「神の伝えをお聞きなされる神
聖なる道」は、「天下無類の」という、人類史的意義を伴って言
われるが、それは人間が納得して認定しようということに尽きる
道理性ではない。先に挙げた山本師への「理解」と同じように、
むしろ隠れたところから人間を切開する力を秘めている。そのよ
うに、「道」なるものは、皮膚感覚に訴えるものであろう。

3 「道」なるもの

先の佐藤範雄師の伝えのように、信心において良い意味で問う
者の期待や前提が裏切られるということがある。それは決して期
待以下で幻滅するのではなく、神は、御道はこんなに大きなもの
だったのかという思いにならされるようなものに触れる経験であ
った。

次に話をするのは、昭和九・一〇年事件の渦中での、三代金光
様と高橋正雄師との会話の一場面である。

昭和一〇年、本部大祭が初めて金光様の祭主で奉仕された後の
直会の席でのことであった。それまで管長の祭主で仕えられてき
た大祭祭主問題を、教監として尽力した高橋師にとつては、しか
も他ならぬ金光様の取次を頂きつつ成就したのであってみれば、
正に万感の思いであったろう。以下、高橋正雄述『教団自覚運動

の事実とその意味』（金光教北九州教務所、昭和四二年）から引
用する。

まことにこのたびのご大祭は、おかげさまでありがたいお
祭を頂きまして、ありがとうございます、とこう申し上げたら、
金光さまが、「はい、ありがたいことでございますなあ」とい
うこといわれる。……

私はその瞬間、金光さま、あなたさまに私はお礼を申し上
げておるのでございますが、とこういいたい気がした。金光
さまのおかげで、金光さまが齋主をしてくださったので、か
くのごとくありがたいお祭になったと、こうお礼を申し上げてお
るのに、金光さまご自身はそれをお受けにならぬ。「ありが
たいことでございますなあ」といつて、すうつと神様へも
つていつてしまわれる。(一五一頁)

高橋師の心を込めたお礼は、肩すかしを食ってしまう。少し解
説が必要であろうが、高橋師は、神様へのお礼は、既に広前で金
光様にお届けしていたので、直会の席では金光様へのお礼のつも
りであったという。それだけに、何とももの足りない思いがした
であろう。ところがすぐに、それこそが本当だという思いになら
される。

これが、このお道ですなあ。このお道はそういうお道です

ね。(二五一頁)

「これが、このお道ですなあ。」という表白。「道」と呼ぶべきもの、呼ばずにいられないものに出会っている。「これが、お道です」の「これ」とは今自分の目の前に起こったことで、非常に具体的・実感的に捉えられていて、それにも拘わらずと言うべきか、それ故にと言うべきか、「道」とはこれこれである、という説明的把握とは逆方向である。高橋師の思いを斟酌すれば、次のようになる。教祖とそれ以後の歴史において、神と人との間に立つて、時にはなり代わってでも両者をつなぎ、それでいて間に立つ者が決して堰き止めることがない。そこに「道」と呼ぶべきものが確かにある。金光様の一言・態度が、そのことを示している。ここにはやや皮肉とも見える事柄の一面がある。それは、「これが道である」と思わされた事柄は、実はそれまでに高橋師自身が「我」と「無我」ということで長年に亘り問題にしてきたことであつたからである。そのことを求めてきた人であつても、盲点のようになつていた事態に気づかされたと言うべきか、それともそこまで求めてきた人だからこそ、何気ないただ一言に感応していくことができたのであろうか。おそらく後者だと思ふ。

高橋師も有難いという思いであり、金光様も有難いという思いであり、共に有難いという思いに発して表された言葉と行いから、さらに働き合わされて「道」なるものに触れることになつてゆく。そのことに、そもそもの意図を超えて出会わされる。

高橋師は更に、「実地の生きた動きでそうなつていくところ」ところが、道が生きておる。道が、生きておる道でなければそうならぬ(二五一頁)と、人間と道との相互の関係を述べている。「道」とは人間の在り方に現れるものであり、人間の在り方がその道に沿つていれば、当然そうなるべきものということになる。このように本当にささやかな、見過ごしてしまふことであつて、しかし大切な意味が秘められた無数の経験と共に「道」があり、逆に言えばそうした経験なしには「道」はないということになる。

以上は、教団史上の大変な「事件」の中で、しかし平生のこととして、信心の現れに接する場面を取り上げたものである。それは、道の歴史の裾野と言うべき、最も広範な部分で人々に営まれた信心の機微である。そのような「道」の上に、恐らくは教団も、人間の構築物であることを超えて、成り立つものであろう。

教学研究所で、数年前から信心生活記録の調査収集ということを継続的に続けている。そうした信心生活への注目、研究の分野としては、まずは時代時代の信心の実相という歴史的研究として着手されており、また進められるであらうと思ふ。加えて、信奉者が出会わされ、信心の上で意味を持って生きられている教祖、神、あるいは先程「道」と呼んだ実感的なものを抽出していく、より釈義的な性格の研究が、やがて進められていくであらうと期待している。

終わりに

教祖一〇〇年祭時の金光教講演集会での講話にしばしば引かれた教えに、「今の世は知恵の世、人間がさかしいばかりで、わが身の徳を失うておる」（理工市村光五郎三二四）がある。この指摘は、一〇〇年祭時と変わらず今日も妥当する問題であると感じたが、実は一二〇年以上前に教祖が説かれていたことであり、その憂いと警告を思うべきである。そのような「知恵の世」の更に進んだ世界に我々は生きている。

教学研究という知的な営みが、信心の学問としていかなる知恵であるのか、あり得るのかということを思う。それは、自己吟味という教学の本領が、他ならぬ教学自身に向けて問われる場面である。教学研究が、研究の上で残された課題によってのみならず、そのような教学自身の内なる問いに促されて展開していくことを念じている。

※本稿は、第四四回教学研究会の冒頭に行われた所長による講演の内容である。なお、同研究会については後掲彙報参照。

戦没者慰霊に関する資料

ここに掲げる資料は、戦争の状況に伴う戦没者慰霊について、戦後（昭和二十七年）までの本部の対応や方針、教会や個人が行った慰霊の実際を窺うことを願いとしている。左記の通り、IからIVの項目立てでまとめた。

I 招魂祭、慰霊祭、忠魂碑建碑式関係

II 教務から出された慰霊に関する通達類

III 追悼の挨拶、所信（教団・教務の立場から）

IV 信奉者の心情（遺族等、個人の立場から）

Iは、招魂祭や慰霊祭などの諸祭典の様子を祭詞（祝詞）を中心に掲げた。また、忠魂碑や忠霊塔の建立の様子を伝える資料も採りあげた。

戦没者慰霊の営みは、儀式・祭典が主となる。その中で祭詞は、最も重要な意味を持つといえる。祭詞には、戦争の状況と関わった慰霊の意義や戦死者に対する思い、戦争観があらわれている。ここでは、模範例とされた祭詞など代表的なもの、また地方

色も窺えるものを採りあげた。また、祭詞類と合わせて遺族の思いや祭典を執行する側の姿勢が窺える資料も採り上げた。儀式を行うに至る経緯や準備の模様、様々な立場の参列者の様子が伝わってくる。

また、忠魂碑や忠霊塔の建立は、本部の他、個人の立場で発願されたものもある。建立に至った経緯や動機が記された資料を採りあげている。

IIは、慰霊に関する通達類を採りあげた。戦没者慰霊は、次第に全国各地の教会の日常的な営為となっているが、それに対して、様々な通達や様式が本部当局から出されている。

IIIでは、教団の公式的な見解がわかる追悼の言葉や所信を採りあげた。戦争の状況に対する立場、遺族を前にしての思いが窺える。代表的な資料を採りあげた。

IVでは、戦没者への思いを伝える資料を採りあげた。個人に関する情報の面から、ここでは、教内紙誌によって刊行されたものに限っている。とはいえ教内に知られていた事例でもあり、教内に共有された個人の心情のありようを示しているといえる。

なお、資料の掲載は、紙面の制約、本所の資料収集の状況も関わって、網羅的に採りあげることにはならなかったことを、ここでことわっておきたい。

〔凡例〕

- 一、送り仮名、ふりがなの片仮名文は読み易さを考え、原則として平仮名文に改めた。
- 一、旧漢字、略字は、現代的用字に改めた。但し、「戦歿者」の「歿」など、その字体に意味があると判断されるものについてはそのままとした。
- 一、「ㄣ」、「ㄨ」などの繰り返し略記号は、元の用字に置き換えた。ただし、「ㄨ」についてはそのままとした。
- 一、判読に支障がある等の判断をした場合のみ、原典のルビを再現した。
- ※なお、編者にて付したルビは（*○○）として、傍らに付した。
- 一、「*」印のない括弧での補足は、原典に従ったものである。
- 一、明らかに誤記、誤植と判断される語については、傍らに（*○○）として、正字を付した。
- ※なお、明らかな誤記であっても、その語句自体に意味がある」と判断される箇所については、同じく傍らに（*ママ）と記した。
- 一、典拠・解説を、各資料の冒頭に示した。
- 一、差別的な表現や用語が使用されている資料については、歴史事実を表していることを考慮して、原典のまま収録した。

目次

I 招魂祭、慰霊祭、忠魂碑等建碑式関係……………220

- 1 中備出身韓地戦死者招魂祭
- 2 陸軍野戦砲兵野村由松の葬儀
- 3 木綿崎山頂の旌忠碑建設
- 4 日露戦争宣戦布告後の大招魂祭
- 5 明治三十七年戦役における東京出征戦死病歿軍人招魂祭詞
- 6 日露戦役戦病死者大招魂祭
- 7 三原村（岡山県後月郡）での招魂祭
- 8 六條院村（岡山県浅口郡）での招魂祭
- 9 物理村（岡山県赤磐郡）での招魂祭
- 10 三重県関町の忠魂碑建立
- 11 日独戦役戦病死者招魂祭
- 12 恒例招魂祭
- 13 満州事変殉難諸霊慰霊祭
- 14 満州及び上海事変大招魂祭
- 15 通州事件遭難者慰霊祭
- 16 戦歿した教義講究所卒業生の弔慰祭
- 17 桑港在留官民各宗派連合の支那事変戦病死将兵慰霊祭
- 18 戦時末期における忠霊弔慰祭

- 19 戦後における忠霊塔存置の取り組み
20 戦争関係死者慰霊祭

II 教務から出された慰霊に関する通達類

- 1 第十師団出征戦死者吊魂祭執行について
2 達示・日露戦死者記念碑文に関する注意
3 達示・日露戦死者大招魂祭執行について
4 達示・日露戦後における教師の心得について
5 教監通牒・満州事変後の取り組みについて
6 戦病死者弔慰に対する指示
7 満州事変勃発記念日の取り組みについて
8 「興亜奉公日はかうして迎へさせて頂きませう」
9 教監通牒・講和奉告祭及び戦死者慰霊祭執行について

III 追悼の挨拶、所信（教団・教務の立場から）

- 1 日露戦病死者遺族への慰安冊子
2 「人格に死して神格に生くべし」
3 「戦後経営の中心問題」
4 第二教区布教部講録
5 忠霊弔慰祭における教監挨拶
6 「戦争死歿者と共に生きる」

- 7 戦争関係死者慰霊祭教監挨拶

IV 信奉者の心情（遺族等、個人の立場から）

- 1 招魂祭参列者が綴った祭典風景
2 「長男と女婿の戦死にこの信心」
— 須崎教会信徒・又川兼尾の事例—
3 「この父にしてこの子あり」
— 下関教会信徒・松富勇吉の事例—
4 「長男の戦死に蘇つた一家」
— 福島教会某信徒の事例—
5 「国に捧げた我子」
— 鹿児島教会信徒・大河平佐和子の事例—
6 戦没者遺族座談会

268

258

282

I 招魂祭、慰霊祭、忠魂碑等建碑式関係

1 中備出身韓地戦死者招魂祭

明治二七（一八九四）年一月二日

『中備出身韓地戦死者招魂祭記事』神道金光教会長金光大陣編集・発行、明治二七年一月二日）から採つた。日付は、祭典執行の日。

この招魂祭は、神道金光教会時代にあつて最初の祭典であり、備中出身者を祭神にし、地域の神社関係者も慰霊祭に関わつた。資料は、当日の参拝者や、その他関係者に配られた冊子。

目次は以下の通り。○招魂祭概況 ○祭官相図砲煙心得 ○祭場図式 ○招魂祭順序心得書 ○参拝人員 ○記念靈図式 ○戦死者及病死者名簿 ○追吊詩文 ○献詠 ○発火演習並射的会概況 ○煙火目録。

なお、ここでは、「緒言」「招魂祭概況」「祭官相図砲煙心得」「招魂祭順序心得書」「参拝人員」「追吊詩文」（最初のみ）を採りあげた。「緒言」では、この冊子を編む意図が、「招魂祭概況」以下からは、当日の祭典の様子、祭典儀礼の意義がわかる。

緒言

夫れ征清の挙たるや名正しく義重し伏て惟るに允文允武至仁

至愛なる我

皇帝陛下隣交の誼を重んぜられ東洋の平和を永遠に保持せんと
との 聖意に出でたる一大義戦にして万邦亦之れを公認せり
今此正義の戦役に於て吾忠烈なる軍人は義に勇み忠に仆れ
たる者幾何ぞや誰か其忠魂を慰めむことを欲せざる者あらむ
や茲に於て本県阪本書記官備中各郡長に謀り十一郡連合して
我中備在籍戦死者及従軍中病死者等の招魂祭を舉行せられ不
肖大陣其裔主の重任を奉するに至れり此日秋晴天色拭ふ如
し四方参拝の衆庶萃りて雲の如く盛なりと謂つ可し因て其
追吊する詩文和歌と当日祭儀の概況を録し一小冊と為し各遺
族者及有志諸彦に頒ち将来の紀念に供せんとす然るに操觚我
任に非す且つ事務多端の際編纂順序の如何を顧るに遑あらず
其茲に及ふもの一片忠愛の余情に出つるのみ観客幸に之れを
諒せよ

明治二十有七年十一月二十八日

金光大陣識

○招魂祭概況

招魂祭々場は浅口郡吉備村木綿崎山なる神道金光教会本部構内に
設け当日の祭具は潔斎を重し一切新調せしものなり

○構内入口には横二間縦四尺五寸乃大額燈籠を作り其表面には招

魂祭の三字を大書し左側面には明治二十七年十一月十一日執行と記し右側面には 大元帥陛下万歳皇軍万歳と記し其裏面上欄には 皇威輝宇内の五字を記し其下欄には平壤城乗取の奇面を描きたり

○標鳥居には大国旗を交叉し又是にも額燈籠を掲げ其表面には李鴻章大法螺の尻破れの奇面を描き其裏面には李鴻章六変化と題し其第一は発狂第二は病氣第三は潜伏第四は死去第五は出陣第六は降参等の奇面を描き一見人をして敵愾心を興奮せしむるに意を注きたる者なり

○祭典場入口には縦巾六尺六寸横巾八尺四寸の陸海軍旗二旒を交叉し此中央に結び垂れたる大総は大阪淡路町の糸細工師岡繁造氏の工風を凝したる者にて其大総の中には国旗陸海軍旗砲丸鎗網等を組込たり

○木綿崎山々上には高さ十間の杉柱を建て其真頭には大榎を結付け幣帛を垂れここに横巾一丈八尺余縦巾一丈三尺余の(此広さ凡そ七坪あり) 大国旗を翻し其国旗の所より四方八線に綱を引張り五百余旒の小形の国旗陸海軍旗等を懸連ねたり

○直會宴会場は木綿崎山南方山嶺に長大の卓子十二脚を設け其中中央より四方へ三百余個の球燈を懸連ねたり

○祭官相凶砲煙心得

第一砲煙(午前六時) めざましのため

第二砲煙(同八時三十分) 祭官裝束心得

第三砲煙(同八時五十分) 祭官威儀を整ふ

第四砲煙(同九時) 祭官本部事務所に集る

第五砲煙(同九時四十五分) 祓主副典礼以下祭官祭場へ参行す

第六砲煙(同九時五十五分) 祓主副典礼以下祭官着席

第七砲煙(同十時) 齋主副齋主典礼着席

○招魂祭順序心得書

第一号鐘

遺族及優待員諸氏其他参拝者一同式場定め席に着く(午前九時四十分)

祓主副典礼以下祭官一同着席 (此間奏樂)

齋主副齋主典礼着席 (此間奏樂)

次祓式行事

此間遺族者及優待員諸氏正立揖礼す

次招魂式行事 (此間奏樂)

此間遺族者及優待員諸氏其他参拝者一同正立揖礼最も静肅を

要す

次献饌 (此間奏樂)

次斎主祝詞を奏す

此間も一同正立招魂式と同じ

次遺族者誄詞及参拝員追吊祭文を奉読す

次斎主玉串を献す

(此間奏樂)

次地方長官以下高等官及警察署長県官県会議員各自順次玉串を供す

次備中国各都書記徴兵参事員町村長等は各職限り各郡一名の総代を以て玉串を供す

了て他の参拝者拝礼す

次古備舞奉納(楠公父子訣別の舞即ち菊水の曲)

次斎主以下祭官一同退下

(此間奏樂)

了て遺族及優待員其他参拝者退散

第二号鐘

遺族及優待員諸氏直会宴会場に於て開宴

○参拝人員

当日優待参拝者は岡山県知事河野忠三同書記官阪本鈺之助同収税長磯貝信行同参事官浅井元浅口郡長東馬安太上房川上郡長松井良哉小田郡長畠山省三都宇窪屋郡長武知高吉阿賀哲多郡長高木正美下道郡長和氣辰包賀陽郡長花房職居後月郡長伊丹親恒安仁神社宮司佐々木元孫岡山県会議長林醇平岡山市参事会員新庄厚信の諸氏

其他県官警察署長収税署長県会議員徴兵参事員郡市書記町村長有志惣代等二百九十余人なり

遺族者の内当日参拝し優待せるもの七十余名なりし

○神戸在住岡山県人郷友会は特に会員小山善太郎氏をして総代とし参拝せしめたり

○普通参拝する者無慮二万余人

○追吊詩文

人誰か死なからん死して国家の爲にし名を竹帛に垂るるもの其榮や大なり我征清の軍精鋭比なく一挙牙山を抜き再挙平壤を破る其勇其武宇内列国の暗を以て嘆稱する所なり是れ我

叙聖文武なる天皇陛下の御威徳に依るや言を俟たすと雖も抑亦從軍諸士の櫛風沐雨露臥草食能く万難を排し進て死あるを知り退て生あるを忘るるの致す所たらずんは非らず今茲に備中全国の有志諸氏（やまなま） 謀り韓地戦亡諸士の招魂祭を挙行するに先たち諸士の伍伴たりし北征の将士は既に敵国に入り一唾手の下九連颯風（やまなま）の二城を屠り第二軍も亦金州に上陸し方に旅順口を占領したりとの説あり其奉天府を蹂躪し更に進て北京城下の盟を受くるの日も亦庇に近きに在るへきを疑はず諸士の率先して国家の爲に一身を抛ち能く軍人の師表と爲りしもの今日に於て益々其効績の顯著なるを見る諸士にして地下に知るあらは亦以て瞑目すへきなり嗚呼諸士

の形骸は既に黄土に帰するも其靈魂は尚ほ我 天皇陛下下の軍隊に
 追隨し奉り彼の頑鈍懦弱の敵兵を駆逐し以て帝國の威武を海外に
 宣揚し東洋の平和を將來に克復するもの蓋し与て力あらん敢て諸
 士の靈に告ぐ本日祭壇は諸士の郷國たる吉備中央の地に設けら
 れたり諸士の最敬最愛なる親戚家眷は皆來て祭事に与れり諸士の
 至親至昵なる郷党故旧は皆集て薦むるに清酌庶羞を以てす諸士の
 喜亦知るへきなり鈺之助乏を地方官に承くを以て亦本日の盛典に
 班列するの榮を得仰ては諸士の忠良勇武死して余榮あるを歎慕し
 俯しては有志諸氏同胞を待つ厚きに感激し聊か蕪辭を呈するこ
 と此の如し英魂 髣髴尚くは來り饗けよ

明治二十七年十一月十一日

岡山県書記官從六位 阪本鈺之助

(以下、略)

2 陸軍野戰砲兵野村由松の葬儀

明治二七(一八九四)年一月一八日

『祝詞の手草 第壹編』(金光金吉編集・発行、明治二十七年一二月三日)から採った。日付は、葬儀が行われた日。

日清戦役出征兵士で尾道教会信徒野村由松の葬儀の祭詞。なおこの祭詞は、各地方での祭典執行の参考例として教内に頒布さ

れている。ここでは、この冊子を編む意図が示される「緒言」も併せて採録した。

なお、ルビは原典通り再現した。一部カタカナ表記も原典通り。

緒言

此祝詞の手草は本年十一月十八日備後国尾道町在籍にて平壤の役に名譽の戦死を遂げし故陸軍野戰砲兵野村由松氏の葬祭を吾本部に托せし当時齋主の任に當りし佐藤專掌の祭文なるが目下は各地に於ても斯る事柄多かれは職務上参考にも成りななかと思ふか俛に今印刷に付しければ之を頒つになん

明治二十七年十二月二十日

権大講義 金光金吉

終祭詞

故陸軍野戰砲兵二等卒野村由松君之英魂乃御前爾齋主準一等特派講師權少教正佐藤範雄 謹敬比白左久汝命波野村喜兵衛主乃次男爾天其性直久雄々志久座志我去年乃明治二十六年十二月一日乎以弓第五師團爾入營志野戰砲兵第五連隊第四中隊爾編世良礼身乎君爾捧許心乎國仁尽左牟刀勵美勤美給布中爾今茲明治二十七年八月一日 天皇命波滿清乃驕傲乎赫怒志此乎膺懲志米牟刀乃大御心爾互 宣戰乃大詔乎降志給比之加婆陸軍爾

海軍爾競進美師立為氣留其我中爾汝命波志毛過仁之八月十四日
 日広島袁発天宇品港与利船出志国乃鎮刀仰久巖島山乘越天朝鮮
 國能仁川港閉海路災難事奈久上陸世志登彼国乃開城与里音信志
 給比氣礼婆親族家族親支朋友諸波如何泥戰闘打勝氏皇大
 御国乃大稜威乎輝志千名乃五百名乎拳芸凱戰乃声能轟々仁
 勇志久帰来座禰乃古曾夜波終夜昼波終日待仁待知都々有留我
 中仁嗚呼九月十六日彼能平壤城能劇戰爾勇美進美天有功志
 久立働伎給比之折志毛敵乃砲丸爾中利痛手乎負座志天一再毘敵
 爾向布戰闘乃力乎失比給比之事乃怨米志也其日直爾平壤乃
 陸軍野戰病院仁入給倍婆懇爾醫師乃業乃厚久広久尽志々毛其
 効奈久遂仁十月四日乎顯世乃限登其地爾怨乎吞弓矢世給比志
 斗其筋乃通知世來奴此音信乎得志父母等兄弟等乃心波言母更奈
 里親志伎朋友諸波如何仁口惜志久悲志久歎比氣牟然波謂倍皇
 御国乃軍人波戰場仁君乃御為國乃御為登討倒留々古曾此上奈
 伎榮答奈里氣礼故爰乎以弓汝命乃高伎功勳乎愛慕比御心乎涼志
 米御魂乎慰免奉良牟刀此乃尾道町乃有志者波同心仁相議弓
 汝命乃御屍斗御璽造奉氏皇御国乃國風乃神葬式袁堂
 仕奉良牟板乃板波厚久清久調閉終乃御祭登種々乃味津物乎
 奉置計婆吉備能樂人乃吹鳴須笛乃音乃甘爾松風乃響爾通布

玉琴能調能朗仁平計久安介久聞食給比天今与里愛宕我山乃
 麓奈留與城所爾送奉良牟刀須行手乃道波赤旗白旗建連根御尾
 前守氏御供爾波人垣奉仕良久乎爾奈忠義能御魂阿奈野村ノ正荒
 猛雄乃命与清久涼志久聞食志天後母輕久出立座勢刀畏美畏美
 母白須

千時明治二十七年十一月十八日

葬所祭詞

玉浦磯打浪母最静奈留是乃広庭仁

故陸軍野戰砲兵二等卒野村由松君能忠烈乃御魂乃枢乎据奉里氏
 御前爾齋主準一等特派講師權少教正佐藤範雄畏美畏美母白左久
 汝命波去志明治六年十一月四日刀云日爾野村喜兵衛主乃二男仁
 生出座天其性質直久雄々志久克久父母爾事閉又能久人爾交留仁
 信義袁以弓志質問乃道仁波漢字爾簿記字爾商業字爾刀勤給比
 伎且其身波健全奈留立仁座志天志乃年座須也皇御国乃男兒斗為弓
 最毛榮答奈良兵士多留合格袁得天去年乃明治ノ二十六年十二月一
 日乎以て天第五師團爾入當志野戰砲兵第五連隊第四中隊爾編世良礼
 夜斗奈久屋刀奈久戰乃術袁練習毘津々在留中仁今茲明治ノ二十
 七年五月乃頃与里朝鮮ノ国乃内爾東学党刀奈牟称閉留頑固志伎

醜輩有弓其王庭乎 犯侮利国人哀 苦 難 仁依氏吾 天皇命波
 隣交乃勿諸不成事乎 思志天深久大御心哀痛未世給比御軍袁遣
 してレツノ 隣交乃にのづくに、おもはしめて、いれたまへ、ひびきを、つつかは
 之天鎮和給布並仁清ノ國爾毛軍 出計爾爾彼波始与里隣交乃
 重為倍久佑久可伎信義袁思波受物毎爾妨 乱理吾 大君乃 懇
 爾望月乃満 足世留大御量袁母春夜乃 離々仁播黒米牟刀
 強逆無道世留我故爾竟仁 宣戰乃大 詔袁降志給布事刀成
 仁志加婆大御軍波競進 天師立為志其我中仁仁汝 命波之母過
 仁之八月十四日広島師團袁出発氏宇品港与利船出志給比朝鮮國乃
 仁川港閉上陸志開城平經進々々天九月十六日彼平壤城乃險壁
 乎陥落志敵皇袁破碎伎天大御稜威袁 輝志々折柄汝 命波高麗劍
 鞘拔出弓奮進 勇戰比敵平討弘比追退計功志久立働 給布折
 志毛敵能砲丸爾中里傷負給比怨平吞吾其日野戰病院仁入座
 志加婆人乃智能及限利医師乃術袁広久厚久懇切仁尽志々母其傷
 也深入其痛也重久有氣牟遂仁十月四日 齡二十二年袁以吾吾世乃
 限斗彼韓山風能生臭伎我我中仁水漬屍草生屍乃成果給比志波
 儼概登毛儼概志然波有礼度此平悲志斗謂牟与利波勇志斗也謂牟
 不幸刀謂牟与利波高文栄嘗刀也謂武如此登波予天其出発乃始
 米与里期志給比志事奈良武其波彼乃開城与利最後乃便刀音信志
 給比志中仁彼國乃陸路行軍能安加良奴事等乎記給比志其文乃末

仁曰良久此後三月七便ナキ時ハ最ハヤ戰死セシモノト
 御察被下止奈牟
 嗚呼此文乃心意能雄々志左耶今此袁見牟人開牟人波汝命
 乃業仁既仁身乎母心袁母吾 大君爾捧奉里皇御國能
 御為爾討倒留々乃御心思定能弥堅久弥厚久座坐氣事等
 窺比奉良留爾奈牟是曾細矛千足國乃正荒猛雄乃大和心
 奈留最毛尊久最毛 辱 伎
 故爰袁以弓此乃尾道町能有志者波同心仁相議弓汝命乃有功
 乎愛慕比御心乎涼志米 慰 奉牟賀為如此御屍能御靈袁造里天
 葬乃事 營 奉仕良牟刀 柩能板波清久厚久裝束物仁波赤旗白旗
 建連根氏 奉 留幣帛波海川山野仁生留種々乃味都物袁置足波志
 氏 仕奉良久乎洗米能清良加仁美輪乃美酒御心甘良仁 餅乃鏡明
 良久久聞食給比又今日乃御供仁波尾道町仁在留 諸 乃官衙
 能官人等平始米各學校能教員波其生徒 諸 袁密章又各町
 乃人々波各母々々御旗建連根時知翁仁吹匂布菊乃花能色香
 競比参來 拜 奉利又吉備乃衆人乃吹鳴須笛能音能清良仁奏
 須琴乃調乃明亮仁又秋乃千草乃花能色々仁烽火乎打揚計何
 久礼斗御心慰乃事等 營 奉仕天汝命乃親族家族毛御供
 志奉礼婆阿奈樂志阿奈心与斗見行志宇良氣給比今与利汝

みこのみながらのひびしはあたが雲まのたごなるちたのむらびとらへはま
まればと御屍乃御靈波愛宕我山乃麓奈留千代乃輿城所倍葬
奉礼婆常磐爾動久事奈久鎮座坐世刀白須

又白志奉良久波先爾汝命登共仁立働給比志大御軍波今也
支那国乃境深久波先爾汝命登共仁立働給比志大御軍波今也
限等奈久四百余乃野母山袁毛踏靡氣牟刀已爾九連城乎拔伎

乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々

乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々

乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々

乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々
乃御魂波然古曾波心壯快斗御覽須良牟猶天翔国翔神旗押立天々

千時明治二十七年十一月十八日

葬後靈祭詞

掛卷母畏伎故陸軍野戰砲兵二等卒野村由松君之英靈神乃御前仁
謹敬比白左久

汝命能國廻御為君乃御為刀戰亡給比志高伎有功哀愛慕比悼
偃毘都々過仁之頃与利如何泥英魂乎慰米奉良久末志斗此乃尾道

町能有志者波相謀利相語良比天夜斗奈久屋登奈久心尽志弓今日
波毛其式執行奉利之爾築地賀広庭毛狭伎迄爾參來集比弓美志久
事竟爾氣礼婆今波唯御魂乃御為仁御酒御食種々乃味津物乎捧奉
良久乎平介久安氣久聞食給比天常磐爾動伎無久是乃家乃守乃
神斗御心平穩仁鎮座坐世斗畏美畏美母白須

3 木綿崎山頂の旌忠碑建設

明治三〇（一八九七）年七月

「金光教会本部の美挙」『ほつま』（明治三一年四月一〇日）か
ら採った。日付は、旌忠碑に記された碑文による。

木綿崎山頂の日清戦争戦病死者旌忠碑建立の経緯と、その碑文
について掲載された記事。これまでは、「韓地戦死者招魂祭祀
念靈」「韓地従軍中病死者招魂祭祀念靈」などの木標を設けて
の招魂祭だったが、以降はこの旌忠碑のもとで紀念靈を並べ建
てるなどし、行われることになる。建碑式は明治三十三年一二月
四日舉行。

曩に明治二十九年金光教会本部は備中国出身にして明治二十七

年の戦役に戦死せし者四十七人病死せし者百三十三人の為めに前
 の岡山県書記官阪本鈇之助氏及び備中国各郡長と相謀り祭典を吉
 備木綿崎山に設け其忠魂を慰めしが此の程又そが記念碑を建設せ
 んとし業已に着手中なり而して其文は故川田博士に託せしが博士
 忽焉遠逝せられしかば其遺言により更に之を西薇山先生に乞ひ遂
 になれり下にかかぐる文は即之なり又其篆額を彰仁親王殿下に乞
 ひ奉りしに殿下その拳を嘉し玉ひ題せられて旌忠碑と云ふ又其本
 文は前の岡田の城主蒔田子爵の手に書られしものなりとぞ因に記
 す右旌忠碑はほとむど竣工せんとすされば建碑の盛式を見る將に
 近きにあらむ惟ふに忠魂英靈も亦天翔りて其日をまてるなるべし

旌忠碑

明治二十七年清国背約蔑隣 天皇赫怒発宣戦之詔我五畿八道四
 千有余万臣民無老幼無婦女莫不感奮興起願致死于王事者矣於是陸
 軍奮戦于牙山平壤鴨綠金州衝牛莊迫海城海軍進戦于豊嶋黄海旅順
 口威海衛滅没彼東洋艦隊海陸將士一心同力櫛風沐雨暴露于邪寒暑
 雨不顧万死是以旭旗所指莫不風靡又将並進破山海関侵太沽陷天津
 結北京城下之盟清国君臣慄々危懼謝罪請和 天皇至仁諒其衷誠
 爰定約干戢戈焉此役也備中国臣民従軍戦死者四十七人病死者百三
 十三人其死雖異均是死于王事也神道光教会長権大教正金光大陣

与岡山県書記官從六位阪本鈇之助及備中国各郡長相謀其年十一月
 十一日設祭典於吉備木綿崎山以招其忠魂又将鞞石劬後人囑文於宮
 中顧問官從三位勲四等文学博士川田剛々文未成偶疾遺言託毅一而
 逝中教正佐藤範雄來伝其言而乞焉毅一諠不得辞因謹叙之且告曰方
 今列国龍驤虎視鉄艦巨礮利器相競雖然兵之勝敗其機豈止於此乎然
 則我臣民忠勇輕死之風琢磨淬励不可以不備他日之變也建碑之意其
 在此耶範雄曰然乃聞之彰仁親王嘉其拳篆其額曰旌忠碑嗚呼死者有
 此榮矣生安得不感奮興起乎哉

明治三十年七月

從六位 西 毅一 謹撰

4日露戦争宣戦布告後の大招魂祭

明治三七（一九〇四）年四月一日

「教界時報」『令徳』（明治三十七年四月二日）から採った。日
 付は、祭典執行の日。

本部で行われた日露戦争宣戦布告後における招魂祭の内容を伝
 える記事。この段階で、日清戦争以来の動向が一連の出来事と
 して押さえ直され、規模を大きくした祭典となる。祭神も、そ
 れまでの備中出身者から全国規模に拡張した。名称も大招魂祭
 と改められ明治三十九年四月一日まで続けられる（↓I-6）。

大招魂祭

本年の春季大祭は別記の状態にて終了を告げられたりぬ、明くれば正に是れ四月十一日此日招魂祭を行ふはまた年々の例なれるも本年は其二十七八年の役に属するものは十年祭に相当し北清事変に於けるものは五年祭に当るを以て其祭儀の特に莊重なる大ひに其例年とは趣きを異にせるものあるのみならず従来に於ける祭祀者は備中出身のものに限られたるが本年よりは其規模を拡張して一般の陣亡者も招魂合祀することとなり今回の征露戦役陣亡者をも夫れ夫れ招魂此際合せて祭事を執行することなれば前月来其準備も容易ならざる由に聞きしが果せるかな当事者が経營の蹟は今日正しく此祭場に現然たりき

先づ見る木綿崎山上の旗竿を中心に無数の小旗縮垂とせられて春風に四方に飛るさまの美事さ、旌忠碑の上方には国旗を高く其下には陸海軍旗を交叉し更に旌忠碑に隣りて征露戦役戦病死者の紀念の標を設け四隅には斎竹を植て注連縄を張り圍らして此処に祭壇を設け更に左側面に方りて楽室を据へ祭壇の前面より南に長く仮屋を設け猶も東西に各五間つつの掛出をなして雨天の万一に供へ、而して其屋下に来賓参拝者の坐席は整然とし幾多の木標は此間に植てられて其参拝者の資格によりて着席すべき所を示し此他総ての用意の周到なれる祭場の内外幾数千人の人を以て埋められたるにも似ず混雑の様はなかりし

即て第一砲烟の注意によりて各参拝者の祭場へ参行第二砲烟の轟きにて夫れ夫れ設けの席に着くや第三砲烟の響くと共に斎員祭場に参向尋いで斎主の君にも参行の筈なりしも止むなきの事にて急に出でまさぬこととなりしかば俄かの事とて副斎主近藤権大教正代はりて斎主を兼ね午前十時はれより祝詞奏上少教正高橋茂久平典礼権少教正八木栄太郎手長頭権少教正濱田安太郎祝主大講義澤井光雄以下祭員三十九名にして左の式次により祭典は執行はれたるが袴式なる祭儀と慨切なる祝詞は転た當時を感せしめて思はず涙下るの概ありし知らず在天の英霊如何に享受ましけむ当日来賓として参拝者の重なるは西村岡山県参事官一山浅口郡長官公吏名譽職員其他遺族在郷軍人赤十字社員近郷各小学校職員生徒等無慮八百名遺族に対しては供物に添へて酒一瓶つつを授与し重なる来賓には金光中学新築講堂にて茶菓の饗応ありたり而して右は招待によりて参拝したるものなるが時節がらとて此盛儀を見物がてらの参拝者に至つては予想外なる莫大の人数なりし、今日日の祭典式次及び祝詞を抄録すれば左の如し

大招魂祭式次

一 各参拝者 着席
一 斎主以下祭員 着席

此間奏樂

一 祓行事

此間奏樂

一 招魂神術

此間管絃一同立揖

一 献饌

此間奏樂

一 招魂祭祝詞

二十七八年之役戰病死者十年祭
北清事變戰病死者五年祭

此間一同立揖

一 建碑祭祝詞征露軍戰病死者

此間一同立揖

一 勅任官

玉串

一 連隊区司令官

玉串

一 奏任官

玉串

一 官公吏名譽職員及新聞記者

玉串

一 遺族

玉串

一 在郷軍人総代

玉串

一 赤十字社員総代

玉串

各玉串献上の間奏樂

一 金光中学生徒

拝礼

一 吉備樂奉納

一 齋主以下齋員

退下

一 参拝者順次

退下

以上

二十七八年之役十年祭及北清事變五年祭祝詞

此の所を掃ひ清めて招き奉り坐せ奉る二十七八年之役及び北清事變の爲めに身失せ給ひし軍人等の英靈の御前に金光教管長大教主金光大陣敬ひて白さく

あな貴きかも忠義の靈神はや汝命等は去にし二十七八年役に御國の花と散り果まして國を鎮めの神となり給ひしより一年二年は夢と過ぎ五年六年は現と來経往きて今年はも梓弓射手の早くも十年とはなりぬあな忌由しきかも益荒猛雄の靈神はや汝命等は北清事變の役に唐國の露と消失せまして浦靖の國の守りと成り給ひしより三年四年と打過ぎて今年はも隙往駒の足駆早くも五年とはなり阿波礼過にし古の事共を春の雁列々に思ひ返せは汝命等はしも家をも身をも打忘れ勇み進み奮ひ戦ひて大君の御稜威を東洋の各国までも高く掲げ皇國の御光を西洋の諸國までも広く輝かしまして高き功績を立て給ひし事よ斯れば末の松山末かけて武士の鑑とは慕ひ奉り仰ぎまつるものから年毎に礼事仕へ奉り來しを今年も相兼相合せて常よりも異に広く厚く英靈を慰め奉らんとて仕へ奉る礼代の幣帛は色々の千機高機懸連ね海山川野の種々の物を供へ奉

り吉備の歌舞仕へ奉りて汝命等と共に戦の場に立働きし者及親族
 家族官公吏名譽職員軍人又赤十字社員諸相共に拝みて何くれとな
 く御心うらがし奉れば美輪の酒御心甘らに餅みの鏡明らけく聞召
 諾ひ給へと白す

斯く聞召ては汝命等も幽冥より見覽しますらむ如く先つ頃より露
 西亜の国と戦ひを交へて海には醜の軍艦を打破り陸には敵を追退
 けて尚も雄武備に武備つつあれば汝命等も呑みし怨をはらすは此
 時ぞと戦の場に立働く軍人等が身は壯健に心雄々しくあらしめ給
 ひ銃にも太刀にも御力を添へまして射向ふ奴輩を悉に錦の御旗の
 旗風に服従ふべく守り幸へ給ひ將親族諸が家をも厚く恵まひ
 給へと砂美の浦さしくる潮の称言竟奉らくと白す

日露戦役陸海軍戦病死者招魂祭詞

白髪つく木綿崎山の尾上の旌忠碑に隣りて璽の真柱岩か根深く突
 建て招き奉り坐せ奉る今年露西亜を征ち給へる役に身失せ給ひし
 陸海軍の軍人等の英霊の御前を金光教管長金光大陣拝み白さく
 阿波礼汝命等は今年の始めつ方より師立ちし露西亜の国と戦ひて
 身失せ給ひし伊豆の御霊忠義の神に坐すを以て今日をしも吉き日
 と撰定め嚴重に御祭仕へ奉る事とは成りぬ此戦役はしも去にし二
 十七八年之役の後東洋平和とふ事も遼東の地を還付せしめ殆満
 州の全部を我物顔に奪ひののしり遂に韓の国をさへ窺ひ彼れが言

挙げしし東洋の平和をば己れ自らむとしけるが故に皇が朝廷には
 去年の何月の頃より一度二度のみならず度まねく御使もて彼の国
 に事議らせ給ひしもつばらには御いらへたにせで己れが国の大き
 なると其人数の多きとにほこらひ畏くも一向に皇朝廷を威嚇し従
 はしめむとす故にここをもて掛けまくも畏き天皇は世界の人の道
 の為め御代御代の大手振として正しき道の直ぐなる道を踏ませ給
 ひをれこれと大稜威振興し給ひて去にし二月の十日といふ日宣戦
 の大詔をこそ煥発し給ひければ大皇軍は競ひ進みて海には敵
 艦を仁川の沖に撃沈めしを始めとして既に旅順口をば七度まで攻
 め撃ち彼れの許多の戦艦をは取りこぼちて今はほとほとに尽きな
 んとそすなる又浦塩の港には四隻五隻の軍艦を追蹙め陸には定州
 を破りて宣州を得鉄山に進み大稜威を輝かしし打柄汝命等は家忘
 れ身も左なしらに高麗劍鞘抜き出でて勇み戦ひ功績しく立働き給
 ひて終に可惜身を水漬屍草生屍と成し果て給ひし事よあな雄々し
 きかもあな尊きかも故此をもて己大陣汝命等の有功を愛慕ひ仰ぎ
 まつるまにせめては其御心を慰め奉らんと捧げ奉る御饗津物には
 御酒御饌を始め海川山野の種々の物を横山の如く置足はして供へ
 奉り吉備の樂人に琴掻き引き笛吹き鳴らさしめ岡山県の官公吏名
 譽職員及赤十字社員諸々をも弥集ひに集へて相共に拝み仕へ奉れ
 ば嬉しとも樂しとも見覽し聞召し給へと白す斯く聞召ては尚も我
 軍人は身を大君に心を皇国に捧げ奉りて海にも陸にもくなたぶれ

醜の奴輩を討罰め追退げてさし登る旭の御旗の立どころに満州に満ちぬる露も西比利亜に積れる雪もかき清め春日の影に立ち消へしめて我大君の大御恵を仰がしむべく幸ひ給へ天翔り国翔り神旗高く押立てて吞みし怨を晴さずてやはあるべきと勇敢に導き佑け守り給ひて浦靖の神床高く立ち榮へ賜へと白す

辞別て白さく此度の従軍に戦の為にはあらで病の床に消へ失せ給ひし御霊神等よ同じ忠烈の英気の御心には燃るばかりに坐ながら不幸も病に罹づらひ給ひしは如何に口惜しく慨たき事の限りなりけむ其怨を慰め奉らんと同御霊をも建設け奉りて斎ひ祭る事を穩に聞召て奉つる幣帛を御心甘らに諾ひあな樂しあな嬉しとあななひませと白す

5 明治三十七年戦役における

東京出征戦死病歿軍人招魂祭詞

明治三七（一九〇四）年九月一八日

『明治三十七年戦役東京出征戦死病歿軍人招魂祭記事』（明治三十七年一〇月一六日、金光教本部出張所）から採った。日付は、祭典執行の日。

日露戦争の戦死病歿した軍人に対する招魂祭祭詞。祭典は、東京上野帝室博物館付属第五号館にて行われた（↓IV・1）。

此の所を暫時伊豆の真屋と払ひ清めて招き奉り座せ奉る東京市内より明治三十七年の戦役に従ひ伊往きて或は戦死し或は病に歿せ給ひし軍将士卒諸の英霊の御前に今日日の斎主金光教管長大教主金光大陣畏み畏み白さく

言挙げ奉らんは畏かれと我 天皇陛下には宇内列国の親交を弥遠永に深厚からしめ東洋の諸国の文明を益長久に誘保しめむと天よりも高く地よりも広く思ほしめして事執る有司等を以て彼の露西亜の国と論らひ議らしめ給ふ叡慮は昔の根の最懇篤に甚優渥に大坐々しを如何なれば彼の国は一向に己か欲するままに左に右と強言を取設けて負気なくも清国韓国を侵し且我日本国の光をさへ蔽はむと計策せり如此在れこそ尚何時までも其ままにて赦させ給ふべきものならねは遂に今年の二月十日になも宣戦の 大詔を煥発し給ふに至りしは実に畏き事の極みになもかかれは汝皇軍人等は 大詔勅を背に負ひ持ち 大稜威を頂に捧げ奉りて海行は水漬く屍山行は草生す屍と雄武備に猛ひつつ波風荒き海原に奮戦ひて醜の軍艦を撃沈め打散らし雲霧深き山野に征入りては其保塁を陥いれ根拠地を乗取り射向ふ敵も荒野辺に或は捕虜にし或は追攘ひつつ海にも陸にも連戦連勝せられつるは全ら 大元帥陛下の大稜威による事ながら亦我皇軍の作戦計画の宏く遠く妙に奇しきか上に天祐も加はれる将卒等の健く雄々しき力になもと山の谷々津々浦

々に住める者に至るても言寿ぎに言寿く其ありさまよあな勇ましき事なるかもあはれ此の言寿ぎや此の勇ましさや今熟に思へは汝英霊等が 大君の御為に身を捧げ国の為に焼鎌の敏心振起して猛ひに猛ひ進みに進みて轟々に天地も崩れむはかりに征鬪ふ途端に打出す大砲の煙と消え飛來る弾丸の響と碎けて打倒れ給ひし山海も奮ならぬ勲勞の賜にそありける又更に思へは射る矢なす矢竹心に伊往く折しも路の筑紫の海に不覚も打寄する仇波のなみなみならぬ遺憾を呑みて敢なく身亡せ給ひ或は時の氣に冒されて病の為に所々の草葉の露木々の雫とはかなくもなり給ふなと其状況は秋の八千草色々異れとも後の世かけて薫しき心の誠にして 大君の御楯われそと身をも命をも惜み給はぬ忠々しき心の玉の光にそあるあはれあはれこの勲勞の賜こそは万代の国の礎と動く事無からめこの心の玉の光こそは千代かけて国の光と消ゆる事無からめあな尊きかもあな忌々しきかも

如此慰め奉り称へ奉ると共に尚更に偲ひ偲へは御名の誉は博かれと其功德は高かれと垂乳根の親の嘆きや如何に屍を沈め給ひし其海の水底よりも深からむ妻子兄弟の哀みや如何に血潮の流れし其河よりも尚長からむ故是を以て民草の心を励し親族家族と湿ふ袖を振りはへてせめては博き御名を称へ申し高き御功績を仰かむと我金光教本部出張所専掌中教正畑徳三郎い教師信徒と諸共に相議り相語らひて今日しもこれの上野の丘の高く静けき処を齋まはり

清まはり御祭仕へ奉らくと奉る御饗つ物には御酒御食種々の物を持捧け置高成して親族家族を始め高級の軍人官人より上下の許多の人々を請ひ集へ相列めて奉捧る玉串の取々に拝み奉り仕へ奉らくを平らに安らに聞食享給へと申す

かくて今回の戦局の結了らむ後は 天皇陛下の大勅命以て戦死し給ひし英霊は即て靖国神社に国家を守りの神と合祀らせ給ひ其勇しく香しき御名の誉は国史に伝へしめて後の世人に仰かれ給はむものと思ふか中にも今日よりは汝英霊等を和泉町なる金光教東京教会所の特に設備へし靈殿に弥遠永に斎ひ奉り仕へ奉らくをあな嬉しともいと樂しとも相諾ひ給ひて今も尚汝等か戦友等諸は 皇国の為に海に陸に戦ひつつあれは其か前に立ち後に添ひて現世に坐しし程の忠義しき御心に弥増して天翔り国翔り守らひ助けて戦へは必ず勝ち征れば決めて取らせ給ひ速くも戦局の終了をなさしめて我 大君の歡慮を安らへ奉り明治の大御代は千代田の大宮の千代万代に我日本国の光を宇内に高く広く遠く長く輝き渡らしめて列国の親交を平和の昔に克復し国民安康に繁栄に文明は益加はり愈増るべく靈幸へましませと畏み畏みも申す

明治三十七年九月十八日

6 日露戦役戦病死者大招魂祭

明治三八（一九〇五）年一〇月一日

「道の光」みかげ（明治三八年一〇月二日）から採った。日付は、祭典執行の日。

日露講話条約（ポーツマス条約）調印を受けて、本部主催で行った招魂祭。資料中では、これ以降、恒例の招魂祭に戻るとあるが、実際には翌年四月一日の大招魂祭をもつておわる。計五回執行された（↓I・4、II・3）。

別項所載の次第にて此秋の教祖大祭は終りたるが更に翌十一日を以て日露戦役戦病死者大招魂祭を本部境内木綿崎山に於て挙行せられたり是れ昨年開戦以來四回の挙行に属せり而して今回に限り其特に大の字を冠せしめたるものは時に未だ批准は終らざるとするも講和既に約なりて休戦の事又た実行を見る其平和の克復早晚の間にあるべきは知るに難らず然れば今回の事たる先づ以て一段落を告げしと云ふべきなり是を以て其挙祭の典も今回を以て最終とし爾後は恒例によりて挙行することとなりたり故に從て其規模の大なるが為めなり

先づ本部境内の入口には壯觀人を驚かす招魂祭の三大文字を高く横に染め出したる大行燈を中空に懸け其下に大国旗を交叉して小春日和の朝風に翻さしむる此傍に來賓及遺族参拝者の受付所を設

けて其來る者を迎へ此所にて大招魂祭式次、（*註）相図心得、徽章心得等を來賓には入場券を交付し更に祭場の昇口には案内者を置きて順路を示し普通参拝者は別の路によりて之れより入らしめ其雜沓を防ぐに於て注意殆ど完全たりき

さて祭場は正面を外して三面に幕引き廻らし其西南端に大国旗を右側山上の旗竿には陸海軍旗を掲げ更に旗竿の上端より四方に引きて無数の小国陸海軍旗を吊し祭壇は正面旌忠碑に並びて日露戦役戦病死者記念壘を三方より白布にて囲みて此所に設け、神鏡を取掛けて其正面に献饌台を据へ左右の真榊には玉鏡劍及五色の絹を掛け正面の高所に注連繩を張り尚其上に陸海軍旗を高く交叉し又祭壇右垣の四隅には齋竹を建て此所にも注連繩を張りて其根柢には柳枝を括し付け更に又祭壇の左右に時の花を献げ夫れより前面に仮小屋を設け尚南に統けて幅三間長七間の掛出をなし白布を以て日光を覆い被案内参拝者は其資格によりて所定の席に着せしむることなし普通参拝者は止むなく祭場狹隘の為に山上より拝礼せしめたるが実に詮方なきに出でたるの所置とは云へども是れのみは今回の恨事たりし斯くて左の相図心得によりて

第一砲煙 各参拝者祭場へ参行の注意

第二砲煙 各参拝者着席

第三砲煙 齋員着席

夫れ夫れ祭場に着席したるは午前十時これより金光教管長大教主

齋主となりて齋員五十五名を卒いて左の式次により祭事は始められたるが其莊重にして厳肅を極めたる在天の英靈髣髴として茲に降り遺族又感涙の落つるを知らざりしが如し然る程に祭儀終りに臨みて我管長は招待参列者及び遺族参拝者に向ひて懇篤なる挨拶をなし次に檜垣本県知事より遺族に対して慰安の辞を陳べ尚留守第五師団長代理人交大尉よりも同様の辞ありたるには遺族何れも満足せしに見受けられたり而して遂に全く祭事の終りたるは正午十二時は是れより案内したる来賓には金光中学校生徒休憩所にて午餐を饗し遺族には其帰るを要して供物に酒瓶を添へて一々に交付し待遇町重を尽して余りありたり

(＊式次省略)

尚余興奉納として金光中学校生徒の発火演習あり東西両軍接戦以て壮烈を極めたるには一入参拝者の感を引きて転た英霊の上を偲ばしめたりき

当日参拝者の重なりしは檜垣岡山県知事、留守第五師団長代理人交歩兵大尉、黒住教管長代理難波少教正、一山浅口、石川上道、古澤都窪、伊丹小田、草加吉備、村山川口の各郡長、岡山県各警察署長代理江田玉島警察署長、山家瀬戸警察署長、佐野赤十字社岡山県支部常務幹事、其他町村長在郷軍人赤十字社員、金光中学校及各高等尋常小学校教員生徒等にて五千余名遺族の参拝せしは五百五十名普通参拝者を合せば実に無慮一万五千余の大衆なりし

今例によりて此日我管長の奏せられたる祝詞を報ぜんに左の如し
敷島の大和島根の真柱浦靖国の鎮と立林す神籬は神術のまにまに招ぎ奉り座せ奉る日露の戦役に従ひて戦死し或は病歿せ給ひし諸の忠靈義靈の御前に齋主金光教管長大教主金光大陣畏み畏みも白さく

当時は国の名を聞くだにも肌寒けき心地のせられし露西垂てふ国は東洋の平和を思はで左に右と腹黒き事をのみ仕向るものから信義を説かむすべもあらで昨年春皇軍を出し給ふと宣戦の大詔を下し給ひぬ故此を以て汝命等は命を頂に捧げ奉り大稜威を背に負ひ持ち帥立ちして遠き海原を蹴渡り伊往き至りて奇しくも陸に戦へば秋の野の尾花の末を野分の吹き靡かすが如く海に攻むれば立つ白浪の忽ちに消へ失する事の如く戦ひ勇み勝ち続け今や醜の奴輩をして敵ふ心も悉打挫き射向ふ力も全く失ひ尽さんとする折しも米国の大統領が世界の人の為にと最懇に敵矛の中取持ちしまに今は講和の談判及休戦の条約も調ひ御批准も即て成し給ふ事と伺ひ奉らるるになん斯くて宣戦の聖旨は伊照輝きて世界の親交も弥平和の昔に克復る事とぞなりにける阿奈嬉きかもあな忝けなきかも此は専ら

大元帥陛下の大稜威に依れる事とは云へ汝命等が家をも身をも打忘れ一向に君の御為の御為と大丈夫武雄の武ひ進みて打ち出す矢丸と討ち砕け荒野の露と消失せ給ひし大和雄心の賜にそ

嗚呼嗚呼如此立働き給ひし條々を称へ奉るにつきて思ひめぐらせ今し凱旋の声勇ましく帰りこん戦友等の中に汝命等の面容の見へざらば垂乳根の親の思ひは如何に燈火消へて闇路を辿る心地やせん妻子兄弟の思は如何に胸塞がり魂消ゆるばかりの心地やせん

然はいへ一度は必ず身まかる可きは人の世のならひなれば御国の為に命捧げ給ひし事の尊さよと国民諸は其高き勲功其博き御名を山にも海にも譬へんよしもがと偲び奉るまにまに吾本部にては已に三回招魂の御祭仕奉りしが今日はしも更に臨時の最終の大御祭を執行はむと捧ぐる幣帛は御酒御饌に海川山野に生ふる種々の物を取揃へ千座の置座戸に置高なして供へ奉り官公吏の人々等を始めて汝命等の親族諸に至るまで参来拝み仕へ奉れば吉備の衆人が吹く笛の音の清々しく奏つる琴の糸の多親々々に聞召相諾ひ給へと白す

斯くて既に戦死し給ひし英靈は靖国の神の社に 天皇陛下の勅命以て齋き奉らせ給ひしが其后に戦死し給ひし忠魂等もやがて同じ神の位に祀らせ給はん亦病に歿せ給ひし義霊等も其の香はしき御名は永久に後の世人に仰がれ給へば嬉しとも樂しとも聞召さへ今更に言別て告り白さん吉事あり其は今回日英同盟の改めて成れる其の條々を見れば実に皇国の光りを挙げしと共に東洋平和の保障を岩金の堅く固めしと思ほゆるなり此も即て汝命

等が海往かば水づく屍山往かば草むす屍と立働きましし賜の千重の一重と仰ぎ奉らるるになんあな尊と斯く偲び奉り慰め奉るによりて今より往先は英魂ながらに天翔り国翔りまして国の内外を常久に平らに安らにあらしめて皇朝廷は弥締りに締りて堅く広く千世万世に動くことなく各々が家の名は弥高く幸きく真幸きく守らひませと荒磯辺にさしくる潮の称言竟へ奉らくと白す

祭文

又た右祝詞の奏し終らるるや参拝者中に於ても祭文の奏読ありたり今其重なる一二を記せば

本日此祭典に参し忠死者諸君の英靈に告ぐ日露開戦以来一年有年の久しき大小の戦闘其幾十回なるを知らず皇軍の嚮ふ所連戦連勝し武威茲に揚り宇内列国をして感歎措く能はざらしむ是れ振古未曾有の偉業にして明治聖代の精華と謂ふべきなり此偉業を奏し此精華を煥発したるものは是れ諸君が忠愛勇武の致す所にして其功勲や実に大なり惟ふに諸君の死するや其死因を異にすと雖も義勇公に奉し以て君国の為め仆れたるに至りては其揆一なり諸君以て瞑すべし茲に一言熱誠を表し諸君を祭る英靈尚くは饗けよ

明治三十八年十月十一日

岡山県知事從四位勲四等樽垣直右

明治三十八年十月十一日岡山県郡市長惣代浅口郡長從六位勲六等
一山昌衛岡山県出身將校士卒にして日露交戦に於ける忠死者諸君

の靈を祭る

露国膺（れいこくよう）

懲（ちやう）の師興るや我皇軍は連戦連勝敵国をして殆ど為す所
なからしめ國威を宇内に宣揚し歴史を万古に輝すを得たる所以の
ものは上

皇上陛下の御稜威に依ると雖も亦忠死者諸君が或は海戦に或は陸
闘に邪寒を忍び隆暑を冒し百雷轟下劍光閃々たる間生を鴻毛の輕
きに比し命を富嶽の重きに較へ奮撃猛進能く其任務を全ふしたる
の功績ならずんばあらざるなり男兒一たび王事に服す其任務に斃
るる素より期する所日本武士道の本領諸君の死や実に其所を得た
りと謂ふべし嗚呼古より死するもの幾千ぞ威な精神と形体とを併
せ失ふ諸君は然らず其精神は赫々として千歳汗青を照らし今尚ほ
英姿の颯爽たるを覚ふ為に來りて肅むで一把の水殞を薦む尚くは
魂髣髴として來り饗けよ

7 三原村（岡山県後月郡）での招魂祭

明治四一（一九〇八）年一月二三日

「三原村招魂祭」『大教新報』（明治四一年一月二日）から
採った。日付は、祭典執行の日。

黒忠教会所が担当した祭典。同地方の宗派の中で主催を決する
経緯や、祭典の様子が窺える。

県下後月郡三原村在郷軍人団主催となりて去月二十三日同地にて
靖国神社合祀の各戦病死者全体に関する招魂祭を執行したるが、
同地方には可なり有力なる信者も二三ありて旁々祭典執行方を黒
忠教会所に依託（よたく）する事となり、更に同教会所よりは巡教師の派
出を本部に請願し遂に高橋少教正出張せられ、同師祭主、山下大
講義副祭主に慎重なる祭事を執行せられたるが、是より先祭事
を金光教に依託したることを聞けや、今まで何等の考もなかりし
神官社会、僧侶社会は狼狽して對抗運動を開始し、盛んに苦策を
弄して賛成者を買収し必死となりて東西に奔走するなど、十八日
に準備惣会を開きたるより二十三日までに殆ど十数回の協議会を
開きたりといふに見ても、如何にその混戦の劇しかりしかは推想
せらるべく、終には村の円滑を欠きて将来の村治上由々しき大事
を惹起するの形勢となりたれば、山下黒忠教会長は、かかる競争
を見んこと由来の本意にあらず且つ当日は他に迷る可らざる差間
生じたれば更めて辞退せんとて体よく団長に謝絶を申入れたる
に、団長はこの穩当なる態度に殆んど答ふべき辞なく、事茲に至
るは一に自らの不徳に歸するの外なけれど一は慎嚴なる考慮を其
の初めに用ゐざりしが為にして何れにしても罪の逃るべき道な
し、今は団長を辞表し切腹して謝せんのみと暗涙を隻眼に浮べて
只管寛大を哀請するに、山下講義亦言べき辞を知らざりしが、か

くは管長の盛徳を流すの懼れありとて断然謝絶したり、然るに団長は再三人を走せて懇請して止まず、終に、さらば団長の衷心に同情する迄に兎も角も承諾する事とせんとて、当日早朝高橋祭主は本部より山下副祭主は黒忠より其他藤井川相小教会長川上講義岡本訓導も夫々出張して、祭事は午前十一時よりとの事なりしも前日来の混戦は依然継続せる者と見え、本教側は最初より少しも意に介せざるに、神官と僧侶とは殆んど同盟の姿にて席次の決定を交渉し来り、僧侶の曰く、神官は国家の祭祀に与るもの最も上に出づべきは勿論なれど金光教と真宗とは等しく宗教なり故に抽籤を以て前後を定めんと、彼是する間に時刻は已に午後二時となれり、終に後月郡長の希望にて三派各独立同時刻に祭式執行の事となり、古今未曾有の珍無類なる祭典を挙げたり、神官僧侶各六名に本教の五名を加へて祭員総て十七名、後の参考の為少しく概要を報ぜん祭壇は正面一所にして其の飾付は黒忠教会信者にて全部担当し祭具の過半をも同教会所より運び、神饌は式によりて調じ、中央に神官連、左方に本教者右方に僧侶連、其の間は繩を張りて区切り各々祭式を奉仕するに其の区域より出づる能はず、即て各派祭式との怪しき伝令あるや僧侶は一番に祭文を朗読して読経に移る、他は本教と神官と共同交替にて作行する事となり先づ山下副祭主祓主を兼て祓詞奏上以下奉幣に至る頃には僧侶の読経已に終りて徒らに雪を交へたる北風に翻弄せらるるのみ、

此方は祭主二名同時に進みて祭文を奏上する事となり、初めて黄白二様の声相混淆して嘸ぞや軍神も聴取に迷惑せられしことならんが、半ばに至らずして早くも神官の祭文はつき、高橋教正の東西に鍛へられたる音吐朗々のみ祭場水を打ちたるが如く初めて神威輝くかとの感ありき。次で神官は八雲衆を奉納し笛に太鼓に銅拍子のヒュードンチャンに俗神道的臭味たつぷり、未だ其の終らざるに何等の不礼ぞ典令と称する団員の一人は郡長に祭文を求め、止むなく郡長次いで警察署長は祭壇を去る数十歩自己の席の前に立つて祭文を奏上す、神官も之には避易して中途衆を停む事となり盛んに祭文朗読せられ、玉串の二人連は好ましきものなれど祭文の二人連は奇怪千万、加ふるに何等か肩書のある者は皆出鱈張るの有様にて、三原村外一ヶ村米穀検査員何某謹んで云々四方憚らぬ等に至つては流石に山の中の特趣の味感せずや。漸々にしてどうやら祭文の一段も形附昇神行事あり、同時に僧侶は再読経を始めしかば高橋教正は立ちて遺族者の前に進み簡潔莊重なる慰安の辞を与へられ、遺族はこの鄭重なる挨拶に皆感謝の涙を催したりと、而して祭事の全く終りたるは已に五時に近き頃にてこの雄然騒然大教院当時以来の奇観なる祭事も漸く荒れ益る木枯と共に夕の淡暗き幕に裏まれば、神官も僧侶も参拝者もアツ寒々、皆何れへか秋の木葉の散々になりけるとぞ。

其夜教正には同地信者岡本森本石井信木等の懇請もあり、翌日の

教務の都合もありて森本一二氏方に一泊せらるることとなり、幸に同夜は黒忠教会所属三原組恒例教祖感謝祭を奉仕する事として山下黒忠教会長も滞在したれば組員を限りて一場の訓話あり、同地方信者は多大の御蔭を蒙りたりと。

8 六條院村（岡山県浅口郡）での招魂祭

明治四二（一九〇九）年三月二日

「招魂祭詞」『大教新報』（明治四二年四月九日）から採った。日付は、祭典執行の日。

この頃、各地で招魂祭の執行が行われており、この祭詞は、参考例として教内に紹介された。

左に記載するは去月二十一日六条院村招魂祭の詞なるが、時下各地に招魂祭等の多かる折柄其の方面の人の参考とすべき点ありと信ずれば、特に紙面を割愛するものなり。

招魂詞

此れの処に祭の場を作り神籬を立てはやして招ぎ奉り坐せ奉らむとする

明治三十八年三月清国沙沌子攻撃の際負傷者收容中名譽の戦死を

遂げ給ひし故陸軍歩兵曹長勲七等功七級遠藤志津太郎君之英靈
明治三十七年八月清国旅順口に邁進中老鉄山沖にて名譽の戦死を遂げ給ひし故海軍二等機関兵勲八等功七級中島春恵君之英靈

明治三十七年十月清国旅順口背面攻撃中東鶏冠山砲台の下に名譽の戦死を遂げ給ひし故陸軍歩兵一等卒勲八等白井好太郎君之英靈
明治三十七年八月清国遼陽城攻撃の際三里庄北方前進中名譽の戦死を遂げ給ひし故陸軍一等卒勲八等清水邑太郎君之英靈

明治二十七年九月韓国平壤攻撃の際船橋里に於て名譽の戦死を遂げ給ひし故陸軍歩兵一等卒遠藤伊三郎君之英靈

明治二十七年七月韓国成歙駅戦闘の際名譽の戦死を遂げ給ひし故陸軍歩兵一等卒瀬政治二郎君之英靈

明治三十八年三月清国榆樹堡に砲列を敷き砲撃中名譽の戦死を遂げ給ひし故陸軍砲兵一等卒勲八等岡田紋吉君之英靈

明治三十八年十月清国奉天にて病の為死せ給ひし故陸軍砲兵伍長勲八等櫛田雪松君之英靈

明治三十八年九月清国鉄嶺に於て病の為死せ給ひし故陸軍輜重輪卒勲八等森藤荒太郎君之英靈

明治三十七年十月清国沙河付近の戦の後翌年三月万宝山にて屍を発見せられし故陸軍歩兵一等卒平井嘉平大君之英靈

明治三十七年八月清国遼陽附近の戦に其任務を遂げたる後十一月遼陽にて病の為に死せ給ひし故陸軍砲兵一等卒勲八等阿藤役次郎

君之英靈

明治三十七年各地に転戦九月清国青泥窪に於て病の為に死せ給ひし故陸軍輜重輸卒勲八等横山片一君之英靈

明治三十八年五月清国老君屯前進中昌図府に於て病の為に死せ給ひし故陸軍歩兵一等卒勲八等山下九市君之英靈

明治三十三年北清事變に参与の後三十四年七月広島に於て病の為に死せ給ひし故陸軍歩兵一等卒遠藤善三郎君之英靈

明治三十二年五月台南嘉義に於て病の為に死せ給ひし故陸軍砲兵一等卒藤原惣平君之英靈

明治三十八年二月広島にて病の為に死せ給ひし故陸軍砲兵二等卒清水亮惠君之英靈

総て十有七柱の英靈等は今執行ふ神術のまにまに天翔り国翔り御心静にこれの神籬に寄り来集ひまませと白す

招魂祭詞

かきくもりふりにし雨に身をそぎして

心も晴るる今日の御祭（讚歌）

是れの学舎の朝日の日照り夕日の輝く清き所を暫時天の岩座と忘まはり清まはりて神籬立てはやし招き奉り齋き奉る掛巻も畏き国の御楯と仰く六条院村の軍人十有七柱の英靈等の御前に齋主金光教教監権大教正佐藤範雄畏み畏みも白さく

我が敷島の大和国は神代より細矛千足の国と称へて武士の勇ましが上に天津日嗣の高御座に仕ふる心の厚くして忠々しきは天下に国は多かれど我が国民を措きては外に見難き国風ぞと伝へしは実にも尊し斯る御国の今の明治の御代は如何に其の眞の立ち現はれしぞ今其を言挙げ奉らむも忌々しかれど過にし明治の二十七八年の役は我が天皇陛下東洋平和の爲めに皇軍を出征し給ひて陸にも海にも戦ひ勝ち又明治三十三年には北清事變ありて其時も醜の奴輩を打平げて万の国々に誉を挙げし後間もなく明治三十七八年の役は起りぬ此役や天地開けしより嘗て世に伝へもなき程の海山轟き壊れむばかりの大き戦闘なりしも亦我が皇軍の打ち勝ちて高き誉を修め得しは元より皇祖皇宗の遺靈を享け給へる天皇陛下の大稜威による事とはいへ此日清北清日露の三度の戦の中には汝十有七柱の命等も加はりて或は虎伏す野山に屍を曝らし或は龍巻き騒ぐ大海原に血潮を漂せて一向に大君の御為御国の御為めぞと親をも家をも打ち忘れて立働きの或は戦の中途に病の爲めに弥建心の怨を呑みて仆れ給ひし功によりて清の国をも露西亞の国をも日の御旗の旗風に打ち靡かして東洋平和の基を堅固めしは汝命等の立働かし賜ぞと畏くも皇廷にては汝靈神等を靖国の神社の大神と皇国のあらん限り国民の続かん限り齋き奉らせ給ふが中に是れの六条院村の戦友等諸は常には鋤取り土培ふ業に従ふも其心は武士の志を忘れじと今回孝藤中尉を始め百七十五名等在郷軍人団を結び

其の団体の者等は汝命等と共に敵に銃執り打向ひし事の偲ばれて其の高き勲功の靈名譽の神を如何にかして慰め奉らばやと己れ範雄に請はしめ随各も各も赤き心の中執り持ちて今日の吉日に立てはやす神籠に英靈等を招ぎ集へ奉りて今日の御饗つ物と奉る物は由貴の御酒に海川山野の種々の味物を八足の机代に置高なして奉らくを春の海原平らに聞食せと白す

斯く仕奉るによりて更に思へば人は誰か一度は死なざらむ其の死の中に君の爲めに身を捧げ国の爲めに打果てし程尊きものはなかるべし若し汝命等も人並に我が家にありて死にたらむにはなぞて天朝に祀らせ給ふ国の祭を饗くべき縁故のあるとなきとを問はず村人の挙りて如何で御祭を行ふべき阿奈尊きかも阿奈畏きかも然は云へ汝等の親たり妻たり兄弟等の多き中には戦争さへなかりせば死ぬまじきものと折に触れては思ひ出る事もあらんは世の常の人心なれば然もありなむ然れと前に言へるが如く今日の此の御祭を拝み奉る親族諸々は君の御爲めには尽すべき国の御爲めには死すべきものなるかと言の葉に出ては語り敢へねど心の内には悟りを開き偲ぶもあらむ阿波礼阿波礼汝命等の家には如何なる法以て祀らるるとも今は高き靖国の神と天津御門に祀らせ給ふ国の鎮め国の守りの神なるぞかしされば今日如此戦友等折集ひ高き官の人々を始めて村人諸々に至るまで参来拝み奉る此の状を靈ながらに聞食せ如此聞食しては今言問ひもならねど汝等が益良猛雄の

赤き心を其の俛に国内平穩に弓弦火の矢の嘯ぎなく天翔り国翔り国をも家をも守り幸へ給はむ事を吹く笛の音の明爽に聞食給へと畏み畏みも白す

昇神詞

奉る神籠に寄来集ひまして、今御祭を享け給ひし十有七柱の英靈等は今日の御祭恙なく事竟へぬれば各々本津御座に神昇り帰りましまさむ事を管絃の音の清々しく聞食せと畏み畏みも白す

明治四十二年三月二十一日

9 物理村（岡山県赤磐郡）での招魂祭

明治四四（一九一）年五月二日

「忠死軍人招魂祭」『大教新報』（明治四四年六月二三日）から採った。日付は、祭典執行の日。

磐梨教会が担当し、執行された岡山県赤磐郡物理村出身の戦没者に対する招魂祭。

岡山県赤磐郡物理村出身の忠死軍人招魂祭は従来仏式にて行はれたりしも本年は特に軍人団の決議により金光教式を以て執行することとなり之れが執行方を小川同村長及び右軍人会長より磐梨

教会所へ交渉し来れるを以て同教会所にては付近各教会所と連合して引受くることとし客月二十一日午前十一時より赤磐郡会議事堂内に祭場を設置し齋主片岡教正、副齋主田淵講義、典礼野方講義、祓主小林講義、神饌長利守講義以下祭員九名にていとも厳肅なる招魂祭は奉仕せられたるが参拝者は大和赤磐郡長、富田瀬戸警察署長、郡吏員各小学校職員生徒赤十字社員等数百名特に当日は尾原衆長二十余名の衆手を引率して出張し吉備舞衆の奉納ありしかば盛況一段の賑ひを添へ一時の人は地方未曾有の事たりしが其祭儀の莊嚴なりしには地方人の眼を驚かしたりと

10 三重県関町の忠魂碑建立

明治四五(一九一二年)四月二日

「煩悶を突き破つた忠魂碑」『大教新報』(明治四五年四月二六日)から採った。日付は、忠魂碑除幕式執行の日。

三重県関町の忠魂碑建立に関わつた関教会長松澤四太郎の取り組みを紹介した記事。なお、同じ号の『大教新報』で、別記事として、この忠魂碑のことに触れている(忠魂碑建設 地方未聞の大招魂祭)。また、『鈴鹿関町史 下巻』(関町役場、昭和五九年、二六三頁)もこの碑に触れている。

諸君若し関西鉄道によりて参宮せられたならば、関駅から南に方つて小高き山の上に白く雲をつらぬいた忠魂碑が見える、これが煩悶を突き破つた忠魂碑である、とばかりでは知れぬが、此の関町は参宮街道で、昔は随分の参宮連が此町を通つて奈良の大仏さんと結婚問題が起つた関の地蔵様へ参つて居たから今に至るまで此の町の名は良く知れ渡つて居る。此の町に金光教関教会所がある、其始め現今の松澤教会長のお父うさんの時は大変な御靈験が立つて居たのである、所が現今の教会長の代になつて暫しの間は随分のお参りがあつたが、数年前に不図した事から家に不幸が打続き、母親も奥さんも皆な黄泉の客となり広い教会に先生が一人と云ふ始末、こうなるとごたごたが何かにつけて起る、戸の閉められない口が騒ぐ、と云ふ有様で先生は最早煩悶に煩悶を重ね、広前は常に憂ひの黒雲が掩ふて居たのであつた。此の時松澤教会長はアー此の場合に落第しては父にすまぬ、今が自分の信念の試験である、此の煩悶を突き抜いて父に申しわけの立つ以上の御靈験を受けようと翻然悟る所があつたので、それから艱苦が増せば増す程の信念の力は強くなつて来たのであつた。此の町には未だ戦死者の忠魂碑がないので日頃遺憾に思ふて居たのであつたが一昨年冬愈々心に決する所を重たつた信者に話すと、勇将の元にはやはり勇卒が集るのたとへに漏れないのか、はた先生の動かすべからざる熱心力に感動してか、何れも其拳を賛すと云

ふに、教会長は之れ神の御助けなりと、相共に町長に計り在郷軍人会と相談し、遂に関町を距る事二町余の南にある天王山の頂に建設^たてる事となつた。勿論此んな場合であるから建設費用の出る泉としてはない、町内からは百四十二人の人夫と百円に近き金を支給され在郷軍人会から二百円の寄附があつただけである、然るに一切の費用は千六百元を下らない、但し人夫は別である、道を作り山を開き、石碑を造るときの人夫は町内よりの人夫と志願したる千人近くの教会の信者とが、毎日昨年の一月七日から今年の四月十六日迄休まずに働いたと教会長の熱心に動いた信者の熱心も実に恐ろしい勢ひであつた。斯くて四月二十一日の午後一時から除幕式を挙行せられた、本部から出張された佐藤教監齋主の下に十二名の齋員威儀正しく除幕式がすんだのは午後四時すぎであつた、式場に設けられた来賓席には柳下歩兵五十一連隊長を始め連隊区司令官、郡長、署長、駅長、新聞記者、町村長、在郷軍人会地方分会長、各小学校長教員、天理教会長、僧侶等九十七名であつた、遺族席には百十八名の老若男女が感喜に堪へず、中には眼を泣き腫らして居た者もあつた。一般の参拝者約二万以上あるたらう、余興としては吉備舞、武術試合、煙火、角力、マラソン競争等であつた。吉備舞は桜井の駅、君が代、豊葦原、春雨、富士の峯、作樂詣、二見浦等であつた。衆人は大津の教会から来たとの事である、中にも桜井の駅を舞ふた時は英霊の心中、遺族の胸

中、察せられて泣かすには居られなかつた、多分此の時に泣かんだのは衆人だけだと思つた、遺族の中には声高く泣いて居たが嘸^さぞこんな別れをしたのであらう翌日関教会で教監の説教が昼夜二席あつた、教会長の煩悶は美事此の忠魂碑で突き破つてしまつた。此の空前の大儀式は関町始めての事だと云ふて居たが、本教派内でも此境遇に際し、此事を起こし此の式を芽出度く終へたるが如きは空前の事ではあるまいか。

明治初年以來の地方の戦死者十一万七千八百の英霊は此の心を何として受けたであらうか。其夜も翌日も参拝人は山道につづいて居た。(＊後略)

11日独戦役戦病死者招魂祭

大正三(一九一四)年二月二〇日

神徳書院資料「祝詞」から採つた。日付は、祭典執行の日。
第一次大戦下、中国での戦闘による死没者のために行われた招魂祭は、祭主佐藤範雄で、木綿崎山で行われた。

この祭詞は、佐藤の「祭詞控え」を綴つたものから採つたが、手書き原稿ではなく、活字印刷である。

日独戦役戦病死者招魂祭詞

白髮付く木綿崎山の朝日照り夕月耀よふ所に敵の磐境立廻ほし靈
 璽仕奉りて招奉りて坐せ奉る青島攻囲軍又膠州灣封鎖艦隊に従ひ出
 立たして或は戦死し或は病の為死歿せ給ひし將校兵士等の英靈の
 御前に金光教監佐藤範雄畏み畏みも白さく

阿波礼国の大城と仰ぎ奉り君の御櫓と尊み奉る汝英靈等はや畏か
 れど天皇陛下は当時歌羅巴の戦乱の東洋にまで拡がり及びなんこ
 とを痛く大御心に懸けさせ給ひしに彼の独逸国はも青島を根拠と
 して東洋の平和を攪乱し遂に皇軍を起し給ふの止み難きに至らし
 めしは慨しとも憤しとも甚も畏き極みなりけり然れば汝命等は下
 し給ひし宣戦の大詔を畏みて年麻襦く研ぎに研ぎ鍛へに鍛ひし日
 本の倭国の武士の精神を世界に示し国の光をも祖の名をも著く頭
 し高く揚ぐるは此時ぞと伊豆の男健び健びつつ出立たして青島に
 攻寄せしが陸上にては幾度か豪雨を衝き漲流を押し涉り海上には
 屢暴風に堪へ怒濤を凌ぎつつ敵共が思を凝らし術を尽し落つる限
 もなく漏るる所もなく陸に海に施し設けし種々の防禦工事を撃撃
 払ひ切除き夜といはず昼といはず雨と打出す弾丸を冒し猛びに猛
 び進みに進み唯一向に天皇陛下の任の随家忘れ身もたな知らに攻
 戦ひしかば軍事には神と誇らひ世の人も然と許しし敵共も遂にそ
 の要塞を支へ敢へず白旗掲げて出降り今は既其青島も我軍政を布
 き給ひ爰に初めて東洋の平和も保たれぬるに至りしは素より天皇
 陛下の大御稜威なれど亦汝命等の忠誠に雄々しく戦ふ端に或は荒

野の露となり或は浪間の沫と消え又は病に罹り涙を飲みて失せ給
 ひしなど身を獻げて国に殉ひしに因らざらめやは此戦よその境域
 は広からず其の軍は多からねどもその係る所は極めて大きくその
 及ぶ所は実に遠く遡りては去し明治二十七八年戦役の結果を成し
 て明治天皇の大御靈を慰め奉り将来に向ひては皇が御稜威の孫益
 輝き渡らん志多米として例稀なる大機活動にぞあるあな英雄しき
 かもあな尊きかもされば汝命等の功勳は幾万代に語継ぎ言継がひ
 つつ英靈は国を守護の軍神と永世に皇朝廷の大御祭を享けまさん
 故是を以て今日を吉日と選定めて御酒御饌より種々の味物に至る
 迄横山の如く置高なし英靈を慰め奉らまくと官公吏在郷軍人より
 何くれの団体に至るまで敵の御前に群鳥の伊群集ひて當時を偲上
 げつつ諸共に御祭仕奉れば吹笛の音の亮々に琴の調の清々しく聞
 食し諾ひ給ひてかねても知し召すらんが如と全く平和克復の成り
 しにあらねば汝命等の忠誠に勇雄しき精神をば今の現の世の人に
 残る限なく配り加へ進め幸へ給ひて己命は靈神ながらに弥益御心
 深めて皇御国の大城と立ち天皇陛下の御櫓と列び手長の御代の敵
 の御代を夜の守昼の守に守り幸へ奉り給へと畏み畏みも白す

12 恒例招魂祭

大正一三(一九二四)年四月一日

「招魂祭情況『教報』(大正一三年四月一五日)から採つた。日付は、祭典執行の日。

この時期恒例となつてゐる招魂祭の様子が窺える資料。祭典は、「明治維新以来各戦役戦病死者の英霊」に手向けられてゐる。地域関係団体の意向も受けて取組まれていたことを示す。「祭文」はカタカナ表記であり、そのまま再現した。

○招魂祭情況

十一日は恒例の招魂祭にして、当日も尚晴天に属し、春寒久しきに亘り未だ堅かりし桜の蕾も、打続く大祭日和の陽気に唇を揺め、春風郁々として薫るが中に官民多数参列し、前号已載の式次によりて祭典を執行したるが、此の日齋主管長閣下には支障ありしたため、副齋主畑教監之に代る、副齋主以下職員左の如し。

- 副齋主 大教正 畑 教監
- 神饌長 中教正 高橋茂久平
- 典札 中教正 山本専掌
- 祓主 権少教正 小林鎮
- 贊儀 少教正 吉永甚太郎
- 手長 少教正 和泉乙三
- 同 権少教正 五十嵐孫太郎

後取	同	関口鈞一
大麻役	大講義	松原龍太郎
贊者	中講義	稲津博見
手長	同	福岡信十郎
同	権中講義	野中伊之吉
同	少講義	藤岡栄槌
同	同	太田武治郎
同	権少講義	首藤周馬
同	同	堺和砂四郎
同	同	村瀬一太郎
同	同	山田伊三郎
同	同	長澤英太郎
同	同	辰巳寛一
同	訓導	森三吉
同	同	内田克己

招魂祭祝詞

是れの真区を蔽の岩境と齋定めて靈の真柱立て招奉り坐せ奉る明治二十七八年の役北清事変に明治三十七八年の戦ひに其他皇国の御為に出立ちて或は戦死し或は病に身失せ給ひし英霊等の御前に

齋主金光教管長大教主金光家邦謹み敬ひ拝みて白さく阿波礼益荒雄の英靈はや阿波礼武士の忠魂はや汝命等は畏くも天皇の大御心と汝等軍人に下し賜ひし勅諭を心に鑄り身に締持ち御国に事ある其度に戦場に出立たして草生す屍水漬く屍と男健びつつ君に忠に國に尽す赤心は燃ゆる火の秀に頭はれ高き功績を揚げて香くはしき御名を立て給ひし御答は何の世にか失する時のあるべき故畏き大命以て其高き勲功雄々しき名誉を貰め給ひ愛で給ひて大御代を守りの神國を鎮めの神と汝等の英靈を靖国神社に合祀り敵重けき祭事執行はせ給へば此の所にも靈慰め奉ると在郷軍人会金光町分会と力を協せん毎年の例の任々御酒御饌より種々の味物を今日の礼代と献り置きて官吏公吏遺族の人等と共に御祭仕へ奉らくを笛の音の懇に聞食して今より後天翔り国翔りまして皇朝廷の御栄を守り奉り国民諸々を汝等の大和雄心其俛に神習はしめ給ひて君の御為國の御為に忠実しく仕奉るべく輔ひませと畏み畏みも白す。

齋主の祝詞、玉串について関藤浅口郡長以下の玉串並に祭文あり、他は略して郡長の祭文は左の如し。

祭 文

謹ンテ明治維新以来各戦役戦病死者ノ英靈ニ告ク、惟フニ 先帝ノ鴻業ヲ策立セサセ給ヒテヨリ国威ノ伸張駸々トシテ進ミ国運ノ

隆昌発展振古未タ其ノ比ヲ見ヌ今ヤ国光四表ニ輝キ世界三大列強ノ班ニ伍スルニ至レルモノ是レ固ヨリ 上列聖御稜威ノ然ラシムル所ニ頼ルト雖抑々亦諸士カ一死以テ君国ニ殉セラレシ偉勲ニ依ラスンハアラス諸士生キテハ国家ノ干城トナリ死シテハ芳名ヲ百世ニ遺シ那家ヲ泰山ノ安キニ置ク諸士洵ニ男子ノ本分ヲ尽セリト謂フヘシ噫誰力諸士力忠烈ヲ追慕セサル者アランヤ、茲ニ金光教本部並金光町連合主催ノ許ニ万物春光ニ感激スルノ佳時ヲトシ招魂ノ祭典ヲ奉行シ諸士力靈魂ヲ祭ラル小官亦此ノ盛儀ニ列シ諸士力殉難ノ当年ヲ追懷シ軼々感慨ノ情ニ禁ヘス一言ヲ述ヘ謹ンテ弔祭ノ誠意ヲ致ス

大正十三年四月十一日 浅口郡長 関藤頌衛

式年の外にはなかりし吉備舞の奉奏もあり、余興としては金光中学校秀真会の奉納角力あり、在郷軍人会主催の武術大会あり盛大なる祭典なりき。

13 満州事変殉難諸靈慰霊祭

昭和六（一九三二）年二月一七日

「満州事変殉難諸靈慰霊祭」『教報』（昭和七年一月一日）から採った。日付は、祭典執行の日。

満州事変後、戦死者遺族への慰問使派遣、慰霊祭などの対応と、その経緯も窺える。

満州事変勃発以来吾が本部に於ては、在満皇国将士の慰問方法につき、各般に最善を期し、夙夜意を用ひつつあることは屢報の如し、曩には戦線各地に、金光教慰問使として古川専掌を派遣し、具に各部隊を慰問せしめ、戦死者遺族の慰問に就てもそれぞれ実施し来りたるが、前号教監通牒の如く、大教会所にては十七日午後二時より仮斎場に於て、満州事変殉難諸将士の慰霊祭を執行されたり。

当日代表の意味に於て岡山県下戦死者遺族を招待し、定刻齋主大教会長代理山本教監を始め、古川専掌以下八十名の齋員参列森厳緊張裡に奉仕さる、祭典後山本教監より一場の挨拶あり、この日早朝より殊更に寒気加はり、極寒の満州にて奮闘されし諸霊を偲ぶにいとふさはし、遺族参拝は小田郡出身蘆田歩兵少尉遺族、浅口郡出身道廣上等兵遺族にして、来賓には県社寺課長代理、在郷軍人連合分会長、各中小学校長、町有志三十七名なり、当日の祭詞、職員如左。

慰霊祭祝詞

掛巻も畏き祓事を知召す大神等の御前を遙に拝み奉りて畏み畏み

も白さく

今日しも満州事変のため身失せし軍人諸々の伊豆の霊を招ぎに招き集へに集へて霊慰めの御祭仕奉らむとす故齋主齋員を始めて参来拜む諸か不覚く過ち犯しけむ罪穢のあらむをば天津管曾の清々しく麻の佐也岐の佐耶々に祓ひに祓ひ清めに清め得しめ給へと畏み畏みも白す

慰霊祭詞

是れの斎場に五百箇真榊に木綿取垂て伊豆神籬と立林招奉り座奉る満州事変の為戦死し給ひし英霊將不覚遭難身死給ひし霊等の御前に齋主金光教大教会長大教主御名敬ひ恐みも白さく

海往かは水漬く屍陸往かは草生す屍と額に矢は受くとも背には矢は負はじと身は柵知らに進むを知りて退くを知らざるは我武士我軍人の精神にそ在りける阿波礼今回の満州事変はや去明治三十七八年之戦役に露西亞と東洋平和の為に永久に変わぬ条約を締結びつつ収めにし權益を無礼支那は之を無視し以て我同胞の生命財産を奪はむとすなる挙動は言の葉も絶え暴戻飽くなきは挙げて計へも尽きすそ有りける故茲を以て之を確保し之を保護らしめむと皇軍人を派遣し給ひけるに其任を脅かし其務を遮らむと詐りては刃を向け欺きては砲を放ちてければ愈々此を膺懲し撃滅めなむと或は山の端に攻寄せ或は荒野に会戦ふ折しも黄菊白菊

の高き声を遣しつゝ戦死し給ひ将国の利益を図らまく彼所此所と住まひにし同胞諸毒矢に相交こり身死せ給ひしも有りけり阿波礼其戦功は浦安国の安の柱と仰かれ細戈千足国の国堅めと称へらるべくなく斯くて伊豆霊等の戦友諸は醜の多夫礼等未た其非事を悟らず日を追ひて禍を重ね害を加へられむとす故生前紅葉の赤き心に国の光を内外に打輝かし給ひにけむ徳は千代掛けての鑑万代掛けての誉ならむも尚其御心を一層高く戦友同胞千万に配幸ひ給ひて一日も早く膺懲の功を揚げに揚げ得しむべく天翔り国翔りつゝ守幸給へと礼代の御酒御饌を始め種々の物を机代に置高成て仕奉らくを吉備楽琴の調平に安らに聞食受諾給ひて弥々国民諸々は軍の庭に立つも立たぬも御国を思ひ奉る途に二つなく旭の御旗成す赤き心の真心に汝英霊等の高き勲功に神習はしめ給へと其御上を称奉り誅奉りて恐み恐みも白す

(*慰霊祭職員、省略)

14 満州及び上海事変大招魂祭

昭和七(一九三二)年四月一日

「満州及上海事変大招魂祭」『教報』(昭和七年四月一五日)から採った。日付は祭典執行の日。

満州及び上海事変の勃発にあたり、恒例招魂祭が再び大招魂祭

の名称で執行された。祭文の送り仮名はカタカナ表記であり、そのまま再現した。

例年大祭後十一日は恒例による招魂祭執行されたるが今回は満州及上海其の地事変に依る戦病死者一千有余名に達することなれば、併せてその英霊を弔霊慰霊される大招魂祭を挙行されることとなり大祭事務と並びてその準備をなされることとなり、接待方面は主として講究所中学校職員分担して之に当り、準備進捗を期されたり。

招待範囲は別項に見る如くなり。

式典は、木綿崎山上旌忠碑前狭きがため仮齋場に於て執行され旌忠碑垣内に木の香新らたなる「大正三年乃至九年事変戦病死者之霊」「満州及上海事変戦病死者之霊」の二柱を建てられたるも哀泣禁ぜぬまま、随意参拝場として献饌を供付られたり。

定刻午前十時、齋主代理古川臨時教監外八十余名の齋員に依り、森殿なる祭典は執行されたり、齋主祭詞奏上玉串について、遺族、海軍大臣代理、陸軍大臣代理、岡山県知事代理以下各団体玉串祭文あり、金光中学生徒武装の弔銃に「国のしづめ」の吹奏あり、吉備舞の奉納あり、古川臨時教監より別項の如く来賓、遺族に挨拶ありて、盛儀に終了せり。

かくて金光町在郷軍人会主催により午後一時より里見川御影橋下

流に於て、軍国の春にふさはしき、爆彈三勇士の攻防模擬戦を開始し、近郊よりの見物は両堤に時ならぬ人波を造り、勇ましく鉄条網を破壊する等勇敢なる戦端は開かれ、午後三時了りたり、真に今事変に殉れし勇士の英霊を弔慰し奉るにふさはしき大招魂祭は、春日永く盛況裡に終りたり。

当日の祭詞並に祭文、齋員、招待者左如。

招魂祭詞

掛巻も綾に畏き

天津神籬を建て招き奉り坐せ奉る

明治二十七八年之役、明治三十三年北津^(津)事変、明治三十七八年之役、大正三年乃至九年之役、昭和三年支那事変、昭和五年台湾霧社事件、今回之事変に当りて或は討死或は病に仆れ給ひし陸海軍人の英の大霊の神等の御前に齋主金光教管長大教主金光家邦畏み畏みも白さく

言挙げ奉らむも畏き事なれど額に矢は負ふとも背らは見せじ草生屍水漬屍と進むを知りて退くを知らざるは我が武士の道にして義勇公に奉ずる我が国民の精神にぞある安波礼今日しも本教は金光町在郷軍人会と力を協せ心を一にして年毎の恒例の招魂祭を執行はむと汝命等の戦役事変毎に名は干引石の重く身は塵泥の軽くなし大元帥陛下大命を恐みて東洋平和を旨とし国威宣揚の為に立

働き給ひし其の偉勲は今更に称へ奉らむも中々なり

阿波礼去年の秋の頃ひより言佐辺具支那なる北は虎伏す満州の野辺に匪賊等の事変を起して我が權益を犯して我が領域を窺はむとせり南は上海の海陸に亘りて国際を乱り人道を無みする事変を起し東洋の平和を破りなむとせり故之を犯さしめず之を窺はしめじと皇軍を派遣し給ふ随々或は荒野の末に攻戦ひ或は枯山の山の尾に攘ひ放りつつ春の泡雪と消え散り給ひ或は仇浪を立たしめじと腹黒き奴輩を打罰めむと皇軍は只管に力を協せて海より陸より堡壘を撃ち砕き或は鉄条網を張れる大砲小銃の前に鬼神も泣かむ肉弾放ち大玉となりて砲台さら奪取りつつ江南の梅ならず益荒武男の花と散り給ひし英霊等を今日しも毎年の恒例の招魂祭に相合せ以て慰め奉り称へ奉らむ今日の礼代には陸海軍大臣の幣帛を始め由忌の御酒に餅飯の饗より海川山野の種々の味物を机代に置足はし捧げ奉らくを相嘗めに吉備の楽琴調平に吹く笛の音の安らに聞食給へと白す

斯く仕奉りて更に言挙げ奉らむ戦役の年は変れど事変の所は違へど海に山に生涯を大君の御楯国の干城と立たしし大和魂の光りは伊照り徹らす天津日の大御旗と共に高く輝き天地の共無窮なき皇御国は英の大霊の神等の神幸に依りて益々堅く立てり実には平和の神皇軍人の鑑国民の模範として千代万代に齎き敬ふべき神等なり故れ茲を以て畏こくも天朝には汝命等を別格官幣社靖国の神と

常盤に祀らせ給ふぞかし

阿奈尊と斯くて国民は汝命等皇国守の神に神習ひ奉らむ今内後皇
 国に敵なさむ久那多布礼もあらむには天翔国翔神靈幸ひ給ひて焼
 鎌の利鎌成す打攘ひ打罰めしめて皇大御国の大御稜威を輝かし天
 下平らに安らに在らしめ給へと今御前に参る来拝み奉る軍人官人
 親族家族より諸が奉る瑞玉串の心も取り取りに洩れ給はず落ち給
 はず聞食せと恐み恐み白す

昭和七年四月十一日

陸軍大臣祭文

茲二本日ヲトシ金光教本部ニ於テ今次ノ事變ニ際シ殉職將士ノ招
 魂祭ヲ施行セラルルニ際シ陸軍大臣荒木貞夫謹而英靈ニ告ク
 大命ヲ奉シテ護國ノ任ニ当リ彈雨ノ裡ヲ馳驅シテ其職ニ殉ス死
 ヤ悲シムヘシト雖モ軍人ノ本懐之ニ過クルモノナシ

卿等ノ奮闘ニ依リ滿蒙ノ天地今ヤ稍々鎮靜ヲ見上海方面亦小康
 ヲ得アルニ似タルモ前途尚ホ遽カニ逆賭スヘカラス況ンヤ支那
 全土ノ排日氣勢未タ治マラス加フルニ國際關係ハ愈々重要ヲ加ヘ
 正ニ國家ノ重大時期タルノ感アリ

此ノ機ニ於テ吾人任ヲ国防ノ第一線ニ奉スル者愈々全國民ノ結
 束ヲ得テ益々皇護ヲ恢宏シ國威ヲ宣揚シ以テ卿等ノ偉績ニ応ヘン
 コトヲ期ス

英靈希クハ之ヲ加護セヨ

昭和七年四月十一日

第十師団長より管長宛電文にて左の如くありたり
 謹シミテ殉國將士ノ英靈ヲ弔フ

岡山県知事祭文

維時昭和七年四月十一日金光教本部並在郷軍人分会主催奉弔奉
 慰祭執行セラルルニ当リ岡山県知事從四位勲三等篠原英太郎謹
 ンテ殉難將士ノ英靈ニ告ク

惟フニ東亜ノ風雲急ニ外患交々我ニ至ルニ際シ我力忠勇義烈ナ
 ル陸海軍諸將士ハ皇國ノ為進ンテ國難ニ赴キ硝煙彈雨ノ裡ニ馳
 驅シ或ハ鋒鏑ニ斃レ或ハ病魔ノ襲フトコロトナリ遂ニ帰ラス諸
 士力一死君國ニ殉セラレタル忠節を敬慕追懷スレハ涙更ニ新ニ
 シテ軫々感慨切ナルモノアリ

今ヤ皇國ノ武威ハ宇内ニ洽ク國運ノ隆昌千古比ナシ是レ素ヨリ
 烈聖御稜威ノ然ラシムル所ナリト雖モ亦以テ諸士力一死余烈ノ賜
 タラスンハアラサルナリ

茲ニ諸士ノ英靈ヲ慰ム嗚呼巫祝ハ大拓ヲ唱ヘテ齋庭嚴肅清酌ハ
 声シク庶羞ハ甘シ英魂希クハ髣髴トシテ来リ饗ケヨ

(* 招魂祭職員、教監挨拶省略)

玉串奉獻順序「()内の符合は指定椅子」

一、遺 族

二、特別参拝者

(い) 海軍大臣

(ろ) 陸軍大臣

(は) 呉鎮守府司令長官代理

(に) 岡山県知事代理

(ほ) 歩兵第四十一連隊長

(と) 岡山連隊区司令官

(ち) 岡山県兵事主任

(り) 在郷軍人浅口郡連合分会長

(ぬ) 岡山市長

(る) 県会議員

(を) 同

各新聞社長、支局長

(わ) 山陽新聞

(か) 中国民報

(よ) 岡山日々

(た) 大阪毎日支局

神山 忠

内田伝蔵

田島栄次郎

片山理一郎

桶 鹿一

別府方太郎

守屋松之助

岡本一郎

三宅千秋

高見章夫

柿原政一郎

西崎佐吉

吉田福男

(れ) 大阪時事支局

(そ) 金光町長

(つ) 在郷軍人金光町分会長

以下各自五人宛奉獻(弔詞奉呈)

金光中学校長

金光町小学校長

岡田誠一

平田良平

三宅武坪

(生徒拝礼)

(生徒拝礼)

15 通州事件遭難者慰霊祭

昭和一二(一九三七)年八月一日

「北支皇軍慰問・通州慰霊祭報告」『教報』第四三五号附録(昭和一二(一九三七)年九月一日)から採った。日付は、祭典執行の日。

通州事件は、日中戦争勃発当初の一九三七年七月二九日に日本の傀儡政権、冀東防共自治政府下にある通州で保安隊が拳兵した事件。同地の日本軍人や居留民が襲撃・殺害された。資料はこの事件に対する本教の取り組みを報告したもの。

通州事件遭難者慰霊祭

八月十三日、正午を期して、現地に於て、通州事件遭難者慰霊祭を執行した。(前掲参照) (*ここでは省略)

機関の一室に在る卓子二台を借つて祭壇に充て、アカシヤの樹

を伐つて神籬とし、之をその庭内正面に立てて、用意して来たを手を之に懸け、大麻も同様にして作成し、用意して来た新しい盆に献饌物を盛り供付にして、祭典を執行したが、その次第及び祭詞は左の通りである。

(＊式次第、略)

通州事件遭難者慰霊祭祭詞

言へば息衝かしく思へば涙含ましき特務機関長陸軍歩兵大佐正六位勲三等功四級細木繁之命を始めて去にし七月二十八日の夜半に起りたる兇変に由りて痛ましくも身失せ坐しし百九十四柱の霊神等諸の御前に金光教慰問使少教正松山成三畏み畏みも白さく。

あはれ汝命等伊御業こそ公私の区別有りけれ御身こそ男女の差別有りけれ等しく是の国土に渡り来まして常も皇が御国の御為めに御心を尽し御力を致して緩ひ怠らせ給はず殊にも今回の北支事変起りてよりは一層御心を一つに相協へ相謀りて内には防護を固くして其の務に恪み外には侮を禦ぎて国の誉を損はじと奮ひ起ち給ひしを思ひの外に冀東保安隊の深き陰謀によりて到らざる所なく飽く事を知らざる浅間しく恐き兇変起りて刀折れ矢玉尽きて果てしなき怨を呑みて痛ましくも身失せ坐ししは言はむ術為む術知らに憤ろしく嘆はしき事の極にしてあはれ汝命等の最後の

御思ひの程は白すも更なり御後に残り給へる遺族等の御心や如何ならむ推し量り奉るだに胸塞がり魂消ゆる心地せらるるぞかし斯れは国の内外を挙げて悼み悲み奉らぬものなく慨憤し奉らぬものなきこそ諾な諾な道理なりけれ然はあれども是の悼ましく悲むべき兇変によりて此の国人等の邪に穢く頑に悪しき心様愈々明白にせられ皇が御軍の奮ひ起るも止むを得ざる事情に因る故も益々明確に認められて最後の治まりも一層早めらるべき事とし成れるを思へば汝命等も却々に尊き人柱と立たせ給ひしものところ称へ奉るべけれあな貴きかも穴雄々しきかも故今しも是の処を扨ひ清めて神籬を立林して英霊を招ぎ奉り齋き奉りて礼代の幣帛には御酒御食種々の物を供へ奉りて御心を慰め御思を補がし奉らくと仕へ奉る事の由を平けく安けく所聞食して今よりは幽冥の高き尊き神の御列に進みて限りなき御恵を享け給ひて皇が御国の遠の守護と日夜かす攻め戦へる皇が御軍人等の上を導き輔ひ給ひ東洋の平和を弥遠に弥広に定めて皇が大御威を四方八隅に愈々輝かしめ奉るべく守り幸へ給へと畏み畏みも白す。

参拝者 通州に於ける各機関長及代表、軍人、警察署長、遺族(居留民、半島人共)三十余名、居留民代表三名

何分現地では、遭難者の死体を埋葬する時、本願寺から来られて読経して貰つてからは、何らそんなことがなかつたので、非常

に感激され、祭事中、遺族の方等は嗚咽してをられ、祭典後、機関の長から、全く急場の不準備な祭典であつたにも拘らず「祭壇を設け、莊嚴な御祭を仕へて頂いて感謝に堪へない」と云ふ鄭重な謝辞を受けて、却て恐縮した次第であつたが、斯様に遺族の方が喜んで下さつただけでも、無告の霊等が享け給ふたことであらうと、喜んでゐる。

因に当日本部に於ては、慰問使よりの電報に依て、時を同じくして、大教会所境内松樹の下に天幕を張つて式場を設け、本部教義講究所、大教会所事務所、金光中学校各職員、折柄開会中の金光教議会議員、財団評議員、金光町役場員、駐在所員、靈地婦人会員、講究生、金光町民等多数参拝して、遙拝式を執行了した。

16 戦歿した教義講究所卒業生の弔慰祭

昭和一二(一九三七)年二月一六日

「支那事变戦歿教友弔慰祭」『教報』第四四三号附録(昭和一二
年一月一日)から採つた。日付は、祭典執行の日。

教義講究所(教師養成機関)が、卒業生三名に行つた弔慰祭。

支那事变戦歿教友弔慰祭

—十二月十六日、教義講究所に於て—

教内関係者にして、今次支那事变に応召出征された方が数多ある中に左記三君は遂に名譽の戦死を遂げられたので、其の英霊を弔慰致し度いと云ふ願ひは忽ち知友の間に広まつた。

教義講究所では、講究生の先輩たる三君の、殉国の英霊を追慕するの情しみ難く、俄に御霊神祭の前夜たる十二月十六日午後七時を期して、戦歿教友弔慰祭を執行する事となつた。此の報を伝へ聞いた御霊地各機関の職員を始め、目下本部で御用奉仕中の青年教師、折柄予備布教者教師新補者御奉仕補習会に出席中の同所卒業生、其他有志等は、定刻同所講堂に参集、講師、講究生を交へて場内は満員であつた。

金光鑑太郎師、関口教学部長、和泉所長、池川大教会所主事等参列され、尾原樂長以下四名の奏樂裡に、齋主藤主事は齋員本科生七名を従へて着席、奏上祭に続き、弔慰祭を奉仕した。遙々来光された萩原、西村両家遺族の方々が玉串を奉つて拝礼された時には参列の者斉しく胸を打たれた。前記参列の諸師並に金光教徒社、青年教師、教師新補者、講究生等の各総代、夫々玉串を奉り又三靈神の同期生より思慕の情切なる弔辞があつた。斯くて九時終了した。

俄かに行はれた事であり、何の設けもなかつたが、莊嚴の裡に親身の情溢れ、哀惜の裡に有難さが満ち渡るの感があつた。遺族

には、金光家より御供の神酒と鏡餅を直会として頂いた。

同日の靈神は左の通りである。

萩原金道君―第七回本科卒業生、姫路教会所々属、贈中講義。

西村正好君―第二十七回予科卒業生、第十回本科在学中応召、

中津教会所々属、贈少講義

押尾茂君―第五十一回別科卒業生、清水教会所々属、贈訓導。

17 桑港在留官民各宗派連台の

支那事変戦病死将兵慰靈祭

昭和二三（一九三八）年七月七日

「桑港在留官民各宗派連台の支那事変戦病死将兵慰靈祭」金光

教徒』（昭和一三年九月二五日）から採った。日付は、祭典執

行の日。

桑港日本人会主催による慰靈祭である。祭典には、主に神仏基

各教派及公共団体が関わり、福田美亮桑港教会長が祭詞を奏上

した。

遠く故国の地を離れて、今次事変に遭遇しただけに、愛国の熱情愈々強く燃えさかる桑港日本人会に於ては、去る七月七日事変一周年記念日に今次事変に戦病死した将兵士一同の慰靈祭を執行

した。

当日は午後七時半よりパネス街スカツタイト会館に参集、帝国総領事も臨席して各宗派連台の下に、いとも厳肅盛大なる祭典が奉仕された。

先づ式場正面の中央には、「支那事変戦死病歿殉難英靈各位」と記された高さ十二尺の大靈璽が祀られ、左右両側には大真柳及び純白のガーヂニヤの花環が清楚に飾られて神燈皎々と揺ぐあたり、靈威ひとしほにたちこめ、一死君国に報る奉つた英靈の面影まのあたりに偲ばれて、自ら頭の下る思ひがあつた。

定刻金澤芳太郎氏の開会の辞があり続いて塩崎総領事の招魂の行事が行はれ此の間消燈会衆一同起立二分間の黙禱を捧げ、殉国英靈に心からなる感謝を捧げた。次いで総領事を始め神仏基各教派及公共団体の代表者十八名の追悼文朗読があり終つて遺族並びに各団体代表者の拝礼があつた最後に再び消燈の上昇魂行事が行はれ塩崎総領事の所感があつて滞りなく式を終つた。

時に十時十二分、参集者は約千五百、各宗派の纏ふ礼服の姿も淨らかに終始肅々として行事が進められた。特に斎場の設備等は各宗派の連台である為め、それぞれ宗派の色彩を余り濃くせぬやうにとの意図であつたが、福田師が委員に選ばれた本教青年会員がその任に當つた為め、自然祭壇の形式が神道の形になり靖国神社の祭神を祀る様式に神習ひ奉るに至つたと云ふことも亦一人の

有難きを感じられた。

因に当日の本教代表福田桑港教会長の追悼祭詞は左の通りで参会者一同に深き感動を与へた。

支那事変戦死病歿殉難諸英霊追悼祭詞

言巻も忌々しき 故陸軍少将従四位勲三等倉永辰治郎命故海軍中佐従五位勲四等栗本敏樹命を始め支那事変の為に国を護りの矢弾の桶と打斃れ給ひし陸海軍人諸々の霊神其の他殉難諸英霊の御前に金光教桑港教会長福田美亮慎み敬て白さく

願れば昨夏七月七日盧溝橋畔に事起り次いで通州の兇変を始め度重なる暴慢不遜の振舞に多年隱忍自重の我帝國も遂に断乎として暴支膺懲の火蓋を切るの止むなきに至りぬ阿波礼英霊等はや 畏くも「朕が股肱と頼むぞ」と宣らせ給ひし大御心に副ひ奉らなくと家を忘れ妻子を忘れて雄々しくも戦場に出で立ち餓を忍び暑さ寒さに堪へつつ或は肉弾となりて城壁を爆破し、或は弾雨を冒して敵前に上陸し或は愛機もろ共敵陣地に自爆せるなど海に陸に將た空に 天皇陛下の万歳を唱へつつ我身を玉と打碎きて大和桜の花と散り失せ給ひし美しくも床しき振舞は聞くもの誰か肅然として襟を正さざるべき斯くて連戦連勝忽ちにして北支の諸城を抜き上海南京を陥れ更に徐州の大包圍戦に幾十万の敵軍を殲滅し將に漢口に迫らんとす嗚呼之れまことに世界戦史上に曾て見

ざる戦果にしてもとより天祐神助とは云へ又命等が一死報国の賜物にぞあるなれ

安波礼汝等が残し給へる老いたる親を思ひ亡き父のあとを慕ふいたいけの子を思ふとき我等も亦無量の涙なき能はねど死は必ず來るべきものなり其の時を得その所を得るこそ尊かりける汝等は國家永遠の大生命の為に己が生命を捧げ奉りたればこそ其の靈はおほけなくも勅旨によりて護國の神として靖國神社に齎き奉られ畏れ多くも一天万乗の大君の親しき御拝礼をすら辱うし奉る誠に臣下の身として此上なき誉れとぞ云ふべし

今日しも在留官民寄り集ひて太平洋遙かになつかしき祖國の非常時局を偲び思を遠くアジア大陸に致しつ追悼の御祭仕へ奉らくを平らに安らに受け諾ひ給ひ今もなほ彼地の野に山に日の丸の御旗かざして奮ひ戦へる戦友等の前に後に立ち添はして守り導き給ひ神國大日本の國威を広く遠く輝かし速に平和克服の日を來さしめ給へと恐み恐みも白す

18戦時末期における忠霊弔慰祭

昭和一九（一九四四）年四月一日

「忠霊弔慰祭」『教報』（昭和一九年五月一日）から採った。日付は、祭典執行の日。

戦時末期の弔慰祭の祭詞で、西南戦争以降の戦没者に向けられたものとなっている。岡山県下の行政並びに軍関係者が参列している(↓Ⅲ・5)。

祭 詞

天津神籬の清けき影を仰ぎ奉るも尊く拝み奉るも畏き西南役より以来幾会の戦役に事変に戦歿せ坐しし吉備の男子の益良男等別けては去年の三月より以降今回の大御戦に参加りて戦歿せ坐しし皇軍人等の英霊諸の御前に金光教管長大教正金光攝胤畏み畏みも白さく木綿崎の神の御山に武士の大和心は斯くこそと八重に一重に花咲き匂ふ是の四月の中の一日に金光町及帝国在郷軍人会金光町分会と相議りて仕奉る恒例の招魂祭に併せて汝命等の雄々しき御功を称へ奉り仰ぎ奉り尊び奉り大御戦の半途にして戦歿せ給ひし可惜しき御跡を偲び奉り悼み奉り慰め奉るとして遠近の遺族の君等を請ひ集へて御前を蔽かに持斎きて宇豆の幣帛には御饌御酒を始め海川山野の種々の物を御功の高く御名の広く置足はして称言竟奉らしくは東亜の国々を安国と平けく治め給ひて永久に揺ぐ事なき世界の真の平和の大きき遠き基礎と在らしめと国々相睦び人々相楽まむ事を思ほし食す 皇が大御業を水漬く屍生す屍に成して輔ひ奉り助け奉り給へる事の績は尊しとも尊く由々しとも由々しきが中に今回の大御戦はしも天つ日如す 皇が大御稜威のま

にまに戦績月は一月年は一年と弥挙りに挙り照月如す 皇が大御恵のまにまに廃れたる国々相踵ぎて興り荒びたる民族等相並びて馳り行きつつ今や戦局は雄渾き事極りなく南に北に遠の御門の守堅く蔽しく敵国共の窺ひ寄るべき隙なきは更なり勢の赴く所遂に遥けき印度の国に及びて其の国原に大御旗影を高く仰ぎ奉る事とし成りぬ斯れば国民諸も上となく下となく総てを挙りて撃たて止まざる雄心の利心を奮ひ起して内つ守りの備を増進むる業に夜を日に継ぎて務め詰りて在るも是皆専ら汝命等の雄々しき御功の生み成せる事にして今も盡ながら導き給ひ赴け給ふ御徳にこそと且は尊び奉り且は謝み奉る状を御心も安く御思も穩ひに所聞看して 皇が大御恵のまにまに靖国の神社に弥遠永に御国の鎮め御軍の神と神鎮り坐して畏き大御祭を享け給ひて皇軍の御前に立たし御後に副はして蔽の魂を幸へ給ひ殊には遺族の君等の身に家に喪なく事なく武き御名を弥湛はしく芳はしき譽を弥輝かしく子孫等の八十統に至るまでに成幸へ給へと畏み畏みも称言竟奉らくと白す

19戦後における忠霊塔存置の取り組み

昭和二六(一九五二)年二月一日

「護つてきた『忠霊塔』 敦賀教会長の美挙」『金光教徒』(昭和二六年二月一日)から採った。日付は、『金光教徒』記事

掲載日。

終戦後、全国的に忠魂碑の撤去が進められる中、福井県敦賀に
おいて敦賀教会長橋本三郎らが行った忠霊塔存置の取り組みを
紹介した毎日新聞記事（地方版）を転載したものである。ちな
みに、このことについては、敦賀連隊回想録編集会編『敦賀連
隊回想録』（昭和五七年）でも触れている。

終戦後の、日本の、けわしい思想の中に、本教の教会長が中
心となって忠霊塔をまもり抜いた蔭の美談が、この程新聞紙上
に報ぜられて明るみに出された。以下その全文を転載する。

（十月二十四日発行の毎日新聞福井版）（話題の人は、敦賀教
会長橋本三郎師である）

【敦賀】敦賀市岡山にそそり立つ「忠霊塔」は終戦後六年ぶり
に知事、市町村長らの正式参拝が許され、二十八日には嶺南二市
四郡一万余の遺族の喜びのうちに盛大な慰霊祭と講和奉告祭が執
り行われる。この「忠霊塔」は敷地一万坪、敦賀平野を一望のも
とに見晴らす丘陵のうえに建てられ、昭和十七年九月、一年余の
歳月と延二万人の汗の勤勞奉仕で完成したが敗戦で取壊しの運命
にあったのを特に存置が許された。

この陰には敦賀市遺族会の同市大内、金光教会橋本三郎（五
四）同三島一丁目、金融業名越仁兵衛（五八）同北津内良覚寺住

職徳本達雄（五七）三氏の力があつたのだ。

二十一年春ハイランド中佐（当時軍政部長）から「ポツダム宣
言によつて官有地もしくは学校敷地内の忠霊塔は全部撤去せよ」
という厳しい達しを聞いた橋本さん達はそれから二回軍政部を訪
問、三回目に橋本さんは同中佐に「あなたはキリスト教徒か」と
きいた。「そうだ」という答えを得て「あなたもキリスト教徒な
ら死者が昇天して神に祀られることは同じである。戦死者の墓地
であるから撤去だけは許してほしい」と遺族の情を訴えたところ
「自分も武人として戦死者には敬意を払っている」という嬉しい
返事を得た。

橋本さんは当時は回想して「その後ハイランドさんはいろい
ろ県下のためにつくされたが、物わかりのよい人で、忠霊塔を
遺族達が引受けるならわしから市へ電話してやろうとまでいわ
れた」とその好意を感謝している。事実、ハイランド中佐から市
へ電話があつて、市では直ちに市会にかけ「忠霊塔」とその敷地
一万坪を敦賀市遺族会へ無償で譲渡した。遺族会に無償で譲渡さ
れたさいハイランド中佐は橋本さんらに「代償として遺族有志で
年に一回必ず慰霊祭をせよ」と陰にはやさしい命令を与えた。

それから橋本さん達三名は市内を駆けまわつて寄附を集め、毎年
秋に一回慰霊祭を営み今日まで「忠霊塔」を護つてきたのだった。

20 戦争関係死者慰霊祭

昭和二七（一九五二）年六月一〇日

「太平洋戦歿者慰霊祭詞」『教報』（昭和二十七年七月一日）から採った。日付は、祭典執行の日。

本慰霊祭は、サンフランシスコ講和条約発効に伴い、本部において執行された。祭神は、日中戦争以後の日本のみならず世界各国の全戦没者である。日本が独立国になる時期にあつての平和回復の奉告を兼ねた意味をもつていた。なお、以降は、本部で行われず、個人や各団体による自主的な取り組みとして実施されることになる。

戦争関係死者慰霊祭祭詞

是の神庭に神籬を立林して、招奉り齋奉る、昭和十二年より以降、痛ましくも死歿坐しし、国の内外の戦争関係者等の、敵の霊神等諸の御前を拝奉りて、金光教教主大教正金光攝胤、畏み畏みも白さく。天地の極りなき神徳の中に人類生れて、民族を分ち国家を立つるは、各も各も其の宜しきに從ひて生活の便利を計ると共に、互みに親み交りて、其の優れたるを以ちて其の及ばざるを補ひ、其の余れるを以ちて其の足らざるを充し、相依り相助けて其の榮えを共にし、天地の化育を補ひ奉らむとするにこそあれ。然かあるを、人の世ありてより以來、国と国との間に痛ましき争

ひの絶ゆる時なきは、人生の通ろへ難き運命とや。あな慨てきかも。あな嘆はしきかも。あはれ汝命等はや、此の痛ましき運命の下に、去にし昭和の十二年、不慮く東の空に戦ひの雲群り起りて、或は任のまにまに戦場に馳せ向ひて、悲しき屍を野末に晒らし、惜しき身を逆巻く浪に沈め、或は咀はしき戦災に罹りて、惜らしき命を、又なき財宝と共に、雷如す爆弾に砕き、猛り狂う劫火に任せ給ひし等、其の事情こそ千々に異れ、共に此の戦争の尊き犠牲と成り果て給ひしこそ、打寄する沙美の浦波、返す返すも口惜しく慨たき事の極みにして、あはれ遺族の君等の償ひ難き悲み、遣らむ方なき憤りの程は、推量り奉るだに、胸潰れ腸断たるる思ひに堪へざりけり。あな悲しきかも。あな悼しきかも。曩に戦塵納るや、此の謂なく道なき戦を起したりし責任を明らかにし、日本国憲法を改め定めたるは本より、政治に經濟に教育にと、在りと在るの制度を改め正して、去にし四月二十八日にしも、平和条約其の効力を発して、ここに新しき国の歩を始むる事とも成りぬ。あはれ此の大き改革を、成し終へぬるは、是皆、汝命等の尊き血潮を以ちて購ひ得たるものとなも、仰ぎ尊み、伏み忝けなみ奉られていとも尊し。故、其の御功を崇まへ称へ奉り、且は遣る方なき御思を慰め奉るとして、今日の我が道の教会創立記念の日に、遺族の君等を始め、公私の關係ある人等を請ひ迎へて、御前を厳かに治奉りて、御饌御酒、海川山野の種種の物を、

礼代の物と称言竟奉りて、己攝胤普き海の内外の教徒等を率ゐて仕奉る斯の状を、平けく安けく相嘗に享け給ひ珍なひ給へと白す。斯く仕奉りて白さくは、此度の戦争の為に、総てを捧げ尽させ給ひし汝命等の御前に、己等は何を以ちてかも報い奉るべき、何を以ちてかも答へ奉るべき。今更に為さむ術なく施さむ手段こそ無けれ。今は只、我が教の祖の立て置きたる立教の本義を守り、遺し置きたる教義の主旨を突にして、弥益々に怠らず、入紐の同心に相戒め相励して、国民と在る義務を尽して、内にしては、嶮しき坂を越え荒き波風を凌ぬぎて、国を新に興し、外にしては、失はれたる国の信義を復し、世界平和の御為に、人類文化の御為に、功からむ事を祈りて、いと切めて汝命等の御前に答へ奉らむとする事を、霊ながら真明に照覽し給ひて、遺族の君等の上を、日に夜に守り給はむは更なり、御国の行手を遠く導き、世界人類の上を広く幸へ坐せと、畏み畏みも白す。

II 教務から出された慰霊に関する通達類

1 第十師団出征戦死者吊魂祭執行について

明治三七（一九〇四）年九月二十五日

布教史資料「日露戦争戦死者慰霊祭祭員参列依頼」（明治三七年九月二十五日）から採った。日付は、通牒の日。

第十師団管下の「吊魂祭」執行に際して、御野教会長小林財三郎宛に発令された教監通牒。礼典課長からの指示文書も併せて採録した。原典は手書き謄写版刷り。

三七監第二七号

日露交戦以来皇軍の向ふ処連戦連捷と共に多大の戦死者を出せし中に第十師団（姫路）に於ては殊に多数の戦死者有之趣にて同市の有志者相議りて神仏各教派に依頼し姫路南練兵場に於て該忠魂吊慰の大祭を執行の由本教へも申来り候に付管長には御出張の上下下教師二十名（該師団管下の者）を選抜し本教の儀式に依り奉仕の事と相成候仍て貴職を該齋員に任命せられ候条軍国に対する教師たる者の本分を尽すの秋に候へば御出席の上誠意以て奉仕相成候様致度此段命に依り通牒に及び候也

明治三十七年九月二十五日

金光教教監 近藤藤守 印

権大講義 小林財三郎殿

今般三七監第二七号の通り姫路市の有志者相議りて第十師団出征戦死者の吊魂祭を執行相成候由に付ては本教にも是が祭事奉仕の

事となり第十師団管下の教師二十名を選抜せられ候に付左の件御心得の上御出席相成候様致度尤も執行の期日は未定に候へ共多分十月三四日頃ならん然し確定の上は直に通知可致右為念申進候也追て御出席の旨折返し当礼典課へ御申出相成度候

一 正服用の事（浅沓用意の事）

講義にして正服なき時は半尻着用の事

但し半尻着用の際は略細立烏帽下に笏を用ふる事（履物は姫路にて可調事）

一 装束は素より下着に至るまで成るべく注意し清浄なるものを着用の事

一 宿泊料は要せざれども其他の費用は御自弁の事

一 姫路市坊主町金光教姫路教会所へ参着の事

明治三十七年九月二十五日

金光教本部礼典課長 八木栄太郎 印

権大講義 小林財三郎殿

2 達示・日露戦死者紀念碑文に関する注意

明治三八（一九〇五）年八月二〇日

『みかげ』（明治三十八年九月二二日）から採った。日付は、達示の日。

日露戦死者紀念碑文にロシアを貶損する文言を使用せぬよう指示した文書。漢字片仮名文を漢字平仮名文に改めた。

三八達第八号

部下一般

今回の日露戦役に際しては一片憂国の情止み難き事なれども往々辞礼を弁へざる悪言造語を弄し其結果戦死者の爲めに建設せる紀念碑の碑文及其他のものに対して征露又は討露等の文字を使用せる向あり、こは将来の国交上大国民の態度としては穏当ならざる義に有之候へば本教部下に於ても総て之等の文字を用いざる様教く注意致すべく此旨相達す

明治三十八年八月二十日

金光教管長大教主 金光大陣

3 達示・日露戦歿者大招魂祭執行について

明治三八（一九〇五）年九月一六日

『みかげ』（明治三十八年九月二二日）から採った。日付は、達示の日。

九月五日に日露講和条約（ポーツマス条約）が調印されるなど、日露戦争終戦の準備が整ったことを受けて、同戦歿者招魂

祭の執行を宣した文書。漢字片仮名文を漢字平仮名文に改めた
(↓I・6)。

三八達第一〇号

部下一般

日露開戦以来本教は再三招魂祭を執行し来りしが今や戦役も其
終局を告げんとす依て該戦死義歿者の英霊を吊慰せん為来る十
月十一日を以て大招魂祭を執行候条此旨相達す

明治三十八年九月十六日

金光教管長大教主 金光大陣

4 達示・日露戦後における教師の心得について

明治三八(一九〇五)年一〇月二〇日

『みかけ』(明治三八年一〇月二二日)から採った。日付は、達
示の日。

教師に対して引き続き日露戦後の国家、社会への貢献を促した
文書。本教では戦死者慰霊を重視していたことが窺える。漢字
片仮名文を漢字平仮名文に改めた。

三八達第二二号

部下教師一般

昨年二月開戦以来已に二十閱月此間短しと謂う可からず然かも本
教の態度として克く教祖立教の主旨の發揮せられ熟誠以て軍国に
尽瘁せし点に於ては敢て人後に立たざるべきを信す今や皇軍は連
戦連捷の結果其終を告げ茲に優渥なる 聖詔を奉拝するに至る是
れ誠に国家及社会人道の為慶賀に堪へざる所なり惟ふに平和克復
と共に本教が戦後の国家社会に対する覚悟の重大なることは今更
に辞を設くるの要なければども今般別紙の通主務大臣より訓令あり
弥々将来の嚮う所を明にせらる本教教師たるものは能く其意を体
し国家風教の根源を培養し社会文明の進歩を企図するにあらずん
ば安ぞ能く国運の発展に應ずるを得ん之を要するに戦死者の慰霊
及遺族の慰安は勿論將に凱旋すべき忠勇なる軍人に対しては満腔
の熱誠を以て感謝の意を致し 鞠 射 其真心を迷はず失はず教祖
の神訓に則り能く基本分を守り本教教師たるの体面を維持するに
於て遺憾なきを期すべきなり

明治三十八年十月二十日

金光教管長大教主 金光大陣

(別紙)

内務省訓令第二十三号

神仏道各管長

日露の戦局終りを告げ爰に優渥なる 聖詔を奉拝するに至れり願

みれば交戦二十閱月連戦連勝遂に克く開戦の目的を達し東洋治安の宏圖を確立せられたるもの素より

至尊の御稜威の然らしむる所なりと雖も教宗派管長か時局に処して能く其職責を尽し部下教師を督励し各々其任務に従ひ奉公の誠を致さしめたるの功亦鮮しとせず今や國家の光榮新に加はり國民の責任一層の重きを見る布教に従事する者宜しく國運の趨勢に鑑み民情を調撰し風俗を提擧し以て 聖旨に奉答する所なかるへからず特に國憲の趣旨を服膺し人をして信教自由に関する危懼の念を絶たしむる如きは布教伝道を以て其任と為す者の最も深く意を致さざるへからざる所とす管長たる者宜しく此意を体し部下の教師を指導誘掖し以て其本分を完ふするを期せしむべし

明治三十八年十月十六日

内務大臣男爵 清浦 奎吾

5 教監通牒・滿州事変後の取り組みについて

昭和六（一九三二）年一月二日

『教報』（昭和六年一月二日）から採った。日付は、通牒の日。滿州事変後、各教会に対して國威宣揚祈願祭、戦歿者慰靈祭並びに軍隊、遺族慰問等に取り組むよう指示し、また、報告書の提出を求めた文書。漢字片仮名文を漢字平仮名文に改めた。

六監第四〇号

今回の滿州事変は実に皇國の重大事にして苟も生を我皇土に享け職を我教に奉じ教化の任に在る者は宜しく其事態を正視して大に自覺奮起する所無かるべからず

惟ふに正義に立脚して東洋の平和を確保し信義に基きて友誼を隣邦に厚うし以て共存共榮の福祉を希ふは日本古來の精神たるのみならず又実に 明治天皇の明示し給へる皇國永遠の國是にして我國策一として此趣意に出でざる無きは歴史に徴して明かなり然るに隣邦我誠意を覺らずして無謀の言動多く遂に今回の事態を惹起するに至れり而もその政府に統一の威令無く責務を明かにする能はずして事態は益々紛糾せんとす列國又我真意を誤解し且つ滿蒙の实情に通せず國際連盟の本旨を没却して正論を顧みざらんとするものあり抑も此事たる素隣邦の我誠意を解せざるに因ると雖もその関する所単に一隣邦との問題たるに止らず實に對世界列國の問題なり將東洋永遠の平和に関する大事たるのみならず又國際信義の死活正しき世界平和の成否を左右する重大事なり此を以て之を觀れば正に我國未曾有の難局なりと謂ふべし

此秋に当り常に信忠一本の教義を体して教導の職に在る者は須く日夜不斷の祈念に世道人心の指導に専念努力以て教信徒をして國民たり奉教者たるの自覺を促し時局に処すべき道を誤ること無か

らしめ終には外邦の蒙を啓きて我正義貫徹し眞の平和確立を見る
日の一日も速かならんことを祈念せざるべからず

此祈念に基き特に正義貫徹威宣揚の祈願祭を行ひ或は在滿の將
士及同胞の慰問犒勞に或は戦歿者犠牲者の慰靈祭に或は是等遺族
の慰問救助に夫々誠意を尽して遺漏無からんことを期すべし

右命に依り此段通牒候也

昭和六年十一月十二日

金光教本部

教監 山本 豊

金光教各教会長殿

六監第四一号

本月十二日付六監第四〇号を以て依命通牒致候滿州事変に關し
本教に於ては近く慰問使を派遣し親しく在滿軍隊を慰問し併せて
同地に於て戦歿將士の慰靈祭を執行し尚慰問金品をも寄贈致度計
画に有之候而て慰問金のみは主として教内多数教信徒の誠意を受
け之を寄贈致候間左記各項御諒知の上貴所々屬教信徒に對し之を
周知せしめられ賛同者御取總方可然御配慮相煩度此段及通牒致也

昭和六年十一月十二日

金光教本部

教監 山本 豊

金光教各教会長殿

一、派遣軍隊に慰問品（慰問袋の類）寄贈に付其筋の状況を聞
くに各方面よりの寄贈にて相当配与され居りて品種に依り
ては過多なるやの趣に付此際は現金を恤兵費として陸軍省
に献納する見込なり尤も時宜に依りては幾部は物品を寄贈
することあるべし

一、寄贈せんとするものは可成一人壹円以上とす

一、右寄贈金は本部に取纏め其筋へ寄贈の手續をなすこと

一、各教会所に於ては寄贈者の住所氏名及金額を記したる名簿に
現金を添へ来る十一月二十五日迄に本部に到着する様発送す
ること

一、現金を振替にて送付する場合は左の口座に払込むこと
（大阪四五―四二番 金光教典籍出版部）

六監第四二号

本月一二日付六監第四〇号を以て今回の滿州事変に對し本教教師
の自覚努力すべき要旨依命通牒致候就ては貴職に於ても常に該旨
趣に依り部下御指導有之度尚同日付六監第四一号を以て慰問金寄
贈方通牒致置候に付ても可然御配慮相成度此段及通牒候也

昭和六年十一月十二日

金光教本部

教監 山本 豊

金光教各教区支部部長殿

金光教台湾事務所担当殿

六監第四三号

本月十二日付六監第四〇号依命通牒に依り今後教会所に於て実行したる祈願祭慰霊祭軍隊又は遺家族の慰問救助並教信徒指導等の状況は特に知得し置くの要有之候条該当事実ありたるときは左記様式に準したる報告書を其翌月五日迄に所轄支部に提出し支部は之れを取纏め同十日迄に本部に進達相成度此段及通牒候也

昭和六年十一月十二日

金光教本部

教監 山本 豊

金光教各教区支部部長殿

金光教台湾事務所担当殿

金光教各教会長殿

追て本通牒前実行されたる事実有之候はは本文に準し報告有之度候

(報告様式)

満州事変に関する実行事項報告

金光教何々(小)教会所

事項	実行日	状況
祈念祭		可成詳細記載すべし以下同し
慰霊祭		
軍隊慰問		
遺家族慰問		
同救助		
時局説教		

6 戦病死者弔慰に対する指示

昭和一二(一九三七)年九月一日

「戦病死者弔慰に就て」『教報』(昭和一二(一九三七)年九月一日)から採つた。日付は、『教報』発行日。

戦病死者遺族への弔慰手続、方法を示した文書である。昭和一二(一九三七)年七月七日に日中戦争が始まる。その直後の二〇日、本部では慰問などの対応を指示する教監通牒を出した(二監第三五号)。そして七月二八日、事変対処事務局を設け、具体的な対応を計画していく。すでに七月末には戦死者の情報が届いており、八月八日付教報号外で「戦傷死者弔意の件」で対策方法を

近々出すことを告げている。これはそれに応じて具体的対応を指示したもの。

戦病死者弔慰に就て

今次の事変に於ける戦病死者弔慰に就て、各地より問合せがあつて一々回答をなしつつあるが、既に各支部より教会所宛通牒があつた筈であるが念のため左に摘記すると、

一、教会所の関係地域に於て戦病死者があつた場合には当該教会長は直ちに懇に弔問すると共に、その氏名、兵種、本葬日時等を支部に通知すること。

一、支部よりは教会所へ弔辞玉串料等を送付す。

一、本葬当日は支部部長に於て参列するか、当該教会長に支部より依頼して参列すること。

以上

追て満蘇国境匪徒討伐のための戦病死将兵に対しても之に準じて弔慰の意を表することになつて居る。

満州事変勃発記念日を期した取り組みとその内容報告を指示した文書。漢字片仮名文を漢字平仮名文に改めた。

九監第二二号

来る十八日は満州事変勃発記念日第三周年に相当致候に就ては国家非常時の実相と満蒙建設の大義に基き本教各教会所に於ても左記適宜実行し本教由来の精神を明に致し候様致度此段通牒候也

追て本件に關しては特に別紙様式に従ひ報告相成度

一、月次祭又は定期説教日に相当するものは其の開教に於て其他は当日朝夕祈念時の講話に於て記念日に因みたる教導を行ひ非常時国民の認識と決意を高め精神の作興に資すること

一、所屬教信徒中に満州事変（上海事変をも含む）戦病死者を出せる教会所にありては適宜慰霊祭を行ひ遺族を参拜せしむべきこと

一、右の外適當なる思付あらば可然実行のこと

昭和九年九月一日

金光教本部

教監 小林 鎮

7 満州事変勃発記念日の取り組みについて

昭和九（一九三四）年九月一日

『教報』（昭和九年九月一日）から採つた。日付は、通牒の日。

金光教各教区支部部長殿

金光教各教会長殿

(別紙) (半紙の罫紙を用ひ支部經由取纏め差出の事)

満州事変記念日行事報告

金光教何々教会所

一 慰霊祭

戦死者氏名

遺族氏名

病死者氏名

遺族氏名

執行午前

時

参拝者

人

一 記念説教

午前

時

講師

参聴者

人

一 記念講話

朝参聴

男女

人

夕参聴

男女

人

一 其他

(以上の内実行のもののみを提出のこと)

年 月 日

金光教何々教会長 氏名 印

金光教本部宣教部宛

8 「興亜奉公日はかうして

迎へさせて頂きませう」

昭和十四(一九三九)年九月一日

「興亜奉公日はかうして迎へさせて頂きませう」『金光教週報』(昭和十四年八月二十六日)から採った。日付は、第一回目の興亜奉公日。

国民精神総動員強化方策として設定された「興亜奉公日」(毎月一日)の取り組み方について指示した文書。ちなみに、文中の「精動」とは「国民精神総動員」の略称である。

一億国民がこぞつて前線の労苦を偲び銃後奉公の誠を尽す日
— 来月一日から、毎月一日を期して行はれる興亜奉公日の行事については、さき程精動中央連盟で左のように決定発表されました。

◇ 護国の英霊に感謝を捧げ、戦歿勇士の墓参や墓地の清掃を行うこと

◇ 前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行うこと

◇ つとめて歩くこと

◇ とくに緊張して働くこと

◇ 服装と食事とはとくに質素にすること

◇ 酒と煙草はやめること

◇ この日に節約した金は必ず貯金すること

われわれお道の信者としてはこの一日はとくに改まつた気持ちで、神社、教会所にお参りして、興亜の祈念をこめさせて頂き生

生活上にも当日は過去一ヶ月の生活が国家の大局から観てお役に立つたであらうかと静かに反省し、本月の生活を国家の動きに一層適応せしむるやう祈りをこめ、この日の生活が他の日の生活の源泉となるやうにさせて頂きたいものであります。

月の一日は従来とも新まつた気持ちで神様に御礼を申し上げて来たのでありまして、今回事新しくするのではなく、これまで行つて居りましたところを一層精神をこめてさせて頂くわけでありませう。

八紘一字の皇謨に遵ひ、万事を積極的に生き生きとした信心をもつてこの一日をおくらせて頂きたいものであります。

9 教監通牒・講和奉告祭及び

戦歿者慰霊祭執行について

昭和二六（一九五二）年九月二日

『金光教報』昭和二六年一〇月）から採つた。日付は、通牒の日。各教会において講和報告祭及び戦歿者慰霊祭執行を指示した文書。慰霊祭祭詞文案も併せて採録した。なお、条約批准後に行うよう指示した慰霊祭は、本部では翌年六月一〇日に行われた（↓I・20、III・7）。

二六監第三九号

昭和二十六年九月二十一日

金光教教監

金光教各教務所長殿

金光教北米布教管理所長殿

金光教各教会長殿

講和奉告祭及び戦歿者慰霊祭執行の件

先般サンフランシスコに於て平和条約が調印せられ、近く批准のことが整えば我が国も愈々独立国家として国際社会に復帰することになるのでありまして、終戦後六年の歳月を顧みて感慨無量なものがあります。条約そのものについては国民それぞれの立場において種々の論もありますが、本教者としては締結という国の大事が定まつたことを親神様にお届け申上げ、今後の大御蔭を祈念させて頂かずには居られません。

なお、この際、我々は戦争の犠牲となつた我が国を始め各国の戦歿者に対し心から弔慰の誠を捧げ世界真平和への祈りを一段と進めて参りたいと存じます。ついては、講和奉告祭及び戦歿者慰霊祭を左記により執行されますよう通牒いたします

記

一、時期は各教会において適宜の日を選ぶこと

（講和奉告祭は、なるべく教祖大祭に併せて、戦歿者慰霊祭

は国会において条約批准後に行うがよい)

二、講和奉告祭の祝詞は本部教会教祖大祭の祝詞を参考にすること
(なお慰霊祭の祭詞文案は別紙の通り)

三、戦歿者慰霊祭は霊舎若くは適当な場所において行うこと

太平洋戦戦歿者慰霊祭詞

是の処を今日の祭場と、天つ神籬を樹てて、招ぎ奉り齋ひ奉る、去にし年の太平洋戦に馳せ加りて、惜しげくも戦歿給ひし、国々の幾千万の戦歿者等諸の宇豆の御前に、金光教何々教会長職級氏名、畏み畏みも白さく、荒金の大地の上に、諸の民族の生れ出でて、其の宜しきに従ひて国を立つるや、各も各も、其の能力を現はし、其の業を嘗みつつ、互みに、其の余れるを譲り、其の足らざるを補ひ、相依り相助けつつ、民族各も各もが幸福を進め、永き繁栄を図り、大天地の化育を輔ひ奉り助け奉るを以ちて、其の本義とこそ成すべけれ。然かあるを、山の井の浅き人心と、兎もすれば其の本義を失ひて、謂れなき争ひを醸し、痛ましき戦を起して、人々相傷き、国々相損ひ、相率ゐて悲しき道に踏み入らむとするこそ、慨てく嘆はしく憤ろしき事の極みなりけれ。曩に太平洋戦の起るや、汝命等は、国民の負ひ持つ義務と、任けのまにまに、戦ひの場に馳せ向はして、尊き御生命を、野末の煙と化し、渡津海の水泡と消し給ひしは、雄々しとも惜らしとも、謂は

む術知らに、痛ましき事の極みにして、別きて親族家族の君等の、遣らむ方なき御思を推し量りては、漫ろに胸潰れ、腸断たる心地せらるるぞかし。あな惜らしきかも。あな悼ましきかも。今や我が国民諸は、上となく下となく、痛ましき戦の跡を省み、さながらに夢の醒めたる事の如く、年頃の過誤を悟り、国を建つる本義に照らして、憲法を始め諸の掟を改めたるは本より、在りと在る忌まはしき風習を捨てて、国民の履み以て行かむ道の基を、民主主義の高き精神に則り、新しき国の歩みを始むべき規模も、概略に定まりぬと、曩に四十九箇国との平和条約成れりしは、アメリカの国を始め連合国の、並々ならぬ援助によるとは言へ、汝命等の流し給ひし尊き血潮の凝りて成り、惜らしき屍の築きて成れる賜物とこそ覚ゆれ。其処をし思ひ、此処をし念へば、今更に汝命等の御功は、天つ御空と高く仰がれ、大洋の原と広くも偲び奉らるるぞかし。あな尊きかも。あな雄々しきかも。故れ今しも教師・信者諸御前に打集ひて、礼代の宇豆の幣帛を捧げ持ちて、且つは極りなき大御功を称へ奉り、且つは惜しき御績を偲び奉らんと仕へ奉る事の状を、平けく安けく聞こし看して、損はれたる国々の力を速けく古へに復し、阻まれたる国々の歩みを新たに進め、相依り相助けて、世界の平和永久なるべく、靈ながら守り給ひ、殊には親族家族の君等の行末を、広く遠く幸へ給へと、畏み畏みも白す。

Ⅲ 追悼の挨拶、所信（教団・教務の立場から）

金光教管長大教主金光大陣謹白

1 日露戦病死者遺族への慰安冊子

明治三八（一九〇五）年八月一日

『出征軍人家族戦病死者遺族 慰安 完』（明治三十八年八月一日、金光教本部）から採った。日付は、冊子の発行日。
管長が日露戦病死者遺族に配布した冊子。

慰問の辞

日露の戦役は曠古の大事件にして、我帝国発展の一大時期を画す、国民は等しく 天皇陛下の聖旨を服膺して、身軍籍にありと否とを問はず、俱に共に国家防禦の任に当らざるべからず。今や同胞百万の獅獅海に陸に敵の毒刃を冒し瘴気に曝され、皆国難の為め屍を馬革に裹まんことを期す。而も省みて其家族遺族の多を見るに、幼児を抱いて労働に従ふ婦妻あり、屈れる腰に重荷を負へる老翁あり、ほの暗き弧燈の下老眼鏡を掛けて運ぶ針の手許覚束なき老嫗あり。誠に感謝の至に堪えざると共に、又深く同情の涙禁ずるを得ず。素志一々訪問して聊か起居近状を伺はんと欲するも、意に任せず。茲に衷情の一片を述べて慰安の微意を表せん為、部下教師を以て本書を坐右に呈す。

明治三十八年七月

出征軍人家族戦病死者遺族慰安

◎未曾有の大戦争

さて今回の日露の戦争は、我大日本帝国ありてより、初めての大事件で、敵は天下に名高い露西亞と云ふ大国、其上其兵の強いことも亦世界第一と自らも誇り、他からも或はそうかと思ふて居り、実に帝国の危急存亡の岐るる処でありましたが、昨年二月の開戦以来、我 天皇陛下の御威徳と、陸海軍の忠烈なる義勇と、国民の赤誠なる奉公心の厚いと、其上に天祐も加はりて、攻むれば必ず取り戦へば必ず勝ち、金城鉄壁と称へて居つた旅順口も、本年一月元旦の吉日を以て開城降伏となり、又近くは波留的艦隊を対馬海峡にて、或は撃沈め或は捕獲して遂に全滅し、又最近にては樺太島を占領しまして、今や陸軍は進み進むで長春吉林に迫らんとし、海軍は浦汐を事実上封鎖して其陥落も近づいて居ります、誠に君国の為に此上もない慶賀の至りであります。

◎出征者家族の感慨

然しこの大功績を立てて国の大名譽を顕す為に、幾十万と云ふ我軍人が出征の首途に当りて、其親や妻子は口にこそ万歳を唱へもすれ、表面にこそ咲顔を作りもすれ、其多くの中には家事生計につ

いて、家によりては恰も樹から落ちた猿の如き思をなす者もあらん、其各々の苦勞苦心せらるる所あるは云ふまでもなく、是と同時に大勝利の戦報を朝夕に俟ちこがれて居らるるは人情の常に、畏くも

天皇陛下にも

寢覚めにも思ひつるかな軍人

むかひし方の便いかにと

と仰せられて、夜の殿の御寢覚めにも、我軍人の向へる方面の状況や如何、戦闘の結果は如何なりしぞと、いとど宸襟をなやまし給へるは、出征軍人の親子兄弟妻子が、一日もはやく戦勝の報知の来れかしと、神々に祈りつつ一日千秋の思ひで俟ち居らるると變りのあらせられざる事と窺ひ奉られて、最恐れ多しとも恐れ多き次第であります。而も軍人の家族の人達はいざ大勝利の号外が出た捷報の告示が出たとなれば、歡び祝ふより、先ず其子や良人の身の如上如何に、恙はなかりしかと心配の起るも自然の人情で、万歳の声の裏には万涙の流れ居る事をば御案じ申します。かかる時に濫に心を痛める事のあるを憐みて、我金光教祖の神訓に「心配する心で信心せよ」と教へられてをります。

◎天恩の優渥

又 天皇陛下には出征軍人の身の上を御軫念給はると同時に又其家族のものを憐れませ給ての御製に

子等はみな軍のにはに出でてて

おきなやひとり山田もるらん

と仰せ給ふ。恐れながらこの聖旨を窺ひ奉るに、血氣盛り働き最中の壯年男子や一家の亭主たるもの幾十万と云ふ多数、戦場に出で行きしにつきては、年老いたる親等や孱弱い妻子供までが（「翁やひとり」の御一句には家族一同をこめさせ給へるならん）日々余分に働いて居るであろう。又苦勞もするならん。

（「山田もるらん」の御一句には農工商、其他一切の業務を執るものをもこめさせ給へるならん）これ皆国家の為とは云ひながら、朕はあはれに思ふぞよ、氣の毒に存するぞよとの御事ならん。凡国民としては国家の難に殉ずると云ふことは、吾人先祖伝来の天職であつて、我金光教祖の御神訓に「我身は我身ならず皆神と皇上との身と思ひしれよ」と仰せられたる通り、我等日本国民は神明と天皇陛下との御ものであるから、君の御為国の御為に尽すのは日本国民の当然の義務であるのに、かくまで仰せらるるとはナシと有り難い御思召ではありませんか。家族の方々はこの御思召を奉戴して、益々心強くして家業に精出されんことを願ひます。

◎味方の損害

茲に又、彼の世界に名高い大敵を滿韓各地の要所々々に打破り、金城鉄壁と天下に誇りし旅順口を攻落し、尚敵の大艦隊を全滅せしむるに就ては、我味方に於ても何万と云ふ立派な軍人が海陸共

に敵の弾丸に撃れて野山に斃れ、又は不幸にも敵水雷に罹りて船諸共に海底に沈み、或は寒暑風雨の氣候に中てられて各地の病院に死ぬるなど、実に惜しいと云はんか嘆かはいいと云はんか。

◎名譽の戦死

人は名譽の戦死とか、尊い病死とか尊敬の語を以て云うて呉るも、親の身にとり妻子の心になりては、只々口に云ふと云はぬとの相違があるのみで、皆同様に骨肉を分けたる親子夫妻の情としては立ちても居てもたえられぬ感がするのは人情の自然でありて、決して恥でも愚痴でもなく、又無理のない次第である。さればこそ

天皇陛下にも亦遺族だちの心情を御憐憫み給はりて、

国のためたふれし人ををしむにも

おもふはおやの心なりけり

恐れ多くもかく仰せられて、今回の戦争のために多くの軍人たちが、或は戦死し或は病歿したる其遺族の者の深情心中を雲井遙かに御察し給はりて、厚く御いたはらせ給ふはいかに厚き御思召ならん。茲に謹みて此御製の聖慮の万一を窺ひ奉れば此度の戦争は

◎世界の大敵

世界に名高い大敵であるからして、若し万一にも我国の軍隊が敗けるような事があるならば、それこそ国家は滅亡るかも知れぬ。否露西亞の考へでは日本の陸軍も海軍も再び手も足も得出さぬよ

うになるまで大打撃を与へて支那朝鮮はおろかのこと、次手に大日本国まで己が思ふままにしたいとの考で居たに相違ないが、それではならぬと

◎軍人は陛下の股肱(まもり)

朕が股肱ともな憑む軍人どもが、大切な家をも財産をも忘れて老たる親等を措き、可愛い妻子に別れて、勇み進んで世界の大敵を相手に、海に陸に打戦うて、連戦連勝の大好果を収めて呉るのは実に嬉しいけれども、其中に戦死したり病に斃れたりするのは恰も日本と云ふ国が仆れるかほりに、多くの軍人どもが

◎国家の犠牲

国家の犠牲に立ちて、二つともない命を捨てて死んで呉れるのであるとおもへば、実に一兵士の戦死も惜しいものである一輪卒の病没も可愛相なものである、かく数多の軍人を喪ふをば朕は深く嘆き悲しむぞや。

◎龍眼の御涙

さてさて朕がかように戦死病没の軍人を惜しみ悲しむが、それよりも猶其老たる親の心情はいかに、若き妻子の悲しみはいかに定めて云ふに云はれぬ力落のことならんと、龍眼の御涙さへ遙に押し奉らるるまでに、戦病死者の遺族の深情心中を御洞察し給ひ御憐憫み給はる御事よと。窺ひ奉るも中々に恐れ多く有りがたき御事であります。

◎天命を如何にせん

一口に名譽々と云ふた所で、又逢ふ人ごとに見る人ごとに名譽の御戦死でと云ふて呉るるも、其眞の名譽たる所以がよく分らぬとつい愚痴の出るような事もあり、亦何となく物淋しいうら悲しい心地のすることがあるのも決して無理ではないけれども、どの道一度は死なねばならぬ人の命、万一既に寿命の尽きたるものなれば、よしや戦場に出ずとも、若い者でも死なぬに決つたことはないによつて、中には不幸にして伝染病で斃れる者もあり、過失で無残の最後を遂げる者もあれば

◎アキラメが第一

何事もアキラメが第一にて、此御国の安危存亡の岐るる所、言換ふれば云ふも忌まはしき事ながら、若し此戦争に我軍が敗けて國家が滅亡するよふな事があらば、我同胞五千万人は男女老若を問はず一人も残らず討死するまで戦はねばならぬ所であるから、老人たちが我子が総國民一同の犠牲に立ちて御役をつとめたものと思ひ、妻子も兄弟も國難に代りて命を陛下に捧げたのだとおもへば、是れ程大なる名譽はありません。此れ程偉功はありません。殊に一天万乗の陛下にも右の御製の通りに御思召給はるるからには一度現世に生れ来た人として此上に手際のよい死様はないので我金光教祖の神誠に「神國の人に生れて神と皇上との大恩を知らぬことを誠しむと教給へる御神訓のまにまに神と國との大恩を報

ゐたのであると思へば、軍人本人にとりてはこれ程の名譽はないのであると思はれます。

◎國家鎮護の神

其上御國の爲め死んだ人の英靈は東京麹町区富士見町なる別格官幣社靖國神社に祀られて。大日本と云ふ國のあらん限り万世一系の大君より祭らせ給ひ、國家より祭祀を饗する事であれば、其英靈は正に國家鎮護の神と顕はれ、國家柱礎の神と國民一同が崇め称へて仰き尊とみ祭るのであるから、死して軍人は余衆ありとは此事であります。何程財産を貯へた所で、又如何程學問に上達した所で、百年の長命をした所で此上の名譽を得る事も功績を立てる事も出来ぬのであるから、御名譽の戦死でと云ふのは尊敬の誠を表したる語である。勿論國民一同も只口先でばかり御名譽御名譽と云ふたのみではすむ所以のものではない。誠心誠意以て敬意を表し、心力の及ぶ限りの尊敬を尽さねばならぬ。

以上申述ぶる様の次第なれば、出征軍人の家族と戦病死者の遺族とを問はず。父子兄弟各々其所に安じて精神を張り鋭気を増し一途に家繁昌にと健固息災で日々の家業大切と励まば、是やがて、天皇陛下に對しまつりては忠義の民となり、御國に對しては愛國の人となるので、我金光教祖の御神訓に「信心してまめで家業をつとめよ君の爲めなり國の爲なり」と諭し置かれたのは此所の事で、家族遺族の方々は此の千古未曾有の國難に赴ける大和武士の

我は親たり妻たり子たりとの自尊心を以て、弥々家名を掲げ世界に比ひなき国体をけがさじと、子孫の撫育に心を用ひ家業に奮励せられて陛下の大御心に副ひ奉られんことを願ひます。

2 「人格に死して神格に生くべし」

明治三九（一九〇六）年一月一〇日

「人格に死して神格に生くべし」『大教新報』（明治三九年一月

一〇日）から採った。日付は、記事掲載日。

日露戦争後における、戦没者への追悼及び国民の責務についての論説。

征露の役、我同胞の戦死せしもの実に十万、幸ひにしに矢丸の難を免れ、健躯を齎^{もた}らして凱旋し、論功行賞の典に与かるものは、人生の慶事、武人の面目、生涯の光栄之に過ぐるることなかるべしと雖も、骸を異邦の原野に暴らし、身を海洋の魚腹に葬り了りたるものは、目に戦勝の光栄を見る能はず、耳に列国嘆賞の声を聞く能はず、戦後の国民嬉々として、更に邦家前程の発展を樂むが如きは、夢想も及ばざる所にして、一意国の為に剣戟を取り、倒れて後止めるもの、其心情を察するに転た追悼に堪へざるものあり、之れ蓋し国民の悉く当に然るべき所なるべし

既に義の為に死し、又道の為に殉して、死者皆瞑目、何の足らざる所なるべしといへども、吾人生存せるものは、是等殉難者に対して一片の同情を寄せ、前途益国家の為に、身を犠牲にするの精神を失はざらんことを覚悟せざる可からず、之れを如何にせば可なるべきか、予輩此頃私に之を思ふに、吾人生存者は宜しく愛に彼の仏者の謂はゆる、大死一番、征露の戦死者と共に、皆この役に戦死せしものと思ひ定め、今後の身軀を率ゐて純潔なる神明の舍となし、些の私心を残さず、些の妄念を留めず、朝日に匂ふ山桜に比すべき敷島の大和心の美しさを増しに世界に発揚して、政事に、宗教に、列国をして皆範を皇国に取りて、共に我大君の稜威を仰ぐに至らしめ、世界平和の源泉実は何処にあるかを確知せしめんは、豈吾人が征露戦死者に対する唯一の供饌にあらずや

征露の役は実に空前の大戦にして、慘憺たる其の光景は現に国民の胸臆に活躍せり、この頃凱旋せんとせる一軍人書を郷土に寄せて曰く、来ん何日船は神戸に着せん、されど身郷里に着すべき、日限は故らに報ぜざるべし、^も開は死して帰らざる数多の戦友に対して、人々の歓迎を甘受するに忍びざるが為なりと云へり、凱旋軍人の胸中恐くは此の観念なきはなからん、曾て東都九段なる招魂社前に泣き伏して去ること能はざりし海軍々人の心情、之を聞く五千万の同胞、誰か同情の涙を惜むものあらんや（未完）

3 「戦後経営の中心問題」

明治四〇（一九〇七）年二月一〇日

「戦後経営の中心問題」『大教新報』（明治四〇年二月一〇日）から採った。日付は、記事掲載日。

日露戦争後の信仰課題についての論説。

戦後経営の中心問題は風教に在る乎、露国膺懲（よつちよう）の一挙によりて、我国に於ける物質的文明の勢力に幾何の実質あるかは如何に明晰に内外に悉知せられたる乎、而かも靈的文明の欠陥は戦前より今日に至つて倍々深刻著大となれることの知られたり、仁義を説く者大声疾呼せざるにあらず、しかも仁義を棄つる者や日に愈多く、風教全く地に落ちたるにあらず、しかも道義の頹廢は歳に益々甚し、然かるに所謂仁義を棄て所謂道義を壊つ者多きと共に、靈の救済に憧憬し、靈の慰安を渴望するもの亦益多し、是れ果して喜ぶべき現象なる乎、所謂仁義と云ひ道徳と云ふものは余りに浅薄陝隘にして、進歩せる人類と発達せる社会を律するに足るの価値なきを以て斯かる現象を呈挙するものとせば、それは全く倫理界に於ける人文発達の自然現象にして決して怪しむに足らず、されば仮ひ樂觀すべき現象にはあらざるも、亦徒らに悲觀すべきの現象にあらず。

想ふに世の多くの悲觀者流は、単に皮相のみを見聞して未だ深く

其の真髓を觀察考究したる者にあらざるなり、嗚呼斯かる現象の機微を諦察し、時代の木鐸となりて、一世の風教家を以て自任し、人心を緩和し社会の安寧を維持せんとするものは果して誰れぞや、人は云ふ、近時都鄙（とひ）到る所、殺伐の氣風横溢し、怨眼、強盜、家庭の風波等よりして、人を殺傷し、骨肉相反し、強姦致死、煩悶自殺、日々各地の新聞紙上血腥き事件記事の多きは、全く戦争の余波にして、戦後一般人士の氣風が荒くなるは各国のそれと異ならず、故に斯る残忍不倫の凶惡なる変現象は久しからずして常態に復すべしと、然れども吾人は我国の今日に於ける靈的文明の欠陥は論者の云ふが如く、爾く單純なる戦後一時の変現象なりとは思惟する能はず、素より、戦争のそれは多少の影響は与へたりとするも、其の最大原因は人文発展社会錯雜の結果に期せざるを得ず、故に苟も社会の安寧、人心の緩和、信仰の維持を以て救世済民を其任とせる宗教家にして、変態久しからずして常態に復すべしとの誤解を信じ、徒らに斯かる狂暴不祥の現象を座視するあらんか、残忍なる殺氣終に風を為して底止する所なきに至らんも保し難し、何となれば過渡時代の道義は既に社会人心を律するに価値なく、しかも時代の要求に適應せる道義の標準も、倫理の規範も新に確立せられず、一世の人心悉く其根底を失ひて濛々たる濃霧の裡に彷徨せる過渡時代なればなり、靈の慰安と救済を叫ぶ声の大なるは、豈偶然の現象ならんや。一筆の食、一瓢の

飲、脛を曲げて陋巷ろうきやうに臥して而かも雍容として憂ふる色なく深く其道を棄みし顔回は、大聖孔子の知を得て彼れが性情の要求に適応せる道を味ひて心広く体胖ゆづかなりしなり、しかり彼れは謂ゆる靈的生活をなしたるなり、然るに今や時は新旧過度に属し、人一代の師表なく、思想は東西相混じり、道徳は適從するの価値に乏し、仮ひ黄金山をなして衣食余りあると雖も、嫺なまふべき礼節なく味ふべき道義なし、況や倉廩くらうりん未だ満ちたるにあらず、衣食未だ足りたるにあらざるをや、パンの供給に營々し、靈の撰取に憧憬して、煩悶懊惱するものの多きは決して所以なきにあらざるなり。

此に於て吾人が確信はますます確められたり、此地木綿崎山の麓に、忽然我金光教祖の出現せられたるものは、確かに以て予め何れの時代の要求にも応じて、人世の行路に泣くもの迷ふものを救はさしめんが為に天の下せし所以たるを、然れば其教光の輝ぎ天下に独特たるは固より其所たり、然るも世は明盲相半ばし、而かも其盲甚しきに至つては淫祠呼はりをなすものさへあり、然りと雖も吾等に於ては何をか之に痛痒を感じん、畢竟此声の天下に聞ゆるは、百尺竿頭教勢更に幾十尺を進めたるの反響として喜ぶべきなり、夫然り、而して更に之れを今日の世の状態より想ふに、天下に此声の聞ゆるものは、或る意味に於て天に口なく人をして、今し教の御流れを酌めるの吾人に向つて濟世の活動を促すものたるべし、而して世に煩悶懊惱せる彼等は、何者にか頼らん

として救ひを待てるなり、然らば今の時は濟世感化の時なり、之れを救ひて靈に導くは何人の任か。

嗚呼靈の撰取に飢ゆものに向つてパンを与へよ、靈に導けよ、パンを与ふる力なくんば其継るの道を授けよ、とは云へ願ふべくんば、吾人は二者を併有せしめんことを渴望せざるを得ず、そは物質的生活は有限相對にして、尚時に煩悶ありと雖も、靈的生活は無限絶對にして既に煩悶の畛域しんぎくを脱却すれば也、而して此二者を得せしむるを得るは是れ我教の特色にあらずや、此の特色を利用して斯の感化の好機に乗じて、風教の効果を全くすべきは、戦後に於ける我教家の経営すべき責任なりと断言すべし、斯道の識者に如何となす。(某麓)

4 第二教区布教部講録

昭和一四(一九三九)年九月一日

教団史資料『第二教区布教部講録』から採つた。日付は、第二教区(大阪府)から本部へ講録が提出された日。

戦後生活における巡教の指針を、戦没者遺族の心情と関わりさせて示したもの。

昭和十四年九月第二教区布教部講録

白井弥三郎師出題

講題 興亜の祈り

賛題 眞の道を行く人は肉眼を置いて心眼を開けよ

未曾有の大事変によつて国を挙げて総てが大転廻を敢行してゐることは事実である。我々は過去の陋習を清算して国家的信念を以て大陸建設に邁進せなければならぬ。金光教はこの大転換期に邁進して益々洗練され愈々その眞価を発揮されるべき秋である。されば個人的信仰より脱して国家的大陸の祈りを根本として銃後國民の生活力としてゆきたい。

今世界の情勢は混沌として逆賭し難く昨日の味方が今日の敵であり、昨日の敵が今日の味方であるが、之は肉眼から見た世界だ。

心眼からは総てが感謝であり、みかげの道程である。

現下國民は戦線に勤勞に献金に必死の力が尽されてゐるが、如何なる苦難にも光明を認めて各自家業に精勵することこそ本教の体現であり、銃後の眞の護りであらう。

御 参 考

福田一男師 稿

岡山県下の某地方（御本部に近い）に赤沢傳治といふ人があります。その方の息子が二人共今度の事変に出征され、その内で弟の方戦死された。その戦死の様子は中隊より連隊へ伝令に行き帰

途、胸に貫通銃創を負ひ重傷のまま中隊に辿りついて報告をすませ、重任を果してその儘名誉の戦死を遂げられた。中隊では、兵の龜鑑として一等兵より伍長に昇進する異例の拔擢をうけその死をかざつたのである。さてその老いたる両親の方ですが、二人の息子を御國に捧げて田園の仕事をつづけ銃後の守りをして居られた所へ、その報告がとどいた。普通の人情としては全く悲痛やる方なき所であり亦信心してゐる者として神様の御利益を疑ふかも知れぬに拘らずその方は全く見上げたおかげを頂いて居られたのであつた。高橋先生が御見舞に行かれた時に語られる処によれば、

「私は今度大変な御かげを頂きました。神様にいつも立派に御用がつとまりますやう願つて居たのに、見事その通り立派な御用がさせて頂き有難いと思つて居ります。そこでいづれまた扶助料が下るらしいですが、私としてはそれを頂かなければやつて行けないと云ふ事はない。それにそれを頂くとすれば私としては折角の息子の立派な御用を売物にすることになる。これでは息子が頂いたおかげを死なせてしまふことになる。相すまぬことであり、私としては最後までこのおかげを生かすために扶助料を頂いたのを何か御國の御役に立つことに費せて頂きたいと存じます。今年は何か御蔭で老夫婦が野良仕事をやつてゐましても麦の收穫が大変多く、三十四俵約十石ばかり増収があり、二百円も収入が多くあります。神様の有難い御恩召です。一面私の方でも何故自分の息子

が死んだのかと云ふ悲しみも有りますが、この様な気持ちもはつきり判らせて頂いたことを先生に喜んで頂きたいのです。これは大きなおかげと思ひます。先生おかげではないでせうか？」と申されたそうであります。老夫婦の心境の有難さ、戦死者の方に対してお互いは満腔の敬意を持ち御遺族の方々に衷心より御同情申上げますが、この大きな信心のおかけを頂かせて貰ひたいものであります。

以上

5 忠霊弔慰祭における教監挨拶

昭和一九（一九四四）年四月二日

教団史資料「忠霊弔慰祭教監挨拶」から採った。日付は、祭典執行の日。

本場で執行された忠霊弔慰祭における教監（三代白神新一郎）

挨拶（↓I・18）。

只今祭事を終了致しましたに就きまして、主催者側を代表致し、一言御挨拶申上ます

本日忠霊慰霊祭を執行ふに当り、遺族の方々には遠路御参拝下され、又岡山県御当局、県下所属の陸海軍部御当局の方々を始め特別参拝各位の御参列を辱ふし、茲に滞なく奉仕する事を得ました

ことを厚く御礼申上げ升。

本日御祭申上げました忠霊は西南役以来の戦役事変に際し君国の為生命を捧げられた将兵各位、殊に昨年（の）今日弔慰祭を仕へました以後の戦歿勇士の忠霊で御座い升。

今更申上ぐる迄もなく忠霊各位の一身を捧げ尽しての御働に依りまして我々国民一同が斯く安泰に日々を送らせて頂いて居るのみならず、大東亜の全地域に亘つて大稜威が遍く光被し新秩序建設の巨歩が着々と進められて居りますことは、誠に感謝感激の外御座いませぬ。

寸刻寸分の猶予も許されざる事態となつて参りました。我々国民一同は忠霊が一死以て御示し下さいました滅私奉公の赤誠を身に体して各職域の事に当る一途あるのみであります。

此点より申しましても、忠霊は真に偉大なる教を垂れられたものと謂はねばなりません。

遺族の方々には国民としての御本懐此の上もなき御事とは申し乍ら、月日を経るに従ひまして一入の御憶を致さるること御座いませう。誠に拝察に余りあることで御座います。此上とも此の光栄を益々榮あるものと成し下さいます様神かけて御祈申上る次第で御座います。

本日は時局柄とは申し乍ら不行届千万で御座いまして相済まぬ訳であります、後程御持帰願ひます御供を御宅の御霊前に御取次

下さいまして、我々の微意の存する所を宜敷御伝へ下さいし升様御願ひ致し升。

特別参拝者各位には公私御多端の折柄御練合御参拝下さいまして誠に有難う存じ升。重ねて厚く御礼申升。何等の設も得致しませず甚だ欠礼の段、偏に御許を願ひ上升。

之を以ちまして本日の御挨拶と致します。

6 「戦争死歿者と共に生きる」

昭和二七（一九五二）年六月一日

大淵千仞「戦争死歿者と共に生きる」『金光教報』（昭和二七年

六月一日）から採った。日付は、発行日。

教団として戦後最初の全戦歿者の慰霊祭執行の運びが整う中にあって、当局者（教学部長・大淵千仞）が戦争死歿者に対する

見解を披瀝したもの。

平和条約の発効によつて、われわれは独立国の国民として、自主的にもの考え、自律的に行動し得ることになつた。即ち、自主的に、今後の歩みを新しく進めて行くことになつたのである。

この新しき門出に當つて、先ず考えずには居られないことは、

この度の戦争で亡くなられた方々のことである。われわれ生き残つた者が、今日立たされて居る新しい歩みへの出発点は、事実幾百万という方々の、まことにいたましい犠牲の上に築かれて居るのであるから、その方々にどのようにさせて頂いたらよいかということ、これが今のわれわれにとつて大切な問題である。

しかしこのことは、どのようにといつても、方法としてはどういたしようもないことである。戦争のために、国の立場がむずかしくなつたとか、経済事情が困難になつたとかいうようなことは、何とか今後の方途も立て得られることであり、お互の覚悟次第、努力次第では、以前よりはむしろよいことになし得ないとも限らないが、幾百万という方々が何ものにもかえ得ぬ命をなくされたといふことは、絶対にどうにもならないことで、いたましいことといつて、人間世界にこれ程悲惨なことはないであろう。

そこで、せめてその御霊に対し、只々われわれのまごころの限りをつくして大切にお祭をさせて頂き、お慰め申し上げるほかはないのであるが、それはどうしたらお慰めすることになるであろうか。それについて、われわれとして先ずはつきりさせておかなければならないことは、人のいのちというものをどのように考えるか、人間の生命が自然の寿命でなくして失われて行くということとをどう見るか、という点である。われわれ人間が生れて出て来るのも、またこの世に生きて居るのも、更にまた遂には死んで行

くのも、これ皆天地の神のみめぐみによることであつて、世界の人類ひとしく神のいとし子として、幸福な人生を完うすることを祈られて居るのである。その神のいとし子たる人間が、互に憎しみ合い殺し合わねばならぬとは、何としてもなげかわしく、堪え得られぬ悲惨なことといわねばならない。

この度の戦争でいのちをおとされた方々は、亡くなられるその時の気持においては、或いはこれが真に世界平和のためであると確信して戦死された方もあり、国の悲運をなげきつつうらみを呑んで戦病死された方もあり、或いは戦争の惨状に眼をおおいつつまことに割り切れぬ思いのままに戦災の犠牲と消えられた方もあり、その他御想いはさまざまであつたであらう。しかし、それらの方々みんなの御心の奥底にあるほんとうの御想いは、矢張り何とかして人間同志が互に親しみ合い、助け合つて行ける平和な世界になつて貰いたい、どうかこの度のような悲惨な戦争が二度と起らぬように、との念願でおありになつたことは、間違いないと信ずる。

この御想いこそは、まことに神の御心につながる人類本然の願いであり、人間世界永遠の指標である。亡くなられた方々は、いのちを捧げてこのことをわれわれに訴えて居られるのである。敵味方の恩讐を超えて、ひとしくそれを叫んで居られるのである。

ここに御霊の真実のすがたがあり、尊さがある。われわれは、

この真実のすがたを仰がねばならない。この尊い願いを、われわれ生きて居る者が、はつきり頂いて、自分自身の願いとし、これからの生き方なり方の上に現わして貰う、かくして、御霊にわれわれの中に生きて頂き、われわれが御霊に生かされていく、亡くなられた方々とわれわれとが、一つ願ひ一ついのちに生かされる、ここに亡くなられた方々をお慰め申上げ、より高く尊き御霊となつて頂く道があると信ずる。

そうしてこのことは、全人類の心のおくがなる願ひに生き、神の御心を躰わしまつることであつて、現実の世界に辿るこの道には、人間の努力だけでは越えあたわぬ数知れぬ険しい山坂がある。ひとえに生神金光大神の御取次を頂いて、生活の全面に亘り、信心の稽古を積みつつ幾世代を重ねても、おかげを受けていかなければならないことである。

7 戦争関係死者慰霊祭教監挨拶

昭和二七（一九五二）年六月一〇日

「戦争関係死者慰霊祭にあたりて『金光教徒号外』（昭和二七年六月一一日）から採った。日付は、祭典執行の日。

戦後、本部で執行された戦争関係者慰霊祭における教監（高橋

正雄）挨拶（↓I・20、II・9）。

平和条約が発効いたしましたして、わが国は独立国となり、われわれ日本国民は、ここに新たな歩みをふみ出すことになりました。このときにあたりまして、何より第一に思われますことは、この度の戦争で亡くなられた方々に對し、どうさせて頂いたらよろしいものであるかということでありませう。

しかしそれは考えようによつては、どうともいたしようなないことであるとも考えられるのであります。この度の戦争によつて、人の上にも、また物の上にも非常な被害を蒙り、國民としてあらゆる面で未曾有のむづかしさに出会つておりますが、しかしながらそれらのことはどれほど甚大であるといはしても、今後、その復興、その立てなおしということにつきましては、何らかの方途を見出すことも出来るものであり、更にお互の覚悟次第、努力次第では、以前よりもむしろよいことにならないとは限らないのであります。

ところが、これに反して、戦争で失われた幾百万という多くの方々の貴い生命のみは、これはどうにもとり返しつつかぬことでありまして、人間世界にこれほどいたましいことはございませぬ。御遺族といたされましては、杖とも柱ともたのまれた親を失ひ、子を失ひ、或いは兄弟姉妹を失われ、また生涯のたよりとなされていた夫を亡くし妻に別れるなど、かけがえのない方々を失われたという事は、あきらめるにあきらめきれぬ御氣持であられ

ることと、まことに腸をしぼられる想いがするのであります。しかもこのことにつきましては、われわれといたしまして、どういたしようもなく、どうしてさし上げようもなく、ただ心の限りをこめて、亡くなられた方々のお祭りをさせて頂いて、せめてものわれわれの真をつくすということよりほかはないのであります。

そこで、このお祭りをいたすということでありませうが、これはお祭りをさせて頂くことによりまして、一面には、亡くなられた方々に對しまして、われわれといたしまして出来る限りのおなぐさめを申し上げ、一面には、この世に生きておるわれわれが、亡くなられた方々の真のみこころを、われわれ自身に頂いて、これからの容易でないいろいろの困難な営みを、しっかりと間違ひなく進めさせてもらいたいという、この二つのことが考えられるのであります。

そういう願ひのもとに、本日、かく亡くなられた方々のお祭りをさせて頂くのであります。ここにわれわれとして、はつきりとしておかなければならないことは、人のいのちをどう考えるか、人間の生命が、自然の寿命をまたずして失われていくということを、どうみるかという点であります。

われわれ人間が生れるのも、またこの世にこうして生きておるのも、更には遂に死んでいくという事も、これは決して自分の力だけで出来ておるのではなく、それは天地全体の力即ち神のみめ

ぐみによる事であつて、神は、世界人類をひとしくそのいとし子として、幸福な人生を全うすることを願われておるのであります。それでありますのに、その神のいとし子たる人間が、互に憎み合い、殺し合ねばならぬということは、何としてもたえがたいことでもあります。

この度の戦争で尊い生命を失われた方々は、或いはそれが世界平和のためであるとの信念のもとに安んじて戦死された方々、或いは国家の前途を案じながら戦病死された方々、或いは戦災の惨状に眼をおおいながら割り切れぬ想いのままに亡くなられた方々、その他、亡くなられたときの御想いはいろいろであります。うが、たとえそれがどのようであられたでありましようとも、そのみこころの奥底には、人間として本当に仕合せでありたい、人間同志が、互に助け合い、愛し合つていける平和な世界でありたい、何とかして今後このような悲惨な戦争が二度と起らないように、ということを衷心から願うておられたに違いないと信ずるのであります。この衷心の願いは、そのまま神の祈りであり、世界人類永遠の目標とするところであります。この一事をわが国だけでなく、世界各国の亡くなられた方々は、生き残つておるわれわれにみなひとしく身をもって、訴え通し、求め続けておられることと思われるのであります。そこでわれわれは、この亡くなられた方々が身をもって訴え、生命をかけて求めておられる真実の願

いを、われわれ自身の生き方の中にはつきりと頂かねばならぬのであります。

ところがそれがいまのわれわれに、はたして出来ておるでありましようか。かつて経験しなかつた無条件降伏という重大な事態に出会い、何もかもが混乱を極めていたところもありまして、われわれといたしまして、この大切なことが十分わからず、はつきりとうけとらせて頂くことが出来ておりませぬ、自然われわれの想い方、つくし方が甚だ不行届な相済まぬことになつていたということを痛感せしめられるのであります、この点ただおわび申し上げるよりほかはないのであります。

つきましては、ここにこうしてわが日本の国が独立して新たな歩みをふみ出した今日、改めて亡くなられた方々のこの真実の願いをうけさせて頂き、今後のわれわれの生き方全体が、この尊い誠を頂いたものとならせて頂いて、再びあのような悲惨な戦争の起ることのないようにつとめて参らねばなりません。このおわびの誠と今後に対する祈りとのもとに、今日かように御遺族の方々にも御参拝を願ひまして、お祭りをさせて頂くことにいたしましたのであります。

そこでわれわれといたしまして、このようにお祭りをさせて頂きまして、さきにも申し述べましたように、全世界の戦争関係で亡くなられた方々のみこころの奥底にもつておられた世界永遠の

平和、人類真実の幸福という無上真実の願いを、生き残つたわれわれの生き方、在り方の上にうけさせて頂き、亡くなられた方々にわれわれの中に生きて頂き、亡くなられた方々によつてわれわれが生かされて参り、今後、社会、国家、世界全体に真の平和をもたらし、この人間社会に真実の仕合せを生み出していくことにつとめて参りますならば、それが、そのまま、亡くなられた方々が、そこに生きて御働き下さるということになり、その御霊をおなぐさめ申し上げることになると信ずるのであります。

今日このお祭りを仕えるにあたりまして、わたくしどもの精神の存するところを述べて参りましたが、このわれわれの願いを、これからの生き方の上に実現させて頂くことは、まことに重大を極めるものであります、それは到底自分の力だけで出来ることではありません。それが人間の力だけで出来ていかないところに、現実の人生のむづかしさがあり、人生に宗教の道が求められるわけがあるのであります。わが金光教におきましては、教祖によつて開顕せられた生神金光大神取次の道によつて、これを進めさせて頂こうとするのであります。教祖は、神のみめぐみによつて人が助かり、人の在り方の中に神が現わされていくという真の道に、生涯を生き通されたのであります。生神金光大神とは、かように、神と人々が相寄り相助けて、神を神たらしめ、人を人たらしめる生命の働きでありまして、その生き方を取次くと

いうことが、本教では、教祖以来九十余年にわたつて続けられているのであります。生神金光大神の取次を頂くということは、このような神と人との真実の在り方を、自分の生活の全面に頂いて、われわれ自身が、そういう生き方にならせてもらうことでありまして、昭和二十四年以来とり進めております「御取次成就信心生活運動」という全教をあげての一大信念運動の趣旨とするところもまたこれにはほかならぬのであります。

こういふ生神金光大神取次の道によりまして、われわれは、前申し述べて参りましたわれわれの道をつくさせて頂きたいと思ふのであります。

つきましては、御遺族の方々におかれまして、かけがえのない方にお別れになりまして、さなきだに容易でありませぬこれらの道をお進みになることは、お察し申し上げることも出来ないほどのことは存じますが、お大切の上にもお大切になさいます、亡くなられました方々の真実の願いを皆さま方の願いといたされ、その一筋に強く雄々しく生きぬかれまして、一段と真にお仕合せでありますよう、切に御祈り申し上げますやまない次第でございます。

(一)

IV 信奉者の心情（遺族等、個人の立場から）

1 招魂祭参列者が綴った祭典風景

明治三七（一九〇四）年九月一八日

紅蘿「曾て見し写真の容貌」『みかげ』（明治三十七年一〇月二二日）から採った。日付は、祭典執行の日。

「紅蘿」は、ペンネームで詳細は不明。東京出征戦死病歿軍人招魂祭に参列した感想（↓I・5）。

私は去る九月十八日に、東京上野公園に於て執行されたる、東京市出身の陸海軍人戦病死者大招魂祭に参拝致しまして、甚く感にうたれて耐へられなかつたのは、前後の数日が暴風雨にして、其日のみ快晴の好天気であつた為に、非常に参拝者の多かりし事よりも、時局のために、日夜目のまはる程忙はしいにも拘はらず、最高級の軍人文官より、紳士貴婦人たちの参列多数なりし事よりも、亦当事者か前日より昼夜肝胆を碎いて、準備なされた祭壇供物等の最も荘嚴を極めし事よりも、熱誠の溢れし齋主の祭文の勇壯にして且つ悲痛なりしそれよりも、有馬中将及石黒軍医総監又は千家知事、鍋島侯爵夫人等の玉串献上の鄭重なりしそれよりも、遺族の進みて玉串を奉り拝礼をせられた時でありました、典禮の遺族の方は進みて拝礼せられよとの声に応じて先頭第一に

進み出でられたのは、某中学校生徒の服装（鼠色洋服）と高等小学と尋常小学との同じ色の洋服姿三人、誰が目にも兄弟としか見へませんでした。其姿勢の活発なる中にも見る人の心にや、何となく眉宇のあたりに霞のかかれるか如く思はれる哀らしき。次は可愛らしいお下げにリボン姿、次は六十あまりの老嫗の涙ぐみたる。並びて七十前後の瘦枯れたる老爺の腰のかがみたる。それに続きて強きあり、弱きあり。階級雑多種類復雑、其幾百人なるを数ふる隙はありませんでしたが、中に田舎風の三十ばかりの婦人が乳呑子を背負ひ、四つ五つの幼児の手を引きて参拝し、其背中の子に玉串を持たせ、歩ます児にも亦玉串を貰つて持たせた、背中の子はそれを見て喜ぶものの如くなれども歩めるはこれに喜ぶ状も悲しむ状も見へませんでした。さて母たる人の感想は果して如何でありましたらうか。猶一きは目立ちましたのは、うら若き婦人の常ならば花の姿とでも形容したい程なのが、云ふにいはれぬ感慨の極まりてか緑の黒髪を根から切捨てたるもあり。亦同じ姿にて二つばかりの乳呑子を抱きたるもありました。数多き遺族でかかる悲慘の光影に接した事はありませんでした。戦時画報や戦争実記や諸新聞に、曾て見し写真の容貌にソックリのが大部分、其経歴談なども新聞や雑誌で伝えられてあるのと、心の中心で引き比べて、この人はかよう、彼の人はあれと思つて見て居ま

したら、何とも角とも云ひようのない一種の感にうたれて、ア彼
 の人は子に死なれたのだな、この人は親を喪うたのだな、この婦人
 は夫に別れてわすれがたみの子を抱いて居るなと思ひまして、泣
 いてはきまりが悪いとは思ひながら、モ一我慢が出来なくなりまし
 たよ、ソコで念ひましたには、今日あたりに見るは幾百人と雖も
 只東京市中のみ、これが全国を通じたならば同じ境遇の人々は幾
 万人なるも知れず、此人等を慰めもし、亦此人等の親や子や夫や
 兄弟が命を君国に捧げて、吾々にかはりて戦死し病歿して下され
 たる、この戦争後の始末を充分に都合よく致して死したる人は地
 下に喜ぶようにせねばならず、生きたる人は永遠に發達するよう
 に、お互に力を尽さねばなるまいと、ふこうふこう感じましたが、
 この感慨は恐らくは私一人ではありませんと思はれました。

2 「長男と女婿の戦死にこの信心」

―須崎教会信徒・又川兼尾の事例―

昭和一二(一九三七)年一〇月一七日

下元勝重「長男と女婿の戦死にこの信心」『金光教徒』(昭和一
 二年一〇月一七日)から採った。日付は、記事掲載日。

戦時下における遺族の姿勢を示す記事。寄稿者の下元勝重は、
 当時、須崎教会副教会長。

当教会信徒又川鹿太郎氏の長男市郎君は〇〇部隊に属し〇〇
 に出征八月二十八日羅店鎮攻撃に名譽の戦死を遂げた。
 それから十日の後同氏女婿松澤卯太郎少尉続いて敵弾にたは
 れ護国の鬼と化した。此の両度の戦死の場合に対する同氏妻
 兼尾さんの信仰的態度―それは軍人の母として実に感激絶讃
 に価すべきものであつた。

事変ボツ発後戦火は上海に拡り何時当地にも動員下令せらるる
 やも知れぬといふ一日 兼尾さんは左手に重々しく包帯して参拜
 した。

「先生昨日は実に結構な御蔭を頂きました。夕方お風呂の薪を
 割つてゐる時少し大きいのがあつたので仕事から帰つた弟子に割
 つて貰はうと思つたけれ共疲れて帰つてゐるのに若し人様から預
 つてゐる子に怪我させては大変と思つて止め市郎にでもと考へた
 けれ共これもいつ召集になるか分らぬ大事の体と思ひ注意しなが
 ら自分で割りましたものの手許がくるつて小指を三分の一程切り
 落しました。

若しこれを市郎に割らしてかういふ事になつたなら、なんと
 ならう、第一お国に対して相済まぬし世間から或は召集をいとうて
 指を切つたとしても言はれたら私共は生きてゐられないのです。私

としても左手の小指といへば一番用の少くない指でほんとに大難を小難の御蔭を頂きました」

と喜んで語られた。私は「よい話だ、信仰なくしては語れぬ言葉だ」と感じた。

兼尾さんは信忠一本の教を常によく体得して二人の男子が軍人として御用に立つ事を無上の喜びとし二男亀市君の如きは母の勤めによつて十九才にして現役志願をしたのであつた。

兼尾さんの想像に違はず八月〇〇日に市郎君は応召出発直ちに出勤九月二日早くも戦死の入報があつた。

然し平素の市郎君の気性から察してかねて此の事あるを覚悟せる兼尾さんは泰然として涙一滴落さず、泣き乍ら訪れる弔客も却つてその厳然たる態度に接しては涙を収めるといふ風であつた。

旬日の後女婿松澤少尉戦死の報あり、全町の同情は期せずして同家に集まつた。私も兼尾さんの平素の信仰を固く信じ乍らも此の打ち続く精神的大打撃に如何に処して呉れるかを案じて只管御祈念を捧げた。

処が二三日の後参拝せる兼尾さんは

「先生市郎の時は覚悟をきめて居たもののつづいて婿の戦死に逢ひ今度は娘のことを思ひ孫の事を思ひ、つひ人間心が出まして一時は気も狂はんばかりに思ひ悩みました。」

然し御神前に御祈念を捧げて居ります時、自分はこれは何とし

た事だ、有難いお道を信じさせて頂く氏子としてこんな事を思ふては相済みぬ。

市郎は今まで幾度となく死の一步手前といふ危険な場合に遭逢した事もあつたが今日まで無事達者で来て今はお国の為に命を捧げた。御国に御用達つ体として今日まで神様が守つて下さつて居た又婿も世間には不時の災難で死する人もあれば病氣に臥れるものもある。それを思へば男子として無上の名譽たる戦死をとげた事は大なる御蔭と思はねばならぬ、と気付かして頂いた時カウリと気分が晴れて、今では慰められるべき私が却つて家族兄弟を慰めてゐるやうな次第です。今度こそ信心して居る御蔭といふ事をハツキリ悟りました。実際信心さして頂いて居なかつたら今日どのやうな思ひで居るだらうかと思ふと恐ろしいやら、勿体ないやらで泣けて来ます」と語られた。その後毎朝の参拝は欠かさず、日々親族はじめ出征兵の為に御祈念を捧げて居られる。

軍国の母としてその態度や厳、信仰の徒としてその信念や強、感激のままにあえてここに筆をとつた次第である。

3 「この父にしてこの子あり」

―下関教会信徒・松富勇吉の事例―

昭和一三(一九三八)年八月一〇日

林博徳「この父にしてこの子あり」『金光教週報』(昭和一六年六月二八日、七月五日、一二日)から採った。(一)〜(三)三回に分けて掲載された。日付は、松富治夫が死去した日。訃報を聞いた父親の対応、戦友からの追悼の言葉が副えられた記事。寄稿者の林博徳は、当時、佐賀教会副教会長。

(一)

蘆溝橋一発の銃声に端を発した支那事変が、当時当局の方針や努力に拘らず歴史的必然の勢を以て拡大に拡大を重ねて行き、国内挙げて暴支膺懲の国民的激昂に燃え立つ昭和十二年八月の或日であつた。いつもの通り早朝に起きてお参りをすませた松富氏は長男次男と一緒にその日の材料仕入の為市場に出かけて行つたのである。やがて一足先に帰つて来た松富氏が自分の門口に差かかると、先方から洋服の上衣を脱いで腰に凶囊をさげ自転車飛ばして来た男がヒラリと降りて、いきなり「松富さんの御宅はこちらですか」とたづねた。その瞬間に或るものを直感した松富さんは轟く胸をおさへながら元氣一杯に「ハア私が松富ですが何ですか、召集ですか」ときいた。「さうです治夫君に召集令状です」と赤紙を差出された時松富氏は非常な感激をもつて「ヨシ来た、待つてました」と叫んでその令状を押し頂いた、次男治夫君に対する召集令状である。

それから一家は応召準備で大変であつた。いよいよ出立の前夜父子の間には次の様な話が交された。

治「お父さんはこれから私の武運長久を御祈念下さること信じます、私が再び生きて帰るやうにとは神様に願つて下さいますな」

父「馬鹿な事をいふな、勿論お前の一命はお国に捧げたものに相違はないが、それでも親としてそこを願ふなと云つても願はずに居れるものか」

治「お父さんの御親情は充分解ります、然し私は自分の任務柄から考へましても到底生還は期せられませんが、今日限り私はこの世にないものと決心して頂き度ふ御座います。万一にもお父さんにそのお覚悟がシツカリ出来ないで私の生還を窃に期して神様にお願をなさることになりますれば、私が戦死をした際お父様はキツト神様を恨まれます。そんな事になつては神様にも洵に相済みません。だから私の武運を祈つて下さるお父様のお心持としては私が日々お役に立つ働きが出来て軍人として立派な死場所を与へて頂く事が出来ます様にとお願ひをして頂き度いのであります」

治夫君はかく不動の覚悟を父にも述べて雄々しく応召したのであつた。その後命令一下征途に上ることとなり、かの有名な杭州湾敵前上陸戦を経て引続き中支の戦線各地に奮戦し、華々しき

南京攻略戦にも参加が出来、更に転じて天目山の峻嶮を越えて杭州に入城し猶各地に奮戦力闘重き任務に従ふ中、昭和十三年八月八日〇〇地の激戦に於て重傷を負ひ、翌々日の夕方にはさしもの勇士も遂に眠るが如く名譽の戦傷死をとげたのである。

治夫君戦死の報は間もなく部隊長より父君に電報された。子供を戦地に送つた親の、電報の声を聞く時の心持を察して貰ひたい。電報!!の声を聞いた松富氏も若しかしたらと動揺する胸を鎮めながら取るものも取りあへず開いて見れば果せるかなこの悲報である。予て覚悟はして居たものの愈々眼前に動かすべからざる事実となつて現れて来た時に、さしも気丈な松富氏も非常な衝激(まげ)を受けたのである。次の瞬間に吾知らず口をついて出た言葉は「何故こんなに早く戦死をして呉れたか、信者の家からも多くの人が出征をし、町内からも三人四人と出征をして居る、その中でお前が一番に戦死をしたのだ、私は恥しくて教会にも参れん、町内の人々にも顔が合されん、手柄もたてずに、なぜこんなに早く死んだか」とやるせない心持を誰に(まごつた)懇(まごつた)ふる術もなく、床には入つたからと云つて固より寝られる筈はなかつた。激動した心にいるんな事が想出される、いろんな事が描かれる、去年の夏あの元気な姿で出て行つた治夫である、便りを寄(まごつた)来(まごつた)す毎に自分は元気で軍務に従事して居るから心配して呉れるな、お父さんはどうぞからだを大切にして下さいと、いつも私のことばかり心配して

呉れた治夫である、想出は次から次へと果しなく続いてゆく、子を慕う親の真情は短かつた治夫君の一生を辿つて何時しか治夫君の幼少の頃に想ひを(まごつた)走(まごつた)せて居た。

(二)

治夫君が幼少の頃松富氏は某会社に勤めて居た。会社の会計をあづかつて居た関係で松富氏の家には日々職工其の他の出入が多い、さうした人の出入の多いのを見込んで松富氏の家の軒先を借りて一人の占者が店を張つて居た。その占者は当時僅か十八になる娘であつた、この娘は占をするのに別段笹竹を用ひるのでもない、只墨と筆と半紙とを用意して居るだけである。占を頼む人があればその人に「一」の字を半紙に書かせるのである、その字を見ながらその人の過去現在将来に亘つて占ふのであるが、それが実によく中(まごつた)たる、恐ろしい程よく的中する。それが評判になつて占て貰ひに来る人が日々多い、おかげでよく繁昌してゐた。その娘の姿はと云へば、もう年頃になつて居るのに白粉一つ付けるでなし、髪はグルグル巻にして裾の短い粗末な着物を着て尻切草履(まごつた)を踏(まごつた)いて平気で働いてゐた。或日松富氏がその娘さんに「娘さん、別におしゃれをしなさいと云ふんぢやないが、あんなももう年頃だそれに客商売でもあることだから、白粉の一つもつけ襟垢のつかない着物位着た方がよくはないか」と注意した。所がその娘さんが笑ひながら

「大将、妾わたくしの事ですか、妾の事なら放つて置いて下さい、大将も御存知の通り妾はお父さんと二人切りの暮しをして居るのですが、うちのお父さんは朝からお酒がないと御機嫌が悪いです、所が貧乏をしてゐるものですからお父さんに好きなお酒を充分飲んで貰ふことも出来ません、家も借家住ひひで何かと不自由な思ひをお父さんにさせてゐるのですが、その中に小さい家でもいいから私の働いたお金で家を建てて、好きなお酒なりと充分飲んで貰つて自分の家からあの世に送りたいのです、これが私の唯一つの願ひでこの願ひが成就するまでは妾は自分の事は構はない覚悟でゐますから、どうぞ妾の事は放つておいて下さい」

と云ふのである。始めて明かされた娘の真情に触れて松富氏は非常に感激した、この娘の純情な親孝行の心が強く松富氏の心をうつたのである。

元来義侠心に富む松富氏はこれ以来この娘に深い同情を持つこととなり、何とかしてこの健気な娘の念願を成就させてやりたいものと、蔭になり日向になりしてよく面倒を見てやつたのである。娘も亦かうした松富氏の温情を深く感じて「大将、大将」と云つて松富氏を慕ひ何彼につけてよく相談もして居たのである。

或日の事である、いつもの通りこの娘が仕事の暇に松富氏の内に來てよもやまの話をして居た時、その日に限つて当時三歳の幼児

であつた治夫君の顔をじつと覗きこんで、何か深く考へて居る様子であつたが、やがて思切つた面持で

「大将！この坊ちゃんは……」

と云ひ出した、その先は何を云ふのか分らないにしても何事かこの幼児の運命に關することも云ひ出し相な氣振が松富氏の心にピンと響くのである。固より信仰も強い氣丈な松富氏である、今ここでたとへどんな事を云はれようと自分としては敢へて心配はしない。然しながらこの娘は占の天才でその運命判断は実に恐ろしい程よく的たるといふもつばらの評判である。その娘が今これから云はんとする所を自分の妻が聞いたら、母親として、女として、どんなに氣にすることになるかも知れないと咄嗟の間に感じた松富氏は少し声を大きくして

「何を云ふんだ、めつたなこと云うて呉れるな」

と娘の言葉を押へてしまつた。それで娘はさうした松富氏の心持を察して何事も云はず、ただ「この坊ちゃんは大事にしなさいよ」と云うて別れた。その後も毎日娘は松富氏の内に出入するがこのことについては何にも云はなかつた。その内に何かの都合でこの娘は父親をつれて広島方面に引越すことになつた。

(二)

月日は遠慮なく流れて行つた。それから四五年経つた或日の事である。商用で四国へ行く松富氏が岡山駅で宇野線に乗り替へる

時客車に乗り込まうとすると次の車の窓から綺麗な娘が顔を出して「大将!! 大将」と自分の方を手招きする、どうも自分に云うて居る様には思ふが見れば見覚えのない顔であるので自分のことではなからうと思つて車に乗つた。さうするとその娘が態々やつて来て「大将、松富の大將でせうが」と肩を叩く、見れば先刻の娘である、驚いた松富氏は

「ア、私は松富だが、あんたは誰だつたかいな」と質ねざるを得ない、さうすると娘が

「アラいやだ、大將は私を忘れたの、私は以前よく貴下にお世話になつた易者の娘ですよ」

といふのである。あの頃は白粉もつけず、髪を結はず、みすばらしい形をして居た者が、お化粧をして、いい着物を着て立派な娘になつてゐるので見違へるのも無理はないのである。それから話は弾んだ。娘の語る所によると松富氏と別れてからこの娘は父親をつれて広島に行つたそれから呉に移つて相変らず占を見て働いて居る中に、この娘の親孝行なことを耳にした或る金持が是非嫁に貰ひたいと云ひ出したのであるが一質気（一質気）あるこの娘はその縁談を断つた。その理由とする所は

「自分は自分で働いたお金で小さくてもいいから家を建ててお父さんに出来る丈の孝行をして、自分の家からお父さんをあの世に送りたい、人の儲けたお金でお父さんにいい着物をき

せ、いい夜具にやすませ、いいお酒を飲ませてもそれでは本當の孝行にはならぬ、それでは自分の気が済まぬ」

といふのである。その後この娘のかうした信念に基く努力は遂に報いられる日が来た。今では岡山の郊外に家を建てて、父親と二人で水入らずの安楽な生活をして居るといふのである。それで是非自分の家に寄つて呉れと云ふ、聞いた松富氏も非常に感激して帰る途には是非寄ると約束をした。かうした話をして居る中に娘は何事か思ひついたやうにボンと膝をたたいて

「大将、あの坊ちゃんは!!」
と声をはづませてたづねる。

ピンと頭に來た松富氏は

「ア、治夫のことか、あれはずつと元気で大きくなつてもう今年から学校に行つてゐるよ」

聞いた娘は実に感慨無量と云つたやうな面持で

「エツ、あの坊ちゃんがずつと元気で学校にゆかれるやうになつたんですか」

「さうだよ、それがどうかしたのかね」

「実はね大将、今だから打明けて云ひますが、いつか私があるの坊ちゃんについて何か云うたことがあるでせう、私はね、誰からたのまれまして人の寿命については一言も申したことはありませぬ、然し私があの時あの坊ちゃんの人相を見た

時に私は心に容易ならぬものを感じました。人には云はない立前にして居ても、親の様に思ふ大将にだけは云はなくてはなるまいと私は非常に苦慮したあげく、ついに決心して云ひ出したのですが、大将から叱られたので止めましたが、実はあの坊ちゃんはその年が寿命だったのですよ、それで私はいつもその事が気に懸つて仕方がありませんでした。一度おたづねをして見たいと思ひながら御無沙汰をしてしまひました……さうですか、別にお褒りもなく大きくなられたのですか、それでよかつたですね大将、これは決して尋常の事ではありませんよ、大将はきつと何か高神様を御信仰なさつていらつしやるでせう」

「さうかなあ、高神様か何神様か知らないけれど、私は金光様を御信心申上げてゐるのだが……」

「さうでせう、全く金光様のおかげにちがひありません本当に結構ですなえ」

煩悶の床の中でここまで想が溯つた時松富氏の心境は豁然として展けた、

「さうだつたか、自分は易を信じないから果してあの娘の云うたことが事実かどうかは解らない、然しあの娘は占の天才だと恐れられる程であつた、して見ればマンザラ嘘だとも云へぬかも知れぬ、事実あの娘の云うた通り治夫が僅三歳まで

の寿命しか与へられなくて當時既に死んでしまつてゐたら、今日この御奉公は出来なかつたのだ。不行届勝の自分の信心にも拘らず、先々お役に立てさせてやらうといふ思召で短い寿命を改めて今日まで育てあげさせて下さつたのだ。おかげで今日この重大な時局に当り皇軍の一人に召されて、皇國の為に命を奉ることが出来、いささか御役に立たせて頂くことが出来たのだ、有難い事だ!!」

ここまで考へを推し進めることの出来た松富氏は既に持前の元氣な松富氏に立戻つて居た。布団を蹴つてはね起きた松富氏は「電報用紙をもつて来い」と命じて、自ら筆をとつて

「電見た、万歳、松富」

と部隊長宛に電報を打つた。さうして早速教会にお礼お届に参つた。間もなく治夫君の戦友から次の様な手紙が松富氏に届けられた、

松富治夫君の靈に告ぐ

治夫君、君は去年〇月〇日〇〇の港に故國最後の別を告げて父上等の笑顔を最大の土産として〇月〇日世界空前の敵前上陸に参加し、泥土膝を没する悪路を前進し、敵の首都南京に大日章旗を掲げたのは十二月の十四日だつたね。其の間寒風膚を劈く寒さと雖もダダダダ！暁の闇を衝いて絶え間なく火を吐く銃眼の前にも、何時も君は〇〇部隊〇〇部隊の一兵士として颯爽と常

に部隊の先駆者として良く吾々戦友を励まして呉れましたね。嘉善附近の激戦に第一線部隊に弾薬の欠乏と見るや、君はその輸送方に尽力し途中敵正規兵三名を敲き切つて任務を完了した。

又天目山の峻嶺を越えて杭州入城の時、我が隊と○隊との連絡全く切れ、日漸くにして没し見渡す限り山又山、敗残兵の横行頻繁な中に、君は只一人其の難任務を買つて出で何処を尋ねし夜半一時完全に大任を果して立歸つた。

又或時はピユウンと耳朶を掠めて流れて行く弾音の中に、食糧欠乏の為玄米を炊いて戦友に与へた事など、実に君の男らしき行動は枚挙に遑はない。

嘉善、嘉湖の大激戦にも敵は君の生命を取る能はず、父上等の神にお祈りの賜と君も深く感謝致して居た様で、何時も吾々戦友に話して居たね君も故国の父上等のことを夢を見る事が時にはあつた事であらう。

聖戦すでに一年昭和十三年八月八日午後六時、君は戦傷する所となり、○○○病院に入院するや意識不明、○○○部隊長、岩谷少尉外幹部一同手を尽くし病院の設備もよく八月九日レントゲン診断によると別状なしとの事、幹部兵士一同喜びの色を表したのも束の間八月十日午後七時五十五分君は眠るが如く息を引取つた、息を引取る二十分前同じ○○○市名地小学校の竹馬の友

小田上等兵も首貫銃創で入院して居たが誰が知らずともなく君の枕辺に頭を下げて居た、死する時は共に話して居たのも昔の夢で、君は護国の神と為られた、今日八月十六日、恰度君の初七日にあたる、○○○隊本部に安置してある君の骸に僕は戦友として竹馬の友として又無二の戦友として心行くまで泣きたいのだ、朝が来れば涙が出る、夜が来れば涙が出る、これが生命を共にした戦友だ、武夫涙なきに非ず、されど別離の間に注がすとか、僕は今更練々として君の死を弔ひ、松富伍長心あらば僕の心情を汲んで呉れ今日も……遠い故郷に残つてをられる父上より慰問品が到着したぞ、御前の仏前に供へてある、父上の心にもなつて呉れ、父上よりの返電には「万歳」と云ふ言葉があつた、父上も銃後を守られる帝国の一員だ、この父にしてこの子あり、吾々兵士の鑑とするに足る、君の血潮は永久に江南の地に残り我が大日本帝国の権益を保護して呉れる事であらう、松富伍長心安らかに眠れ、君の残した功績は燦として後世まで輝くであらう、竹馬の友畑邊上等兵

かくて皇国と共に無窮に輝く勲功を立てて名誉の戦死した治夫君の遺骨がまだ内地へ帰還せぬ中に、弟君にも召集令状が来た、兄におとらぬ堅い決意をもつ弟君は、愈々門出に当たつて静かに兄の靈前に瞑目し「きつと仇を打つて来ます」と堅く誓つて、その位牌を写して之をしつかと懐にして雄躍征途に上つたので

ある。

噫、名譽の一家よ、国家と共に幸あれ!! 事変四周年を迎ふるに当り、拙文をものして度みて故松富治夫君の英霊を弔ふ、因に治夫君の嚴父松富勇吉氏は下関教会の熱心なる信徒である永年鍛へた信心の力はよくこの大試練に打克つて、益々元気で銃後の御用に恪しまれ、名譽の戦死者の父として天晴その名を謳はれて居られる。茲に慎みて一層の御健康と御発展とを祈る。

4 「長男の戦死に蘇つた一家」

— 福島教会某信徒の事例 —

昭和一三（一九三八）年八月二八日

樋口寅「長男の戦死に蘇つた一家」『金光教徒』（昭和二三年八月二八日）から採つた。日付は、記事掲載日。

戦時下における遺族の姿勢を示す記事。寄稿者の樋口寅は、当時、福島教会長。

昨年来の事変もいよいよ拡大致してまゐりまして、国民の責は愈々重大となりました。本教に於きましても、その当初より事変対処事務局を設けられ、大広前金光様の御祈念を中心に、本部も教会所も信者も打つて一丸となり、所謂国策の線に副つて、国

民精神総動員の実を揚げられつつありますことは、真に難有いことでございます。

事変以来お召に応ぜられ、お国の為に御苦勞下されてある勇士の方の中には御負傷された方病氣に罹られた方或は名譽の戦死を遂げられた方などありますが、それ等の方や御遺族の方々におかれては真に名譽のことであるとして更に一層の御奉公に邁進して居られますと云ふことは何んと云ふ尊いこととございませうか、真に感激に堪えませぬ。

さうした方の一例として私の知つて居ります○○氏の御長男○○君も、昨年の秋畏くもお国の干城として召し出され○○の戦闘において名譽の戦死を遂げられたのであります。葬儀の節は御本部からも、御手厚き玉串料並御弔辞を頂きました。この御遺族が、一家六名打揃つて御礼参拝をなされましてその時戦死された○○君のお父さんから、次ぎのやうな告白を承りました。茲にそのお話を申上げたいと存じます。

「このたびは長男が召し出されて、お国のお役に立つ働きをさせて頂き、名譽の戦死を遂げて呉れましたにつき、遺族の私共一家中の者までも併と一緒に戦死を遂げた心になり、真のおかけを頂きましたので、今日は家内中打連れて御礼参りをさせて頂きました。何卒神様と霊神様へ御礼の御祈念を御取次ぎ下さいませ。実は最初仲の戦死の電報を受取りました刹那、私は形容し難い心地

がいたしまして、椽側に腰をかけたまま目先が暗くなりました。

嫁が涙声で良人が戦死したのでせう、と云ひましたので、左様だ、と答へ初めて電報を見せました。私も三四年來お道の御教へを承り信心させて頂いて居た積りでしたし、兼ねて覚悟はして居たものの、いよいよ本当に倅が戦死したとなると、お恥しいことでもございましたが心が闇になりました。

信心して居ても助からぬ、信心を止めて、信心にそむいても助からぬ。とあれば如何にして助かるべきか。助かり度い、救はれ度い、願ひはあれど助からぬ。嗚呼、何んとすべきか進退茲に谷まり、たとへやうなき懊悩のどん底に一日を送りました。

其の晩床に入りましたが寝就かれません。家内中誰も眠つて居る様子もなく、嫁は熱を出した孫の世話をして居る。斯うした有様を見て心の底からア―可愛相ぢや、これはかうしては居られん。俺には大きな責任がある。倅無き後、孫を立派に育て上げ、家名を継がせる迄は、俺はシツカリせねばならぬ。と次第に思はれて参りました、そして俺は一体どんな顔をして居るだらうと、鏡に顔を写して見れば、凄じ程やつれ果て、額から口元への苦勞の皺は幾線も重なり、若い時分から働ぎぬいた手は節太く曲り、浅蜷貝の殻のやうに艶を失うた爪は反り返り日やけした皮膚は弛み垂るんで、この世の者とは思はれませんでした。

この時、私の心の底から異常な力をもつて湧き上つて来た気

持、俺は老いてはならぬ、俺は若返つて働かねばならぬ。俺はやつぱり神様にお縋りして信心をさせて頂かねばならぬ。そして助からねばならぬ。さうだ。どうしても助からねばならぬ。といふ強い迫力をもつた決心に背中をどやしつけられたやうに思ひ、私は夢中で寢床を飛び起きました。そして倅の写真の前に差向ひ暫らく黙禱して居たのです。すると常平生先生より御教へを頂いて居りました御神訓が腹の底から重々しく湧き起つて参りました。

それは、『我身は我身ならず皆神と皇上との身とおもひ知れよ』との御教へです。我身は我身ならず。と教へ下され、神と皇上との身と思ひ知れと教へ下さる。これだつ、と思ひました。ここの身と叫びました。この俺の身は俺の身ではない。俺の倅は俺の倅ではない。此身此のまま神と皇上との御身であつた。今日迄神と皇上との御身を俺の身ぢや、俺の倅ぢや、と思ひつめて居たのは、何と云ふ迷ひであらう。倅の戦死は、あれは死んだのではない。成すべきを成し。就くべきに就き行くべきに行つたのだ。倅は本當に生きたのだ。それを倅ばかり死なせて置いて俺たち遺族の者が、迷ひに悩むとは何んたることだ。教祖様は死んだと思つて欲を離れて神の道をお立て下されたと聞く。信心させて頂くからには、茲が俺の死に時だ。茲で死なねば教祖様や先生に對し義理が立たぬ。死んだ倅に犬死はさせられぬ。倅よ、お前一人は死なせはせぬ。俺も死ぬ。お母さんも死ぬ。嫁も孫も皆んな

死ぬのだ。そしてお前と一緒に本当に生きるのだ。信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なりとの御奉公に蘇るのだ。俣よ、どうか喜んでくれ、皆もおまへと同じく国と共に生きるのだ。と堅い堅い岩のやうな決心が出來ました。

斯様に我身は我身ならず神と皇上との身として生かして頂くべきものと、信心の道が明かに分つた上は嬉しくて嬉しくて堪りませんでした。やがて刻を告げる鶏の聲に気がついてみれば、秋の長夜も白みかけ妻も嫁も孫も眠れぬままに起き出でて、私の側へ集つて來ました。その時私は皆に向ひ、『なあ皆な聞いて呉れ、俺が悪かつた。許して呉れ、心得違ひをして居た。俺は今を限りに生れ更る。俺は俣と一緒に戦死する。家内お前も死んで呉れ。嫁女お前も死んで呉れ。我身ぢや、我俣ぢや、我良人ぢや、と思ふ心を殺して呉れ。神と皇上との身と生きぬいた俣は悦んで天皇陛下万歳を唱へて死んで生たぞ。遣された家族の者も俣と一緒に忠義を尽さねば相済まぬ。村の衆にも近所の方にも申訳が立たぬ。俺はこれから若返つて、お前達と力を協せ国家の為に銃後の務めに思ふ限りのお尽しをせねばならぬ。さあ神様へ御礼の御祈念をさせて頂かう』と家内中で大祓を奏し御礼申上しました。思へば俣が名譽の戦死を遂げて呉れたればこそ、こんな広大なお蔭を蒙つたのです。以來今日迄毎日生き生きとして仕事をさせて頂き、女子供を相手に野良仕事も他人様に遅れず働かせ下され、夫

れで疲れたといふ感じはちつともなく、難有いその日その日を送つて居ります。どうか私のこの気持このおかげを神様靈神様へ御礼申上げて下さいまして、今後共に忘りの出ませぬやう、家内睦しく神と皇上との御用が勤まりますやう御取次ぎを願ひます」と感激の涙も新たに元氣一パイでお届けをなさいました。

私はこの御取次の御用を承り神様へ泣いて御礼申上しました。この〇〇氏の長男〇〇君が出征されて名譽の戦死を遂げられ悲痛極まりなき想ひの中から、私の迷ひを打ち破り死して生きる大信仰を頂かれましたと云ふことは何といふ有難いことであります。此の信念こそ、まことに戦死された御長男を生かされ、御自身をも生かし、家内中をも生かされたものであります。実に信仰の力ほど偉大なるものはございませぬ。

惟ふに國家今日の非常の秋此の信念をおいては、まことの御奉公はできません。日夜教会所に参拝して奉唱し奉る「我身は我身ならず皆神と皇上との身とおもひ知れよ」「信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり」との御神訓こそ我々金光教徒の使命であり、又大日本全國民の信念でなくてはならぬと思ひます。

5 「国に捧げた我子」

— 鹿兒島教会信徒・大河平佐和子の事例 —

昭和一四（一九三九）年一〇月二日

行徳清人「国に捧げた我子」『金光教週報』昭和一四年一二月九日、一六日）から採った。（上）（下）二回に分けて掲載された。日付は、戦死した息子への謝恩祭を執行した日。

我が子を戦争で失った母親が、自らの体験を信心を以て感じ直し、生きる様子を伝える記事。寄稿者の行徳清人は、当時、鹿兒島教会長。

（上）

大河平佐和子夫人は入信以来三千数年、その間様々の家の移り変わりの中にも、唯一筋に神様に御縋りして数々の宏大なおかげを頂いて居りましたが、支那事変起るや唯一人の愛児は直ちに出征、北支から中支に転戦、広済附近の戦場で遂に名譽の戦死を遂げられました。

去る十月十二日、教会所で謝恩祭を奉仕致しました、それは今を去る二十一年前、大病で已に絶望状態となられた折、前教会長によつて十年間命乞ひの御祈願がなされて助けられたその喜びを忘れじと毎年春と秋によるこびと御礼の御祭を仕へて来たその例年の祭でありました。

その祭典後の夫人の御礼の言葉をきいて頂きます。

○

無い筈の命を二十一年も頂きまして有難う御座います。そしてその間私の心魂をこめて育てさせて頂きました一人の子も、立派に御国の御用に立ちまして、誠に有難い事で御座います。私は斯様な病身で思ふ様に働きも出来ませんので、そのみが残念でございますが、唯良い子を持たせて頂きました事は本当に何よりも幸福でございました。

掌中の玉と申しますが、私に取りましては子供は何物にもかかげがへの無い、私の生命と申しても宜しい大切な子供でした、それが神様のおかげで、身体も心も、何一つ不足なく、すくすくと壮健に育てて頂きましてほんとに有難い事で御座いました。

中学校から高等商業学校を出て満州国の中央銀行に勤務する事になりましたが、とても親思ひの子でして、あちらからいつもいづも私共両親の事ばかり心配してくれて居りましたそれが、甲種合格で入営させて頂き、後何日かで退営と云ふ時、支那事変が起り、間もなく戦地に征きましたが、大へんな元氣でありました。

それからは戦地から反つて私共を慰め励ましてくれると云つた風で、北支から中支へ事変の当初からずつと戦ひ通して、大へんな手柄をたててくれ、幾度となく、宏大なみかげを頂いてゐたのでございます。

戦地でのあの子の事は帰還された隊長や部下の方々から親しく委しく承りました。部隊長は「隆重君に死なれた事は私に取っては、世間で申す片腕失つた位の事ではなく私の両腕を失つた様な気が致しまして残念で残念で堪りません」と云つて、あの子の墓へ参つて下され、本当に親の私が堪らぬ程泣いて下さいました、又部下の方もわざわざ御尋ね下さいまして「あんな優しい上官はともあるものではありません、大へん御元気で、長途の進軍に疲れ果てて弱る部下がありますと御自分の疲れもいとはず、色々と励ましたり、銃や荷物を持つてやつたりして下さいまして、その温情はともとも口では申上げられません、それで戦死された時などは、私共は泣いてばかり居て丁度自分の親を失つた様で仕事も手がかず一時呆然となつた程でした」と泣いて話して下さいますのです。

こんなにも優しく雄々しく我子乍ら立派であつたあの子が、目指す武漢三鎮を前にして広済で名譽の戦死を遂げたとの知らせを受けた時の私の驚き御察下さいませ、もとより覚悟の上とは申し乍らあの子が出征以来、私は病の身乍ら、毎日々々夜もなく昼もなく神様の御前で「良くつづく」と人様が申される位祈り通しました、毎日、幾十回、又は百回に余る大祓を奏上致しての御祈念は私に取つては命がけと申しても宜しい位でした、それ丈けに、戦死の知らせも容易に信ぜられず幾度か疑ひつつもしやと頼

んで居りましたがやはりそれは真実でした。

(下)

それから私は心のやり場を失つた様に色々と心を悩ましたのです。

あの子が入学試験の時は一生懸命で、病の身もいとはず御広前に御引寄せを頂いて一心に御願ひさせて頂きましたのは、今度は親族の医者から絶対安静がよいといはれるので、心ならずも宅から御願ひし代参させてみました。それで何故自分はこの場合生命がけで、出来れば自分のこの生命にかへてと願はなんだのであらうか、ああすまなかつたすまなかつたと霊の前で泣き暮して居りました。その為一時私は頭が変になるのではないかと自分で案ずる事すらありました。

所が間もなく私はフト或る事を思ひ出させて頂きました。それは、あの子が出征致しましてから間もなくの事です。御神前に御祈念を捧げて居りますと、あの子が軍服をつけて氏神様の御宮の右上に立つてニコニコと笑つてゐる姿が目の前に浮んで来ました。それがその次の日も次の日もつづきました事があつたのです。その事をフト思ひ浮べさせて頂きました瞬間私の胸に「あああれは靖国の神になるぞ」との神様の御知らせであつたのだ、やはり始めから戦死する筈であつたのだと囁かれる様に思ひました。すると今まで胸の中に重々しく垂れ込めてゐたものがカラリと晴れた

様で、丸で違つた気持が私の心の中から湧き起つて来ました。

私の家は島津家に属した日向国飯野城主と云ふ歴とした武士の家で御座います。先々代も「戦に出してくれねば切腹する」と云つてきかなかつた十五歳の子供を止むなく戦場に送りました。緋緘の武具をつけた花の様な可愛らしい若武者振りであつたと申します。その子も間も無く討死して仕舞ひました。

私もかけがへの無い子供を戦場に送り戦死致しましたが私の子供は一天万乗の大君の御為の名譽ある戦死です、それに普通以上の身に余る勲章も頂きました。私の家に、これ迄に無かつた事で同じ戦に死する身であつてもどれ丈け有難い事でありませう。それに又世間では年頃になつて病氣や何かで死ぬ人も多い事です、私の子供はあんなにも立派に死んでくれ、御国の御用に立つてくれました事ですもの、おろそかに考へては勿体ない事でございます。

それに又、もしもあのお知らせを頂いてゐました時直にそれと悟らせて頂いて居りましたら、それこそ私は心もくたくたになり、はりも力も失つてしまひ、今頃はもう頭も上らぬ病の身になつてゐたかもしれません。何にも気づかず一心に氣を張りつめてゐた事が私の病身をかうして元氣にさせて頂いて来る事の出来た元なでした、神様の御思召し唯々恐れ多い限りです。

已に二十年の昔亡い筈の私の身に、これ丈け立派な仕事をさせて下さいました事は御礼申上げて申上げ切れません。これから

先、神様が私に何年の生命を御許し下さるか判りませんが、頂ける丈の命をせめて、御国の為、御道の為、家の為に働かせて頂き度いものと、本當に心から念願して居ります。

こんな気持ちにならせて頂けたのも信心のおかげです。

○

以上のやうにしみじみと語られたのであります。この方の三十年の信心の歩みは、常にかうした風な道によつて綴られてゐるのですが、常に、在るが儘の中から、生き生きとした力と喜びとを湧き出させ、総てを信心の味はひを以て見直し感じ直しつつ生きぬいて行かれるその姿を私は尊いと思ひます。

信心を通して迎へれば一切は常に有難く喜ばして頂けてまゐるもの、信心の心を閉せばすべては暗い絶望の彼方へとのみ落ちて行くものと、か様に存してかへりみかへりみして行き度いものです。

尚夫人は愛国婦人会の班長として五百余名の会員の先頭にたつて指導に當つてをられました。が、過般病臥中にはその代理として自家の女中を出し、その統後女性としての熱誠ぶりは福岡日々新聞紙上にも軍国の母の美談としてされたことがあります。

6 戦没者遺族座談会

昭和二三（一九四八）年三月二八日

「戦死者の遺族と語る 真実の諦めに生く」『木綿崎通信』昭和二年五月一日から採った。日付は、座談会開催の日。尾道地方信徒会主催の合同慰霊祭と併せて実施した戦死者遺族による座談会記事。

去る三月二十八日尾道地方信徒会主催の戦死者合同慰霊祭が盛大に執行されたことは前号既報の通りであるが、当日の座談会の一節を左に摘録する。

S 遺族は誰でも戦死した現場を見ていないことに、言い知れぬ悩みをもっているのではないか。

M 全くそうです。主人と一人息子が共に戦死したが、どうしても死んでいるとは思えない。今に、何処からか生きて帰ってくるような気がする。全然当時の様子が判らぬのでいよいよその感を深くする。

S 戦友から、戦死の状況を聞かせて貰うと、その点幾分救われる。自分も戦友から悉しく聞かせて貰って心が落ち着いた。

A 諦められぬのは人情で、口でどんなに諦めよと言われても簡単には諦められない。

T 諦められぬことが愚痴や不足となつて出て来る。一寸したことがしやくにさわるようなことになる。

M 人を恨むような気持になる。

A 人を恨んでおれば、先がどうなるかを考えねばならぬ、自分の心に不浄を積むばかりだ。神様にお任せして何でもよい方にとらして貰わねばならぬ。過ぎ去りしことを思い出して腹立苦をすなと教祖様は教えられている。

自分が長男が死んだ時、これに「割れた」と思った。いよいよ元通りにはならぬと思つた。死んだ者は後には帰れぬ。割れたと思ひ諦めることができた、それ以来何年たつても何とも思わぬ。神様におすがりして諦めることだ。愚痴をこぼし、悩むのはお道の信心ではない。そういう時は、信心を止めていることになる。人を恨み、悩み、諦められぬのは、めぐりがあるからだ、めぐりのお取払いの御祈念をさせて貰うがよい。霊も遺族の者が救われれば喜ばれるだろう。

S そこを、御取次願ひ神様のおかげで、そういうようにならせて貰わねばならぬ。自分の力でどんなに力んでもどうにもなるものではない。

N 自分の次男は肺病で重態であつたのがおかげ頂き、間もなく徴兵検査の結果甲種合格で中支に渡つたが、半年ばかり後、戦死の公報が入つた。しかし涙一つ出さず、直ちに教会にお礼参拝したが、肺病で死んでも仕方ないところ、それをよい死に場所を得てくれたと思つている。勿体ないことと思つている。

平成一七年度研究論文概要

一七年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

神意をめぐる創造性

—明治一四年八月二日の記述を中心に—

岩崎 繁之(助手)

本稿では、家族の死など苦難な状況にあつて、「先を樂しみ」と神に知られることが、金光大神の生にどのような意味と影響を与えるのかを考察した。そのために、内孫桜丸が急逝して記された明治一四年八月二日、「なんと神というものはこういうものか、えらいものじゃのうと申すように、先を樂しみ」(「覚帳」二五—三三—)というお知らせに注目した。

まず一章では、このお知らせに先立つ七月二四日の記述に、桜丸の死と父金光秋雄の祠堂職との関連が示唆されていると思われるため、宮建築に関わる秋雄の動きを考察した。宮建築が現実化

していく中で、次第に神意と乖離していく様相が窺え、そのことに金光大神の心の揺れが看取できる。当時、金光大神は数え年六八歳で、秋雄に世帯を譲り隠居状態にあり、家族内や村内の動きからは一步退き、宮建築に直接関わり合う場からは距離があつたと思われる。このような立場にあつて、このお知らせは、金光大神の生のあり方を、現実の動きに抗う方向へではなく、新たな未来を創造させる方向へと導いたのではないかと考えた。

さらにお知らせと現実の生のあり方との関係を考えるために、二章では、「宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさせる。・・・恒成年、四五十借りても利だけ働き。払うてやる」(「覚帳」二二—三六)のように、未来に期待を託す内容と、現実的な問題への対応が対比的に示されているお知らせに注目した。ここでは、借金の返済という意識が固着し、解決の方途を探る糸口が見出しがたい閉塞的な状況にあつて、お知らせが予見する世界を想像することで、現実世界が相対化されて、新たな世界観の創造が促されると考えた。

最後に、三章では、お知らせが現実の生のあり方にどのような転換を促したのかを、お知らせで指示された「覚書」の執筆や、新曆、旧曆と独自の曆である「末曆」の三通りに書き分ける行為の意味から考察した。まず、「生まれ時、親の言い伝え、…」と「覚書」の執筆を促すお知らせ(「覚書」二二—一〇)に注目した。「覚帳」は、神との出会いの記憶を自己の経験に見ているのに対し、「覚書」は、親など自己以外の情報を加えた出生や幼少期の

記憶を現前化させ、金光大神に生、そして信心の始まりを新たにさせたと考えた。そして、「末曆」という新たな曆を記すことで、日々の信心の営みが変わらず続けられていく中にも、新たな生の胎動があることを気づかされたのではないかと推論した。

以上から、お知らせが現実を相対化し、創造性を喚起する相を窺い、苦難の状況にあつて「先を榮しみ」とすることは、認識の転換だけでなく、自己の生を超えたところから変化を促すことにもなると論じた。

地震に窺う神の現れ

— 明治五年二月六日の神伝をめぐって —

佐藤道文(助手)

本稿では、「明治五壬申二月六日暮れ六つ、地震あり。天地乃神氣ざわり、お知らせ、世の狂い相成り候」〔覚帳〕一六一—二の神伝に注目し、地震を神の「氣ざわり」と記した金光大神の神観を考察した。地震は、人間にとって禍となる現象であり、そこに神の怒りの意志を看取した金光大神の信仰を追究することで、地を踏みしめて生きる人間にとって生の根底が揺さぶられ、そこで問い直される意味が明らかになることにつながると考えられる。

まず一章では、江戸時代末期の人々の地震観を明確にするため、

儒学者など思想家の「天地」に関わる言説を窺った。それらは、「天」の思想を説くものが主であり、「地」に関する思想は殆ど見られなかった。儒学者らの「天」の思想では、社会の支配秩序の正当性が自然秩序に準えて説かれていた。他方、庶民は、安政の江戸地震の時、「天」が支配秩序を変革するために地震を起こしたと考えていた。しかし、両者ともに「天」、そして神を、現実の要求を充たすために、合理的に捉え利用していた面で共通していることが窺われた。

二章では、先行研究において、金光大神の「天地」観がどのように解釈されてきたのかを学んだ。それによれば、金光大神は「天地」を神の社、神体と教え、「天地」は自ずからなる生成の力であると共に、且つその力の働く場として実感されると解釈されていた。そして、一章で考察したような社会秩序や現実生活の要求を正当化するために、金光大神は「天地」を捉えてはいなかったことを確認した。これらのことから、金光大神は、「天地」が持つ力の現れを、地震に看取したのではないかと考えた。

そして、三章では、金光大神は、なぜ地震を神の「氣ざわり」と感じたのかを考察した。明治四年に金光大神は「方角日柄見るばかり、天地乃神に願うことなし」〔覚書〕一九一〇—二と、神に対する人間のあり方にご問題があるとするお知らせを受けていた。金光大神が感じていた人間の世の問題性と、そこへ起こりきた地震とが結びつき、「氣ざわり」という神の意志を、「世の狂い」として、金光大神には受けとめられたのではないかと考え

た。

以上の考察から、地震は、人間社会に潜在する問題を金光大神に改めて気づかせ、人間は神に肝を握られているかの如き存在である。金光大神に感得されたのではないかと指摘し、金光大神は、このような「天地」の働きをもつて、人間の世のあり様を糺すものを「神」と捉えていたと考えた。

第二部

金光大神の信仰における「場」の意味

—「宮地」選定をめぐる金光大神の態度に注目して—

加藤 実(所員)

拙稿「金光大神広前への参拝の諸相」(『金光教学』第四五号)では、金光大神広前への参拝の様相に注目して、「広前に参り、そこに身を置くことを通じて神にふれ、神を避ける」という既成の通念を解きほぐし、助かりの世界を実感したいとの思いが現れている」と、神に実感的にふれる「場」—金光大神広前への参拝の意味を考察した。その論考から、さらに神の実感的感触と本教信仰の源泉としての助かりの内実を金光大神の信仰体験に即して考察することが必要ではないかと考えた。

そこで、本稿では、明治一〇年に再開された宮建築の動きにお

いて、建築の候補地をめぐる、「此方地内」への宮建築にこだわりを持ち続けた金光大神の態度に注目し、その態度がいかなる信仰確認に基づくのかについて考察を試みた。

まず、先行成果を参照しつつ、宮建築に対する金光大神の態度を窺った。宮建築の候補地として世話方から木崎崎山上が提案されたことに対し、「お知らせ」では、「此方地内」という金光大神の「屋敷地」への建築の指示が、折々に確認され、「此方地内」が金光大神の宮地選定の基本的態度となったことを確認した。

次に、「此方地内」はいかなる「場」であるのかについて、安政五年二月二十四日の「お知らせ」に注目して考察を進めた。金光大神の相続した川手家は、金神にふれ、滅亡となったという「屋敷」を引き継いだと伝えられていた。同お知らせでは、その「屋敷」滅亡の理由が、「四つ足埋もり」という神への不浄行為にあることが明らかにされ、神への無礼が根源的なものであり、免れ得ないことを知らされる。他方、安政二年には金光大神が改築した母屋も金神の遊行する方角を侵犯したとの神の指摘を受けており、金光大神の「屋敷」は、金神への侵犯行為が重層的に刻み込まれた「場」であった。

ところが、その金神にふれている「屋敷」上に、神の指示により、「二間に四間」という当時忌まれた建築様式をもった東長屋が建てられる。それは、金神への侵犯行為を、神自らが打ち破ることであると考えた。

以上の考察に基づき、「此方地内」は、神自身が忌み事を抱え

ていくという特異な「場」であり、このような神の歴史が刻印され、他の「場」には代えることのできない神と人との原初的な体験の記憶が刻み込まれている「場」であると考えた。

金光宅吉の広前に見る信心の根拠

高橋 昌之(所員)

明治一六年から二六年まで一〇年間にわたって神勤に従った金光宅吉の言葉には、当時の教会や教師の在り方を戒める内容のものが散見する。本稿では、そうした言説が生まれる意味を探るところで、今日の信心が基づく価値を再考すべく考察を試みた。

宅吉が神勤していた当時は、独立に向けて信者達が結収への動きに組み込まれる時期にあたる一方で、例えば大谷近辺からの参拝者の中には、地域の様々な講社に属するなど、多様な神仏への信仰が共存する相が見られる。また宅吉による参拝者の手控え(惣氏子乃おかけお請る人名覚帳、以下「人名覚帳」)には、神社の神官など他宗の宗教者も参拝して子孫が続くことを祈る例も見られた。こうしたことから宗派を超えて集まる人々の願いを受け止める広前の様相を捉えた。

次に宅吉の神勤の実際を窺うべく主に「人名覚帳」をもとに考察を試みた。同帳には明治一九年から三年の五一五件について、参拝者の氏名や願い事などが記されている。分析の結果、金光大

神時代から参拝していた布教者達の記載事例が少ないこと、願い事は病氣平癒が半数以上を占めることなどが明らかになった。これらから、新しい参拝者が持ち込む病氣平癒については、細かく願い込みを行い、経過を注視するなど、或る意味で祈念祈祷でおかげを授けるような在り方も窺われた。こうした難儀に向きあい続けることで、宅吉が神勤における自らの観念を更新しつつ信心を見出していったのではないかと論じた。

最後に宅吉の見ていた問題状況から、彼の信心の基づく根拠について考察した。当時、各地の布教者達が、在地の既成宗教から活動の安定を口実に、同じ建物での布教を持ちかけられたり、意見の合わない世話方から排除されるなど、金光大神の道の建前をつぶしかねない問題に宅吉は接していた。また当時の教師に対する宅吉の批判からは、教会や教師という形にこだわり、その中に取まろうとする風潮を問題にする姿勢が窺われた。この態度の背景には、神勤における観念を固定化させない姿勢に加え、金光大神との生命の連続性や、自身の九死に一生の体験を通じた生まれ変わりの意識があつたと推測し、垣根を取り払って人々を受け入れ続けるところに信心の根拠が見据えられていたのではないかと論じた。

祈りの構造

—「一心」の動態論的把握を目指して—

池田道男(助手)

本教は、「話を聞いて助かる道」であると言われている。それは了解されるとして、一方で一心に祈ることによって助かるという側面もある。この面については、教義的にとどのような意味付けがなされ得るのであるか。本稿では、祈っておかげを受けるという営みを、金光大神はどのように捉え、またどのような信仰的価値を見出していたのかを考察した。

一章では、先行成果や一般語学における「祈り」「助かり」についての概念を学び、考察対象とする問題領域の明確化を図った。二、三章では、「理解」(伝承における語り口や感覚表現に注目し、金光大神の祈願に対する感覚を窺った。「理解」では「押し通す」あるいは「硬いものを割る」といった力動的ニュアンスをもつて、「祈り」が語られていた。この「祈り」が持つ力動性が、難儀の状況を打破すると考えられるため、金光大神は「難儀」をどのような信仰感覚で捉えていたかを窺った。病気に関わる「理解」では、難儀のものが、からだの内面に関わっては、血の巡りの停滞、凝り固まりの例えで、また、外因としては、遊行する神に障ったり封じたりすることがあげられていた。これらは天地の循環の停滞という相として語られていると指摘し、「祈り」はそ

の停滞を打開する力を持つものとして、金光大神は「理解」したと考えた。

四章では、二、三章の考察結果から「祈り」と難儀の打開との関係を、当時の民衆の世界解釈を踏まえつつ、構造的に考察した。当時世界は、神々の働きかけによって運行されていると観念されており、また人間の心は神々と繋がり、世界には神々の道が張り巡らされていると信じられていた。ゆえに、一心に「祈る」ことは、心を通して、天地の循環の停滞に、力をかけ、その停滞を打開せしめる営みであると考えた。

そして、最後の五章では、「祈り」という営みに、金光大神はどのような信仰的価値を見出していたかを考察し、一心に「祈る」という営みには、天地の循環の停滞を打開するというだけにとどまらず、天地の循環そのものをも変化させる作用があることを指摘した。

第三部

明治後期の宇摩郡天満村における

地域秩序と信仰展開

—信者名簿資料から「布教史研究」の転回を考える—

児山真生(所員)

本稿では、地域住民が本教信仰を引き寄せ、展開した過程を通して窺われる地域住民にとつての本教信仰の意味を考察した。事例として、宇摩郡天満村（現・愛媛県四国中央市土居町天満）をあげ、地域秩序の変容という視点で論じた。こうした論究は、教会、そして教団が成り立つ根源的な在処の究明につながると思えている。

一人の往来、商品の交易するところには様々な市場情報が形成される。ことに、土地を基盤としない海上交易に生きる者の間では、情報、すなわち地域間の多様な差異の知悉（分析）こそが利益を生む機会であることから、著しく情報網が発達していた。海、島、港をめぐって環流する様々な情報は、交易を生業とする人々によつて、速く、そして遠くへもたらされた。教祖広前や笠岡広前には、慶応年間乃至明治初頭のころから、四国をはじめ遠来からの参拝者が存在した。彼らは、人づてに信仰の噂を聞いて参つて来た者たちであった。こうした者たちの多くは、海上交易に携わる者であったと思われる。情報を頼りに参つて来る者たちの存在は、本教信仰が偏にどの地域にもたらされたかという地理的把握に止まらず、信仰が情報として環流していた様相と共に、教団や教会が信仰情報の往来によつてその成立の契機を与えられていたことを示していると考えられる。

本論では、まず、教会誌等を用いつつ、海上交易の視角から、燧灘沿岸地域の信仰圏形成過程とその要因を論じた。ここでは、本教信仰が海上に張り巡らされた生活情報回路を介して各地の港

へもたらされ、そこに地域的信仰圏が形成された経緯と共に、「講社署名簿」から信仰圏形成を支えた要因として廻船業者の存在が浮かび上がった。

続いて、天満村を事例に、行政の系列化に伴う地域再編の諸相、村落内部への商品経済の浸透が進んだ明治二〇年代の地域状況と関わせて、本教が勧請された経緯、信仰圏（層）の特徴を窺った。ここでは、信仰展開の特徴として、既信仰圏内にあつて新たな「一族」の加入による戸数の増加が窺われることから、広域展開よりも、「地縁」「血縁」の様相を帯びつつ、局所的にその密度を増す傾向が窺われた。また、「信徒名簿」から本教信仰の受容者と氏神社への寄進者の重複も確認出来た。このことは、本教信仰は既存の氏神信仰に取つて代わるものではなかったことを示しているともいえるが、とはいえ、このような氏神への敬神と本教信仰への帰依の併存状態にある地域住民の姿からは、本教信仰に、氏神を含めた地域共同体維持の願いとその働きが期待され、その願ひに応えている本教信仰の姿を窺わせているといえる。

「この私」の助かりからの教団出発

— 終戦後に語られた「信心体験」の諸相 —

宮 本 和 寿（所員）

本稿では、戦後における体験談が、自らの生きる意欲付けを願

つて語られたことに注目し、その営為を、教団像を構成し、揺るがしもした潜勢力として捉え、戦後の教団の意味やイメージに関与していったのかを考察した。

一章では、「道義の回復」「無条件降伏の信心」等、信心として「戦後復興」が願われる動向について窺った。中でも、復興の担い手として信奉者個々の自覚が問題にされる傾向や信奉者の具体的実践像を窺った。事例としては、教内紙誌に紹介された山瀬精一の「地域改善事業」、また「大阪府信徒会会報」発刊を取り上げた。それらの実践には、終戦を迎え、現実感を喪失していた問題を自己の根底から問題とし、自発的に克服する願いが窺える。体験の語りは、傷痕を抱えた内面の助かりを強く意欲したものであった。昭和二三年以降、『木綿崎通信』の体験記事が、『ゆうざき叢書』として編集されたことから、語る意味を信奉者間で広く共有していた実態があったといえる。

二章では、「教え」の言葉と行為とを相即させていくこと(「言行一致」)が求められた動向に焦点を当てて、体験を語る意味を論じた。「言行一致」は、信奉者の生きられた体験による「教え」の意義付けから求められたものであった。しかし、「言行一致」を求めるほど、生きられた体験の斉一的な教義化を必至する問題が惹起されていた。その一方で、信奉者は、体験を表わすことで、「おかげ」や自らが助けられた源を眼差すことへ促され、「我」など、確固とした実存意識が解きほぐされることも確認できる。この営為は、実在的に見られる教団を、個々の助かりを意義付ける

場として、見直していく契機を与えていた。

三章では、自らの半生全体を記す体験談が求められる傾向、そこに体験の語り難さが表出された問題を考察した。目覚ましい「おかげ」や「救済」に絞って記された体験談は、日常の信仰実践の意義を見つめさせていく動向に連動し、敗戦後の生活安定化に歩調を合わせ、現在の信心課題に応えようとする願いを打出している。そしてさらにその願いから、体験が意識的に振返られていったという特徴がある。「共励」の場などで即興的に行われた語りとは異なり、主張や過去の信心境地との相違面を明確にした語り、整合性をつけねばならなくなる等、体験が自己理解の内容として表わされる傾向が窺えた。

信仰にとつて〈運動〉とは何か

—御取次成就信心生活運動に関わつて—

島 田 悠 香 (助手)

本稿では、昭和二四年から昭和五七年まで推進された御取次成就信心生活運動(以下、取次運動)に注目し、当時の人々の運動に対する思いから、信仰にとつて〈運動〉とは何かを考えようとした。それは取次運動が何のための運動なのか、信心の何を促すものなのか、そもそも何かを促すものなのか、という疑問を持つたからである。そこで、『金光教議会議事録』や『金光教報』か

ら、取次運動に込められた願いを窺い、それにより目指されたものは何であるかを見ていった。

一章では、戦後の教団状況から取次運動発足に至る経緯を見、それが「全教一新・全教一家」の実現化として、新たな教団のあり方を求める動きであったことを確認した。運動発足にあたり、当時専掌であった高橋正雄は、「生神金光大神取次の道に生かされて生きるということは、一人一人がそれぞれに助かつていくというものではなく、人類全体が助かつていくものでないかぎり、政治であろうが、宗教であろうが存在の理由はあり得ない」と全教に示した。この高橋の言に注目できるのは、戦後の民主化動向で個人が尊重される自由な時代を前にして、信仰の時代的教訓、展望を述べるものであり、「私が生きる」という自律化よりも、「生かされている私」という脱自化を求めていることである。日本では、とりわけ第二次世界大戦後、自律的主体が尊重されたのであるが、その動きとはまた異なって、人が生きていくということとを、人智を超えた超越的な世界から捉え、人生の究極的な意味を模索していたといえる。

二章では、取次運動発足後の教団状況を見ていき、浮上してきた問題に対して、議会ではいかなる議論がなされていたかを窺った。取次運動が進められるなかで、「生活即信心」、「信心即生活」ということが本教の信心として明らかにされていったが、一方では取次が形式化してきたという問題や取次運動により信心が矮小化してきたのではないかという問題が取りあげられていた。これ

は「信心即取次」、「運動即本教の信心」というように、信心が規定化してしまうことに対する懸念であった。

そして三章では、以上のような問題を抱えた取次運動が昭和五一年に新発足するに至るまでの議論に注目し、運動の可能性の考察を試みた。その中で終始問題となったのは、運動の内実ではなく、運動のイメージに関わっての問題、すなわち運動の取り組み方や掲げ方といった教務施策のあり様であった。そして新発足の年には、期間を定めて取り組むというものではなく、一人一人が日常的に実践を志すことから、「本教の信行の新しい意味を生み出すべきもの」として全教に示された。

今回は、信仰にとって運動がどうあればいいかという視点で、運動の可能性を検討しようとしたのであるが、今後は、日々の生活そのものが意識の有無に拘わらず、信仰の〈運動〉であるという知見から、豊かな信仰のあり様を見ていく必要性を感じている。

平成一六年度業務報告

○荒垣蜜範(第一部助手)

「御理解関係資料」の編集作業に従事し、本教教内紙誌『大教新報』『新生』『青年会雑誌』から『金光教教典』未収録の金光大神理解の記録化を終了した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成一七年一月二六日に、第三七回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、大林浩治「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味―大正末から昭和初期の教祖像に見る現代化の形象」、加藤実「金光大神広前への参拝の諸相」、高橋昌之「金光大神の死と『教祖』の発見」の三論文である。以下に、検討会で出された主な感想や質疑応答の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、小林延行（中央学術研究所研究員）、高橋寛志（岡東、東中国教務センター所長）、松本光明（浦和、東京センター次長）、山崎達彦（花輪・嘱託）、水野照雄（大阪新町・研究員）、坂口光正（日比港・学院講師）、滝口祥雄（日向・学院講師）の各氏、所内からは、各論文執筆者と竹部弘、宮本和寿（司会）であった。

〈大林浩治論文〉

Q 本論文は、教祖について書かれた内容やその歴史状況ではなく、教祖をあらわそうとする営み自体がどういう意味を持つのかを究明しようとした点が大きな特徴だろう。通常は、教祖について書かれた内容やその背景が関心には上がらぬと思うが、表現する方の動

機解明に向かった意図について、もう少し説明が欲しい。

A 書かれた表現には、書かれたものがあらわしている事柄とは別に、書く当人の深い思いや動機が無意識にあらわれていることがある。教祖像には、書いた本人の思惑を超えた感情や精神状況が反映しており、書かれたものの行間や筆致に注目すると、何故それを書かねばならないか、人間の切実な思いや感情の起伏がわかる。そのことを、どうリアルに再現し、解釈するかが問題となった。信心を見ていく姿勢に欠かせないことは、単なる説明のうまさでなく、そうした人間の切実さがどう表現に結び付いたか、それがどう生きられ、どういう時代を形作ったかに注目することだと思ふ。これまでの研究には、正しさや実証性が強く求められた経緯があり、動機や背景も、内容に即しての解釈が多かった。しかし、書かれたものからの分析も重要に違いないが、書かせていく情動に目を向けると、信心以前のところで信心へ向かう人の願いと、願いが見えてくる。人間にとっての信心の意味が広く問えるように思ふ。

Q 大正末期以降、「なぜ信心するのか」等、信心の根本が問われたのは、時代に位置付けられる人間のあり方に、当時の信奉者が気付いたことによると分かった。ある意味、近代化が見落とした問題に初めて出会ったのだと思つた。この問題は、今の信仰状況に重なることと思わせられた。今後の信仰を展望する上で、どのような課題として受け取れるだろうか。

A 大正末期以降の特徴としての、経済や社会構造の変化は、人間の精神の動揺とも深く関わっていた。この時代の人々は、安定した自己ではなく、不具合を生じた自己として剥き出しのまま時代に向き合わざるを得なかった。けれど、それは、単にマイナスの事態ではなかった。揺らぐ自己を確保たるものとするには、どう社会を、そして信心を見据えるべきかという意欲が湧き出ていたのであって、このことは重要なことだと思う。そのことが、社会や信仰が置かれている現実への鋭い問いかけとなって、自分へ振り向けていたのである。そういう自分自身への問いかけは、「教団があつて人が助かるのではなく、人が助かることによつて教団があるのだ」という教団論的な態度や、不安定な自己への表現から教団を求め、あらわす営みに結び付いた。この問題への向き合い方は、今日の現実から教団を考える際に必要な態度だろう。

〈加藤実論文〉

Q 「神はどこにでもいる」という神の遍満性、「霊地」への参拝を勧める教えに注目されているが、それらの教えは、金光教に限らず他宗教でも説かれている内容に近いと思われた。また、他宗教との比較分析をされていない点が気になったが、金光教の参拝の独自性をどのように捉えようかとされたのか、論文の意図や方法について、もう少し説明があればよい。

A 本教の場合、金光大神広前への参拝者の増加と相俟つて、施設の拡充と、宮社の創建が目論まれる。だが、その動きの過程には、

神から中心(宮社)を相対化させられる金光大神の経験が窺われる。また、広前への参拝を否定するかのような金光大神の理解もある。いずれの地から願つても神に届き、おかけを受けることができるというものである。そうとしても、広前への参拝を信仰実践の要とすることは、いつの時代にも見られる。そこで、金光大神の理解の文脈からは一旦離れて、実際に広前に参ろうとした信仰者の心情や経験に即して、参拝という営みを捉え、そこから翻つて金光大神理解等に込められている信仰的意味の深層に迫ろうと取り組んだ。本論では、参拝を行った事実には止まらず、神を実感したとの思いや、図らずも参拝に誘われた経験を分析することで、研究の具体化を試みた。このような研究方法をとつたので、他宗教との比較分析については、それぞれの宗教の信仰者の内面に迫ることが必要になると思われ、アプローチすることは容易ではないが、参拝がもつ普遍的な宗教的意味への洞察も深めつつ、今後の課題としたい。

Q 論文では、参拝を神に会う行為として見ている。金光大神広前への参拝に限定して考えられているのであろうが、それにしても様々な参拝の動機や目的を幅広く比較分析することができ、本教における参拝という営みを神に会う行為以外にも位置付けることができたのではないか。

A 確かに、参拝する動機や目的は、人によつて様々である。この点は、本論で採り上げた具体的な事例からも窺えることであり、

興味深い事例は紹介した以外にも数多くある。参拝の動機や目的を幅広く捉えることは、歴史的にも文化的にも信仰営為の意味を考えるためには重要である。しかしながら、本論で課題としたのは、参拝の営みを通じて、人が神と出会う信仰の原初的な経験とその意味を明らかにすることにあつた。事例から見ると、実際にそれぞれの祈願をたずさえて参つた人たちの多くが、その祈願の目的を超えて、神世界を実感する経験をしている。今後さらに、このような信仰者の実感に即して見えてくる世界を明らかにし、信心世界の深淵へと誘われていく過程において、神体験が実践をどう促し、また実践が信仰内実に向かう深みを与えたのかという相互性を捉えていく研究の課題化に努めたい。

☆高橋昌之論文

Q 本論文は、歴史上における「農民が、「教祖」として見出されていったという見方に特徴がある。「教祖」の発見」というテーマ設定には、その「農民に触れる経験を、当初から確固とした信奉者の視点でしか見ていないことに問題を投げ掛けたものと言えらる。そうとしても、「教祖」という言葉からは、「教えの祖」「一教の開祖」等、多様な意味やイメージが喚起され、その見方に対して懐疑的な思いにならされる。「教祖」で捉えた理由や意図を説明して欲しい。

A 「教祖」とすることで、読み手が想起する様々な教祖像とそぐわない面も出るだろう。事実、当時の資料には「教祖」という言

葉を使わず、「教祖」と読んだ場合もある。また、人々の間では、人に与り知れない現象を引き起す存在として「生神」と見られた跡もある。そうした事例を含めて、一農民の死によって、その存在と信仰の意味（信仰に出会うことになった意味）がより身に迫るものとして刻み込まれ、自らの立ち位置を見定めさせられていった者がいることに着目した。そのような人々の実感に即しつつ実態を掘り起こすことで、その経験は「教祖」の発見と言えるのではないかと考えた。意図としては、人々に発見された「教祖」とは何かを明らかにしようとしたのではない。一農民・金光大神の死を受けとめた人々の感情や行爲は、彼を身に迫る存在として捉えていたことを裏付けており、そのことへの着目は、今日、生きる上で信仰に促されての経験やその意義を、どう血肉化するかといった問題意識の上にある。信仰の拠り所を自らが実感的に求め、大いなるものに導かれていく経験に出会うことへの課題として考えたことによる。

Q 金光大神が死ぬことで、新たに信奉者との関係や信仰世界を切り開いたということもあるが、むしろ生前の姿や働きがあるからこそ、その死が人々の生にとって大きな意味を持ったとは言えないか。むろん、新たな気付きや関係が、亡くなって得られた場合もあるだろう。しかし、信奉者にとって生前における関わり方では自明であつたものが、死後に新しく把握されたということもあるだろう。それは、生前の事実の方で重視すべきことだからではな

いかと思う。そのような事例はあるのか。

A ご指摘のような事例は、具体的に論文で取り上げていないが、例えば、佐藤範雄は、永世無限の生神として教祖を見出ししている。御祈念帳を繰りながら繰り返し御祈念する存在こそ、亡くなってから捉え返された姿であると言える。それは、明確な理由があって発見されたのではなく、思い起されることがそのまま発見であったとして、そうした事例に対する理解の仕方が課題だったと言える。仰る通り、その発見は、親が死ぬという経験がそうであるように、これまで自明だと思っていた自分の立ちどころが気付かされる経験と考えられる。それは、「教祖」を発見する意味の実質とも言えるだろう。今後、金光大神の生が死後にこそ新たに捉え返された事実注目して研究を進めたい。

④ 紀要全般、近年の研究動向について

検討会の最後に、前年開催された設立五〇周年記念式典並びに第三四三回教学研究会記念講演記録「民間陰陽道と金神信仰について」〔講師・木場明志氏〕の内容、紀要全般、近年の研究動向や本所の取り組みをめぐって意見交換を行った。所外出席者から、

① 設立五〇周年以降、取組まれている研究の新たな方向性とは？

② 研究に取り組み際、研究者が心がけている内容、また抱えている研究への願ひとは？

③ 研究成果を広く伝えるために、どのような取り組みを行うのか？
などの質問があり、以下の内容で懇談を行った。

○ これまでの教学研究には、裏付けを伴った確固たる歴史観が研究以前に用意されており、研究者はその土壌で豊かに表現を行ってきた。しかし、従来の歴史観の上で自らを位置付けたとしても、今に生きる現実の自己を捉え返す切っ掛けになるとは言えないだろう。信奉者の表現した事実や結果でなく、その奥行きで起こっている時代の問題を見据えた取り組みは、時代における存在の意味や位置付けを信奉者自らが、歴史と対話しながらどう開示するかという課題に応えるものと読める。新たな歴史観を掘り起こすことは、今後の教学研究の課題であろう。

○ 研究はどこまでも妥協なく表現する営みであり、書かれた内容を超えた執筆の意図や願ひがある。また、論文の読みには、読み手個々の信仰理解や問題関心が反映される。予め、読み手との共通理解を踏まえた成果を出すのでなく、成果を出すことから、互いの信仰理解を確認し深め合うことが求められよう。実際の研究は、皆目見当のつかない中で始まり、「わからなさ」の中で出会わされたものから表現を紡ぎ上げていく営みであることを意識し、また意識されるよう努めたい。

○ 研究成果を広く伝えるということでは、紀要に発表される成果が、研究者の日常に発する関心や動機、論文となるまでの試行錯誤の過程と深い関わりを持つていることを、必ずしも伝えることにはならない。近年開催した「教学講演会」は、そのような成果以前にある教学の営みを伝えるという願ひに立っている。また今年からホームページを開設し、さらに、来年からは「教学に

関する交流集会一の開催を予定しているが、このような場を通して、教学研究の意義や願いを分かち合い、新たな教学の課題を醸成することを期待している。

彙報

—平成一七・四・一—平成一八・三・三一—

平成一七年度の業務概要	311頁
研究題目の認定	312頁
研究講座	312頁
研究発表会	312頁
教典に関する基礎資料の編纂	313頁
資料の収集・管理	313頁
教学研究会	315頁
教学に関する懇談会	316頁
教学講演会	317頁
日韓宗教研究FORUM	317頁
教団付置研究所懇話会	319頁
各種会合への出席	320頁
囑託・研究員	320頁
評議員	320頁
研究生	321頁
通信の発行	323頁
ホームページの運営・管理	323頁
人事関係	323頁
学院との関係・その他	324頁

平成一七年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日までの歩みを進めてきている。近年においては、現代の社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座を培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、そして研究態勢の見直しに取り組んできている。なお、本年は以下の業務に取り組んだ。

(1)教学研究会、教学講演会については、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、それぞれ、「霊地」とは何か、「教祖との出会い」のテーマの下、開催した。

(2)資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、公開規準に基づいた態勢の一層の充実を図るべく、引き続き既存資料目録のコンピュータ入力に取り組み、検索用データベースの拡充を図った。

(3)日韓宗教研究FORUM、教団付置研究所懇話会については、国内外の宗教研究者や、他宗教教団の教学研究者らによる学術交流を通じて、教学研究上の研究視点の深化と拡大に培うべく同FORUM及び同懇話会に参加すると共に、運営に参画した。

その他、従来から進めている所員・助手の個別的指導関係を基

本にした研究発表や各ゼミを通じて研究者相互の意識向上に努める一方で、教学研究会での課題発表や教学講演会を通して、広く全教との対話を行い、教学的視座や課題意識の錬磨を図った。

加えて、ホームページ (<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>) を開設するなど、教学研究の営みを広く伝えていくことにも取り組んだ。

研究題目の認定

四月二二日、六名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○金光大神における超越の視座

竹部 弘

〈第二部〉

○金光大神の信仰における「場」の意味

―「宮地」選定をめぐる金光大神の態度に注目して―

加藤 実

○金光四神研究

―その金光大神観と救済の実際―に注目して―

高橋 昌之

〈第三部〉

○〈金光教〉のはじまりと教団史への展望

―神と人の縁起世界の背景から―

大林 浩治

○明治後期の地域社会における信仰展開の諸相

―在住民が求めた信仰に注目して―

児山 真生

○戦後教団における信心体験表明の特徴と意味

宮本 和寿

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ―担当者、加藤

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストにしたゼミを六回実施した。

二、教義ゼミ―担当者、加藤

所員・助手の研究課題・方法に関する発表・討議を八回実施した。

三、教団史資料ゼミ―担当者、大林

教団史研究の方法論検討のために八回実施した。なお、八月四日のゼミには池上作氏（京都大学大学院生）が参加し、作成中の修士論文（「民衆宗教の伝播と地域社会―金光教を事例として―」）について発表、討議を行った。

四、文献・資料講読会―担当者、秦

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を九回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○国家と宗教の関係をめぐる一考察

— 金光教戦死者儀礼の歴史的過程を題材に —

秦 修一 (17・6・7)

○金光大神における「先を楽しむ」の言葉の把握について

岩崎 繁之 (17・6・22)

○過去の信心体験を語る意味

— 終戦直後の信奉者に見る生活実感の獲得営為 —

宮本 和寿 (17・7・27)

○御取次成就信心生活運動の発足過程について

島田 悠香 (17・11・22)

○本教戦死者慰霊の諸相

— 日中戦時下を中心に —

秦 修一 (17・12・6)

○態度転回と金光大神の信仰

— 「先を楽しむ」という記述に注目して —

岩崎 繁之 (17・12・7)

教典に関する基礎資料の編纂

本年度は以下の通り実施した。

御理解関係資料検討会は、「藤蔭」、「道別」、及び昭和五六年以降に刊行された教内紙誌より、教典未収録の「金光大神御理解」の収集を行う作業部会を七回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 教団史戦前期資料一三三点の移管 (17・4・15) / 金光図書館より

(2) 直江津教会所蔵資料六三三の借用 (17・6・11) / 直江津教会

長中西教子氏より

(3) 図書の收受 (17・7・15) / 囑託佐藤光俊氏より

(4) 信心生活(阪神・淡路大震災の被災体験等) に関する聴取調査 (17・8・27) 出張者五名 / 兵庫教会井口礼子氏、六甲教会

沢田重信氏、川崎富子氏より (於兵庫教会、六甲教会)

(5) 図書『道の子供』の移管 (17・8・30) / 金光図書館へ

(6) 高橋茂久平師・正雄師に関する資料二四四の收受 (17・9・27) / 高橋行地郎氏を通じて高橋信地郎氏より

(7) 金光大神に関する資料の調査収集 (17・10・17) 出張者二名

資料一点の收受 / 倉敷市 谷口洋子氏より

(8) 金神信仰及び民間信仰に関する調査 (17・11・8-9) 出張者

- 九名／倉敷市、笠岡市、鴨方町、金光町
- (9) ビデオ・DVD 「韓日に光る道」各一点の收受(17・12・10)／西岩城教会森本雅文氏を通じて韓日のビデオ映画を作る会より
- (10) 伊予天満教会所蔵信徒名簿の調査収集(17・12・28) 出張者一名 資料一点の收受及び資料七点の借用／伊予天満教会長海田真栄子氏より(於伊予天満教会)
- (11) 韓日のビデオ映画を作る会所有資料二二点の收受(18・1・6)／西岩城教会森本雅文氏を通じて韓日のビデオ映画を作る会より
- (12) 金光大神に関する資料一点の收受(18・1・6)／金光図書館より
- (13) 高橋正雄師に関する資料二点の收受(18・2・1)／高橋行地郎氏より
- (14) 旧本綿崎館保存資料の調査収集(18・2・10) 出張者四名 資料一八五点の收受／金光町 太田裕子氏より
- (15) 生沼万寿吉師に関する資料四点の借用(18・2・24)／浜西条教会長高橋道広氏より
- (16) 教内紙誌「長春」一九点の借用(18・3・10)／金光図書館より
- (17) 高橋正雄師に関する資料二七点の收受(18・3・23)／高橋行地郎氏を通じて高橋信地郎氏より

二、資料管理・運用

- (1) 資料の登録
- 教団史資料追加分(六一九六点)、教団史資料戦後期(九七点)、新収図書(五七四点)、教団書庫目録紀要(八〇点)、同学会誌(二二六一点)をコンピュータへ登録した。
- (2) 資料の複写
- | | | |
|----------------|--------|------|
| (イ) 教団史資料(追加分) | 四三八四五枚 | 八〇点 |
| (ロ) 布教史資料 | 一〇七四八枚 | 七十七点 |
| (ハ) 図書 | 二五六三枚 | 七十七点 |
| (ニ) 金光大神関係資料 | 一八三一枚 | 一三点 |
| (ホ) 信心生活記録資料 | 四五一枚 | 四十四点 |
| (ヘ) 高橋正雄師関係資料 | 一七三枚 | 二点 |
- (3) 資料の整理
- (イ) 教団史資料追加分
- 祭場保管資料複写終了分の紙折り、照合、原本修復作業を行った。
- (ロ) 祭場保管資料一七冊二三六二点の目録を作成した。
- (ハ) 布教史資料
- 収集資料七十七点を整理し、目録を作成した。
- (ニ) 金光大神関係資料
- 収集資料一五点を整理し、目録を作成した。
- (ホ) 信心生活記録資料
- 収集資料五点を整理し、目録を作成した。
- (ヘ) 写真資料

○写真六〇点を整理し、目録を作成した。

(A)音声資料

○既存のオープンリールテープをカセットテープにダビングした。

○未登録カセットテープ二九点を整理し、目録を作成した。

(4) 図書の整理・保管

新取図書五七四点の受入、破損図書の補修、所在不明図書の確認、補充及び整理を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成一七年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

既存資料目録のコンピュータ入力を以てこれに代えた。

教 学 研 究 会

第四四回教学研究会（17・9・16）17

一、日程

第一日

(1) 基調講演

「遭遇としての解釈

— 教学研究の展開を求めて —

竹部 弘

(2) 講演

「霊場の形成と変遷」

恵泉女学園大学人文学部教授

梅澤ふみ子

(3) 課題発表・全体討議

テーマ「霊地」とは何か」

(1) 課題発表

① 聖地を論ずる恍惚と不安

— 地理神学の視座から —

土居 浩

② 「場」が持つ引力

— 「霊地」を考えるために —

加藤 実

(2) 全体討議

第二日

研究発表・討議

〈A会場〉

① 「教会」における信仰営為の課題

— 教会で御用を頂きつつ考えたこと —

保坂 道照

② 金光教受容の一面

— 神とは何か、救われるとは何か —

土居 友子

③ 「先を樂しむ」に秘められた金光大神の信心

— 「お知らせ事覚帳」明治一四年八月二日の記述に注目して —

④ 韓国布教一〇年を振り返って

⑤ 金光大神の死と「教祖」の発見

⑥ 金光教学研究から学ぶための若干の方法論的課題について

岩崎 繁之
鳥取 和道
高橋 昌之

〈B会場〉

⑦経済学方法論から見た金光大神信仰理解

山崎 達彦
姫野 教善

⑧本教戦没者慰霊の諸相

秦 修一

⑨語りかける資料

中西 教幸

⑩放送講話に見る信心の実際と課題

小林 真

⑪信心体験を語る意味

宮本 和寿
福嶋 光善

⑫終戦後の信奉者に見る生活実感の獲得

⑬明治後期地域社会における信仰受容の諸相

児山 真生

⑭「復祭届」に注目して

大林 浩治

⑮大正末昭和初期、信心表現の舞台裏

小林真(邑久、放送協議員)、福嶋光善(真砂、近畿布教史編纂室)、阪井澄雄(東壩、古瀬真一(阪急塚口)、土居浩(前橋、ものつくり大学)、土居友子(前橋)、高橋寛志(岡東、東中国教務センター)、橋本美智雄(伏見、東近畿教務センター)、荻野理喜之助(馬込、東京センター)、池上作(京都大学大学院生)、藤本拓也(赤羽、東京大学大学院生)、鳥取和道、高橋浩江(以上、学院)、十亀光照(布教部)、松岡光一(育成教会

部)、堀井雄輔(金光図書館)、近藤金雄(総務部)
坂本忠次、荒木美智雄、姫野教善、山崎達彦、福嶋信吉、宮本要太郎、渡辺順一、金光和道、佐藤光俊(以上、嘱託)
水野照雄、坂田道照、金光清治、橋高真宏(以上、研究員)
沢田重信、早川公明、岡勝繁、森田光照(以上、評議員)
本所職員、研究生

教学に関する懇談会

第二七回教学に関する懇談会(17・11・18)

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二七回合は、「学問と信仰」のテーマのもと、近年の学問動向を視野に収めつつ、学問的立場、教学的立場から、互いに、研究の立ち上げをめぐる思いをはじめ、研究を通じて信仰と出合う経験、信仰が自らの研究にどのようなメッセージを与えるのかなど、「生きていること」として研究とは何か」をめぐる発題、懇談を行った。

一、テーマ「学問と信仰」

二、会場 本所会議室

三、日程 発題1 高橋昌之

発題2 藤本拓也

懇談1 「発題を受けて」

講話 前田祝一

懇談2 「講話を受けて」

四、出席者

前田祝一（気多、嘱託、駒沢大学教授）、福嶋信吉（中野、嘱託、昭和大学講師）、藤本拓也（赤羽、東京大学大学院人文社会科学系研究科博士課程）、池上作（京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程）
本所職員、研究生

教学講演会

第二回教学講演会（17・12・12）

全教の信奉者と共に、現代の信心課題について、教学の成果を手がかりとして考察するために、左記の通り、教学講演会を開催した。

- 一、会場 本部広前会堂西二階
- 二、テーマ 「教祖との出会い」
- 三、日程 講話1 「金光大神の死後を生きる」

講話2 「信心をあらわす場としての『いま』」 高橋 昌之

講話3 「金光大神広前への参拝の諸相」 大林 浩治

加藤 実

日韓宗教研究FORUM

日韓宗教研究FORUM第三回国際学術大会（17・8・22～23）

於：韓神大（韓国）

本所では、日本と韓国における諸学問（宗教学・歴史学等）の研究者、及び各宗教の教学・宗学の研究者との交流・相互理解を通じて、両国における宗教研究の比較、検討と、問題意識の交流を図ると共に、教学研究上の研究視点の深化と拡大に培うべく同FORUMへの参加、並びに運営委員会に参画している。

今年度は、第三回大会（テーマ：宗教と儀礼）が開催され、朴根遠氏の基調講演、テーマ別分科会における研究発表・小括討論並びに総合討論が行われた。

また、本所が二〇〇七年の第四回大会を受け入れ、企画を進めていくこととなった。

一、日程

(1)基調講演

朴根遠（韓神大校名誉教授）

「東アジアの近代化と宗教儀礼」

(2)分科会

第一分科会テーマ「近世社会と宗教儀礼」

①黄京淑（釜山大学校韓国民族文化研究所）

「イムギ（瓊目）説話と祈雨祭」

- ② 根井淨 (龍谷大学)
「日本の補陀落渡海」
- ③ 朴光洙 (円光大学校)
「円仏教の薦度儀礼」
- ④ 神田より子 (敬和学園大学)
「近世期修験道に見る巫女の宗教儀礼」
- ⑤ 金時徳 (韓国民族博物館)
「葬儀式場の登場と韓国の喪葬礼文化の変化」
- ⑥ 梅田千尋 (京都大学総合博物館)
「近世日本における宮廷陰陽道の特質」
- 第二分科会テーマ「儀礼の調査方法論」
- ① 金哲秀 (甌山道思想研究所)
「新宗教儀礼調査の試論」
— 甌山道の医世思想と致誠儀礼を中心に —
- ② 佐々充昭 (立命館大学)
「現代韓国の『気修煉団体』に関する調査方法論上の諸問題」
— 丹ワールドの事例を中心に —
- ③ 南春模 (東西大学校日本研究センター)
「儀礼調査における観察法の意義と限界」
— 国内の日本系宗教集団調査の事例を中心に —
- ④ 山田慎也 (国立歴史民俗博物館)
「日本における葬送儀礼研究の方法論的検討」

- ⑤ 姜敦求 (韓国学中央研究院)
「儀礼研究の傾向と方向」
- ⑥ 桜井義秀 (北海道大学)
「現代日本の宗教社会学における調査研究の動向」
— 宗教的物語の諸相 —
- 第三分科会テーマ「国家と死亡者儀礼」
- ① 長志珠絵 (神戸市外国語大学)
「アメリカカ占領下の戦死者儀礼」
- ② 池映任 (済州大学校)
「韓国国立墓地の戦死者と済州4・3犠牲者の慰霊儀礼」
- ③ 山内小夜子 (真宗大谷派教学研究所)
「靖国と戦没者遺族」
— 小泉首相靖国参拝違憲訴訟の争点と課題 —
- ④ 金文吉 (釜山外国語大学校)
「在韓日本人遺骨問題と『芙蓉会』について」
- ⑤ 佐藤壮広 (大正大学)
「追悼の宗教文化論」
— 沖繩における平和祈念と民間巫者 —
- ⑥ 趙誠倫 (済州大学校)
「沖繩韓国人慰霊碑の社会的意味」
- 二、参加者
日本側参加者二八名、韓国側参加者六〇名、計九八名
- 三、見学旅行 (8・23)

水雲教を訪問した。

なお、本所参加者は、竹部弘（所長）、大林浩治、見山真生、高橋昌之（以上、所員）、秦修一、岩崎繁之（以上、助手）であった。

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第四回教団付置研究所懇話会が開催された。また、テーマを設けて、研究交流を図る研究部会が発足し、「生命倫理研究部会」が二回開催された。

一、研究部会

「生命倫理研究部会」第一回（17・4・4）一名
第二回（17・7・22）一名

二、第四回教団付置研究所懇話会（17・10・6）

於…曹洞宗檀信徒会館

今回は、二三研究機関・団体から七七名が参加した。同懇話会では、曹洞宗宗務総長有田惠宗の歓迎挨拶の後、三つの研究機関

の代表者による研究発表が行われた。その後、第五回の懇話会は、大本教学研究所にて開催し、幹事に、大本教学研究所、浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター、浄土宗総合研究所、曹洞宗総合研究センター及び本所が当たることを決めた。

(1) 研究発表

① 伊藤立教（日蓮宗現代宗教研究所主任）

「日蓮宗の歴史から学ぶ平和と戦争」

——戦争終結六〇周年を期に戦時下宗門を総括する——

② 今岡達雄（浄土宗総合研究所専任研究員）

「臓器移植をめぐる現状と問題点」

——浄土宗総合研究所見解について——

③ 斎藤泰（大本教学研究所研鑽室長）

「生命倫理研究部会の報告」

(2) 参加研究所・団体

NCC 宗教研究所、オリエンズ宗教研究所、大本教学研究所、国際仏教交流センター、金光教教学研究所、宗教情報センター（真如苑）、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター、神社本庁教学研究研究所、真宗大谷派教学研究研究所、西山浄土宗教学研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、玉光神社、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、中山身語正宗教学研究研究所、日蓮宗現代宗教研究所、新日本宗教団体連合会、天理大学おやさと研究所、辨天宗教理研究室、陽光文明研究所

なお、本所参加者は、竹部弘（所長）、児山真生（所員）であつた。

各種学会合への出席

一、学会

- 岡山民俗学会（17・4・24）二名
 歴史学研究会（17・5・28）29）二名
 「宗教と社会」学会（17・6・11）12）二名
 日本宗教学会（17・9・9）11）二名
 歴史科学協議会（17・9・25）26）二名
 日本民俗学会（17・10・8）9）一名
 日本史研究会（17・10・8）9）二名
 日本社会学会（17・10・22）23）二名
 民衆思想研究会（17・12・10）二名
- 二、教内会合
- 金光教広島平和集会（17・7・24）一名
 布教史研究連絡協議会準備会（17・7・28）一名
- 三、その他
- 国立歴史民俗博物館基幹研究「戦争の記録と語りに関する資料論的研究」（17・5・21）22）一名
 岡山県立記録資料館「古文書解説講座（入門コース）」（17・11・12、12・10、18・1・14、2・4、3・11）計五回一名

就実大学公開講演会「鷺田清一『弱さの力』」（17・11・19）三名
 岡山県立記録資料館「記録と資料のセミナー」（17・11・26、12・17、18・1・28、2・25、3・25）計五回各一名（第三回のみ三名）
 国学院大学COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」総合シンポジウム「神道の形成発展―異文化・仏教との関わりを中心に―」（17・12・2）4）二名
 天理大学おやさと研究所宗教研究会（17・12・3）一名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第四四回教学研究会、第二七回教学に関する懇談会、第三七回紀要掲載論文検討会への出席・参加、及び教学論各論四への出講を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

一、第八〇回（17・9・13）

議題（1）平成一八年度の方針並びに計画案及び経費予算案について

（2）その他

第八〇回の審議の主な点は、①資料センターの資料公開規準について②教学に関する交流集会の企画内容及び開催形式について

③教政課題懇談会の経過報告と現状について④客殿の雨漏り状況についてであった。

これらの諸点に併せ、経費についても質疑応答がなされ、平成一八年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は沢田重信、早川公明、岡勝繁、森田光照の各評議員と所長以下五名の職員であった。

二、第八一回(18.3.13)14

議題 (1)平成一七年度研究報告について

(2)その他

第八一回では、平成一七年度研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。

①教団付置研究所懇談会の出席団体及び発表内容について②「覚書」、「覚帳」研究における解釈方法の可能性について③若手研究者の育成及び指導方法について④客殿の雨漏りの現状と避雷針の修理について、等であった。

なお、出席者は沢田重信、早川公明、安武道義、岡勝繁の各評議員と所長以下五名の職員であった。

研究 生

本年度は、左記の二名に、五月一日から五か月間研究生を委嘱

し、実習を行った。

佐藤道文(加法教念)、島田悠香(北浜松教会)

また、左記の一名に、九月一日から三か月間研究生を委嘱し、実習を行った。

池田道男(銀座教会)

前記二名に対する実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1)研究展望

自らの問題関心を自覚的に確認すべく、展望レポートを一回提出した。

(2)文献解題

紀要論文をふくむ教内文献、または一般文献に触れ、内容を批判的に理解しつつ自己の問題関心の明確化を図るべく、解題レポートを一回提出した。

(3)文献・資料解題

問題関心をさらに深めると共に、的確に課題化する方法を学び、教学研究へと踏み出すべく、文献または資料を選定し、解題レポートを一回提出した。

(4)実習報告

研究期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

○佐藤道文

関東大震災下における本教信仰者の動静や発言を中心に、自

然災害によつて問われた信仰的意味の内容把握を試みた。

○高田悠香

福田美亮の『金光教の信心』の解題を通して、本教信仰における「教え」の持つ意味を考察した。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」「演習」の各講座を受講した。

(1) 教学論総論―担当者、所長

教学研究の意義・分野・現状の課題などを通じて、教学への総合的理解を深めるための講義を実施した。

(2) 教学論各論―五―担当者、部長・幹事・嘱託・教内関係者

教学研究の基礎理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。また、渡辺順一氏（嘱託）により、教学研究の今日的課題についての講義（17・6・17）を、土居浩氏（前橋・ものづくり大学講師）により地理学の研究動向に鑑みた宗教研究の意義についての講義（17・8・9）を実施した。

(3) 演習

(イ) 演習一―担当、一・二部

「お知らせ事覚帳」の影印本、及びその他の研究資料をテキストとして、通読、討議を二回実施した。

(ロ) 演習二―担当、三部

教団史資料をテキストとして、通読、討議を二回実施した。

三、資料実習―担当、資料室

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料室オリエンテーションを一回、資料解読を一回、資料整理を一回、調査実習を一回行つた。また、図書整理、資料保管庫資料の所在確認をそれぞれ一回ずつ行つた。

四、その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

また、池田道男に対する実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1) 中間報告

実習報告に向けて中間報告を行い、自己の問題関心の明確化を図つた。

(2) 実習報告

研究期間を総括して、以下の内容の実習報告を二月に提出した。

○道願縫の「家業」に関する御理解の分析を通じて、金光大神の理解から開かれる信仰世界の究明を試みた。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」「演習」の各講座を受講した。

(1) 教学論総論―担当者、所長

教学研究の意義・分野・現状の課題などを通じて、教学への総合的理解を深めるための講義を実施した。

(2) 教学論各論一―三―担当者、部長・幹事

教学研究の基礎理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。

(3) 演習

(イ) 演習一―担当、一・二部

「お知らせ事覚帳」の影印本、及びその他の研究資料をテキストとして、通読、討議を一回実施した。

(ロ) 演習二―担当、三部

教団史資料をテキストとして、通読、討議を一回実施した。

(4) 紀要・論文講読

紀要・論文講読一、二―担当、一・二部 三部 (各一回)

竹部弘「神と人との間」への問い―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐる―、児山真生「癡者」の金光教―教団の成り立ちへの問いかけとして―、同「引揚教師の『布教』への問い、その意味」をテキストとして、講読、討議を行った。

三、資料実習―担当、資料室

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料室オリエンテーションを一回、資料整理を一回行った。また、資料保管庫

資料の所在確認を一回行った。

四、その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第二六号を以下の通り発行した。

一、期日 平成一七年六月一二日

二、内容 巻頭言、所内の動き、投稿、研究報告検討会座談会他

三、部数 三六〇部 (A4判、八頁)

ホームページの運営・管理

一〇月二〇日、本所のホームページを開設した。

(<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>)

人事関係

一、異動

(1) 職員 (教団職員)

○所員金光和道、四月一五日付辞任。○教徒竹中梢、五月六日付で教団職員に任命され、書記に就任、同日付で資料室員

に指名。○所長佐藤光俊、六月三〇日付で任期満了。○部長竹部弘、六月三〇日付で任期満了。所員竹部弘、六月三〇日付で辞任。教師竹部弘、七月一日付で所長に任命。○第二部長加藤実、七月一日付で第一部長に兼ねて指名。○教師佐藤道文、同島田悠香、一〇月一日付で教団職員に任命され、助手に就任。○教徒池田道男、一二月一日付で教団職員に任命され、助手に就任。○助手山崎勢次、二月一日付で本部教庁布教部へ異動。○助手荒垣寧範、三月七日付で復職。

(2) 研究生

○教徒佐藤道文、同島田悠香、五月一日付で研究生を委嘱、九月三〇日付で委嘱期間満了。

○教徒池田道男、九月一日付で研究生を委嘱、一月三〇日付で委嘱期間満了。

(3) 嘱託

○教師金光和道、四月一八日付で嘱託を委嘱。教師佐藤光俊、七月一日付で嘱託を委嘱。嘱託福嶋信吉、一二月一〇日付で河井と改姓。

(4) 研究員

○研究員水野照雄、一月三〇日付で委嘱期間満了、一二月一日付で再任。

二、本所職員並びに本所関係者数(18・3・31現在)

職員一八名(所長1部長2幹事1所員2助手6事務長1主事3書記2)

嘱託二三名、研究員五名、評議員五名

学院との関係・その他

一、学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

(1) 教義特別講義(所員加藤実、同高橋昌之)(17・11・2、8、

16)

(2) 教団史特別講義(所員大林浩治)(17・11・19)

二、学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学論」(所長竹部弘)(18・3・11)

三、学院と研究所との懇談を実施した。(18・3・25)

金光図書館と研究所との懇談を実施した。(18・3・28)

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

(敬称略)

○池上作(京都大学大学院生)(17・5・12、6・15、8・10、11・14、

11・17)

○木場明志(大谷大学教授)(17・5・31)

○藤本拓也(東京大学大学院生)(17・6・11)

○桑原隆治郎(鳥取大学大学院生)(17・6・12、8・8)

○小沢浩(17・8・29)

○渡辺郁司(郷土史家)(17・12・24)

紀要『金光教学』第四五号正誤表

頁	行	誤	正
41	下段 8	彼は注④にあるような	彼は注④にあるような
41	下段 9	矢代との応答関係について	矢代との応答関係について
50	6	五四キロ	五六キロ
51	△ 1	失敗 <small>やぶ</small> ざる	失敗 <small>やぶ</small> ざる
62	3	神へ近づき	神への近づき
66	△ 1	二間四面	二間四間
76	下段 1	付与していくれる	付与してくれる
76	下段 7	佐藤テル師談抄	佐藤テル師談
83	3	藤井恒次郎	藤井恒治郎
94	△ 4	太郎神社	太郎神社
117	上段 △ 7	太郎神社	太郎神社
117	下段 △ 4	金光大神六二八―二	金光大神六二八―一

○岡崎鎮生(郷土史家)(18・3・15)
 ○河野乘慶(中山身語正宗教学研究所長)、藤井教正(同研究員)、
 福山芳賢(同研究員)(18・3・27)

金光教学第46号

平成18年9月15日印刷

平成18年9月20日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・株式会社正文社印刷 所

発行・金光教教学研究 所

〒719-0111 岡山県浅口市金光町大谷1441番地の3

TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119

<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を發表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、攝取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いまだ少しく陣容もとのい、内容も充実するをまわって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備の段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、激烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所所长・大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2 0 0 6
No.46

CONTENTS

- TAKEBE, HIROSHI
An Analysis of Konko Daijin's Viewpoint of Transcendence 1
- OBAYASHI, KOJI
On the Cosmos of Divine Narrative in "Record of Revelations" and
"Memoirs of Konko Daijin" : An Methodological Essay on the
Konkokyo Archaic Creativity 42
- HATA, SHUICHI
War and Lost Souls : On the Meaning of Faith Questioned through Remembering
the War Dead 115
-
- UMEZAWA, FUMIKO
Formation and Transition of Sacred Places 170
- TAKEBE, HIROSHI
Interpretation through Encounter : In search for the Development of Konkokyo
Research 199
-
- Collected Materials;
Remembering the War Dead 217
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2005 298
The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 306
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the
Year 2005 311